JAPAN
Official Development Assistance

2010年版　政府開発援助（ODA）白書

日本の国際協力

外務省

2010年版政府開発援助（ODA）白書

日本の国際協力

外務省

【表紙写真説明】

トンガのヌクアロファ市内で生徒たちと空き瓶の楽器作りをする青年海外協力隊員(音楽)
(写真提供:今村健志朗/ JICA)

日本の援助によって建設されたベトナムのカントー橋を渡る人々。
(写真提供:トゥイ・チェー新聞の写真家チャン・ティエン・ズン氏)

アフガニスタンのパグラム郡で地雷探知作業を行う(特活)日本地雷処理を支援する会(JMAS)隊員
(写真提供:JMAS)

本書は、外務省ホームページ(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda)上でも閲覧可能です。また、政府開発援助(ODA)に関し、日本の実績のみならず、諸外国の援助や国際機関の活動などについても記載している「参考資料集」も、同ホームページで閲覧可能ですので併せてご参照下さい。

なお、本書の本文中に登場する人物の肩書については、すべて当時のものです。

巻 頭 言

私は、2011年3月9日、外務大臣に就任しました。就任直後の3月11日、東北地方太平洋沖地震と津波が発生し、東北地方を中心に甚大な被害をもたらしました。この大災害に、これまで134の国・地域および39の国際機関から日本に対し支援の申し出がありました(3月31日現在)。その中には、日本が政府開発援助(ODA)などを通じて様々な国際協力を行ってきた開発途上国も多く含まれています。これほど多くの温かい支援の申し出をいただいたことに心より感謝申し上げます。また、相手国に資するODAを真剣に考えてきた日本の姿勢を評価するお言葉も寄せられていることは、たいへん有り難いことだと思っています。

日本がこの困難な時期を乗り越え、復興を果たすためにも、引き続き国際社会からの信頼を得ることが重要です。日本の平和と豊かさは、世界の平和と繁栄の中でこそ実現可能だからです。日本は今回の震災で大きな被害を受けましたが、こうした大変厳しい国難の状況にあっても、ODAをはじめとする国際協力の重要性に変わりはありません。

ODAをより戦略的かつ効果的に実施するために2010年6月に発表した「ODAのあり方に関する検討　最終とりまとめ」では、貧困削減、すなわちミレニアム開発目標(MDGs)達成への貢献、平和への投資、持続的な経済成長の後押しを重点分野としています。菅総理大臣は、2010年9月のMDGs国連首脳会合においてMDGs達成に向けた日本の具体的な貢献策である「菅コミットメント」を発表し、保健および教育に関する新しい政策を表明しました。日本は、「菅コミットメント」を着実に実施するため、人間の安全保障の視点を踏まえて、母親と子どもの健康を守る母子保健や、初等教育の完全普及の達成といった課題に積極的に取り組んでいきます。

また、環境・気候変動問題といった地球規模課題への取り組みも引き続き重視していきます。その解決に向けては、開発途上国の理解と協力が欠かせません。2010年10月、日本は生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の議長国として会議を成功に導き、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組む開発途上国を支援するため「いのちの共生イニシアティブ」を表明しました。

さらに、ODAの実施に当たっては日本の質の高いインフラの海外展開や、資源の安定供給確保といった経済外交の推進にもODAを積極的に活用していきます。これは、日本の国益に資するだけではなく、途上国の発展にもつながるものであり、日本と途上国双方が裨益する形で協力を行っていきます。

ODAを実施していくに当たっては、NGOや経済界の方々とより緊密に連携していくとともに、国民の皆様のご理解とご支持がますます重要になっています。ODA白書は、前年度1年間のODA実績を中心に、ODAの実施状況を国民の皆様にご報告するとともに、その年ごとの重要課題を分かりやすく紹介しています。また、MDGs達成への取組とともに、第II部「新たなODAのあり方」の中で経済外交へのODAの活用についても説明しています。この白書を手に取られた方が、国際協力をより身近なものに感じていただけることを願っています。

外務大臣
松本 剛明

2011年3月

2010年版政府開発援助（ODA）白書
日本の国際協力

第Ⅰ部 ミレニアム開発目標（MDGs）と日本の取組

第1章 MDGsの達成状況 …… 2

第2章 MDGs達成に向けた具体的取組 …… 6

■第1節 国際社会の動きと日本の取組 …… 7
1. G8ムスコカ・サミット …… 7
2. アジア太平洋地域MDGsレビュー特別閣僚会合 …… 7
3. MDGs国連首脳会合 …… 8

■第2節 MDGs達成に向けた日本の貢献 …… 9
1. 国際保健分野の新政策 …… 9
2. 教育分野の新政策 …… 10

第3章 TICADプロセスを通じた取組 …… 14
1. TICADフォローアップ会合 …… 15
2. G8ムスコカ・サミットおよび第65回国連総会 …… 16

第Ⅱ部 新たな政府開発援助（ODA）のあり方 ーODAを改めて考える

第１章 ODAをめぐる環境の変化と新たな援助理念
ーなぜ日本は開発途上国に援助を行うのか？ …… 18

■第１節 今回のODAのあり方に関する検討の背景と経緯
ーODAを取り巻く環境の変化 …… 19
■第２節 開かれた国益の増進ー新たな開発協力の理念 …… 20
1. 「開発協力」の中核としてのODA …… 20
2. 開発協力の理念 …… 20
3. 開発協力の３本柱 …… 21

第２章 今後の具体策ー何が変わるのか …… 22

■第１節 より戦略的・効果的な援助の実施 …… 23
1. 戦略的な援助の実施 …… 23
2. 効果的な援助の実施 …… 24
3. 現場主義の強化 …… 26
4. 評価の改善 …… 27
5. 多様な関係者との連携 …… 28
6. 国際社会におけるリーダーシップの発揮 …… 29
■第２節 国民の理解と支持の促進 …… 30
1. 国民参加と共感の拡大 …… 30
2. 「見える化」の徹底ー透明性の向上 …… 30
3. ODAの現場を伝える広報の効率化 …… 30
4. 国民の理解と支持を促進するための具体的な取組 …… 31
■第３節 企画立案機能と実施体制（JICA） …… 33
1. 外務省の政策・企画立案機能の強化 …… 33
2. JICAの改革 …… 33
■第４節 開発資金の確保 …… 35
1. ODAの拡充に向けた努力 …… 35
2. 民間資金・OOFとの連携 …… 35
3. 革新的資金調達 …… 36

第Ⅲ部 2009年度の政府開発援助実績

第１章　実績から見た日本の政府開発援助 …… 38

第２章　日本の政府開発援助の具体的取組 …… 44

■第１節　政府開発援助大綱の基本方針に関連した取組 …… 45

1. 政府開発援助大綱 …… 45
2. 政府開発援助中期政策 …… 45
3. 国別援助計画 …… 46
4. 分野別開発政策 …… 46
5. 国際協力重点方針 …… 46
6. 事業展開計画 …… 47

■第２節　課題別の取組 …… 48

1. 貧困削減 …… 48
   （１）教育 …… 48
   （２）保健医療・福祉、人口 …… 51
   （３）水と衛生 …… 54
2. 持続的成長 …… 56
   （１）経済社会基盤 …… 56
   （２）情報通信技術（ICT） …… 56
   （３）貿易、投資、ODA以外の資金との連携 …… 57
   （４）農業 …… 59
   （５）政策立案・制度整備 …… 60

３．地球規模課題への取組 …… 61

   （１）環境・気候変動問題 …… 61
   （２）感染症 …… 66
   （３）食料 …… 68
   （４）資源・エネルギー …… 69
   （５）防災と災害援助 …… 70
   （６）国境を越える犯罪・テロ …… 72

４．平和構築 …… 74

   （１）アフガニスタンおよびパキスタン支援 …… 75
   （２）イラク …… 76
   （３）対パレスチナ支援 …… 77
   （４）不発弾および対人地雷・小型武器等 …… 78

■第３節　地域別の取組 …… 79

１．東アジア地域 …… 80
２．南アジア地域 …… 85
３．中央アジア・コーカサス地域 …… 88

4．アフリカ(サブ･サハラ)地域 …… 90
5．中東地域 …… 94
6．中南米地域 …… 98
7．大洋州地域 …… 102
8．欧州地域 …… 106
■第４節　援助実施の原則の運用 …… 109
■第５節　援助政策の立案および実施における取組 …… 111
1．援助政策の立案および実施体制 …… 111
（1）一貫性のある援助政策の立案 …… 111
（2）関係府省庁間の連携 …… 111
（3）政府と実施機関の連携 …… 111
（4）政策協議の強化 …… 112
（5）現地機能の強化 …… 112
（6）内外の援助関係者との連携 …… 113
ア NGOとの連携 …… 113
イ 民間企業との連携 …… 114
2．国民参加の拡大 …… 118
（1）国民各層の広範な参加 …… 118
（2）人材育成と開発研究 …… 118
（3）開発教育 …… 119
（4）情報の公開と広報 …… 119
ア 広報･情報公開 …… 119
イ 国際社会に対する情報発信の強化 …… 120
3．効果的実施のために必要な事項 …… 120
（1）評価の充実 …… 121
（2）適正な手続の確保 …… 121
（3）不正、腐敗の防止 …… 121
（4）援助関係者の安全確保 …… 122

第Ⅳ部 資料編

第1章 日本の政府開発援助予算 …… 124

■第1節 2010年度政府開発援助予算（当初予算） …… 124
図表Ⅳ－1 政府開発援助予算 …… 124
図表Ⅳ－2 政府開発援助予算の推移・他の主要経費の推移 …… 124
図表Ⅳ－3 一般会計予算の内訳 …… 125
図表Ⅳ－4 政府開発援助一般会計予算［政府全体］ …… 125
図表Ⅳ－5 政府開発援助事業予算 …… 126
図表Ⅳ－6 政府開発援助事業予算の区分ごとの内訳［政府全体］ …… 126
図表Ⅳ－7 政府開発援助事業予算の財源と援助形態別歳出項目 …… 127
■第2節 各省庁の事業予算（当初予算）と事業概要 …… 128
図表Ⅳ－8 省庁別政府開発援助予算推移（一般会計予算） …… 128
図表Ⅳ－9 省庁別政府開発援助予算推移（事業予算） …… 128
図表Ⅳ－10 各省庁の事業予算（2010年度事業予算）と事業概要 …… 129

第2章 日本の政府開発援助実績 …… 136

■第1節 開発途上国への資金の流れ …… 136
図表Ⅳ－11 日本から開発途上国への資金の流れ …… 136
■第2節 二国間政府開発援助の所得グループ別実績 …… 137
図表Ⅳ－12 二国間政府開発援助の所得グループ別実績（DAC分類） …… 137
図表Ⅳ－13 二国間政府開発援助と後発開発途上国（LDCs）向け援助額および贈与額の比較 …… 138
■第3節 国別実績 …… 139
図表Ⅳ－14 二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳 …… 139
図表Ⅳ－15 二国間政府開発援助の形態別30大供与相手国 …… 144
図表Ⅳ－16 日本が最大の援助供与国となっている国一覧 …… 146
図表Ⅳ－17 日本がこれまでに政府開発援助を供与したことのある国・地域一覧（2009年実績まで） …… 147
■第4節 分野別実績 …… 148
図表Ⅳ－18 二国間政府開発援助分野別配分 …… 148
■第5節 緊急援助実績 …… 149
図表Ⅳ－19 緊急無償案件（2009年度） …… 149
図表Ⅳ－20 国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および物資供与案件（2009年度） …… 149
図表Ⅳ－21 国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および物資供与実績（2009年度） …… 150

第3章 二国間援助案件リスト …… 151

■第1節 二国間贈与 …… 151
図表Ⅳ－22 無償資金協力案件一覧 …… 151

■第２節　二国間借款 …… 156
図表Ⅳ－23　有償資金協力案件一覧 …… 156

第４章　国際機関を通じた政府開発援助実績 …… 158

図表Ⅳ－24　国際機関を通じた政府開発援助実績の推移 …… 158
図表Ⅳ－25　主要国際機関に対する拠出･出資実績（上位５か国） …… 159

第５章　政府開発援助に関する主な資料 …… 161

■第１節　日本の政府開発援助をめぐる動き（2009年12月～2010年10月末） …… 161
■第２節　政府開発援助に関する政策 …… 163
1.　政府開発援助大綱（2003年８月閣議決定） …… 163
2.　政府開発援助に関する中期政策 …… 169
3.　現行の分野別開発政策一覧 …… 182
■第３節　重債務貧困国（HIPCs）一覧 …… 183

参　考　諸外国の政府開発援助 …… 184

■第１節　DAC諸国の政府開発援助実績 …… 184
図表Ⅳ－26　DAC諸国の政府開発援助実績（2009年） …… 184
図表Ⅳ－27　DAC諸国の政府開発援助形態別内訳（2008年） …… 185
図表Ⅳ－28　地域別実績における主要DAC援助国（2008年） …… 186
図表Ⅳ－29　DAC諸国の贈与比率 …… 187
図表Ⅳ－30　DAC諸国の贈与額 …… 187
図表Ⅳ－31　DAC諸国のグラント･エレメント …… 188
図表Ⅳ－32　DAC諸国の二国間政府開発援助のタイイング･ステイタス …… 188
図表Ⅳ－33　主要DAC加盟国の政府開発援助の比較 …… 189
図表Ⅳ－34　主要DAC加盟国の二国間政府開発援助の分野別配分（2008年） …… 189
図表Ⅳ－35　主要DAC加盟国の政府開発援助額に占める国際機関を通じた援助額の割合 …… 190
■第２節　DAC諸国の開発途上国への資金の流れ …… 191
図表Ⅳ－36　DAC諸国の開発途上国への資金の流れ（2008年） …… 191
図表Ⅳ－37　DAC諸国のNGOによる援助実績 …… 192
■第３節　DAC援助受取国･地域リスト …… 193
図表Ⅳ－38　DAC援助受取国･地域リスト（2009年） …… 193
■第４節　非DAC諸国･地域の政府開発援助実績 …… 194
図表Ⅳ－39　非DAC諸国･地域の政府開発援助実績 …… 194

略語一覧 …… I
用語集 …… VI
索引 …… X

図表

第Ⅰ部

図表Ⅰ－1　ミレニアム開発目標（MDGs）の達成状況 …… 4
図表Ⅰ－2　EMBRACEモデル …… 10
図表Ⅰ－3　日本の基礎教育支援モデル「スクール・フォー・オール」 …… 12

第Ⅱ部

図表Ⅱ－1　「開発協力」の概念 …… 20
図表Ⅱ－2　プログラム・アプローチの強化 …… 25

第Ⅲ部

図表Ⅲ－1　2009年の日本の政府開発援助実績 …… 39
図表Ⅲ－2　日本の二国間政府開発援助の地域別配分の推移 …… 40
図表Ⅲ－3　主要DAC加盟国の政府開発援助実績の推移 …… 41
図表Ⅲ－4　DAC諸国における政府開発援助実績の国民一人当たりの負担額 …… 42
図表Ⅲ－5　DAC諸国における政府開発援助実績の対国民総所得（GNI）比 …… 42
図表Ⅲ－6　日本の政府開発援助実績の対国民総所得（GNI）比の推移 …… 43
図表Ⅲ－7　開発イニシアティブ（資金援助）　年度別地域別実績 …… 58
図表Ⅲ－8　開発イニシアティブ（技術支援）　年度別地域別実績 …… 58
図表Ⅲ－9　平和構築概念図 …… 74
図表Ⅲ－10　二国間政府開発援助の地域別実績（2009年） …… 79
図表Ⅲ－11　東アジア地域における日本の援助実績 …… 83
図表Ⅲ－12　南アジア地域における日本の援助実績 …… 86
図表Ⅲ－13　中央アジア・コーカサス地域における日本の援助実績 …… 89
図表Ⅲ－14　アフリカ地域における日本の援助実績 …… 91
図表Ⅲ－15　中東地域における日本の援助実績 …… 96
図表Ⅲ－16　中南米地域における日本の援助実績 …… 99
図表Ⅲ－17　大洋州地域における日本の援助実績 …… 104
図表Ⅲ－18　欧州地域における日本の援助実績 …… 107
図表Ⅲ－19　国別援助計画・現地ODAタスクフォースの立ち上がっている国一覧 …… 112

Column

1 P.13 パートナーシップで効果的な援助を ～国連人口基金(UNFPA)東京事務所長　池上清子氏インタビュー～

2 P.50 アフリカの大地で学校建設に取り組む ～カメルーンの小学校建設支援～

3 P.53 看護水準の向上を目指して ～エルサルバドルから中米カリブ地域へ広がる看護協力～

4 P.55 水道はみんなの財産 ～パキスタンの水道改良事業～

5 P.64 みんなで手を取り合った開発を ～COP10名誉大使MISIAさんへのインタビュー～

6 P.65 生き物を守り、環境の大切さを教える ～マダガスカルの環境教育への協力～

7 P.84 モンゴルの生命線を守る ～火力発電所の改善に取り組むシニア海外ボランティア～

8 P.87 教育の機会を提供し、自立を促す ～バングラデシュで家事使用人として働く少女を支援～

9 P.93 適切な医療を難民に ～ジブチでの難民支援～

10 P.97 諦めないことが成功への一歩 ～トルコ・ボスポラス海峡横断トンネル～

11 P.101 信頼関係で世界遺産を保存 ～グアテマラ・ティカル遺跡への協力～

12 P.105 海を越えて情報にアクセスを ～大洋州へのICT支援～

13 P.108 子どもたちから地域に広がる交流 ～マケドニアの民族間交流支援～

14 P.116 連帯し自立へ進む ～日本のNGOによるハイチ支援～

15 P.117 官民でODA卒業国に協力 ～サウジアラビアの自動車技術訓練～

Keyword

1 P.3 ミレニアム開発目標(MDGs) ～その目的とこれまでの経緯～

2 P.23 OECD-DAC対日援助審査

3 P.34 経済外交の推進へのODAの活用

4 P.62 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)

日本の政府開発援助(ODA)

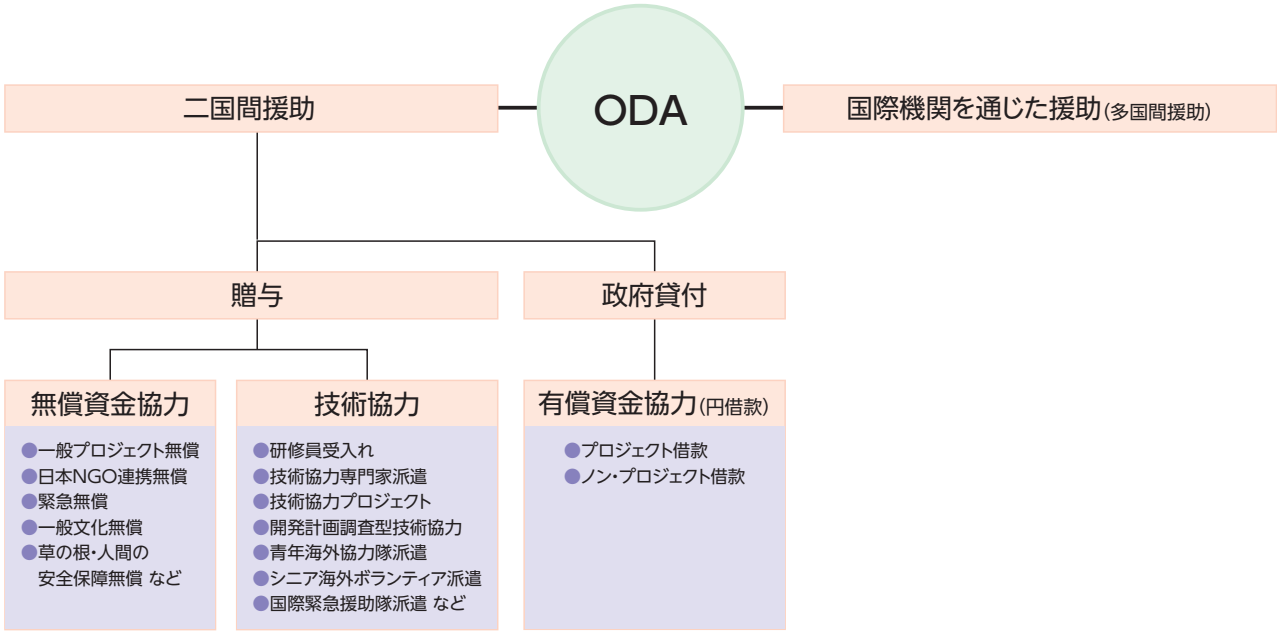

政府開発援助(ODA：Official Development Assistance)とは、OECD(経済協力開発機構)のDAC(開発援助委員会)が作成する援助受取国・地域のリストに掲載された開発途上国・地域に対し、主に経済開発や福祉の向上に寄与することを目的として公的機関によって供与される贈与および条件の緩やかな貸付のことです。

ODAには、開発途上国を直接支援する二国間援助と、国際機関を通じて支援する多国間援助があります。二国間援助は、「贈与」と「政府貸付」に分けることができます。贈与は開発途上国に対して無償で提供される協力のことで、「無償資金協力」と「技術協力」があります。一方、「政府貸付」は、将来、開発途上国が返済することを前提としており、「有償資金協力(円借款)」があります。多国間援助には、国連児童基金(UNICEF)や国連開発計画(UNDP)への拠出や世界銀行などへの拠出・出資などがあります。

第Ⅰ部

ミレニアム開発目標（MDGs）と日本の取組

第1章 MDGsの達成状況 …… 2
第2章 MDGs達成に向けた具体的取組 …… 6
第1節　国際社会の動きと日本の取組 …… 7
第2節　MDGs達成に向けた日本の貢献 …… 9
第3章 TICADプロセスを通じた取組 …… 14

第1章

MDGsの達成状況

2000年代に入ってからのこの10年間、国際社会においてMDGs（ミレニアム開発目標）は開発分野の羅針盤としての役割を果たしてきました。MDGs達成に向けた国際社会の取組はある程度の成果を上げてきましたが、2015年までにすべての国・地域ですべての目標を達成するために、国際社会の一層の努力が求められています。

国連は2005年以降、年に一度、MDGs達成に向けた進ちょく状況を報告書にまとめています。2010年6月に発行された報告書によると、MDGs達成に向けた進ちょく状況は一様でなく、分野や地域によってばらつきが見られることが分かります。

いくつかの分野では、2015年までに目標が達成される見通しが立っています。たとえば、極度の貧困の半減については、開発途上地域全体で見れば目標が達成される見通しです。背景には、開発途上地域の経済成長がおおむね堅調であること、特に1990年時点で世界の貧困人口の約6割を抱えていた中国とインドが目覚ましい発展を遂げていることがあります。安全な飲料水のない人口の半減についても、主に農村で改良された飲料水源の普及が進んだ結果、目標が達成される見通しです。

このような進ちょくは見られるものの、2015年までの目標達成は難しいと見られる分野もあります。進ちょくが最も遅れているとされるのが、MDGsの8つの目標のうち3つを占める保健分野です。MDGsの目標4「乳幼児死亡率の削減」のターゲットである5歳未満児の死亡率は、1990年の出生1,000人当たり100人から、2008年には出生1,000人当たり72人へ28%低下しました。一方で、2015年までに1990年の水準の3分の1に削減するという目標の達成は厳しい状況です。目標5「妊産婦の健康の改善」のターゲットの1つである妊産婦死亡率については、最新のデータによれば、1990年の出生10万人当たり400人から、2008年には出生10万人当たり260人へ34%低下したと推計されています(注1)。ある程度は進ちょくがあったといえますが、それでも2015年までに妊産婦の死亡率を1990年の水準の4分の1に削減するという目標の達成には一層の努力が必要です。目標6「HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病のまん延の防止」については、国際社会の努力により比較的成果が出ているものの、支援の継続や拡大が必要な状況です。保健と大きく関連する衛生分野についても、改良された衛生施設を利用できる人口の割合はあまり伸びていません。

注1　出典：世界保健機関（WHO）、国連児童基金（UNICEF）、国連人口基金（UNFPA）および世界銀行 “Trends in Maternal Mortality:1990 to 2008”（2010年9月）

（写真提供：谷本美加／ JICA）

また、教育分野については、最貧国における就学率は改善されているものの、いまだに7,200万人の子どもが就学していません。本来は2005年までの達成を目指していた初等教育および中等教育における男女格差の解消についても、格差は縮小傾向にあるものの、2010年現在目標を達成できていません。

地域ごとに見ると、東アジアなどが比較的順調にMDGs達成に向け前進しているのに対し、サブ・サハラ・アフリカおよび南アジアは地域全体として厳しい状況にあります。また、同じ地域内や1つの国の中でも格差が存在しています。

MDGsの達成に向けた進ちょくには、開発途上国自身の政策や国際社会の支援だけでなく、世界経済の動きも大きく関係しています。2007年から2008年にかけて見られた食料・エネルギー価格の高騰や2008年からの世界金融・経済危機などは、開発途上国の食料供給や雇用に大きな影響を及ぼしました。気候変動に伴う様々な変化や、自然災害などの緊急事態もMDGs達成に向けた進ちょくを鈍化させる要因です。

Keyword 1

ミレニアム開発目標（MDGs）
～その目的とこれまでの経緯～

MDGs（Millennium Development Goals）が設定された契機は、2000年9月にニューヨークで開催された国連のミレニアム・サミットです。この会議には147か国の国家元首を含む189か国の代表が参加し、21世紀の国際社会の目標として「国連ミレニアム宣言」を採択しました。国連ミレニアム宣言は、「平和と安全」「開発と貧困撲滅」「環境」「人権とグッド・ガバナンス（良い統治）」「アフリカの特別なニーズ」などを課題として挙げ、21世紀の国連が果たすべき役割の方向性を示しました。

この国連ミレニアム宣言と、1990年代に開催された主要な国際会議で採択されてきた国際開発目標を統合し、1つの共通の枠組みとしてまとめたものがMDGsです。MDGsは、「極度の貧困と飢餓の撲滅」「普遍的初等教育の達成」「乳幼児死亡率の削減」「妊産婦の健康の改善」「環境の持続可能性確保」など、2015年までに達成すべき8つの目標（ゴール）を掲げており、これらの目標の下には、より具体的なターゲットと達成状況を測定するための指標が設定されています。

国際社会は、様々な機会にMDGsの重要性を確認し、目標達成に向けた努力を強化してきました。

2005年には、国連ミレニアム宣言のフォローアップのために、国連首脳会合が行われ、MDGsの達成に向けて全世界がさらなる努力を重ねることが確認されました。また、2015年までの中間年に当たる2008年には、国連で「MDGsに関するハイレベル会合」が開催され、特に重要とされる「貧困と飢餓」「教育と保健」「環境の持続可能性」という3つの分野についての分科会が開催されました。そして、目標達成期限まで残すところ5年となった2010年には、第2章の第1節で紹介しているとおり、世界各国の首脳や閣僚の集まる様々な会合が行われ、MDGs達成に向けたこれまでの成果と課題、今後の具体的なアプローチについての議論が行われました。

このように世界中の国々や様々な主体が、MDGsという国際社会共通の目標の下、今後の世界がどうあるべきか、そしてそれぞれの国が果たすべき責任とはどのようなものであるかについて議論を交わし、行動を起こしているのです。

図表 I-1　ミレニアム開発目標（MDGs）の達成状況（国連「MDGs 2010 進ちょく図表」等から）

目　標	ターゲット （　）内は指標	開発途上国全体 暦年	開発途上国全体 達成状況グラフ	北アフリカ	サブ・サハラ・アフリカ
目標1 極度の貧困と飢餓の撲滅	1. 極度の貧困半減 （1日約1ドル以下で生活する人口の割合［%］）	1990 1999 2005	45.7 33.0 26.6	4.5 4.4 2.6	57.5 58.3 50.9
	2. 生産的かつ適切な雇用 （労働年齢人口に占める就業者の割合［%］）	1991 2000 2009	64.2 62.9 61.7	43.9 43.4 46.0	63.5 64.1 64.9
	3. 極度の飢餓半減 （カロリー消費が必要最小限のレベル未満の人口の割合［%］）	1990-92 2000-02 2005-07	20 16 16	5未満 5未満 5未満	31 30 26
目標2 普遍的初等教育の達成	4. 初等教育の完全普及 （初等教育における純就学率［%］）	1991 2000 2008	79.9 82.6 88.8	80.2 88.0 94.4	53.4 60.3 76.4
目標3 ジェンダーの平等推進と女性の地位向上	5. 初等教育における女性の就学率 （初等教育における男子生徒に対する女子生徒の比率［%］）	1991 2000 2008	0.87 0.91 0.96	0.82 0.91 0.94	0.84 0.85 0.91
	6. 女性賃金労働者の割合 （非農業部門における女性賃金労働者の割合［%］）	1990 2000 2005 2008	31.2 33.8 34.7 35.5	19.3 19.0 18.7 19.2	23.5 28.2 30.5 32.4
	7. 国会における女性議員の割合 （女性国会議員の割合［%］） ※2010年1月31日現在	1990 2000 2005 2010	10.4 10.8 13.9 17.6	2.6 2.1 5.4 9.0	7.2 9.1 14.2 18.4
目標4 乳幼児死亡率の削減	8. 5歳未満児死亡率を3分の1に削減 （5歳未満児1,000人当たりの死亡者数［人］）	1990 2000 2008	100 86 72	80 46 29	184 166 144
目標5 妊産婦の健康の改善	9. 妊産婦死亡率を4分の1に削減 （妊産婦10万人当たりの死亡者数［人］）	1990 2005	480 450	250 160	920 900
	10. リプロダクティブ・ヘルスへのアクセス （産前のケアの機会［%］ ※少なくとも1度産前ケアを受けた15～49歳の女性を対象）	1990 2008	64 80	46 78	67 76
目標6 HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病のまん延の防止	11. HIV/エイズまん延防止 （15～24歳のHIV感染者の割合［%］）	1990 2002 2008	0.3 0.9 0.8	0.1未満 0.1未満 0.1	1.9 5.3 4.7
	12. 結核まん延防止 （10万人当たりの新規結核感染者数［人］ ※HIV感染者を含む）	1990 2000 2008	150 160 160	59 48 43	180 320 350
目標7 環境の持続可能性確保	13. 森林破壊防止 （森林面積の割合［%］）	1990 2000 2010	30.8 29.5 28.8	1.4 1.4 1.4	31.2 29.5 28.1
	14. 安全飲料水のない人口半減 （浄化された水源を継続して利用できる人口の割合［%］）	1990 2008	71 84	86 92	49 60
	15. 衛生設備のない人口半減 （適切な衛生設備を利用できる人口の割合［%］）	1990 2008	41 52	72 89	28 31
	16. スラム居住者の生活改善 （スラムに居住する都市人口の割合［%］）	1990 2000 2010	46.1 39.3 32.7	34.4 20.3 13.3	70.0 65.0 61.7
目標8 開発のためのグローバルなパートナーシップの推進	17. インターネット利用者 （100人当たりのインターネット利用者数［人］）	1995 2000 2008	0.1 2.0 15.1	0.1未満 0.7 19.1	0.1 0.5 6.0

＊1　上記のMDGsの8つのロゴは「(特活)ほっとけない 世界のまずしさ」が作成したもの。
＊2　統計データの詳細については、国連の公式サイト Millennium Development Goals Indicatorsを参照(http://unstats.un.org/unsd/mdg/)。

① 目標達成済み、または、達成間近。　② 現状が続けば2015年までに目標達成が見込まれる。　③ 現状のままでは2015年には目標達成不可能。　④ 進展なし、または、悪化。　— データが不十分。

東アジア	東南アジア	南アジア	西アジア	オセアニア	ラテンアメリカ・カリブ	独立国家共同体の欧州	独立国家共同体のアジア
60.1 35.6 15.9	39.2 35.3 18.9	49.5 42.2 38.6	2.2 4.1 5.8	—	11.3 10.9 8.2	1.6 3.0 0.3	6.3 22.3 19.2
74.5 73.1 69.8	68.0 66.5 65.6	57.6 56.0 55.4	48.6 46.4 44.3	65.5 66.3 66.8	56.3 57.9 60.0	58.0 53.6 56.1	57.4 55.7 59.3
18 10 10	24 17 14	21 20 21	5 8 7	—	12 10 9	5未満 5未満 5未満	16 17 9
97.5 94.4 96.0	94.0 93.6 94.7	75.3 80.0 89.7	82.1 83.3 88.0	—	85.8 94.1 94.9	92.5 86.8 93.0	85.9 95.2 94.0
0.92 1.02 1.04	0.97 0.97 0.97	0.76 0.83 0.96	0.87 0.88 0.92	0.90 0.90 0.89	0.98 0.97 0.97	1.00 0.99 1.00	0.99 0.99 0.98
38.1 39.6 40.6 41.2	35.5 37.3 37.1 38.1	13.2 17.2 18.0 19.2	16.5 18.8 19.5 20.1	33.3 35.6 35.1 36.0	36.3 40.3 41.4 42.4	49.6 51.2 52.1 51.8	44.3 44.7 45.5 45.2
20.2 19.9 19.4 19.5	10.4 9.7 15.5 19.3	5.7 6.7 8.8 18.2	4.6 4.7 5.0 9.4	1.2 3.4 3.0 2.5	11.9 14.8 19.0 22.7	— 7.5 10.5 14.2	— 7.1 9.9 15.1
45 36 21	73 50 38	121 97 74	66 44 32	76 66 60	52 33 23	26 23 14	78 62 39
95 50	450 300	620 490	190 160	550 430	180 130	58 51	
80 91	72 93	48 70	53 79	—	79 94	—	90 96
0.1未満 0.1 0.1	0.2 0.3 0.4	0.1未満 0.3 0.2	0.1未満 0.1 0.1	0.1未満 0.6 0.9	0.3 0.6 0.6	0.1 0.8 1.0	0.1未満 0.1 0.2
120 110 100	240 230 220	170 170 170	58 48 34	200 190 190	90 61 46	91 110 100	120 130 140
16.4 18.0 20.5	56.9 51.3 49.3	14.1 14.1 14.5	2.8 3.0 3.4	67.5 65.1 62.5	52.0 49.6 47.4	48.0 48.1 48.1	3.9 3.9 3.9
69 89	72 86	75 87	86 90	51 50	85 93	94 96	88 88
43 56	46 69	25 36	80 85	55 53	69 80	89 89	91 91
43.7 37.4 28.2	49.5 39.6 31.0	57.2 45.8 35.0	22.5 20.6 24.6	24.1 24.1 24.1	33.7 29.2 23.5	—	—
0.1 3.6 24.6	0.1 2.4 13.9	0.1未満 0.5 5.8	0.1 4.0 23.8	0.1未満 1.8 6.0	0.1 3.9 28.8	0.1 1.7 27.0	0.1未満 0.5 12.3

（写真提供：渋谷敦志／ JICA）

第2章

MDGs達成に向けた具体的取組

目標達成期限を5年後に控え、日本はMDGs達成に向けた具体的な取組を行っています。

2010年はMDGsの達成期限である2015年まで残すところ5年となった節目の年でした。9月20日から22日までニューヨークで開催されたMDGs国連首脳会合をはじめ、それに先立つG8ムスコカ・サミットやアジア太平洋地域MDGsレビュー特別閣僚会合などの様々な機会において、MDGs達成に向け国際社会が努力を一層強化することの重要性が確認されました。

2015年までのMDGs達成に向けた日本の支援は、「人間の安全保障」という考えを基本にしています。これは、人間一人ひとりに注目し、その豊かな可能性の実現を目指す考え方です。複雑に絡み合う様々な脅威から人々と地域社会を保護し、自ら選択して行動できるよう能力の強化を図ることを重視しています。

2010年9月の国連首脳会合において、日本は特に重視する保健分野および教育分野における新しい支援策を発表しました。新たに策定された「国際保健政策2011-2015」は保健分野の支援に関する包括的な政策です。母子保健では、国際機関などほかの開発パートナーとともに、産前から産後まで切れ目のないケアを施す支援を行い、妊産婦や乳幼児の命を救っていきます。また、三大感染症についても、「世界基金」への拠出と二国間支援を組み合わせながら、死亡者の大幅な削減を目指していきます。教育分野の「日本の教育協力政策2011-2015」では、すべての子どもたちに教育の機会を提供することを目指す「スクール・フォー・オール」の支援モデルに基づき、国際機関への拠出などを通じて基礎教育の整備への支援を行っていきます。

第１節 国際社会の動きと日本の取組

MDGsの達成に向け、2010年にはG8ムスコカ・サミット（6月）やMDGs国連首脳会合（9月）など世界のトップが集まり、支援について議論する会議が盛んに行われました。

1. G8ムスコカ・サミット

2010年6月25日から26日まで、カナダのムスコカにおいて「G8ムスコカ・サミット」が開催され、日本からは菅直人内閣総理大臣が出席しました。近年のG8において、開発は主要議題の1つとなっており、このサミットでもアフリカ・アウトリーチ首脳との会合(注2)において開発に関する議論が行われ、各国首脳はMDGs達成に向けた努力を強化すべきとの認識で一致しました。

主要国首脳会議（サミット）の主要8か国（G8）拡大会合での集合写真、後列右から2人目が菅直人内閣総理大臣（カナダ・ムスコカ）
（写真提供：AFP＝時事）

このサミットでは、特に目標達成に向けた進ちょくが遅れているといわれる「母子保健」に焦点が当てられました。G8首脳は、母子保健に対する支援を強化する「ムスコカ・イニシアティブ」を打ち出し、同イニシアティブの下で、今後5年間で50億ドルの追加的な拠出を行うことを約束しました。また、G8の支援をきっかけに、より大きな国際的な取組へとつなげるべく、そのほかの政府や国際機関そして開発途上国自身にも協力を呼びかけました。

菅総理大臣は、母子保健の改善は日本が重視する「人間の安全保障」の観点からも重要であるとし、「ムスコカ・イニシアティブ」の下、母子保健分野で、2011年から5年間で最大500億円規模、約5億ドル相当の支援を追加的に行うことを表明しました。

2. アジア太平洋地域 MDGsレビュー特別閣僚会合

MDGs国連首脳会合に向けては、様々な準備会合が行われ、日本も積極的に参加しました。2010年8月3日から4日まで、インドネシアのジャカルタで開催されたアジア太平洋地域MDGsレビュー特別閣僚会合には、藤村修外務副大臣が出席しました。この会合には多くの国から閣僚級の参加があり、アジア太平洋地域におけるMDGs達成に関する宣言が採択されました。

藤村副大臣は演説において、アジア太平洋地域は目覚ましい経済成長を背景に比較的順調にMDGs達成に向け進展してきていることを評価しながらも、地域や国、グループによっては進ちょく状況に深刻な格差が存在することを指摘し、日本が今後もアジア太平洋地域のMDGs達成に向けた支援を行っていくことを表明しました。

注2 メンバーはG8（日本、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシア、欧州連合（EU））およびアルジェリア、エジプト（欠席）、ナイジェリア、セネガル、南アフリカ共和国、エチオピア（NEPAD運営委員会議長国）、マラウイ（アフリカ連合（AU）議長国）。

3. MDGs国連首脳会合

MDGs国連首脳会合は、2010年9月20日から22日まで第65回国連総会一般討論演説が始まる直前の3日間にわたり開催され、約140か国の首脳級が出席しました。2005年に同様の国連首脳会合が行われた際には国連ミレニアム宣言全般に関する幅広いトピックが話し合われましたが、今回はMDGsに焦点を絞った会合となりました。

日本からは菅直人内閣総理大臣および前原誠司外務大臣が出席しました。菅総理大臣は全体会合において演説を行い、MDGs達成に向けた日本の具体的な貢献策である「菅コミットメント」を発表しました。これはMDGs達成に向け、特に進ちょくが遅れている保健分野および教育分野において、2011年からの5年間で計85億ドルの支援を行うものです。また、前原外務大臣は「最脆弱層の特別なニーズへの対応」をテーマとするラウンドテーブル(円卓会議)に出席し、スラム・離村居住者、少数民族、障がい者といった多様な最脆弱層のニーズに応える上で人間の安全保障の考え方が重要であることを示し、日本発の教育支援モデル「スクール・フォー・オール(School for All)」を紹介しました。

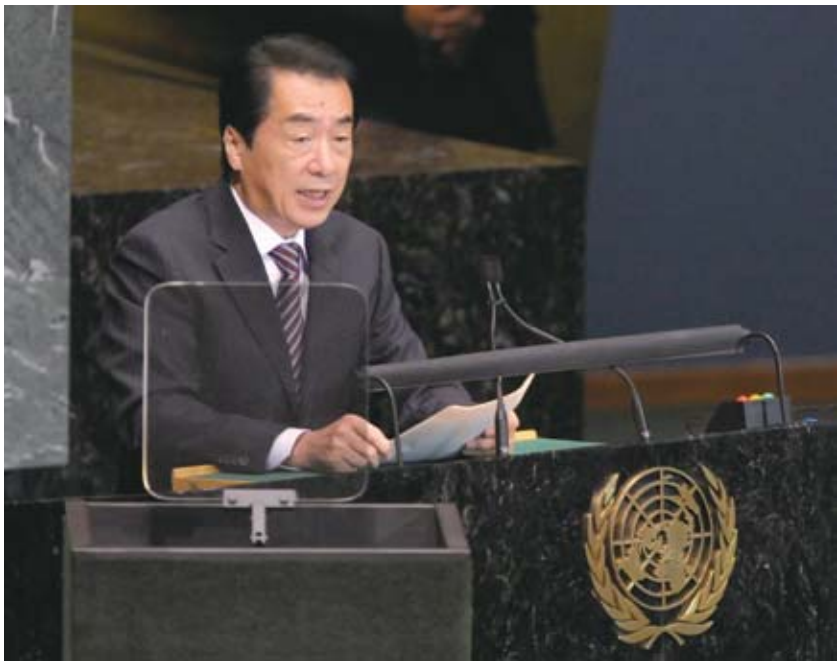

MDGs国連首脳会合で演説する菅直人内閣総理大臣(写真提供：AFP＝時事)

今回のMDGs国連首脳会合においては、全体会合とラウンドテーブルからなる本会合と並行して様々な行事が開催され、日本も積極的に参加しました。前原外務大臣は、日本が主導して開催した「MDGsに関するアジア諸国閣僚級非公式会合」に出席し、アジアの経済成長の経験を共有するとともに、成長に伴い現れた格差にも焦点を当てることが重要であるという趣旨の発言を行いました。また、前原外務大臣は、「開発のための革新的資金調達に関するリーディング・グループ」の主催による「革新的資金調達に関するハイレベル非公式会合」にも出席し、革新的資金調達に関する国際的な議論を拡大する意思を表明しました。

また、今回の会合には、政府関係者のみならず、市民社会・NGOや民間セクターの代表者も参加しました。日本の民間セクターからは、国連の「MDGアドボカシー・グループ(注3)」のメンバーを務める米倉弘昌・日本経団連会長も参加し、前原外務大臣が出席したラウンドテーブルなどに出席しました。市民社会やNGOからは、代表者2名が政府代表団の一員として参加しました。

注3　MDGアドボカシー・グループは、ルワンダのカガメ大統領、スペインのサパテロ首相の共同議長の下、21人の有識者で構成される。メンバーには、ノーベル平和賞受賞者のムハマド・ユヌス氏(バングラデシュ)とワンガリ・マータイ氏(ケニア)、パチェレ前チリ大統領、グラサ・マシェル元南アフリカ共和国大統領夫人、米国企業家のビル・ゲイツ氏とテッド・ターナー氏らがおり、日本人では米倉弘昌・日本経団連会長が就任。メンバーは、世界各地で、貧困と飢餓を根絶し、教育、健康、ジェンダー平等、環境の持続可能性を推進し、MDGsの実施を促進する上でリーダーシップを発揮している。

第２節 MDGs達成に向けた日本の貢献

日本はMDGs達成に向け、問題を抱える国々が自立できるよう、保健や教育といった分野で、国際機関への拠出や相手国への直接的な支援を行っていきます。

1. 国際保健分野の新政策

日本は従来から、人間の安全保障に直結する地球規模課題として保健医療分野での取組を重視し、保健システムの強化などに関する国際社会の議論をリードしてきました。2005年に発表した「『保健と開発』に関するイニシアティブ(HDI)」は、５年間で50億ドルという包括的な協力を行うという目標を達成し、2009年度末で終了しました。日本はMDGsの達成期限まで５年という節目の年に「国際保健政策2011-2015」を策定し、MDGs国連首脳会合の機会に発表しました。菅総理大臣は、この政策に基づき、保健関連MDGsの達成に貢献するため、この分野において2011年からの５年間で50億ドルの支援を行うことを表明しました。

この新政策は、①母子保健、②三大感染症(HIV/エイズ、結核、マラリア)対策、③公衆衛生上の緊急事態への対応、を３つの柱とする保健分野の支援に関する包括的なものです。日本はこの新政策の下で、保健関連のMDGsを達成していく上での課題(ボトルネック)解決に焦点を当て、効果的で、効率的な支援を実践していきます。

MDGsの達成に向けた進ちょくが特に遅れている母子保健については、日本が国際社会に対して提案した支援モデルである“EMBRACE（エンブレイス）”(注4)に基づき、産前から産後まで切れ目のない手当てを確保するための支援を強化します。具体的には、妊産婦の定期健診や、機材と人材の整った病院での新生児の手当て、病院へのアクセス改善、ワクチン接種などがパッケージで行われるよう国際社会と協力して支援を行います。日本はこの政策をもとに、支援の実施国において、国際機関などのほかの開発パートナーとともに、68万人の妊産婦と、296 万人の新生児の命を含む1,130万人の乳幼児の命を救うことを目指します。三大感染症対策については、世界エイズ・結核・マラリア対策基金(世界基金)を通じた支援を特に強化します。日本は、2010年９月のMDGs国連首脳会合および10月の世界基金第３次増資会合において、世界基金に対して当面最大８億ドルの拠出を行うことを表明しました。こうした資金面でのさらなる貢献のみならず、世界基金を通じた支援と二国間支援との補完性の強化にも取り組んでいきます。日本はこの政策をもとに、その支援実施国において、ほかの開発パートナーとともに、エイズ死亡者を47 万人、結核死亡者を99 万人、マラリア死亡者を330 万人削減することを目指します。

新型インフルエンザやポリオなどの国際的な公衆衛生上の緊急事態や、自然災害、紛争などによる健康被害に対しても積極的な支援を行っていきます。これらを通じ、コミュニティの安定と平和構築に貢献していきます。

注4　EMBRACE：“Ensure Mothers and Babies Regular Access to Care”の頭文字を取ったもの。

図表 I-2　EMBRACE（Ensure Mothers and Babies Regular Access to Care）モデル

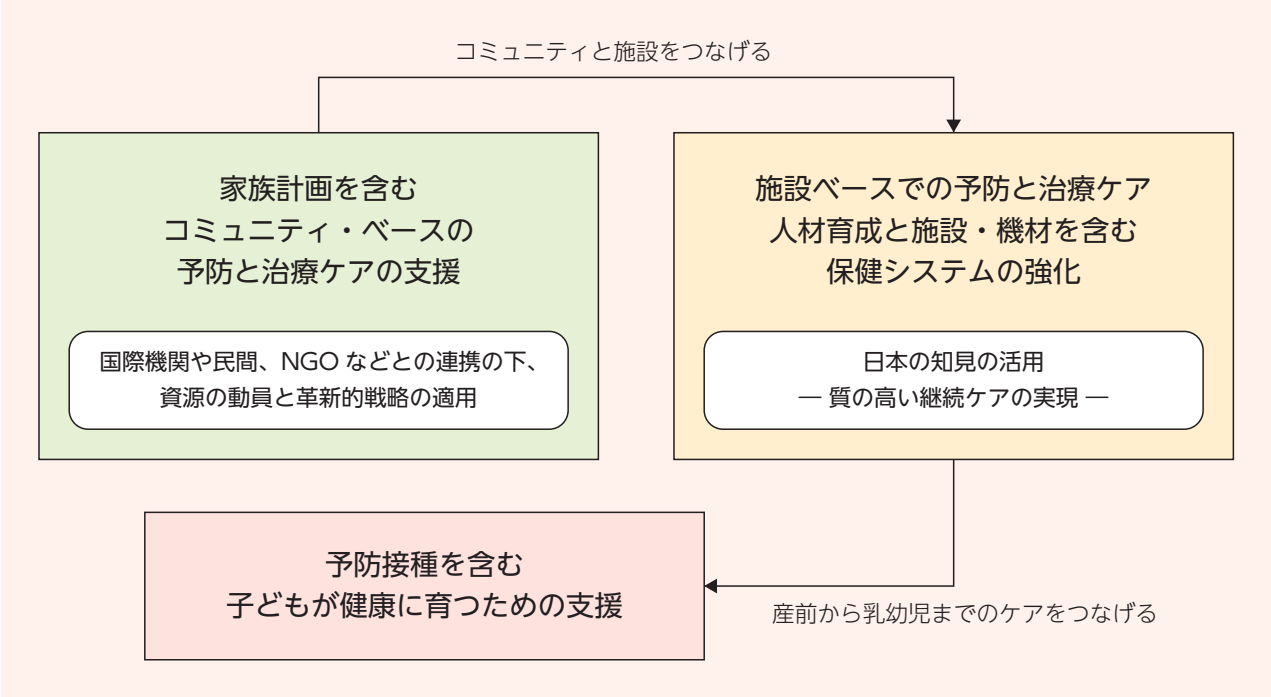

2. 教育分野の新政策

教育は人々の社会参加を実現する基礎を形成します。日本は、人間の安全保障を推進するために不可欠な分野の1つとして、教育分野における支援を重視してきました。2002年には「成長のための基礎教育イニシアティブ（BEGIN(注5)）」を発表し、教育の機会の確保や質の向上、マネジメントの改善を重点項目に、学校建設や教員養成などハードとソフトの両面を組み合わせた支援を行ってきました。

MDGsおよび「万人のための教育（EFA(注6)）」の達成期限である2015年まで残すところ5年となった2010年、開発途上国の多様なニーズや、教育支援に関する国際的な議論の潮流も踏まえつつ、日本は新たに「日本の教育協力政策2011-2015」を策定し、MDGs国連首脳会合の機会に発表しました。菅総理大臣は、この政策に基づき、疎外された子どもや紛争国を含む世界中の子どもたちが教育を受けられるよう、2011年からの5年間で35億ドルを支援することを表明しました。この政策により、日本は少なくとも700万人（延べ2,500万人）の子どもたちに質の高い教育環境を提供します。

新政策は、①基礎教育支援、②ポスト基礎教育（初等教育修了後の中等教育、職業訓練、高等教育）への支援、③紛争や災害の影響を受けた脆弱国における教育の支援、を3つの柱とし、教育セクター全体を対象とした包括的な政策です。日本はこの政策の下、

注5　BEGIN：Basic Education for Growth Initiative
注6　EFA：Education for All。1990年にタイのジョムティエンで開催された「万人のための教育世界会議」において、基礎教育（生きるために必要な知識・技能を獲得するための教育および基礎的学習のニーズを満たすための教育）がすべての子ども、青年、成人に提供されねばならないことが確認された。

教育関連のMDGsおよびEFAの達成に貢献するとともに、2015年以降も見据えて協力を実施し、人間の安全保障の実現に努めていきます。

MDGsの目標２(普遍的初等教育の達成)の達成に直結する基礎教育の支援については、支援モデル「スクール・フォー・オール」に基づき、学校・コミュニティ・行政が一体となった包括的な学習環境の改善を行います。具体的には、相互に関連する５つの項目、①質の高い教育(教師の質など)、②安全な学習環境(栄養・衛生面など)、③学校運営改善、④地域に開かれた学校、⑤インクルーシブ教育(貧困層、紛争、障がい者など就学が困難な状況下の子どもへの対応)を重視し、各国のニーズに応じて適切な支援を実施していきます。また、初等教育の普及を加速化させるための国際的な枠組みである「ファスト・トラック・イニシアティブ」(FTI(注7))に対しても、その改革プロセスにかかわる議論と改革への実際の取組に積極的に参画するとともに、FTI が設置している基金への拠出を増額することで支援を強化していきます。

グローバルな知識基盤社会においては、経済成長や国際競争力を向上し、貧困を削減していく上で、ポスト基礎教育の重要性がますます高まっています。日本は、初等教育の普及に伴い、ポスト基礎教育への需要が高まっている現状も踏まえ、拠点となる職業訓練校の強化、高等教育ネットワークの構築促進、留学生の受入れや交流の促進に特に取り組んでいきます。

また、就学していない児童の約35%を占める2,500 万人の子どもたちが紛争の影響下にある低所得国で生活していることなどを踏まえ、紛争や災害の影響を受けた脆弱国における教育の支援にも力を入れます。

小学校の授業風景(ウガンダ)(写真提供：佐藤浩治／JICA)

注7 FTI：Fast Track Initiative。EFAダカール行動の枠組みやMDGsに含まれている「2015年までの初等教育の完全普及」の達成促進を目指す国際的な支援の枠組みで、2002年４月に設立。

図表 I-3　日本の基礎教育支援モデル「スクール・フォー・オール」

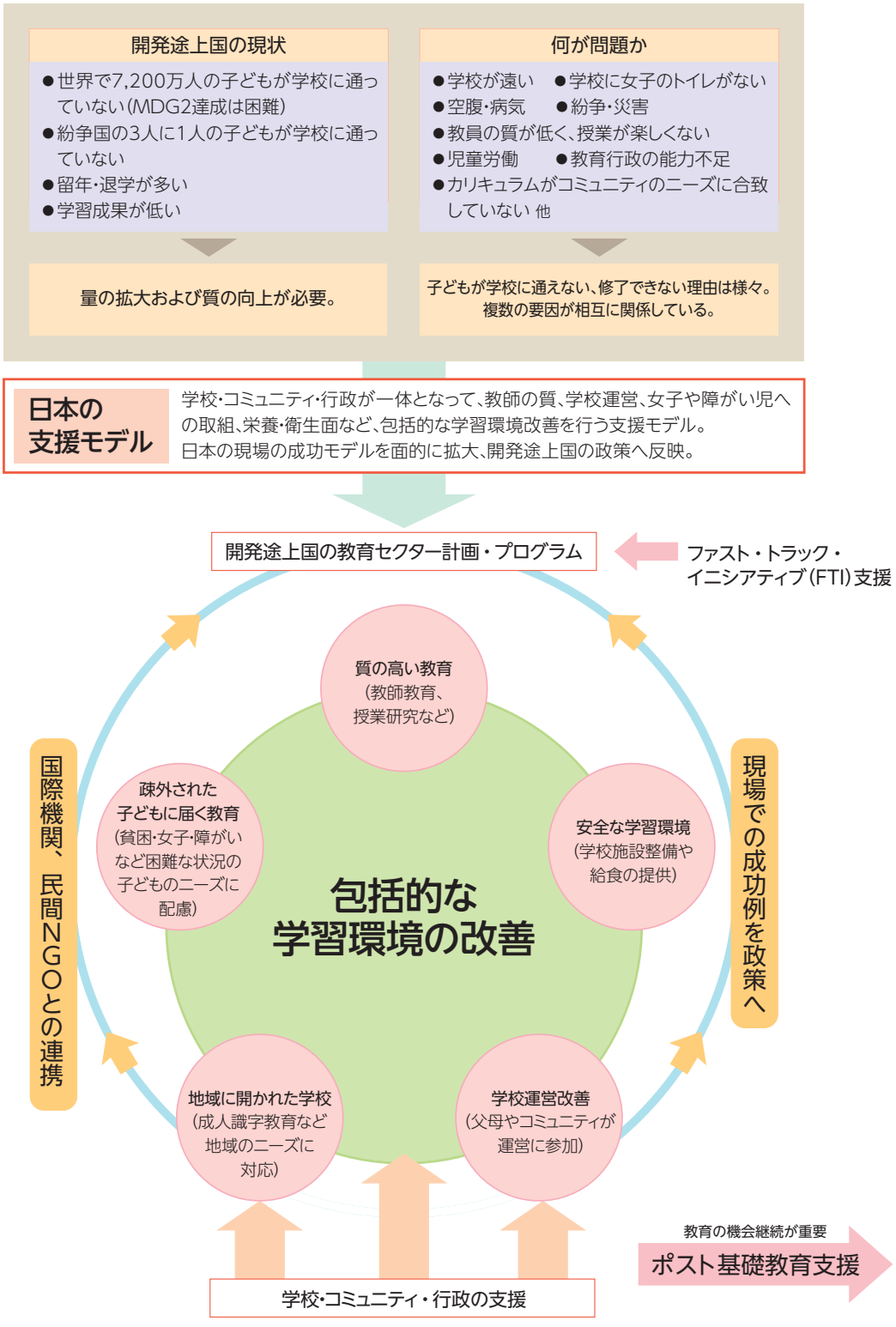

Column 1

パートナーシップで効果的な援助を

～国連人口基金（UNFPA）東京事務所長 池上清子氏インタビュー～

UNFPA東京事務所長　池上清子さん（写真提供：吉富祐一）

これまで国連人口基金（UNFPA）で仕事をされてきて、どのようなことが一番印象に残っていますか。

タンザニアのある伝統的助産師との出会いが強く印象に残っています。彼女の手元には黒い石が２、３個と白い石がたくさん入った２つの瓶がありました。取り上げた赤ちゃんが無事だと白い石、亡くなると黒い石を瓶に入れて、彼女なりの統計をつくっていました。開発途上国、特に地方では、自宅分娩が多いので出産に関連する保健システムや衛生に関する知識とトレーニングが必要でした。当時その村では、出産に際し、へその緒を石で切っていました。それをカミソリやはさみなど消毒できるものを使うようにアドバイスし、ビニールシートや石鹸など、安全な出産用に最低限必要な道具を約１ドルで揃えた「１ドルキット」を配布しました。国際機関、日本のNGOとタンザニアのNGOと協働して衛生指導を展開した事例です。

しかし、こういった支援も限られた地域でしか行われていなかったので、活動や取組の成果をまとめ、地元の地方政府の保健担当者に対し支援規模を拡大するよう求めました。

現在の世界人口の69億人の約半分は、25歳未満です。この若い人々に対し、正しい情報を提供すること、特にすべての人が母子保健や出産間隔をあけるための家族計画の知識やサービスを利用できるようにすることは重要です。

2010年のG8で、一つの開発課題として、開発途上国の母子保健を支援する取組の強化が打ち出されましたが、これについての考えをお聞かせください。

日本政府が、G8で開発途上国の母子保健支援を提唱したことはすばらしいと思います。ミレニアム開発目標（MDGs）の８つの目標のうち、特に５番目の「妊産婦の健康の改善」に対する取組は大変遅れています。子どもの命は予防接種などで救うことができる可能性が高いのですが、出産が原因で命を落とすお母さんの数はなかなか減っていません。妊産婦死亡の原因は様々ですが、最も多いのは出産に伴う出血です。しかし、単に止血薬があれば解決する問題ではありません。最終的に母子の命を救うためには帝王切開になりますが、このためには医療施設や輸血のシステムも必要です。開発途上国でも、大都市では整備されていますが、地方では必ずしもあるとは限りません。ぜひ日本の援助で緊急産科ケア[*1]を整備してほしいと思います。

国連人口基金東京事務所は“お母さんの命を守るキャンペーン”[*2]を行い、3万6,666人の方にご賛同いただき、サポーターになっていただきました。この全サポーターのお名前をまとめたリストは、より多くのODAがお母さんの命を守る活動に向けられるよう、日本政府に提出することになっています。

日本のODA、国際機関やNGOなどの活動を含め、今後どのような開発協力が望ましいと思われますか。

途上国のオーナーシップが大前提となりますが、先進国としては、他の援助国や国際機関、NGOとのパートナーシップの推進が不可欠だと思います。

加えて、日本などの先進国と開発途上国のNGO間との連携により、一層効果的な援助ができるのではないでしょうか。さらに、民間企業を巻き込むことも重要です。民間企業による開発途上国援助には、住友化学のオリセット®ネット[*3]のようなすばらしい例があります。身近な日本企業の貢献は何よりも私たちの意識を変えてくれます。地球市民であるという視点からのパートナーシップを持てるかどうかが問われていると思います。

「お母さんの命を守るキャンペーン」バナー（提供：UNFPA）

UNFPAが支援する助産師学校の生徒が妊婦健診を行う様子（スーダン）
©Sven Torfinn/Panos/UNFPA

＊1　Emergency Obstetric Care（EmOC）
＊2　2009年６月～2010年７月
＊3　マラリア対策のために開発された殺虫効果のある蚊帳

第3章

TICADプロセスを通じた取組

MDGsの達成において重要な鍵を握るアフリカ諸国への支援を日本は積極的に行っています。

日本は、アフリカの自助努力(オーナーシップ)と国際社会の協力(パートナーシップ)を基本理念とする「アフリカ開発会議(TICAD)」のプロセスを基軸として、アフリカ自身による開発課題への取組に対する協力を積極的に実施しています。

2008年5月に横浜で開催された「第4回アフリカ開発会議(TICAD Ⅳ)」では、近年のアフリカに見られる前向きな変化を後押しするため、「元気なアフリカを目指して－希望と機会の大陸」を基本メッセージとし、国際社会の知恵と資金を結集すべく、アフリカ開発の方向性について活発な議論が行われました。その重点事項は、インフラ整備や投資環境整備を通じた貿易や投資の促進などの「成長の加速化」、「ミレニアム開発目標(MDGs)達成」および「平和の定着とグッド・ガバナンス(良い統治)」を含む「人間の安全保障の確立」、「環境・気候変動問題への対処」です。日本は、対アフリカ支援策を発表し、2012年までのアフリカ向けODAの倍増(注8)、民間投資倍増への支援、5年間で最大40億ドルの円借款供与などを打ち出したほか、同会議で発表された「横浜行動計画」において分野別の様々な支援策を表明しました。

注8　TICAD Ⅳまでの5年間(2003～2007年)の実績の平均値を基準とし、2012年までに日本のアフリカ向けODAを9億ドルから18億ドルに倍増(債務救済を除く。アフリカ開発銀行などへの拠出を含む)。

(写真提供：今村健志朗／JICA)

1. TICADフォローアップ会合

2009年3月、金融・経済危機が世界を席巻する中、南部アフリカのボツワナで開催された第1回TICAD閣僚級フォローアップ会合において、日本は金融・経済危機がアフリカの成長とMDGs達成を後退させてはならないとの強い決意の下、「危機対策のための支援パッケージ」(注9)を表明しました。翌2010年5月にタンザニアで開催された第2回閣僚級フォローアップ会合(注10)では、同パッケージが着実に実施されたことを確認するとともに、TICAD Ⅳの公約が進ちょくしていることが評価されました。具体的には、2008～2009年のアフリカ向けのODAの額は年平均で、公約の目標額18億ドルに迫る、17億ドルを達成しました。また、円借款は、2010年3月末現在で公約の目標額40億ドルのうち、45%まで供与の決定を済ませました。「横浜行動計画」に記載された分野別の支援の大部分が着実に実施されている一方で、今後の課題として、2009年の金融・経済危機の影響を受けた日・アフリカ間の貿易・投資・観光の一層の促進が指摘されました。日本からは、今後の取組として、円借款の活用を図り、今後2年間で最大20億ドル相当のインフラ案件を実施すること(注11)、2010年から次回のフォローアップ会合までに母子保健などのMDGs関連分野で約10億ドルの支援を行うこと、気候変動対策のためのアフリカ支援を強化するとともに次期枠組構築に向けてアフリカと協働していくことを表明し、参加各国から歓迎されました。

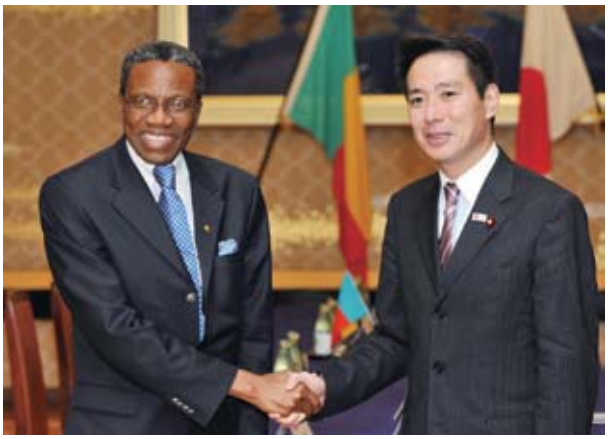

エウズ・ベナン外相と会談する前原誠司外務大臣

同会合では、G8、G20、MDGs国連首脳会合などの重要な国際会議に対し、アフリカの視点からの声を伝えるべく、会合の成果としてコミュニケ(公式声明)が採択されました。同コミュニケにおいては、日本政府のTICADへの取組への評価のみならず、MDGs達成に向けて国際社会が支援を強化すること、アフリカ自身が政治的意思をもってその達成に取り組むことが重要であること、TICADフォローアップ・メカニズム(注12)が効果的に機能し、開発パートナーとアフリカ諸国による約束履行についての説明責任および透明性を向上させるモデルを提供していることなどが盛りこまれました。

注9　当面約20億ドルの無償資金・技術協力のできる限り早期の実施、約3億ドルの食料・人道支援、世界エイズ・結核・マラリア対策基金に約2億ドルを拠出することなど。
注10　65か国(うちアフリカから42か国、31名の閣僚級が参加)、45の地域・国際機関、12のNGO団体、民間セクターなど、総勢約430名が参加。日本から岡田外務大臣が出席し、タンザニアのムクロ財務経済大臣とともに共同議長を務めた。
注11　2010年5月4日、日本政府は、TICAD Ⅳでの公約を踏まえ、2012年度末までの時限措置として、従来からの中進国の4分野(「環境」、「人材育成支援」、「防災・災害対策」、「格差是正」)に加えて、アフリカの経済成長を通じた貧困削減に資する広域インフラ、農業および農村開発案件などを円借款の対象とすることを発表した。
注12　TICAD Ⅳで立ち上げられた、TICADプロセスの実施状況を検証するためのメカニズム。TICADフォローアップ会合も、このメカニズムの下、原則年1回開催されている。

2. G8ムスコカ・サミットおよび第65回国連総会

これらの点は、2010年6月に開催されたG8ムスコカ・サミットにおけるアウトリーチセッションにおいても菅総理大臣より表明され、各国からの賛同を得ました。また、同サミットにおいては、菅総理大臣は、TICADⅣでの公約に従い、対アフリカODA倍増のために支援を強化する旨を改めて表明しました。また、菅総理大臣は、9月の国連総会一般討論演説においても、MDGsの進展が遅れているアフリカへの支援強化は国際社会の最優先課題の1つであり、アフリカにおけるMDGs達成はTICADプロセスの重要な柱である旨述べた上で、保健、水・衛生、教育、食料などの分野で取組を強化していく旨を表明しました。日本は、ほかの援助国、世界銀行、アフリカ開発銀行などの国際機関や、アフリカ各国できめ細かい援助活動を実施しているNGOなどとも連携しながら、TICADⅣの公約達成に向けて、対アフリカ支援を引き続き積極的に推進していきます。

第Ⅱ部

新たな政府開発援助（ODA）のあり方ーODAを改めて考える

第1章 ODAをめぐる環境の変化と新たな援助理念
ーなぜ日本は開発途上国に援助を行うのか？ …… 18
第1節　今回のODAのあり方に関する検討の背景と経緯
ーODAを取り巻く環境の変化 …… 19
第2節　開かれた国益の増進ー新たな開発協力の理念 …… 20
第2章 今後の具体策ー何が変わるのか …… 22
第1節　より戦略的・効果的な援助の実施 …… 23
第2節　国民の理解と支持の促進 …… 30
第3節　企画立案機能と実施体制（JICA） …… 33
第4節　開発資金の確保 …… 35

グローバル教育コンクール2009　外務大臣賞
（写真提供：小川千鶴子）

第1章

ODAをめぐる環境の変化と新たな援助理念
ーなぜ日本は開発途上国に援助を行うのか?

外務省では、国際社会のニーズに即した戦略的で効果的な開発援助を行うことを目指し、ODAのあり方を改めて検討しました。

2010年2月、外務省はODAのあり方についての検討を開始しました。これはODAが国民の共感を十分に得ていないという認識に立ち、国民の理解と支持を得るための見直しを行うことによって、ODAをより戦略的、効果的に実施していくことを目指したものです。

外務省にタスクフォースを設け、「国際協力の理念・基本方針」、「援助の効果的・効率的実施」、「多様な関係者との連携」、「国民の理解・支持の促進」、「JICA」といった5つの論点を中心に議論を重ねました。加えて、経済界やNGO、日本にある国際機関の代表者、各界の有識者の意見も聴取しながら作業を進めました。

そして、2010年6月、「開かれた国益の増進－世界の人々とともに生き、平和と繁栄をつくる：ODAのあり方に関する検討　最終とりまとめ」を発表しました。

第 1 節 今回のODAのあり方に関する検討の背景と経緯 ーODAを取り巻く環境の変化

長年にわたり、世界で高く評価されてきた日本のODA。しかし今、国内外の情勢の変化によって、日本のODAの国際社会における存在感も国民からの支持も変化しています。

第2次世界大戦後、日本は、国際社会の平和と繁栄に貢献することが日本の平和と繁栄をもたらすとの理念に基づき、外交を進めてきました。ODAはこうした日本の外交理念を実現するための重要な手段でした。東アジアの安定と成長に見られるようにODAは開発途上国・地域の発展に大きく貢献してきました。そのこと自体が日本の外交にとって意味のあることであり、ODAの対象地域が拡大するにつれて、日本の国際的地位の向上、日本製品の市場拡大、対日感情の改善など、日本自身もその恩恵を受けてきました。また、日本のきめ細かい援助そのものが国際社会から高く評価されています。

しかしながら、ODAを取り巻く環境は、近年、国際的にも国内的にも大きく変化しています。国際的には、国境を越えてヒト、モノ、カネ、情報が大量かつ迅速に移動するグローバル化が急速に進んでいます。気候変動をはじめとする環境問題や感染症、テロなどのいわゆる地球規模課題も増大し、日本の社会にも大きな影響を与えています。日本のODAも、その対象地域を東アジア中心からアフリカや中東を含む世界全体に広げることが必要になったほか、国際社会の新たな課題への対応が求められるようになっています。

また、経済面でも政治面でも、新興国と呼ばれる国々が台頭してきています。開発途上国に対する支援は、以前は先進国のODAによるものが中心でしたが、近年、新興国の援助国、そしてNGO・民間財団・企業などの非公的部門による支援・活動の重要性が高まっています。この結果、開発途上国に流入する資金の面でも、先進国のODAが占める比重は低下しており、開発問題全体の中でのODAの役割も相対的に変化してきています。新興国の台頭もあり、国際的な資源や市場の獲得競争が激化し、相対的に見ると日本の国際社会におけるプレゼンス(存在感)は低下しつつあります。

こうした国際環境の下、日本の社会と国民の暮らしは国際社会の在り様とますます切り離せないものとなってきており、日本自身の平和と繁栄を維持していくためには、これまで以上に国際社会全体の平和と繁栄に貢献していくことが求められています。そのためには、従来のODAの枠にとらわれず、国際社会の新たな課題に適切に対処し、日本の国際社会におけるプレゼンスの向上にも資する取組が必要となっています。

これに対して、日本国内のODAを取り巻く環境は必ずしも好ましいものとはいえません。経済や財政の状況が厳しい中、ODA予算は大幅に減少しています。ODAに対する国民の共感も低下しており、世論調査の結果を見ると、経済協力を「積極的に進めるべきだ」との意見が減る一方、「なるべく少なくすべきだ」との意見が増える傾向にあります。この背景には日本の厳しい経済や財政の状況のほか、第2次世界大戦後の日本の復興・経済成長期に外国や国際機関からの支援を受けた経験がない世代が増加し、いわば「ご恩返し」としてのODAという発想が支持を得られにくくなっていることもあると考えられます。また、海外の出来事や国際貢献そのものへの国民の関心と支持も低下していることも一因と考えられます。

今回の「ODAのあり方に関する検討」は、こうした内外の情勢の変化に対応し、ODAに対する国民の理解と支持を確保し、ODAをより戦略的かつ効果的に実施することを目指して行われました。その結果は、2010年6月に「ODAのあり方に関する検討 最終とりまとめ」(以下「ODAのあり方に関する検討」)として公表されています。第2節以下では、その内容を簡単に紹介します。

第２節　開かれた国益の増進－新たな開発協力の理念

開発途上国への援助の意味が問われる中、外務省は、世界の共同利益を追求するための手段との観点から、ODAの位置付けを捉え、ODAが中核を成す「開発協力」の重点分野として3本の柱を立てました。

1.「開発協力」の中核としてのODA

先に述べた国際環境の変化に伴い、開発途上国の開発問題にかかわる関係者と開発途上国への資金の流れも多様化しています。そうした中、開発途上国への支援は、ODAだけではなく、ODA以外の公的資金（OOF（注1））や非公的部門（企業、NGO、市民）による活動も含めて捉えることが適切かつ必要です。そのため、「ODAのあり方に関する検討」においては、「開発協力」という概念を提示し、開発途上国への支援を捉えることとしました。その上で、ODAはこの開発協力の中核を成すものと位置付け、ODAとOOFや非公的部門との連携、さらには、より広い「国際協力」という枠組みの中でのODAの役割を考えています。

図表Ⅱ-1　「開発協力」の概念

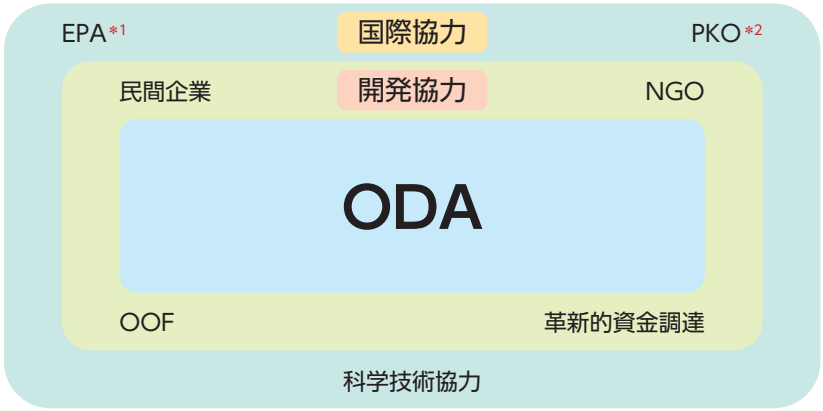

＊1　EPA：Economic Partnership Agreement　経済連携協定
＊2　PKO：Peace Keeping Operations　国連平和維持活動

2. 開発協力の理念

「ODAのあり方に関する検討」においては、「開かれた国益の増進－世界の人々とともに生き、平和と繁栄をつくる」を理念として掲げました。この理念は、次のような基本的考え方に基づいています。

まず、日本の平和と豊かさは、世界の平和と繁栄の中でこそ実現可能です。このような信念の下、日本は、引き続き国際社会の様々な課題を解決するために積極的に貢献し、それにより、日本にとってより良い国際環境を整えていく必要があります。

また、開発途上国への援助は、グローバル化が進み、国境の垣根が低くなった今、決して先進国から開発途上国への「慈善活動」ではなく、日本を含む世界が共同利益を追求するための「手段」です。

国際社会が直面する新たな課題に対応してこの理念を実現するためには、ODAのみならず、官民の「人」、「知恵」、「資金」、「技術」をすべて結集した「オール・ジャパン」の体制で開発協力に取り組む必要があります。

注1　OOF：Other Official Flows

3. 開発協力の３本柱

この理念の下で行う開発協力の重点分野として、「ODAのあり方に関する検討」では、以下の３本柱を掲げました。

（1）貧困削減－ミレニアム開発目標（MDGs）達成への貢献

同じ人間としての共感を持って、開発途上国の人々と共に人間の安全保障(注2)の実現を図ります。また、MDGsの達成に向け、貧困削減につながる持続的成長、保健、教育に重点的に取り組みます。

カブール市第４地区識字教室（女性クラス）の様子（アフガニスタン）
（写真提供：JICA）

（2）平和への投資

平和と安定はMDGs達成の前提条件でもあります。紛争を予防し、再発を防ぎ、平和を定着させるため、緊急人道支援から、治安の確保、復興・開発に至るまでの継ぎ目のない支援（平和構築）を行います。

除隊兵士を対象とした自動車整備の職業訓練（スーダン）
（写真提供：JICA）

（3）持続的な経済成長の後押し

開発途上国の成長は、開発途上国が自立的に発展していくための前提条件です。戦後日本自らが体験した復興や成長、そして日本の知識・技術・制度を世界と共有しつつ、開発途上国の持続的成長を後押しします。これは、日本経済の活性化にもつながります。特に、中進国・新興国への協力にはODAと併せてODA以外の手段も活用し、日本の成長戦略におけるODAの活用も念頭に置きつつ、多様な関係者および手段との連携を図ります。中でも環境（気候変動を含む）、インフラ整備および投資環境整備（法・制度整備を含む）に重点的に取り組みます。

ニューデリーのラジブチョーク駅で電車を待つ人たち（インド）
（写真提供：久野真一／JICA）

注2　人々が恐怖と欠乏から解放され、尊厳ある生命を全うできる社会・国の実現のために、人間一人ひとりに焦点を当て、①その保護と能力強化、②相互に関連する諸課題への包括的な対処、③多様な関係者との連携を重視する考え方。

(写真提供：谷本美加／ JICA)

第2章

今後の具体策
ー何が変わるのか

今回の「ODAのあり方に関する検討」では、様々な具体策を盛り込みました。本章では新たなODAをどのように実施していくか具体策を紹介します。

第１節では、「戦略的な援助の実施」、「効果的な援助の実施」、「現場主義の強化」、「評価の改善」、「多様な関係者との連携」、「国際社会におけるリーダーシップの発揮」といった多角的な内容の具体策を紹介しています。

第２節では、「国民参加と共感の拡大」や「『見える化』の徹底－透明性の向上」、「ODAの現場を伝える広報の効率化」、「国民の理解と支持を促進するための具体的な取組」などの施策を挙げています。

第３節では「外務省の政策・企画立案機能の強化」や「JICAの改革」について紹介します。

第４節では、国際社会の新たな課題に対応するための「開発資金の確保」について、ODAの確保に加えて、民間の資金やODA以外の政府系資金の投入および革新的資金調達に関する取組を紹介します。

第１節 より戦略的･効果的な援助の実施

日本の経済･財政状況が厳しい中、限られた予算の中でより戦略的な援助を実施することで、その効果の最大化を図ります。

1. 戦略的な援助の実施

まず、「選択と集中」による戦略的な援助を行うため、対象国・国際機関ごとに日本の援助の重点分野との関係、対象国の開発目標、日本との二国間関係などを考慮し、対象国ごとの援助方針を決定します。その上で、援助を行うことの政策的な有用性を国・地域横断的に評価し、年度の初めに策定する国際協力における重点方針に基づいて、援助を実施していきます。

次に、「国際協力企画立案本部(注3)」を積極的に活用していきます。特に、援助の方針を策定する際には、同本部を活用し、政務レベルの下で議論を行っていきます。

さらに、「国別援助計画(注4)」を簡素で戦略性の高いものに改編します。既存の国別援助計画と「事業展開計画(注5)」を統合し、その内容および策定プロセスを簡素化・合理化した上で、原則としてすべてのODA対象国について援助計画を策定する方向で検討を進めています。

Keyword 2 OECD-DAC対日援助審査

経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)には、加盟国が互いに援助政策や体制などを審査する「援助審査(ピア・レビュー)」という仕組みがあります。この審査は、加盟国間の相互理解や、審査される国およびそのほかの援助国の援助政策の向上を目的としています。それぞれの加盟国は4～5年に一度、ほかの加盟国とDAC事務局から審査を受けることになっています。

2009年から2010年にかけて、約7年ぶりに日本の援助に対する審査が実施されました。審査団*1は、2009年10月に東京を訪れ、関係各省やJICAなどからヒアリングを行う本国調査を行った後、10～11月にバングラデシュおよびケニアで日本の援助の実施状況を調査しました。そして2010年5月20日には、パリにあるOECD本部でDAC加盟国による「ピア・レビュー会合」が開催され、6月16日に「対日援助審査報告書」がOECD-DACにより発表されました。

同報告書は、新JICAの発足や外務省国際協力局の再編、現場主義の強化、ODAに対する世論の支持の増加、ジェンダーへの取組など分野を横断する課題への取組といった近年日本が行った改革の努力を評価しています。これらに加えて、NGOとの連携の強化、ODAに関係する府省間の調整、アフリカへの援助の拡大、援助に関する情報の共有(アカウンタビリティー)重視の姿勢、開発途上国の能力開発の重視、開発途上国間の協力である「南南協力」への支援など、援助の効果を向上させるための取組についても評価しています。

一方、今後の検討課題としては、①ODAの量の増加、②開発のための政策一貫性*2への取組の強化、③NGOとのさらなる関係強化、④ODAに関する広報戦略の策定、⑤国際機関への拠出に関する戦略の策定、⑥業務のさらなる合理化、⑦評価制度の改善*3などについて指摘がありました。今回指摘された事項の多くは、2010年2月から外務大臣の下で実施された「ODAのあり方に関する検討」でも議論した事項であり、今後ODAの見直しの結果も踏まえて対応していきます。

*1 審査国(デンマークおよびドイツ)とDAC事務局から構成。
*2 開発途上国の開発を促進するために援助政策以外の日本の諸政策間の整合性を高めること。
*3 評価の独立性の確保や関係府省による支援も含めた評価体制の確立など。

注3 2006年4月に外務大臣を本部長として外務省に設置。外交政策全体の戦略的方向性などを踏まえ、地域ごとの援助方針、分野･課題ごとの取り進め方を議論する。
注4 ODAの戦略性･効率性･透明性向上に向けた取組の一環として、被援助国の開発課題などを勘案した上で、策定後5年間を目処に作られる援助計画。主要な被援助国につき策定。
注5 原則としてすべてのODA対象国につき国別に作成し、個別のODA案件を、国ごとに設定した援助重点分野などに分類して、一覧できるようとりまとめたもの。

2. 効果的な援助の実施

今後は限られた予算を用いて、より戦略的に援助を実施し、確実に効果を上げていくことが求められています。具体的には、援助の方向性を明確にするとともに、プログラム・アプローチの強化などによって援助の戦略性の向上を図ります。さらに、成果重視の姿勢への転換、既存の援助手法の改善などによって援助の効果の向上を図っていく方針です。

(1)プログラム・アプローチの強化

「プログラム・アプローチ」とは、開発途上国との政策協議に基づいて開発における課題を設定し、その解決に向けて個別のプロジェクトを具体的に導き出していく手法です。有償資金協力、無償資金協力、技術協力などのそれぞれの援助手法を有機的に組み合わせ、全体として1つの開発課題に取り組むプログラムを構成することを想定しています。これにより、開発途上国側からなされるプロジェクトごとの要請に基づいて個別の援助の実施を検討していた従来の手法に比べ、各プロジェクト間の相乗効果が高まることが期待されます。

まず、いくつかのパイロット・プログラムを選定し、試行することが予定されています。また、援助対象国との現地における政策協議、援助協調の機能強化、モニタリングや開発ニーズの分析などの強化にも取り組むことで、プログラム・アプローチを推進していきます。

(2)成果重視への転換

これからの日本の援助には、具体的な成果を重視する姿勢が求められています。ある案件を採択する際には具体的な成果指標を公表し、事業が終了する際には、終了報告を公表します。さらに3年後を目処に事後評価を行い、具体的成果の達成状況を公表します。このように援助効果を分かりやすく提示するプロセスを「見える化」と定義し、成果重視への転換における重要な取組と位置付けています。

たとえば、建設した病院の数や研修を行った医療従事者の数だけではなく、乳幼児死亡率や妊産婦死亡率、助産師の立ち会いの下で行われた出産の割合がどれだけ改善したかなどを数値により示すことで、単なる援助の投入量だけでなく開発途上国の社会経済状況の改善にどの程度貢献したのかを示し、具体的成果を評価できる仕組みを今後検討していきます。

図表 Ⅱ-2 プログラム･アプローチの強化

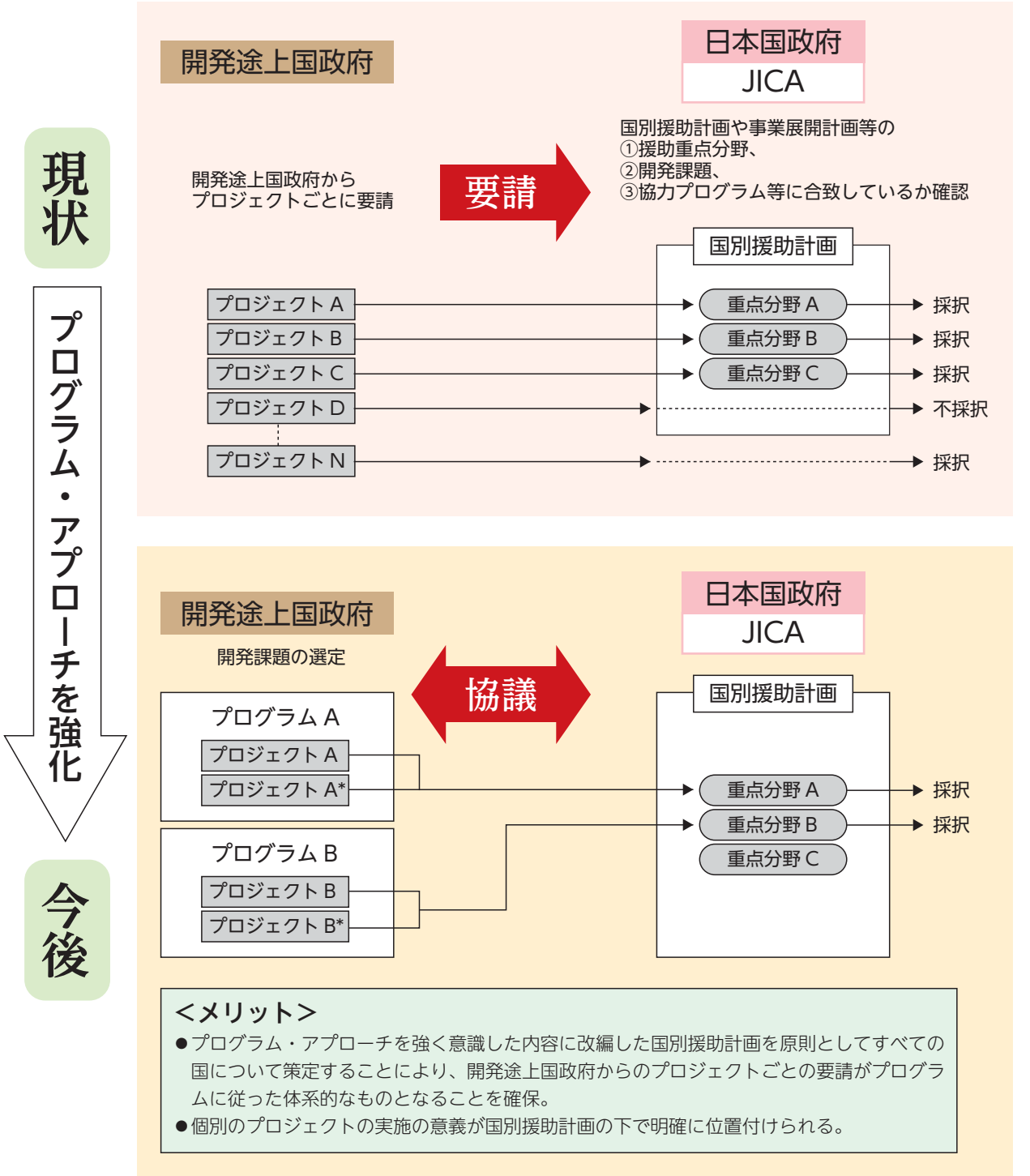

3. 現場主義の強化

現場の機能強化のため、2003年から大使館およびJICA現地事務所などで構成される「現地ODAタスクフォース(現地TF)」が各国で設置されています。

現地TFは開発途上国における援助ニーズの把握に加えて、日本の援助の方向性や重点分野などを示す国別援助計画の策定、相手国政府との政策協議、ほかの援助国・機関や国際機関との連携に関与します。そのほか、援助手法の連携や見直し、援助候補案件に関する提言をするなど、幅広い役割を担っています。たとえば、ほかの援助国・機関や国際機関との連携では、開発途上国政府の主体性の下に、援助国を含む関係機関が協力し、「貧困削減戦略文書(PRSP(注6))」や「セクター別計画」の策定・改訂が進められており、現地TFもそうした議論に積極的に参加しています。現地TFは、開発ニーズの把握、現地援助コミュニティとの連携、現地日本企業・NGOなどとの連携を行っていますが、活動のレベルにはばらつきが見られ、それぞれのタスクフォース間での知見・経験・成功例の共有が十分とはいえません。

効果的なODAの実施のためには、相手国のニーズを迅速に把握でき、相手国政府やほかの援助国・機関との対話を行うことのできる現地の体制の強化が必要です。そのため政府開発援助大綱や政府開発援助に関する中期政策では、現地の機能を強化する方針を打ち出しています。

現地TFがその役割を十分果たせるように、人員の強化や情報・知見の共有での支援を実施しています。人員の面では、これまでにアフリカの9つの大使館に援助協調に対応するために「経済協力調整員」を派遣し、援助協調にかかわる情報収集・調査や日本の政策についての対外発信および提言を行う体制をとってきています。また、情報・知見の共有では、相手国の経済全体を明らかにするマクロ経済や国家の開発計画についての情報を収集・分析するために、現地の大学や研究所へ調査を委嘱し、その調査結果を援助の実施に役立てています。さらに相手国政府・援助関係者に日本の援助政策を紹介し、意見交換を行うためのワークショップの機会も設けています。

「ODAのあり方に関する検討」では、①経済協力調整員の拡充による援助協調対応の強化、②現地TFと現地日本企業やNGOとのワークショップをより頻繁に行うことによる対話・情報収集の強化、③地域または近隣国の複数の現地TFによる情報共有の場を設置することによる地域別・課題別の現地TF間の情報・知見の共有(こうした横の連携強化により、成功例や知見をタイムリーに共有・活用する)など、現場で活動する関係者の情報を最大限活用し、事業の実施に活かしていくこととしました。今後、その実現に向けた取組を進める予定です。

注6　PRSP：Poverty Reduction Strategy Paper

4. 評価の改善

「ODAのあり方に関する検討」では、ODAの評価の改善についても言及されています。ODA評価は「PDCAサイクル」(注7)に適切に位置付けることでODA実施の効率化や管理の改善を図るとともに、国民への説明責任を果たしています。今後はODAの評価に関する体制をさらに強化し、過去の教訓を今後の援助に着実に反映できるよう努め、また評価結果の活用を推進するため、評価手法を研究し、分かりやすい評価を実施することを検討しています。具体的には以下の項目について推進・検討を行っています。

（1）ODA評価体制の強化－評価部門の独立性の強化と外部人材の登用

2010年6月に公表された「OECD-DAC対日援助審査報告書」においても指摘されたことも受け、ODA評価部門の体制とその独立性を強化し、評価の客観性と重みを高めることとしました。具体的には、外務省のODA評価部門の責任者に知見と経験を有する外部の人材（有識者など）を招くことやODA評価部門をODA政策部門から分離することを検討しています。また、NGOやコンサルタントなど、外部や現場からの意見・提言が外務省やJICAに届きやすくなるよう、「ODAご意見箱（仮称）」を設置する予定です。

（2）過去の成功例・失敗例から確実に教訓を学び取るための仕組み

評価を通じて得られた教訓や提言をこれまで以上に活用すべく、ODAの質の向上に役立て無駄のない援助の徹底を図ります。具体的には、政策レベルの評価については、日本の外交政策や開発協力の重点分野に応じて案件を選定し、プロジェクトレベルの評価では、事後段階の評価に加え、できる限り有益な教訓を引き出せそうな案件を選別して詳細な評価を実施するとともに、評価結果のさらなる案件形成・選定段階へのフィードバックを徹底します。また、個別プロジェクトを形成・選定する際には、当該対象国の案件や類似の案件に関するそれまでの評価結果が十分に反映されているか確認する体制を一層整備していく予定です。

（3）評価の「見える化」による情報開示

ODA評価の結果については、関係省庁・政府機関、NGO、関係企業、研究者を含むあらゆる国民に広く情報を開示し、説明責任を果たすとともに、ODAに関する様々な議論の材料を提供することが重要です。このため、評価報告書は、できる限り専門用語を使わない簡潔な表現で記載するとともに写真や図表を活用して、「分かりやすさ」を徹底します。また、外務省の政策レベルの評価にレーティング（評価結果を長い文章で表すのではなく、いくつかの段階表示で端的に示すこと）を導入する是非についても検討しているところです。なお、評価報告書の内容は従来どおり、外務省およびJICAのそれぞれのホームページですべて公開していきます。

注7　政策の策定（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→反映（Act）のサイクル

5. 多様な関係者との連携

（1）NGOとの連携強化

より効果的な開発協力を行っていくためには、開発途上国の現場の知見を豊富に持ち、草の根レベルの支援を実施するNGOとの連携の重要性が高まっています。

NGOの意見や提言を聴取し、外務省のODA政策の企画立案や実施に活かすことを目指し、外務大臣の下にNGOアドバイザリー・グループ(注8)を設置し、意見交換を行いました。また、NGOの活動を資金面から柔軟に支援できるよう、日本NGO連携無償資金協力やJICA草の根技術協力などの資金協力スキームの予算規模や支援内容を拡充する制度の見直しを行いました。

さらに、NGOで経験を積んだ人材の知見を政策立案などに活かすために外務省やJICAとの人的な交流の促進に向けた検討を進め、関係者との一層の連携強化を目指します。

（2）民間企業との連携

日本は、2008年に「成長加速化のための官民パートナーシップ」を発表するなど、ODA事業における官民連携の推進に取り組んできました。特に、ODA事業の案件の発掘・形成の段階で、民間企業のニーズを一層取り入れるため、民間提案型制度の充実を図っています。2010年から、民間企業からの提案に基づき将来的な円借款などのODA支援も念頭においた事業化調査である協力準備調査(PPPインフラ)を実施しています。また、協力準備調査(BOP(注9)ビジネス連携促進)による、BOPビジネスとODAの連携についての民間からの提案の受け付けや、BOPビジネス支援センター(注10)の設立などを通じ、ODAによるBOPビジネス支援の新たな手法などの開発に取り組んでいます。

（3）国際機関との連携－マルチ・バイ連携の強化

日本は、二国間援助と国際機関を通じた援助の連携(マルチ・バイ連携)の強化を通じ、国際的な援助潮流を二国間の援助政策に反映させるとともに、日本に比較優位がある二国間援助のアプローチを国際的に主流化することを目指しています。また、二国間援助と国際機関を通じた援助を効果的に組み合わせ、援助効果の向上を図ることも目指しています。

注8　日本の国際協力の在り方について実際の支援の現場からの意見・提言を聴取する場として、岡田外務大臣の下に設置された。このグループには、国際協力に係る知見と経験の豊富さが特に参考になるとして、大臣らが個別に指名した国内NGO関係者6名が常任メンバーとして参加する。2010年5月25日の第1回会合では、ODAの見直しについて意見・提言を聴取した。2か月に1回をめどに会合を開催し、国際協力に係る様々なテーマについて意見交換を行った。

注9　BOP：Base Of the economic Pyramid。所得ピラミッドの土台の部分の意味。開発途上国・地域の低所得階層を指す。

注10　2010年10月に設立された、BOPビジネスを総合的に支援する仕組み。企業、NGO／NPO、国際機関、支援機関、学術機関などを会員とし、ポータルサイトによる一元的情報提供、マッチング(関係者間の情報交換・連携促進)支援、相談窓口などの機能を有する。(http://www.bop.go.jp/)

（4）新興ドナーとの連携

近年、開発途上国の開発において新興国の援助国（ドナー）が影響力を増しています。新興ドナーが、国際的な取組に沿って援助をすることは、全体としての援助効果を向上させるためには必要不可欠です。日本は、新興ドナーが透明で責任ある援助を行うように、様々な対話の機会に働きかけを行っています。2010年には、中国や東欧の援助関係者に日本の援助手法や経験を紹介し、意見交換を行いました。また、ほかの援助国・機関との対話の際には新興ドナーの問題についても意見交換し、情報共有を進めるとともに、援助効果を高めるために協力して働きかける可能性も模索しています。

6. 国際社会におけるリーダーシップの発揮

日本は、国際社会と日本の共同利益の実現に向けてリーダーシップを発揮するため、地球規模課題の解決に積極的に関与するとともに、国際社会の議論をリードし、構想を提示していきます。

地球規模課題に対処するため、日本は人間の安全保障の考え方を1990年代から先駆者として主唱し、積極的に実践してきました。特に2010年は、国連事務総長報告の発表に続き、国連総会で初めての公式討論の開催、総会決議の採択、国連首脳会合成果文書における言及など、同概念に関する議論が大きく進展しました。日本は引き続き、NGOや学界、国際的フォーラムなどと協力しつつ、人間の安全保障について国際的な議論を深め、普及を図っていきます。

また、気候変動をはじめとする環境問題や感染症、テロなどのいわゆる地球規模課題の解決に取り組んでいきます。たとえば気候変動への対策では、開発途上国の気候変動対策の推進を支援します。それに加え、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際的な枠組みの構築と意欲的な目標の合意を目指す日本の交渉に役立つように、短期的な支援を積極的・機動的に活用していきます。

国際社会共通の目標であるミレニアム開発目標（MDGs）の達成のため、日本は力強い支援を行っています。2010年９月に開催されたMDGs国連首脳会合においては、菅総理大臣が、保健、教育両分野における効果的な支援モデルを提示するとともに、2011年からの５年間でそれぞれ50億ドル、35億ドルの支援を表明しました。日本は、これら２分野をはじめ、2015年までのMDGs達成に向けて、強い決意を持って取り組みます。

第２節　国民の理解と支持の促進

国民の税金などによって行うODAには国民の理解と支持が不可欠です。外務省ではODAについて国民が理解を深め、さらに国民自らがそれぞれの課題に取り組めるような仕組みづくりに取り組んでいます。

開発協力の実施に不可欠な国民の理解と支持を得ていくために、また、開発協力の改善に加え、その意義と実態を国民に伝えるためには、国際機関やNGOとも連携しつつ、効率的な情報の発信と国民参加の促進に取り組む必要があります。

「ODAのあり方に関する検討」の結果、国民の理解と支持の促進のため、特に開発協力への国民の「参加」とODAの「見える化」を柱としてそれぞれの施策を再構築することとなりました。

1. 国民参加と共感の拡大

できるだけ多くの人々に開発協力の現場を体験する機会を提供し、ODAの実情に触れてもらうことで、国民の参加を促進し、共感を高めます。また、より幅広い層の人々が開発協力を身近に感じられるよう、国内各地への発信を強化する方針です。

2.「見える化」の徹底－透明性の向上

「見える化」は、成果重視への転換によって生じた援助効果の明示、原則としてすべてのODA資金による協力プロジェクトの現状や成果などを体系的に目に見えるようにするウェブサイト(HP)の立ち上げ、分かりやすい評価報告書の作成などを通じて、情報の開示を強化するものです。その際、成功事例か失敗事例かにかかわらず情報を開示し、透明性を高め、また、目的や実態をできるだけ分かりやすく伝えることで、国民のODAに対する信頼を高めていく考えです。

3. ODAの現場を伝える広報の効率化

開発協力の重要性や政策的な意義について国民の理解を求めるための取組は、政務レベルをはじめとする外務省が実施しますが、開発協力の現場や具体的な事業を伝えるODA広報は、原則としてJICAに集約していく方針です。これにより、広報の効率化を図るとともに、JICAが国民にとっての情報アクセスのハブ(中心)となり、利用者にとっての利便性・分かりやすさを向上させます。また、JICAの国内各地における拠点などを活用し、全国規模でODAに関する国民の関心の喚起を図っていきます。

JICAでは、ODA案件の形成･実施に際し、国民への情報開示を常に業務の流れの中に位置付けるとともに、JICA国際センターなどを活用して国民の現場体験を一層促進していきます。

4. 国民の理解と支持を促進するための具体的な取組

（1）なんとかしなきゃ! プロジェクト　見過ごせない－55億人

2010年7月に開始した「なんとかしなきゃ! プロジェクト(注11)」への国民の参加を通じて市民一人ひとりが開発協力に関する理解を深め、行動するきっかけを見つけられることを目指しています。

活動の中心となるのは特設ホームページで、プロジェクトに参画する有識者・著名人のメッセージやメンバー団体が発信する多様な情報が網羅されています。

特設ホームページ
http://nantokashinakya.jp/

なんとかしなきゃ!　ホームページ

（2）国際協力レポーター

なるべく多くの国民に開発途上国の現場を体験・視察する機会を提供するために、2008年度まで行っていた「ODA民間モニター」事業の費用対効果を高めた新事業「国際協力レポーター」を実施する予定です。これは、市民が国際協力レポーターとして、ODAの現場を視察した後、開発途上国の実情や国際協力の意義・必要性を、国内で様々なメディアを用いて発信するものです。

注11　国際協力NGOセンター（JANIC）、国連開発計画(UNDP)、JICAが実行委員会を結成し、全国各地の様々な国際協力の担い手と連携しながら、開発途上国の現状や国際協力の意義・必要性を分かりやすく伝え、知る機会を提供する。

（3）開発協力プロモーション番組「地球VOCE（ヴォーチェ）」

これまでのODA広報テレビ番組を全面的に刷新した新番組「地球VOCE」を2010年4月からテレビ東京系列で放送中です。視聴者に国際協力をより身近なものとして感じてもらう工夫を随所に凝らしています。具体的には、これまでのようにODAの現場を取材するのみにとどまらず、日本国内でできる国際協力の事例、国際協力に携わる著名人へのインタビュー、NGOや企業が行っている国際協力など、誰でも気軽に参加できる国際協力事例を多数紹介しています。

この番組の主題歌を歌っている人気歌手平原綾香さんは、2010年6月に岡田外務大臣と外務省にて意見交換を行い、国際協力に今後も協力していく意志を大臣に伝えました。

セネガル取材時の杉山愛さんと村の子どもたち

平原綾香さん（右）と岡田克也外務大臣

（4）ODA見える化サイト

外務省は、JICAと共同でODAの現状、成果などを体系的に目に見えるようにするウェブサイト「ODA見える化サイト（暫定版）」を2010年10月1日に立ち上げました。今後このサイトをさらに充実させ、ODAの目的や実態をできる限り分かりやすく国民に伝えていき、「見える化」の徹底を図ります。

ODA見える化サイト　ホームページ

第３節 企画立案機能と実施体制（JICA）

「ODAのあり方に関する検討」の結果を実施していくに当たって、外務省は政策の企画・立案に専念する一方で、JICAが援助の実施に責任を負うという役割分担を徹底する方針です。

1. 外務省の政策・企画立案機能の強化

外務省は、2009年７月の国際協力局の機構改革により、援助手法担当課の廃止、国別担当課の機能強化、新設した開発協力総括課の下の３つの援助手法（無償資金協力、技術協力、有償資金協力）一体の支援の推進を図る体制を整え、ODAの政策・企画立案機能の強化を図りました。外務省としては、国別機能の拡充を通じ、国ごとの援助戦略の充実に努めます。

2. JICAの改革

JICAは2008年10月の新JICA誕生(注12)を機に３つの援助手法を統合的に実施する援助実施機関となりました。今後はその専門性とネットワークを活かし、援助の現場における開発ニーズと実態の把握や分析、新たな援助手法と分野の開拓、援助実施の機能を強化していきます。そのため、分析力や構想力の強化、実施体制の整備、さらに効率的な事業実施に引き続き取り組んでいきます。同時に、外務省とJICAの業務で重複するもの、調整コストを含めて簡素化できるもの、外務省からJICAへ移管できるものを洗い出し、全体の業務を合理化していきます。これにより、外務省とJICAはそれぞれの役割をより良く果たし、相乗効果を発揮できるように取り組んでいきます。

「ODAのあり方に関する検討」においては、JICAは下記の３つの柱を中心に、援助の実施体制を強化することとしました。

（１）事業構想力の強化

JICAの専門性が高い「開発ニーズ分析」を充実させ、事業構想力を強化します。具体的には、援助対象国のニーズと開発政策を分析し、今後５年間の候補案件を国別・課題単位のプログラムとして構想し、相手国政府やほかの援助国・機関とも協議した上で、日本政府の国別援助計画に反映するよう提案します。その際、新JICA発足とともに設置された「JICA研究所」を活用し、日本の経験や技術と開発途上国のニーズの変化を踏まえた新たな事業モデルを開発し、発信していきます。現時点での取組としては、アフリカ向け米増産支援、パッケージ型インフラ整備、気候変動対策支援、およびBOPビジネスとの連携の促進などが挙げられます。

（２）機動力のある実施体制の整備

構想したプログラムには、過去の教訓などをその計画立案に着実に反映（PDCAサイクルの徹底）させ、適切な成果指標に基づき事業を実施します。併せて、効果的な援助実施体制を整備するため、職員の在外展開を強化し、また、専門家、ボランティア、国内拠点、技術研修員など多様な関係者を活用し、開発政策議論をリードし、NGOの支援強化、海外投融資の再構築などによる民間との連携を強化します。なお、平和構築の現場など不安定な開発途上国・地域における安全管理といった、ますます重要になりつつある現地実施体制の整備には十分に取り組みます。

注12 旧JICAは、技術協力の実施と無償資金協力の実施促進を業務の中心としていたが、JICA法改正により、2008年10月１日に誕生した新JICAは、これら業務に加え、それまで国際協力銀行（JBIC）が海外経済協力業務として担当してきた有償資金協力（円借款など）も実施することとなった。さらに、外務省が実施してきた無償資金協力についても、一部を除いて実施部分を担当することとなった。

（3）徹底したコスト削減とガバナンスの強化

事業仕分けの結果を踏まえ、徹底したコスト削減とガバナンスの強化により、さらに効率的な事業実施を目指します。専門家、ボランティア、NGO、コンサルタントなどから、JICAへの改善提案を受け付ける仕組みを制度化するほか、内部的な統制機能（事業審査・評価、事後監査、コンプライアンス体制、調達監視など）の強化、研修員受入れ、旅費や委託業務の見直しによるコスト削減を徹底していきます。

Keyword 3 経済外交の推進へのODAの活用

日本は政府開発援助（ODA）を通じて様々な国際貢献を行ってきました。こうした国際協力を今後も積極的に行っていくためにも、日本を支える土台である経済を強化することが一層重要になってきています。

前原外務大臣が2011年1月の第177回国会における外交演説で明らかにしたとおり、ODAについては「ODAのあり方に関する検討」を踏まえ、貧困削減（MDGs達成への貢献）、平和への投資、持続的な経済成長の後押しを引き続き重点分野とするとともに、経済外交の推進へのODAの積極的活用を特に重視していきます。国際社会、開発途上国および日本のすべてに裨益するODAを推進していく考えです。

経済外交の大きな課題の一つが、資源・エネルギー・食料の安定供給の確保であり、レアアースを含む鉱物・エネルギー資源保有国や食料輸出国との間で戦略的に関係強化を図ることが重要な課題となっています。この観点からも、ODAなどの外交ツールを活用し、官民連携の下、資源保有国などのインフラをはじめとする社会経済開発を積極的に支援し、二国間関係を強化します。

また、インフラの海外展開支援も経済外交の大きな柱の一つです。これまでも、日本は、ODAと民間企業との連携を進めるべく、円借款に関する本邦技術活用条件（STEP*1）や、民間企業による官民連携案件の提案受付制度の導入などの施策を実施してきました。STEPは、日本の優れた技術やノウハウを活用し、開発途上国への技術移転を通じて日本の「顔の見える援助」を促進することを目指して2002年に導入された制度です。2009年度は、日本はSTEPの円借款として、インドにおける貨物専用鉄道建設計画、ベトナムにおける国際空港旅客ターミナルビル建設事業、パプアニューギニアにおける下水道設備事業など計6件の事業を実施しました。日本は、この制度の下、その優れた技術やノウハウを活用して開発途上国の開発を支援するとともに、インフラの海外展開も推進してきています。

さらに2010年度はJICAにて民間提案型の調査制度を導入しました。これは開発途上国の開発課題の解決に民間企業のノウハウ、資金、技術などを活用するとともに、民間企業の海外展開を後押しすることを目的としており、PPP*2、BOPビジネスの事業化提案を民間企業より公募し、当該提案法人にフィージビリティ調査（F/S）*3を委託するものです。

今後、経済外交に資するODAを推進するため、こうした枠組を一層活用するとともに、経済界とのより緊密な協議や新たなツールの検討といった取組を積極的に進めていきます。

*1 STEP：Special Terms for Economic Partnership
*2 PPP：Public Private Partnership 官民パートナーシップ
*3 個々のプロジェクトが技術的、経済的、社会的に、さらには環境などの側面から見て実行可能であるか否かを検証し、最適な事業計画を策定するための調査。

第４節 開発資金の確保

より戦略的・効果的な援助を行うために、開発協力の資金を確保するとともに、膨大かつ多様な開発ニーズに対応するため、ODAに加え、そのほかの資金を動員・確保するための取組を強化します。

1. ODAの拡充に向けた努力

日本は、グローバル化した今日の世界にあって、主要国と足並みを揃えて国際社会の共同利益の追求に取り組み、開発協力の中核を成すODAを十分に実施する必要があります。

経済や財政の状況が厳しい中にあっても、日本はアフガニスタン支援やアフリカ支援をはじめとする公約を果たすとともに、将来を見据え、未来への投資としてODAの減少傾向に歯止めをかけ、ODAの拡充に努めます。その前提として、引き続き無駄を省き、コストを削減する努力をしていきます。

また、近年、ODAが減少傾向にある中、日本は本予算(当初予算)のみならず補正予算によるODAも併せて事業の量を確保してきました。補正予算はその時々の不測の事態に対応するためのものであるので、当初から必要性やその水準が合理的・確実に見込めるODAについては、できる限り本予算に計上できるよう努力します。

2. 民間資金・OOFとの連携

開発途上国の開発ニーズは膨大であり、ODA 資金のみでそれに応えることはできません。開発途上国への資金の流れにおけるODAなどの公的資金の割合は低下し、現在はその7割を民間資金が占めるようになっています。こうした状況のもと、ODAにより民間資金流入のボトルネックを解消するなど、ODAと民間資金が連携して、開発途上国の開発ニーズに効果的に対応していくことが求められています。

政府はJICAの海外投融資(注13)機能を再開し、開発途上国において民間企業などが実施する開発事業を出資・融資により支援する予定です。そのほか、民間企業からの提案に基づく協力準備調査やBOPビジネス連携促進調査、BOPビジネス支援センターなども活用し、民間の持つニーズの事業化などを支援します。

こうした取組により、ODAを呼び水として開発途上国への民間資金の流入量が増大し、開発効果の増大を通じて開発途上国の成長を後押しすることが期待されます。また、国際協力銀行(JBIC)や日本貿易保険(NEXI)などOOF(ODA以外の政府資金)とも連携を強化し、一層の民間資金の活用を図ります。

注13 既存の金融機関では対応できない、かつ開発効果の高い、民間セクターが開発途上国で実施する開発事業に対し、必要な資金を融資または出資するもの。1960年以降、旧海外経済協力基金が実施していたが、現在はJICAが実施。特殊法人等整理合理化計画において、2002年度以降、2001年度末までに承諾された案件またはそれらと継続的な性格を有する案件に限り出融資を行っていたが、2010年6月の閣議決定により、過去の成功例・失敗例などを研究・評価し、リスク審査・管理体制を構築した上で再開を図ることとなった。その後、2010年12月10日に開催した第6回パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合(議長：仙谷内閣官房長官。「新成長戦略実現会議の開催について」(2010年9月7日閣議決定)に基づき、インフラ分野の民間企業の取組を支援し、国家横断的かつ政治主導で機動的な判断を行うため開催。)において、年度内再開を実現することを決定した。

3. 革新的資金調達

ミレニアム開発目標(MDGs)の達成に向けた取組など、日本をはじめ、国際社会は積極的な国際協力を行ってきました。しかし、世界の開発需要に対応するためには、より幅広い開発資金の動員が必要です。「革新的資金調達」とはこうした世界の開発需要を踏まえ新たな財源を確保するための取組のことです。

革新的資金調達として提唱されている手法には様々なものがありますが、既に、一部の国では航空券に課税する手法(航空券連帯税)や、援助国の資金コミットメントを担保に債券を発行してワクチン購入のための資金を調達する手法(予防接種のための国際金融ファシリティ（IFFIm(注14)))などが導入されています。こうした取組によって調達された資金は、三大感染症(HIV/エイズ、結核、マラリア)対策などに使用され、既に大きな成果を上げています。また、検討中のイニシアティブとして、通貨取引に課税する通貨取引開発税などがあります。

革新的資金調達について議論する主要な国際会議として、2006年に「開発のための革新的資金調達に関するリーディング・グループ(LG)」が設立されました。LGの参加国は年々増え、現在は60か国に達しています。2010年6月から同年末まで日本はLG議長国を務め、12月に第8回総会を東京で開催しました。日本としては、革新的資金調達に関する内外の関心を一層喚起し、その発展に貢献することにより、議長国としての務めを果たしました。

また、通貨取引開発税を含む国際金融取引に関する革新的資金調達について話し合うため、2009年10月、「開発のための国際金融取引に関するタスクフォース」が立ち上げられました。日本はこのタスクフォースにも参加し、積極的に議論に貢献しています。

注14　IFFIm : International Finance Facility for Immunization

第Ⅲ部

2009年度の政府開発援助実績

第1章 実績から見た日本の政府開発援助 …… **38**
第2章 日本の政府開発援助の具体的取組 …… **44**
第1節　政府開発援助大綱の基本方針に関連した取組 …… 45
第2節　課題別の取組 …… 48
第3節　地域別の取組 …… 79
第4節　援助実施の原則の運用 …… 109
第5節　援助政策の立案および実施における取組 …… 111

第1章

実績から見た日本の政府開発援助

2009年、日本の政府開発援助（ODA）の支出純額は94億6,861万ドル（対前年比1.4%減）で、世界第5位の実績でした。

2009年の日本の政府開発援助（ODA）実績は、支出純額で二国間ODAが約60億124万ドル（約5,605億円）、国際機関に対する出資・拠出などが約34億6,737万ドル（約3,239億円）、ODA全体では対前年比1.4%減の約94億6,861万ドル（約8,844億円）となりました(注1)。なお、政府貸付などの回収額を算定に入れない支出総額でのODA実績は、対前年比5.9%減の約164億5,213万ドル（約1兆5,366億円）です。

＜ 実績の分析 ＞

2009年の日本のODA実績（支出純額）は、前年に比べほぼ横ばいで、OECD-DAC(注2)加盟国における順位は、2008年と変わらず米国、フランス、ドイツ、英国に次ぐ第5位となりました(注3)。また、支出総額での順位も前年と同様第2位となりました。

2009年ODA実績（支出純額）の内訳は、二国間ODAが全体の約63.4%、国際機関を通じたODAが約36.6%です。

開発途上国との協議の上で実施される二国間ODAは、日本と被援助国との関係強化に貢献することが期待されます。一方、国際機関を通じたODAでは国際機関の専門的知見や政治的中立性を活用でき、さらに二国間援助が届きにくい国・地域への支援が可能です。日本は、これら二国間援助および国際機関を通じた支援を柔軟に使い分けるとともに相互の連携を図り、適切に援助が供与されるよう努力しています。

二国間ODA（支出純額）を援助手法別に見ると、無償資金協力として計上された実績は約22億894万ドル（約2,063億円）で、ODA実績全体の約23.3%となっています。このうち債務救済は約6,833万ドル（約64億円）で、約0.7%を占めています。また、国際機関を通じた贈与は、約6億6,049万ドル（約617億円）で全体の約7.0%です。上記項目を除くと、無償資金協力として日本が供与した金額は約14億8,012万ドル（約1,382億円）で、全体の約15.6%となります。さらに技術協力は約31億1,840万ドル（約2,913億円）で、全体の約32.9%を占め、政府貸付などは約6億7,390万ドル（約629億円）、債務救済を除いた政府貸付などは約7億3,938万ドル（約691億円）となっています(注4)。

注1　東欧諸国および卒業国向け実績並びに欧州復興開発銀行（EBRD）向け拠出金の一部を除く。なお、四捨五入の関係上、図表などの合計が一致しない場合がある。
注2　OECD-DAC：Organisation for Economic Co-operation and Development-Development Assistance Committee。経済協力開発機構・開発援助委員会。
注3　日本以外は暫定値による比較。
注4　換算率：2008年＝103.5円／ドル、2009年＝93.4円／ドル（OECD-DAC指定レート）

（写真提供：谷本美加／ JICA）

地域別の二国間ODAは以下のとおりです(注5)。

▶アジア:約22億1,805万ドル(約77億9,890万ドル)
▶アフリカ:約14億322万ドル(約15億5,602万ドル)
▶中東:約11億8,507万ドル(約5億67万ドル)
▶中南米:約1億4,258万ドル(約7億3,270万ドル)
▶大洋州:約1億1,190万ドル(約1億2,983万ドル)
▶欧州:約1億5,646万ドル(約2億20万ドル)
▶複数地域にまたがる援助:約15億4,812万ドル(約15億4,812万ドル)

≫全体に占める各地域別実績の割合については、図表III-2を参照してください

図表 Ⅲ−1 2009年の日本の政府開発援助実績

2009年(暦年)	ドル・ベース(百万ドル)			円ベース(億円)			構成比(%)
援助形態	実　績	前年実績	対前年伸び率(%)	実　績	前年実績	対前年伸び率(%)	政府開発援助計
無償資金協力	2,211.70	4,780.69	−53.7	2,065.72	4,948.02	−58.3	23.2
債務救済	68.33	2,801.18	−97.6	63.82	2,899.22	−97.8	0.7
国際機関を通じた贈与	660.59	730.90	−9.6	616.99	756.48	−18.4	6.9
上記項目を除く無償資金協力	1,482.78	1,248.61	18.8	1,384.91	1,292.31	7.2	15.5
無償資金協力(東欧および卒業国向け実績を除く)	2,208.94	4,776.56	−53.8	2,063.15	4,943.74	−58.3	23.3
債務救済	68.33	2,801.18	−97.6	63.82	2,899.22	−97.8	0.7
国際機関を通じた贈与	660.49	730.06	−9.5	616.90	755.61	−18.4	7.0
上記項目を除く無償資金協力	1,480.12	1,245.32	18.9	1,382.43	1,288.91	7.3	15.6
技術協力	3,194.75	3,057.82	4.5	2,983.90	3,164.84	−5.7	33.4
技術協力(東欧および卒業国向け実績を除く)	3,118.40	2,987.07	4.4	2,912.58	3,091.61	−5.8	32.9
贈与計	5,406.45	7,838.51	−31.0	5,049.62	8,112.86	−37.8	56.6
贈与計(東欧および卒業国向け実績を除く)	5,327.34	7,763.62	−31.4	4,975.73	8,035.35	−38.1	56.3
政府貸付等	674.55	−899.66		630.03	−931.15		7.1
(債務救済を除く政府貸付等)	740.03	163.87	351.60	691.18	169.60	307.53	
(貸付実行額)	7,744.40	7,050.81	9.84	7,233.27	7,297.59	−0.88	
(回収額)	7,069.86	7,950.47	−11.08	6,603.25	8,228.74	−19.75	
(債務救済を除く回収額)	7,004.38	6,886.94	1.71	6,542.09	7,127.99	−8.22	
政府貸付等(東欧および卒業国向け実績を除く)	673.90	−940.38		629.42	−973.29		7.1
(債務救済を除く政府貸付等)	739.38	123.15	500.38	690.58	127.46	441.79	
(貸付実行額)	7,657.42	6,933.44	10.4	7,152.03	7,176.11	−0.3	
(回収額)	6,983.52	7,873.82	−11.3	6,522.60	8,149.40	−20.0	
(債務救済を除く回収額)	6,918.04	6,810.28	1.6	6,461.45	7,048.64	−8.3	
二国間政府開発援助計	6,081.00	6,938.85	−12.4	5,679.65	7,181.71	−20.9	63.7
二国間政府開発援助計(東欧および卒業国向け実績を除く)	6,001.24	6,823.25	−12.0	5,605.16	7,062.06	−20.6	63.4
国際機関向け拠出・出資等	3,471.58	2,781.35	24.8	3,242.45	2,878.70	12.6	36.3
国際機関向け拠出・出資等(EBRD向け拠出金の一部を除く)	3,467.37	2,777.46	24.8	3,238.53	2,874.67	12.7	36.6
政府開発援助計(支出純額)	9,552.57	9,720.20	−1.7	8,922.10	10,060.40	−11.3	100.0
政府開発援助計(支出純額)(東欧および卒業国向け実績ならびにEBRD向け実績の一部を除く)	9,468.61	9,600.71	−1.4	8,843.69	9,936.73	−11.0	100.0
政府開発援助計(支出総額)	16,622.43	17,670.67	−5.9	15,525.35	18,289.15	−15.1	
政府開発援助計(支出総額)(東欧および卒業国向け実績ならびにEBRD向け実績の一部を除く)	16,452.13	17,474.52	−5.9	15,366.29	18,086.13	−15.0	
名目GNI速報値(10億ドル、10億円)	5,223.13	5,042.14	3.6	487,840.30	521,861.80	−6.5	
対GNI比(%)	0.18	0.19		0.18	0.19		
対GNI比(%):(東欧および卒業国向け実績ならびにEBRD向け実績の一部を除く)	0.18	0.19		0.18	0.19		

＊1　卒業国で実績を有するのは次の14か国・地域(ブルネイ、シンガポール、クウェート、カタール、アラブ首長国連邦、イスラエル、香港、キプロス、韓国、ニューカレドニア、マルタ、スロベニア、バーレーン、サウジアラビア)。
＊2　2009年DAC指定レート:1ドル=93.4円(2008年比、10.1円の円高)。
＊3　四捨五入の関係上、各形態の計が一致しないことがある。
＊4　経済協力開発機構・開発援助委員会統計作業部会の決定により、2009年実績より欧州復興開発銀行(EBRD)向け拠出金の一部を政府開発援助として計上した。
＊5　債務救済には、円借款の債務免除および付保商業債権の債務削減を含み、債務繰延を含まない。
＊6　従来、国際機関を通じた贈与は「国際機関向け拠出・出資等」として計上してきたが、2006年より拠出時に供与先の国が明確であるものについては 各被援助国への援助として「無償資金協力」へ計上することに改めた。

注5　括弧内の値は支出総額ベース。

図表 Ⅲ−2　日本の二国間政府開発援助の地域別配分の推移

●支出純額ベース

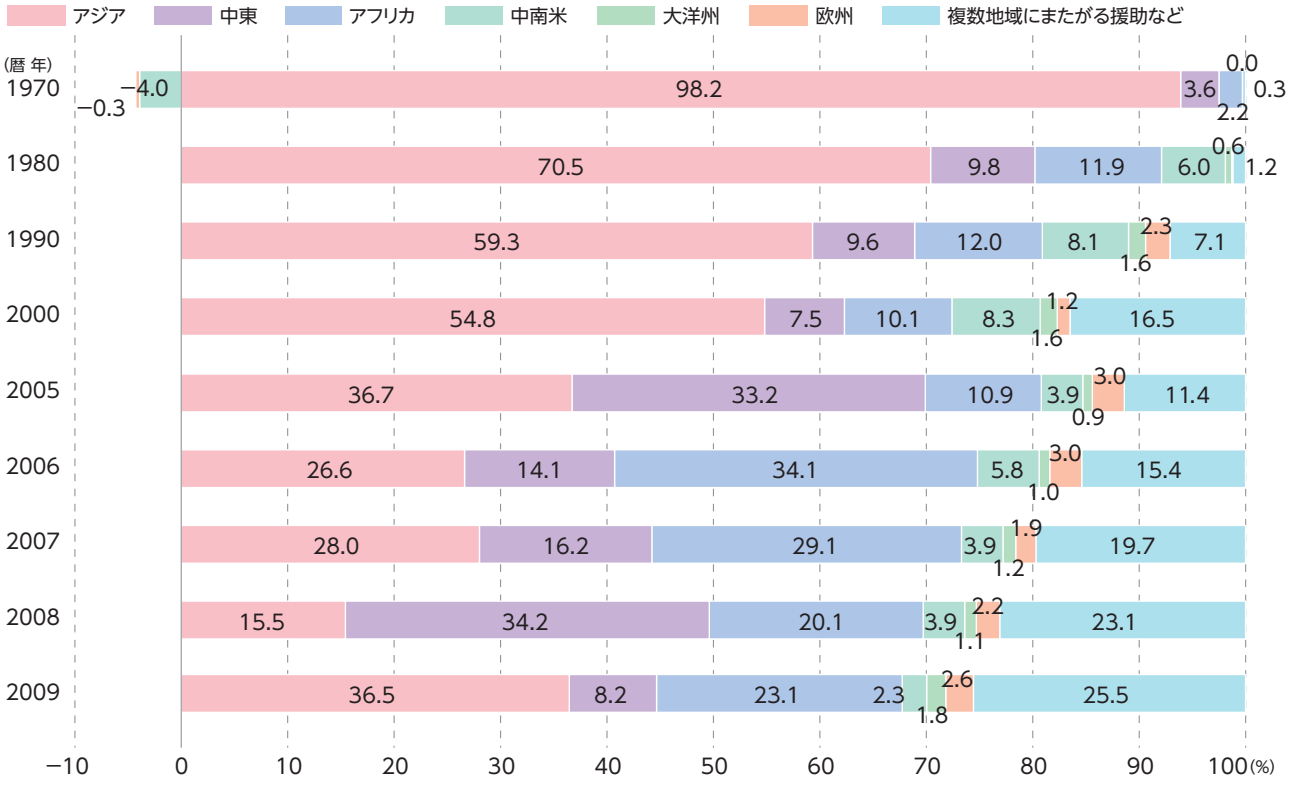

●支出総額ベース

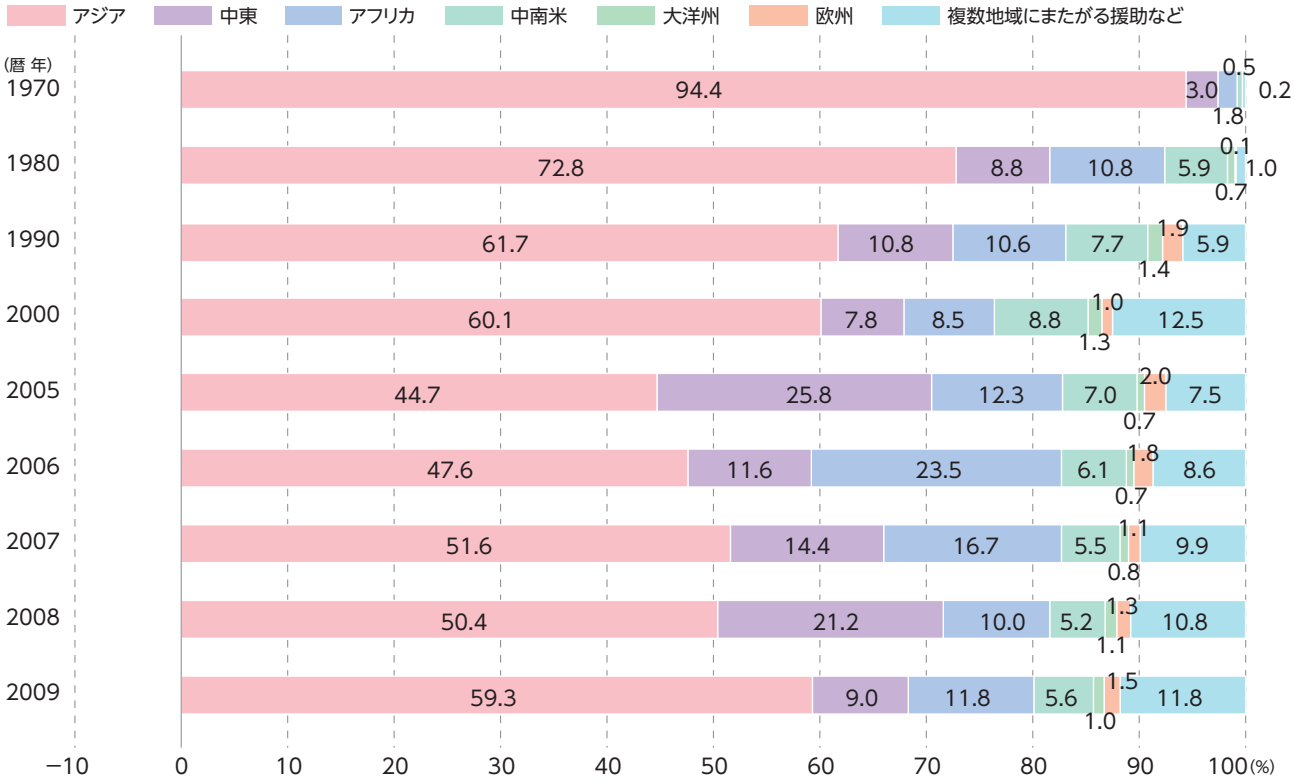

＊1　1990年以降の欧州地域に対する実績には東欧向け援助を含む。
＊2　供与額を回収額が上回る場合、マイナスとなることがある(支出純額のみ)。
＊3　複数地域にまたがる援助などには、各地域にまたがる調査団の派遣や行政経費、開発啓発費などを含む。

図表 Ⅲ−3　主要DAC加盟国の政府開発援助実績の推移

●支出純額ベース

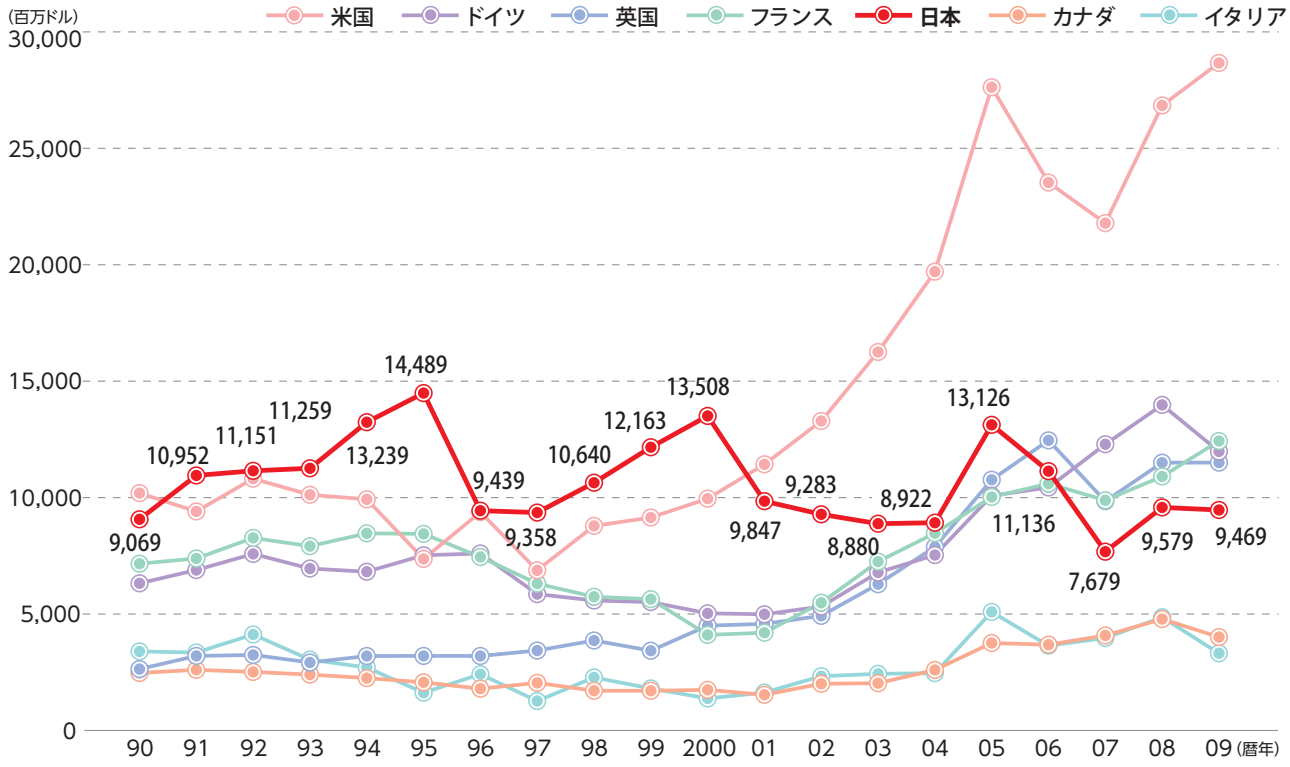

●支出総額ベース

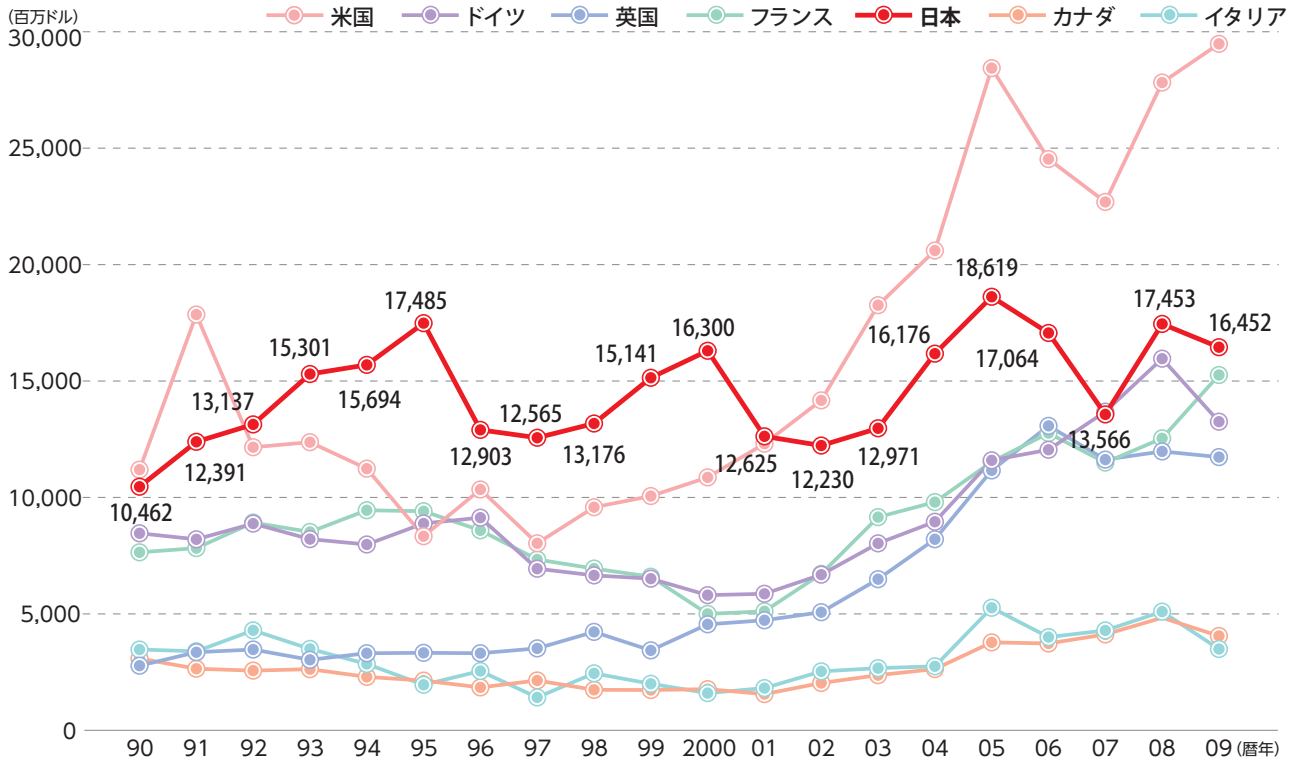

出典：2009年DACプレスリリース、2008年DAC議長報告

＊1　東欧および卒業国向け援助を除く。

＊2　1990年、1991年および1992年の米国の実績値は、軍事債務救済を除く。

＊3　2009年については、日本以外は暫定値を使用。

図表 Ⅲ−4　DAC諸国における政府開発援助実績の国民一人当たりの負担額

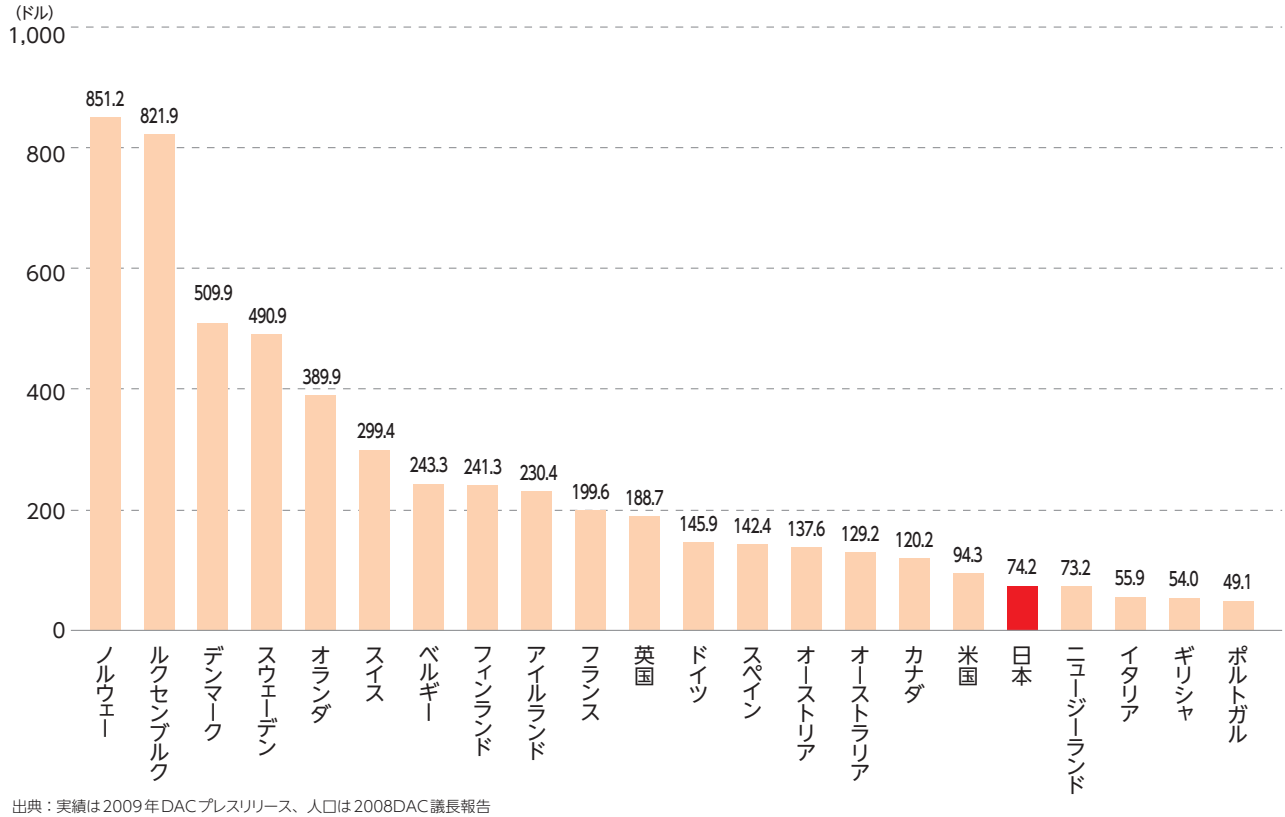

出典：実績は2009年DACプレスリリース、人口は2008DAC議長報告
＊1　東欧および卒業国向け援助を除く。
＊2　日本以外は暫定値を使用。

図表 Ⅲ−5　DAC諸国における政府開発援助実績の対国民総所得（GNI）比

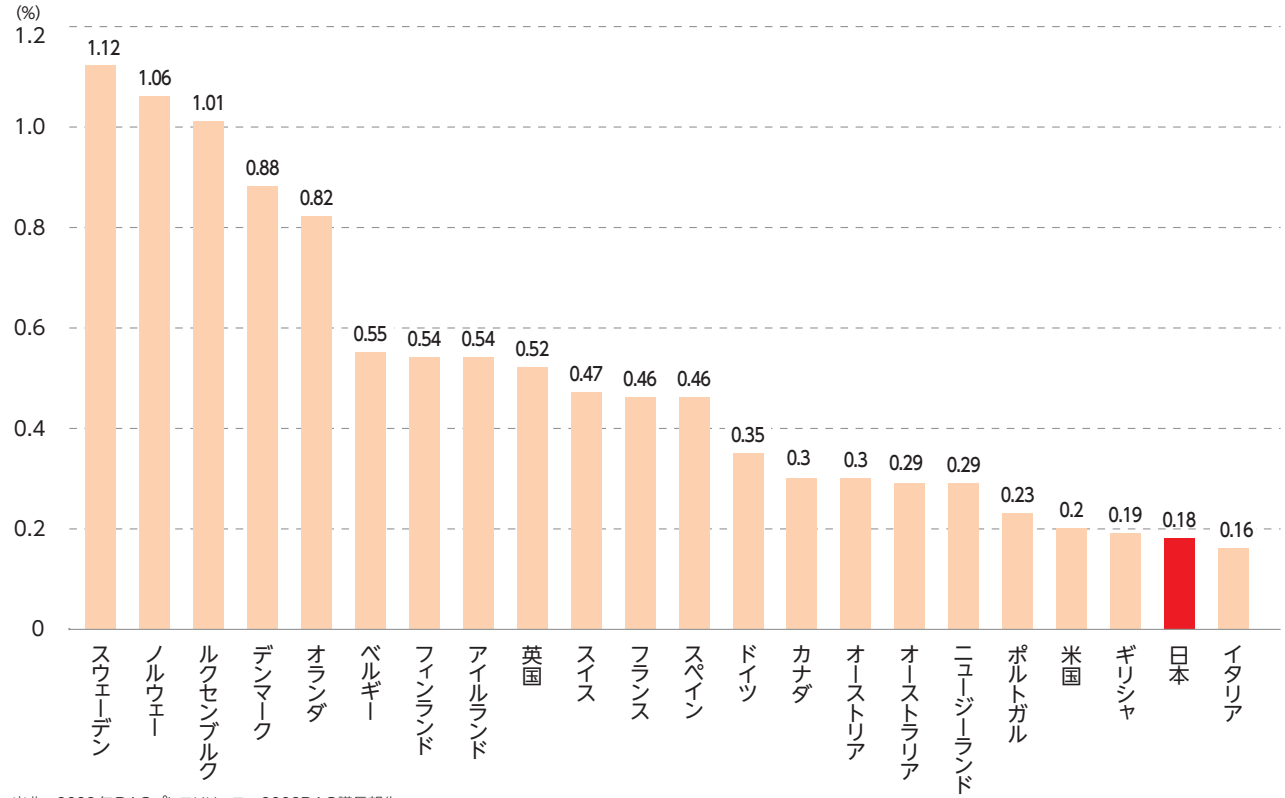

出典：2009年DACプレスリリース、2008DAC議長報告
＊1　国名は政府開発援助対GNI比の順。
＊2　日本以外は暫定値を使用。

図表 Ⅲ-6 日本の政府開発援助実績の対国民総所得（GNI）比の推移

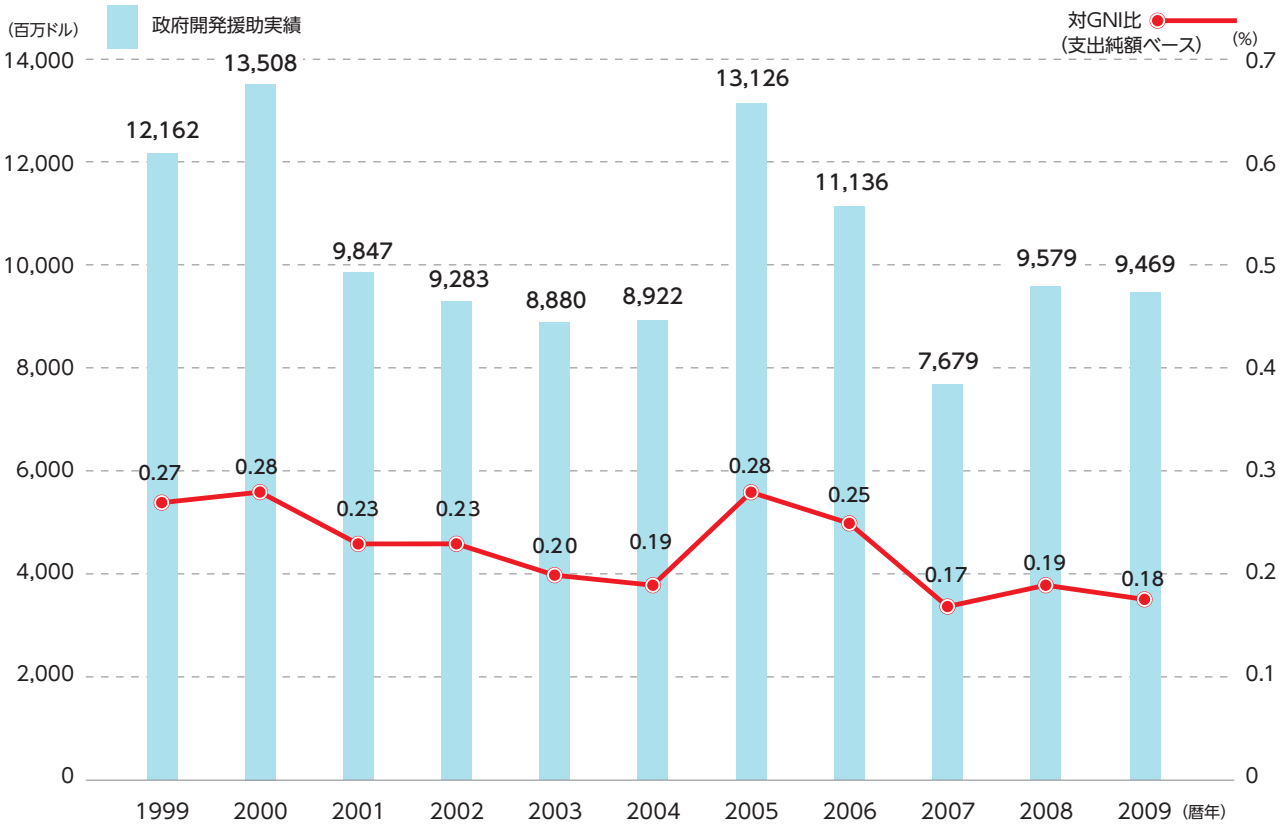

＊1　1998年までは対GNP比、1999年以降は対GNI比として表記（GNP：国民総生産、GNI：国民総所得）。
＊2　東欧および卒業国向け援助を除く。

（写真提供：佐藤浩治／ JICA）

第2章

日本の政府開発援助の具体的取組

本章では、５つの視点から日本が世界で行っている政府開発援助（ODA）の具体的な取組について紹介していきます。

日本のODA政策は、「政府開発援助（ODA）大綱」に沿った形でそれぞれの国に対する取組を進めています。まず第１節では、日本が開発途上国に対して政府開発援助を行っていく上で基本となるODA大綱やこの大綱に基づく諸政策がどのような内容によって構成されているかを示していきます。

第２節は、ODA大綱が掲げる「貧困削減への取組」「持続的成長への取組」「地球規模課題への取組」、そして「平和の構築」について、それぞれの課題をさらに細かい分野に分けながら、日本がそれぞれの分野においてどのような取組を行っているかを紹介します。

一方、世界は地域や国によって経済・社会環境や文化が大きく異なるとともに、抱えている問題も違います。第３節では、それぞれの地域別に日本が取り組んでいる開発援助についての具体的な事例を挙げます。地域区分は、東アジア、南アジア、中央アジア・コーカサス、アフリカ、中東、中南米、大洋州、欧州の８地域です。

政府は、ODA大綱の援助理念にのっとりながら、国連憲章の諸原則などを踏まえた上で、開発途上国の援助需要、経済や社会の状況、二国間の関係などを判断し、開発援助を行っています。第４節では、日本の政府開発援助はどのような点に配慮しながら運用されているかを具体的に説明します。

そして、最後の第５節は、ODAがどのような体制で行われているのか、そしてODAをより効率的、効果的なものにするために進めるべき一連の改革措置を、「援助政策の立案および実施体制」「国民参加の拡大」「効果的実施のために必要な事項」の３つに分けて紹介します。

第１節 政府開発援助大綱の基本方針に関連した取組

現行の日本の政府開発援助（ODA）政策の理念や原則は、政府開発援助（ODA）大綱によって定められています。現行のODA大綱の下には、政府開発援助中期政策、国別援助計画、分野別開発政策、国際協力重点方針、そして事業展開計画が置かれています。「ODAのあり方に関する検討」（第Ⅱ部参照）を踏まえ、政策文書のあり方も見直される見込みですが、本節においては現行の政策的枠組みについて説明していきます。

1. 政府開発援助大綱

現行のODA大綱（2003年8月改訂）は、「I. 理念」、「II. 援助実施の原則」、「III. 援助政策の立案及び実施」、「IV. 政府開発援助大綱の実施状況に関する報告」から構成されています。

「I. 理念」では、ODAの目的を「国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資すること」としています。そのために日本は、①良い統治に基づく「開発途上国の自助努力支援」、②個々の人間に着目した支援を実施するための「人間の安全保障」の視点、③社会的弱者の状況（特に女性の地位向上）、貧富の格差や地域格差などを考慮した「公平性の確保」、④日本の経験、技術、人材などを開発途上国の発展に活かす「我が国の経験と知見の活用」、⑤国際機関や他の援助国、NGO、民間を含む様々な援助主体との連携を図る「国際社会における協調と連携」という５つの基本方針を掲げています。これらの目的および基本方針に基づき、①「貧困削減」、②「持続的成長」、③「地球的規模の問題への取組」、④「平和の構築」を重点的に取り組む課題としています。

「II. 援助実施の原則」では、環境と開発の両立やODAの軍事的利用の防止、開発途上国における民主化の促進などに注意を払い、援助を行うこととしています。

「III. 援助政策の立案及び実施」では、政府全体として一体性と一貫性のあるODA政策の立案・実施を行うことで、日本のODAの戦略性や機動性、効率性を高めていくことが重要であるとしています。また、ODAの原資は国民の税金であることから、国民の理解を得ることに努力することを明記しています。

「IV. 政府開発援助大綱の実施状況に関する報告」では、援助実施状況について毎年、白書をとおして閣議報告することとしており、ODA実施に関する説明責任を明確にしています。

2. 政府開発援助中期政策

ODA中期政策は、ODA大綱のうち、より具体的に示すべき事項を中心として、日本の考え方やアプローチ、具体的取組について記載しています。2005年2月に改訂された中期政策は、具体的事項として、①人間の安全保障の視点、②貧困削減、持続的成長、地球的規模の問題への取組および平和構築といった重点課題、③効率的・効果的な援助の実施に向けた方策を取り上げています。

3. 国別援助計画

国別援助計画は、援助相手国の現状や課題、開発計画、その国に対する日本の協力の意義や目指すべき方向性、重点分野などを記載しており、策定から約5年間をめどとした国別の援助計画を示しています。対象国は、援助量、世界的な開発課題との関連性、地域バランス、援助協調や戦略的重要性などを総合的に考慮した上で選定し、対象国にある在外公館やJICA事務所などで構成される現地ODAタスクフォースの意見を参考にして策定しています。なお、「ODAのあり方に関する検討」を受け、国別援助計画の在り方についても見直しが行われており、簡潔で戦略性の高いものに改編し、内容および策定プロセスを簡素化・合理化した上で、原則としてすべてのODA対象国について策定するべく検討が進められています。

4. 分野別開発政策

国際場裡での議論を踏まえつつ、保健、教育、水・衛生、環境といった社会セクターごとの援助を戦略的に実施するために、日本は分野別開発政策を策定しています。具体的には、分野別開発イニシアティブの策定を通じ、分野別開発政策をODA案件形成などに反映させることで、中長期的な視点から援助相手国にとって望ましい援助を実施しています。また分野別開発政策は、国際社会における議論を喚起するという意味でも重要な役割を担っています。ODA大綱やODA中期政策、国別援助計画に加えて分野別開発政策を策定することは、日本の援助指針をより一層明確にし、ODAの透明性向上にもつながります。

5. 国際協力重点方針

国際協力重点方針は、日本の外交政策の進展や新たに発生した開発課題などに迅速に対応するために重点事項を明確にし、毎年度の案件形成に反映させることを目的として、2007年度から策定しています。2009年度は、①金融・経済危機に対してのアジア自身の成長力強化と内需拡大に向けた支援、②アフガニスタン・パキスタン支援および平和構築・定着支援、③環境・気候変動問題に関する開発途上国支援、④対アフリカ支援倍増などの既存のコミットメントの着実な実施、⑤NGOとの対話と連携のさらなる推進の5点を重点事項として国際協力を実施しました。

6. 事業展開計画

事業展開計画は、原則として、日本のODA対象国すべてについて国別に作成し、実施決定から完了までの段階にある国別のODA案件を、国ごとに設定した援助重点分野・開発課題・協力プログラムに分類して、一覧できるように取りまとめたものです。様々な援助手法を一体的に活用して、効率的かつ効果的にODAを企画、立案、実施することを目指しており、援助の予見可能性を高めることにも役立っています。

● ODAを通じたジェンダーへの取組

開発途上国における社会通念や社会システムは、一般的に、男性の視点に基づいて形成されていることが多いため、女性は様々な面で脆弱な立場に置かれています。開発途上国の持続的な開発を実現していくためには、男女の均等な開発への参加と受益を図る必要があります。

日本は、ODA大綱やODA中期政策において、ジェンダーの視点を重視することを明記しています。これらに基づき、開発におけるジェンダー平等を推進するための具体的なガイドラインとして、2005年には「ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ」を発表しました。GADイニシアティブは、日本のODAにおけるジェンダー主流化(注6)のための基本的なアプローチを明確にするとともに、ODA大綱の重点課題である貧困削減、持続的成長、地球規模の課題への取組、平和構築について、ジェンダーの視点に立った具体的取組を示しています。

日本は2009年から、タイにおいて人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクトを実施しています。タイは急速な経済発展や情報流通の高度化に伴い、人身取引被害者の「送出国」「経由国」「受入国（目的地）」となっています。タイ政府は「多分野協働チーム」アプローチの下、関係政府機関、NGOなどと連携して包括的に人身取引被害者の保護・支援に取り組むことを目指しており、日本はこのアプローチの強化を支援しています。さらに、国際機関との連携においても、日本が国連開発計画（UNDP）内に設立した日・UNDPパートナーシップ基金などを通じ、ジェンダー平等に特に配慮した支援を実施しています。

注6 ジェンダー主流化とは、あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するための手段。GADイニシアティブでの「開発におけるジェンダー主流化」とは、「すべての開発政策や施策、事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、すべての開発政策、施策、事業の計画、実施、モニタリング、評価のあらゆる段階で、男女それぞれの開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていくプロセス」と定義。

第２節　課題別の取組

ODA大綱では、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への取組、および平和構築の４つを重点課題として掲げています。本節では、これらの課題について最近の日本の取組を紹介します。

1. 貧困削減

（1）教育

教育は、貧困削減のために必要な経済社会開発において重要な役割を果たすとともに、個人が自らの才能と能力を伸ばし、尊厳を持って生活することを可能にします。また教育は、他者や異文化に対する理解を育み、平和の礎となります。しかし世界には、学校に通うことのできない子どもが約7,200万人おり、そのうち女子が54%を占めています。最低限の識字能力を持たない成人も約7億5,900万人にのぼり、その約３分の２は女性です(注7)。このような状況の改善に向け、国際社会は「万人のための教育(EFA(注8))」の実現を目指しています。

＜ 日本の取組 ＞

日本は、従来から、「国づくり」と「人づくり」を重視しており、開発途上国の基礎教育や高等教育、職業訓練の拡充などの幅広い分野における教育支援を行っています。2002年には「成長のための基礎教育イニシアティブ(BEGIN(注9))」を発表し、教育の機会の確保や質の向上、マネジメント改善を重点項目に、学校建設や教員養成などハード・ソフト両面を組み合わせた支援を行っています。

また、2015年までに初等教育の完全普及を目指す国際的な枠組みであるファスト・トラック・イニシアティブ(FTI(注10))においては、2008年１月からG8議長国として共同議長および運営委員を務め、FTIの議論および改革への取組に深く関与するとともに、FTIの関連基金に対して、2007年度から2009年度までに総額約480万ドルを拠出しました。

2008年４月、日本は、EFAの自立と持続可能性に関する国際シンポジウム(注11)において、質・量両面における基礎教育のさらなる充実、基礎教育を超えた多様な教育段階における支援強化、教育と他分野との連携、内外を通じた全員参加型の取組を重視すべきとのメッセージを発信しました。

その具体的取組として、2008年からの５年間で、アフリカにおいて約1,000校(約5,500教室)の建設、全世界で約30万人(うちアフリカで約10万人)の理数科教員の能力向上、アフリカにおける学校運営改善の取組の１万校への拡大を表明し、その着実な実施を行っています。また、識字分野では、アフガニスタンにおいて2008年から４年間で国連教育科学文化機関(UNESCO(ユネスコ))を通じた総額約15億円となる無償資金協力により約30万人の識字教育を支援しており、同国の識字教育の推進に貢献しています。

近年では、国境を越えた高等教育機関のネットワーク化の推進や周辺地域各国との共同研究、「留学生30万人計画」に基づく日本の高等教育機関への留学生受入れなど多様な方策を通じて開発途上国の人材育成を支援しています。さらに、国内の大学が持つ「知」(研究成果や高度人材育成機能)を活用して国際協力の質的向上を目指す「国際協力イニシアティブ」事業を実施しています。その主な取組として、日本の教育研究関係者が持つ知見をもとに国際協力に有用な教材やガイドラインなどを作成し、それらを広く活用できるよう公開しています。また、「青年海外協力隊現職

注7　(出典) UNESCO「EFAグローバル・モニタリング・レポート2010」(2010)
注8　EFA：(第Ⅰ部 注６参照)
注9　BEGIN：(第Ⅰ部 注５参照)
注10　FTI：(第Ⅰ部 注７参照)
注11　2008年４月21日から25日にかけて東京にて行われた「万人のための教育(EFA)」実務者会合および関連会合の一環として、外務省、広島大学、早稲田大学の共催で開催されたシンポジウム。

教員特別参加制度(注12)」を通じて現職教員の青年海外協力隊への参加を促す努力を行っています。開発途上国へ派遣された現職教員は、現地において教育や社会の発展に貢献するとともに、帰国後には国内の教育現場でその経験を活かしています。さらに、2010年には、2011年からミレニアム開発目標(MDGs)の達成期限である2015年までの間の新教育協力政策を策定しました。

●ケニア「理数科教育強化計画プロジェクトSMASE」

日本は、アフリカにおける産業発展に必要な人材育成のため、ケニアの中等理数科教師約２万人に研修を行い、教授法の改善を通じて生徒の学力向上に貢献しています。さらに、他のアフリカ諸国でもこの取組を普及させてほしいとの要請を受け、日本は、ケニアを中心に設立されたアフリカ理数科教育域内連携ネットワーク(SMASE－WECSA(注13))を通じ、ケニアによるアフリカ域内の国に対する理数科教育教科活動の支援を行っています。

理数科教育を受けているケニアの子どもたち(写真提供：JICA)

● ASEAN工学系高等教育ネットワーク(AUN/SEED-Net (注14))

ASEAN諸国では、持続的・安定的な経済開発とそれを支える工学系人材の養成への認識が高まっています。そこで日本は、産業界に貢献する人材を輩出するため、ASEAN10か国19大学と日本の11大学の大学間ネットワークを形成し、各国中核大学の教育・研究能力強化と工学系人材の育成を目指す事業を行っています。科学技術分野の日本の知見を活かし、ASEAN域内・日本での若手教員の学位取得(修士号・博士号)、国際共同研究、教員相互派遣、地域学会形成などの活動を行い教員の能力強化や大学院プログラム改善などの成果を挙げるとともに、日本の科学技術外交や大学の国際化などにも貢献しています。

SEED-Net地震被害調査プロジェクトチーム(写真提供：JICA)

注12　文部科学省がJICAに推薦した教員は、一次選考の技術試験が免除され、また日本の学年に合わせて、派遣前訓練開始から派遣終了までの期間を４月から翌々年の３月までの２年間(通常２年３か月)とするなど、現職教員が参加しやすい仕組みとなっている。
注13　SMASE-WECSA：Strengthening Mathematics and Science Education (SMASE)－Western, Eastern, Central and Southern Africa
注14　AUN/SEED-Net：ASEAN University Network/ Southeast Asia Engineering Education Development Network

Column 2

アフリカの大地で学校建設に取り組む

～カメルーンの小学校建設支援～

現地スタッフおよびエンジニアと(前列左端が西野さん)
(写真提供：西野さん)

「日本は援助以上のものを残してくれる」。日本の小学校建設支援を評価するのは、カメルーン基礎教育省のンドンゴさん。「他国からの援助と比較しても、日本の援助はカメルーンに建設技術・管理能力の向上といった目に見えないものを残しています」ともいいます。

アフリカ中西部に位置するカメルーンは、チョコレートの原料となるカカオの生産などで知られ、また、熱帯雨林から草原まで擁する多彩な自然と250を超える部族を抱え、“アフリカの縮図”とも呼ばれています。しかし、近年は財政の悪化から、教育施設の老朽化や不足が問題となっていました。このような問題を抱えるカメルーン政府の要請を受け、日本は1997年から今日まで一貫して小学校建設の支援*1を行っています。

日本のODAで建てられた小学校はモデル校としてカメルーン国内で高い評価を受けています。首都ヤウンデ市にある小学校の校長先生は、「エコール・デュ・ジャポン(日本の学校)のおかげで、子どもたちが整った教育環境で勉強できるようになりました。この学校は我々の誇りです」といいます。

西野由明(にしのよしあき)さんは、日本の協力でカメルーンに小学校建設が開始された当初から100校以上の建設に携わり、日本のみならずカメルーンの関係者からも厚い信頼を寄せられています。西野さんは、現在、大日本土木(株)のスタッフとして、建築資材の調達・管理、品質や工程の管理などに従事し、その仕事はすべての面にわたります。建設現場では西野さんのプロとしての鋭い視線が建設の一つ一つのステップに届きます。1982年のザンビアを皮切りに現在に至るまでの22年間をアフリカでのプロジェクトに力を注いできた西野さん。カメルーンでの10年間では、日本の墨出し*2などの建築技術、品質管理、資材整理法、徹底した安全管理、現場での朝礼、申し送りにラジオ体操と日本の技術や習慣などを現地にうまく活かしてきました。

その中でも西野さんは“人づくり”に力を入れたといいます。「この10年間スタッフに対して、思いやり、気配り、感謝などの技術以外のことの大切さを繰り返し話してきたんです。大学を卒業しても就職口が見つからないのがカメルーンの現実。生きるための食料は必要、でも心の食料も必要不可欠ですよ」といいます。「心の食料」が満たされたスタッフとともに今日も西野さんは小学校建設に取り組んでいます。このように西野さんたちが努力している中、カメルーンは、2000年に小学校教育を無償化し、ミレニアム開発目標(MDGs)の一つである初等教育の完全普及を2015年までに達成するめどがついています。

10年間にわたり苦楽を共にしてきたカメルーンのスタッフ。西野さんがマラリアで入院したとき、スタッフ全員が朝まで看病してくれたこともありました。「飛行機からカメルーンの赤土が見えるとほっとするんです」。そのカメルーンに恩返しがしたいと西野さんは、以前勤めていた会社が2009年にカメルーン撤退を決めたのを機に早期退職し、現在の会社に再就職してまでカメルーンに残り、小学校建設プロジェクトに取り組むことにしました。

「アフリカの大地で多くの人々と語り、握手を交わして来れたことに感謝しています」と今日も建設現場で現地のスタッフと一緒に汗を流しています。

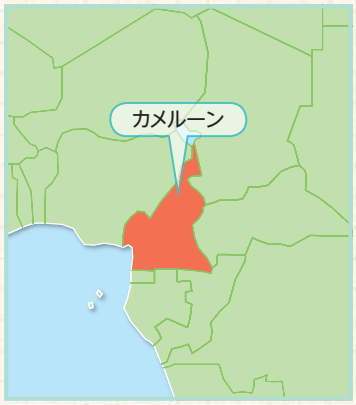

墨出し時の指導(写真提供：西野さん)

*1 第1～4次小学校建設計画(一般無償資金協力)
*2 建築工事において建物の柱の中心線や床・壁の仕上げ面の位置などの工事の基準となる線をつけること。カメルーンではチョークを使うことが一般的であるが、雨に濡れて消えることを防ぐために墨出し機器を使う日本の技術を活用している

（2）保健医療・福祉、人口

開発途上国に住む人々の多くは、先進国であれば日常的に受けられる基礎的な保健・医療サービスを受けられません。また、予防接種制度や衛生環境などが整備されておらず、感染症や栄養障害、下痢などにより、年間880万人以上の５歳未満の子どもが命を落としています(注15)。さらに、助産師など専門技能者による緊急産科医療が受けられないため、年間36万人以上の妊産婦が命を落としています。

一方で、世界の人口は増加の一途をたどっており、2050年には約92億人に達することが見込まれています(注16)。一般的に人口増加率は開発途上国の中でも貧しい国ほど高く、さらなる貧困や失業、飢餓、教育の遅れ、環境悪化などにつながります。このような観点からも、人口問題に大きな影響を与えうる母子保健、家族計画を含むリプロダクティブ・ヘルス(注17)やHIV/エイズへの対策が急務となっています。

＜ 日本の取組 ＞

日本は、2000年のG8九州・沖縄サミットにてサミット史上初めて、感染症を主要議題の一つとして取り上げました。2005年には保健関連のミレニアム開発目標(MDGs)達成に貢献することを目的とした「保健と開発に関するイニシアティブ」を打ち出し、感染症対策、母子保健、保健システム強化を含む包括的なアプローチと、水・衛生、基礎教育といった保健と密接に関連する分野との連携に配慮した支援を行ってきました。また、HIV/エイズ、結核、マラリア対策のため、世界エイズ・結核・マラリア対策基金(世界基金)を通じた取組を行っており、世界基金に対し、2010年7月までに約12億9,000万ドルを拠出しました。

母子保健に関しては、妊産婦の健康改善のため、現場の医療従事者育成支援、産科施設の整備や機材供与、緊急産科医療の質の向上に関する取組を実施しています。また、インフラ整備による医療機関へのアクセス改善、継続ケアの視点を取り入れた母子手帳の普及、妊産婦健診普及、妊産婦の健康管理の支援を通じた乳幼児の死亡・疾病の低減にも取り組んでいます。家族計画に関しては、特に思春期人口への教育を重視した、望まない妊娠や早すぎる出産を避けるための啓発活動および避妊具(薬)の配布などの支援を行っています。

2008年7月のG8北海道洞爺湖サミットでは、この包括的アプローチの重要性を提起し、G8としての合意をとりまとめ、G8保健専門家による「国際保健に関する洞爺湖行動指針(注18)」を発表しました。2010年6月のG8ムスコカ・サミットでは、MDGsの中で進ちょくが遅れている母子保健に対する支援を強化するムスコカ・イニシアティブの下、日本は母子保健分野で2011年から５年間で最大500億円規模、約５億ドル相当の支援を追加的に行うことを発表しました。

また、「保健と開発に関するイニシアティブ」が2009年3月で終了し、2010年には、2011年からMDGs達成期限である2015年までの間の新国際保健援助政策を策定しました。

注15　(出典) UNICEF "State of the World's Children 2010" (2010)
注16　(出典) 国連人口基金「2009年世界人口白書」(2009)
注17　性と生殖に関する健康を指す。
注18　本文書は、G8保健専門家によるG8首脳に対する提言書であり、G8北海道洞爺湖サミット成果文書において歓迎された。

●バングラデシュ「母性保護サービス強化プロジェクト」

バングラデシュでは、健診受診率が低い、助産技術を持った介助者による出産が少ないなどの理由により、妊娠、出産の過程で亡くなる妊産婦がいまだに多い状況です。本プロジェクトでは、妊産婦の健康改善のため、中央・地方保健行政局への助言、保健医療施設のサービス改善、住民の組織化による女性と子どもへの地域支援の体制づくりに取り組んでいます。プロジェクト対象県では産科合併症を発症した妊産婦が緊急産科ケアを受診した割合が2006年は17.8%だったのが、2009年には55.6%まで改善しました。プロジェクトで支援された活動は、その協力対象県の名前をとった「ノルシンディ」モデルとしての認知が広がり、地域の保健施設(コミュニティ・クリニック)の活性化の手段として政策化されました。

プロジェクトサイトの病院にて帝王切開で生まれた赤ちゃんとお母さん
(写真提供:JICA)

Column 3

看護水準の向上を目指して

～エルサルバドルから中米カリブ地域へ広がる看護協力～

ドミニカ共和国関係者へのアドバイス
(左から2人目よりコンスエロさん、小川さん)
(写真提供：小川さん)

中米にあるエルサルバドルは、アメリカ大陸の中で面積が最も小さく九州の半分ほどの面積の国です。また、人口は約600万人と人口密度が高い国です。

日本はこのエルサルバドルに1997年から看護教育強化のための協力を行っています。*1この協力プロジェクトに、調査段階を含め、チーフアドバイザーをつとめるなど、一貫してかかわってきたのが、小川正子（おがわまさこ）さんです。

小川さんは日本で看護学校卒業後、看護師、看護教員を経験、そしてより良い看護を目指し、大学で行動心理学を勉強するつもりでしたが、そのための受験勉強中、偶然ポスターで見かけた青年海外協力隊に関心を持ちました。協力隊に応募し、採用された小川さんは、パラグアイの看護大学に派遣されました。任期終了後には、ホンジュラスでJICAの専門家として看護教育のプロジェクトに携わります。このときの経験を買われ、小川さんはエルサルバドルでの看護教育強化プロジェクトにかかわることになります。

小川さんが赴任したころのエルサルバドルでは、1992年まで続いた12年間の内戦により、保健・医療体制の整備が大きく遅れていました。こうした状況を改善しようとしたエルサルバドル政府の要請を受け、日本は1997年にこの看護教育強化プロジェクトを開始しました。

当時のエルサルバドルの看護教育は、限られた資料だけで一日中グループワークを行ったり、看護技術の学習は教師による演習を学生が見学するだけといったものでした。また、大学の看護学科を卒業するとそのまま看護師になることができ、看護管理者や看護教員にも看護師の経験なしになることができました。このような状況にあった看護水準を上げるべく小川さんは、取組を開始します。このプロジェクトはのちに他の中米諸国へ普及していきますが、小川さんはそのことを含めここまでプロジェクトが続くとは思っていなかったそうです。「継続できた一番の理由は、一緒に働くエルサルバドルの人たちの情熱です。その情熱を維持させるためには、良いカウンターパートを選ぶことです」と小川さんはいいます。

幸い小川さんは保健省の看護課職員だったコンスエロさんという頼もしいカウンターパートに恵まれました。看護教育強化のプロジェクトが始まると、複数の運営委員会が設立され、すべてが同時進行で行われました。コンスエロさんの業務量は膨大なものとなりましたが、「小川リーダーが必死だったから、自分たちはそれ以上にやらなければいけないと感じた」という彼女は、着実に仕事をこなしていきました。

こうして現在では看護師の国家試験が導入され、標準的なカリキュラムが作成された結果、エルサルバドルの看護水準は向上しました。小川さんは、自身の協力について「すべてを成し遂げたとは思いませんが、かなり燃焼しました。私が伝えたかったことを理解し、次につなげようとする『子ども』もたくさんつくりました。将来は、彼らなりの形をつくってくれると思います」と話します。

そして、近隣のグアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、ドミニカ共和国までこの成果を広める取組も行われています。このプロジェクトを通じて、これら諸国とのつながりも深まりました。ゆくゆくは中南米諸国で緊急時にお互い看護師を派遣し合う中南米版「国境なき看護師たち」をつくる夢を語る小川さんです。

対象5か国の運営指導者会議(写真提供：小川さん)

＊1　中米・カリブ地域　看護基礎・継続強化プロジェクト(2007～11年)など

（3）水と衛生

水と衛生の問題は人の生命に関わる重要な問題です。水道や井戸など安全な水を利用できない人口は2008年に世界で約8億8,400万人、下水道などの基本的な衛生施設を利用できない人口は約26億人にのぼります(注19)。安全な水と基本的な衛生施設の不足は下痢を引き起こし、年間150万人以上の5歳未満の子どもが命を落としています(注20)。

＜ 日本の取組 ＞

2006年に開かれた第4回世界水フォーラムで日本は「水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ(WASABI(注21))」を発表しました。水と衛生分野で援助実績が世界一である日本は、同分野に関する豊富な経験、知見や技術を活かし、総合水資源管理の推進、安全な飲料水と衛生の供給、食料増産などのための水利用支援、水質汚濁防止と生態系保全、水関連災害による被害の軽減などソフト・ハード両面での包括的な支援を実施しています。2008年5月の第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)では、給水施設や衛生施設の整備および水資源管理に関する人材育成などの支援策、および「水の防衛隊(W-SAT)(注22)」の派遣を表明しました。さらに、2008年7月のG8北海道洞爺湖サミットでは水と衛生の問題を約5年ぶりに取り上げ、循環型水資源管理の重要性を確認し、これを推進することを通じて水資源の持続的利用を促進しています。

エチオピアでロープポンプの給水設備技術を指導
（写真提供：JICA）

●パプアニューギニア「ポートモレスビー下水道整備計画」

パプアニューギニアの首都ポートモレスビー市の沿岸部には下水処理場が存在しないため、集められた汚水は適切な処理が行われないまま沿岸に放流されており、沿岸域の海水の水質汚染や地域住民の衛生環境の悪化を引き起こしています。日本は、約83億円の円借款を通じて下水道の整備を支援し、同地域への下水道サービスの提供および沿岸海域への汚水流出の抑制を図っています。本事業により、住民の生活環境の改善、海洋環境保全および地域経済の発展に寄与することが期待されています。また、本事業では同国政府からの要請により、下水処理施設を省エネルギーで運転させる日本の優れた技術とノウハウが活用される予定です。

●ザンビア「地方給水運営維持管理能力強化プロジェクト(SOMAP)(注23)フェーズ2」

井戸と手押しポンプによって安全な飲み水を入手する農村地域でも、修理部品が入手できないため故障したポンプが修理されずに放置されることがあります。日本は、修理部品の販売網を構築し、ポンプを利用する住民への啓発活動や修理技師への研修を実施することで、住民や自治体による施設の持続的な運営維持管理を目指しています(注24)。

注19　（出典）WHO/UNICEF “Progress on Sanitation and Drinking-water : 2010 Update”（2010）
注20　（出典）UNICEF “Progress for Children : A Report Card on Water and Sanitation”（2006）
注21　WASABI : Water and Sanitation Broad Partnership Initiative
注22　W-SAT : The Water Security Action Team
注23　SOMAP : Sustainable Operation & Maintenance Project for Rural Water Supply
注24　フェーズ1は2007年に終了し、現在フェーズ2が進行中。

Column 4

水道はみんなの財産

～パキスタンの水道改良事業～

完成した水道施設の前で（左から３人目が筧さん）（写真提供：筧さん）

日本では水は簡単に手に入り当たり前に飲めますが、多くの開発途上国では、遠くの井戸まで水を汲みに行ったり、冠婚葬祭時などの大量に水が必要なときは水売りから買うなど、水の確保は大きな負担となっています。日本は、水は生命の根幹であり、MDGs達成のために水の問題はきわめて重要と認識し、安全な水が得やすくなるように、開発途上国に対していろいろな支援を行っています。

パキスタンでは、日本のNGOである「日本地雷処理を支援する会」（JMAS）が、日本政府と連携し*1、2009年６月から首都イスラマバードに近いパンジャブ州マリー地区で、水道施設をつくる支援*2を行っています。パキスタンの水事情は深刻で、水道施設の不足のほか、水そのものが汚染されているといった問題もあり、１年間に約35万人が不衛生な水が原因で命を落としています。また、雨の降らない時期には汲み上げる水そのものが少なくなってしまうこともあり、遠くから水を汲みに来た女性や子どもは、水を運ぶ壺をいっぱいにするのに数時間を要したり、順番待ちのために徹夜をすることもあります。

JMASのパキスタン代表を務める筧さんは、「水は電気やガスと違い、生きていくために毎日必ず必要なものです。私たちの取組が良質な水の確保と日本とパキスタンの友好関係の増進に少しでも役立てばと思います」とこのプロジェクトへの抱負を語ります。

多くの住民から待ち望まれた水道ですが、いくつかの難しい場面にも出会いました。水汲み場となる水タンクの地主が土地代を求めたり、住民の期待が大きいためか、予算を超える数のタンクの設置を要望されたり、さらには、各家庭まで水道管を敷設することはできないかといった要望などもありました。筧さんは、住民に対し粘り強く予算の規模や「水道はみんなの財産」であることを説明し、意見をまとめていきました。

こうして、2010年４月のフェーズ１終了時には、大小４つのタンクを設置し、合計10kmに及ぶパイプを敷設しました。*3

水道施設の建設のほかに、筧さんは、住民に働きかけ、水道組合を設立しました。これは、JMASの国際協力に際しての考え方である自立支援に沿うもので、将来、住民自身で施設の維持管理ができるようにするためです。「住民が自分たちの財産として、自らの手で、良質な水と施設を末永く守ってほしいと思います」という筧さんは、水質検査の方法、タンクのクリーニング方法や水道パイプの接続方法などの技術を教えました。

このような筧さんたちの取組のおかげで、地元の人々の意識にも変化が現れ、水道施設を大切にしようという意識から、この地区に住む人々は水タンクの蛇口を保護するステンレス製の箱に「水を無駄にしないこと」と書くようになりました。

また、水道施設の建設は、今まで主に水汲みをしていた子どもや女性の生活に変化をもたらしました。重労働であった水汲みから解放され、女性は家事や育児の時間が持てるようになり、そして子どもたちは学校に通えることになった結果、勉強に集中することができるようになりました。

筧さんは、マリー地区の将来についてこう語ります。「この水道施設はJMASが日本人の支援を得て造った住民の皆さんの共有財産です。この施設をいつまでも大事に守って欲しいと思いますし、守っていただけると確信しています」。

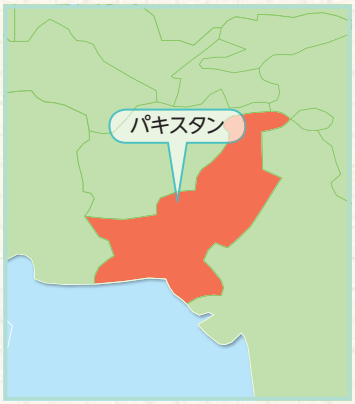

水汲み場での少年たち（写真提供：筧さん）

*1 日本NGO連携無償資金協力
*2 パンジャブ州マリー地区郊外水道改良事業（フェーズ1）
*3 2010年６月からはフェーズ2を開始

2. 持続的成長

（1）経済社会基盤

開発途上国における貧困の削減のためには、貧困層に直接資する貧困対策や社会開発分野の支援のみならず、経済成長を通じた持続的成長が不可欠です。そのためには、開発途上国の発展の基盤となる経済・社会基盤（インフラ）の整備が重要です。

＜ 日本の取組 ＞

日本は、開発途上国の開発政策に基づいて、インフラ整備の支援とこれらインフラを整備、管理、運営するための人材育成を行っています。具体的なインフラ整備としては、都市と農村の交流拡大や災害からの安全確保、および海外との貿易・投資の促進などに資する、道路、港湾、空港・情報通信技術（ICT）などの整備を行っています。また、教育、保健、安全な水・衛生、住居の確保、病院や学校などへのアクセス改善などに資する社会インフラ整備や、地域経済の活性化のため農水産物市場や漁港などの整備を行っています。

●ブルンジ「公共輸送能力改善および公共交通公社運営能力再生」

ブルンジでは10年以上続いていた内戦が2006年に終結しましたが、内戦の影響により、国内のインフラも相当の悪影響を被りました。地方と首都を結ぶ唯一の公共交通機関であるバス交通においても、内戦前には100台以上のバスが公共交通公社によって運行されていましたが、内戦によってその稼働率が半減しました。ブルンジの復興に不可欠な公共交通網の復旧・拡充を図るため、日本はバスの新規調達に必要な資金を無償提供し、並行して同公社の運営能力を再生する技術協力を実施しています。これにより、人の移動が内戦前のレベルに復旧し、持続的な復興に資することが期待されています。

（2）情報通信技術（ICT[注25]）

情報通信技術（ICT）の普及は、産業の高度化、生産性の向上を通じて、持続的な経済成長の実現に寄与するとともに、開発途上国が抱える医療、教育、エネルギー、環境、災害管理などの社会的課題の解決にも資するものです。また、ICTの積極的な活用は、政府による情報公開の促進や、放送メディアの整備などを通じた民主化の土台となるガバナンス改善、利便性・サービス向上による市民社会の強化につながるため、非常に重要です。

＜ 日本の取組 ＞

日本は全ての人々の生活の質を向上させるため、地域・国家間で存在する情報通信技術格差の解消に対し、積極的に支援を行っています。具体的には、主に、開発途上国における通信・放送インフラの構築およびそのための法整備や人材育成といった分野を中心としています。また、開発途上国の人間一人一人の豊かな可能性の実現を目的としつつ、同時に日本の経済成長も念頭におき、地上デジタル放送日本方式の海外普及活動など整備面、人材面、制度面の総合的な支援を目指しています。

注25　ICT：Information and Communication Technology

●南米諸国への地上デジタルTV放送導入支援

南米の地上デジタル放送日本方式採用国では、アナログ放送に関する経験しかなく、デジタル放送開始に当たって、マスタープラン作成、地上デジタル放送機材の選定・調達、運営維持管理など様々な面において知見や資機材が不足しています。このため、2009年度に地上デジタル放送導入支援専門家をペルー、チリ、アルゼンチンおよびベネズエラに派遣するとともに、政府、民間関係機関技術者などを日本に招へいし、「南米地上デジタル放送セミナー」、「地上デジタル放送導入支援研修」などを実施しました。これにより、南米の他の国にも日本方式の普及が進み、南米諸国と日本との関係が強化されました。

（3）貿易、投資、ODA以外の資金との連携

開発途上国の持続的成長のためには、民間セクターの主導的な役割が鍵となり、産業振興や貿易・投資などの民間活動の活性化が重要です。しかし、数々の課題を抱える開発途上国では、民間投資を呼び込むための環境整備を行うことが困難な場合があり、国際社会からの支援が不可欠です。

＜ 日本の取組 ＞

ODAやそれ以外の公的資金（OOF[注26]）を活用して、日本は開発途上国内の中小企業振興や産業技術の移転、経済政策などの支援を行っています。また、開発途上国の輸出能力や競争力を向上させるため、貿易・投資環境や経済基盤の整備も支援しています。2001年に始まった「世界貿易機関（WTO）ドーハ・ラウンド交渉（ドーハ開発アジェンダ）」においても、開発途上国の多角的自由貿易体制への参画を通じた開発促進が重視されています。日本は、WTOに設けられた信託基金に拠出し、開発途上国の交渉参加能力およびWTO協定履行能力の向上を目指しています。

日本市場へのアクセスに関しては、一般特恵関税制度（GSP[注27]）により、開発途上国産品の輸入に際し、一般の関税率よりも低い税率を適用し、特に後発開発途上国（LDCs）諸国に対しては無税無枠措置[注28]をとっています。また、日本は、経済連携協定（EPA）を積極的に推進しており、貿易・投資の自由化を通して開発途上国の経済成長を支援しています。

こうした日本を含む先進国による支援をさらに推進するものとして、近年、WTOや経済協力開発機構（OECD）をはじめとして様々な国際フォーラムにおいて「貿易のための援助（AfT[注29]）」に関する議論が活発化しています。2005年12月に開かれたWTO香港閣僚会議に際し、日本は2006年から2008年の3年間に合計1万人の専門家派遣および研修員受入れを行う技術協力を含む総額100億ドルの貿易関連プロジェクトへの支援を行うことなどを柱とした「開発イニシアティブ」という独自の貢献策を発表しました。

さらに2009年7月のWTO第2回「貿易のための援助」グローバル・レビュー会合では、この「開発イニシアティブ」の達成を受けて、新たに2009年から2011年の3年間に4万人の専門家派遣および研修員受入れを行う技術協力を含む総額約120億ドルの貿易関連プロジェクトへ支援することなどを柱とした「開発イニシアティブ2009」を発表し、多くの国から高い評価を得ました。現在、その着実な実施が進められており、具体的な取組としては、貿易を行う

注26　OOF：Other Official Flows
注27　GSP：Generalized System of Preferences
注28　これまでLDCsに対する無税無枠措置の対象品目を拡大してきており、品目数では約98%、貿易額では99%超が無税無枠での輸入が可能となっている（2010年10月時点）。
注29　AfT：Aid for Trade

ために重要な港湾、道路、橋などの輸送網整備や発電所・送電網などの建設事業への資金供与や税関職員の教育などの貿易関連分野における技術協力、さらに「一村一品キャンペーン(注30)」にも関係する支援を行っています。また、開発途上国への民間投資を呼び込むため、開発途上国特有の課題を抽出し、投資を促進するための対策を現地政府に提言するなど、民間投資を促進するための支援を行っています。

図表 Ⅲ-7　開発イニシアティブ(資金援助)　年度別地域別実績(コミットメントベース)

(百万ドル)

受益国(地域)	2006年	2007年	2008年	2006～2008年計
アフリカ	809.78	880.24	1,023.47	2,713.49
中南米	413.88	143.01	81.06	637.95
アジア	3,241.06	3,126.54	5,450.38	11,817.98
中東	12.94	20.83	1,927.97	1,961.74
欧州	7.78	24.69	12.15	44.62
大洋州	39.95	105.58	185.19	330.72
その他(地域をまたぐ)	48.80	46.77	61.44	157.01
合計	4,574.19	4,347.66	8,741.66	17,663.51

開発イニシアティブ(資金援助)実績　(目標値対比)

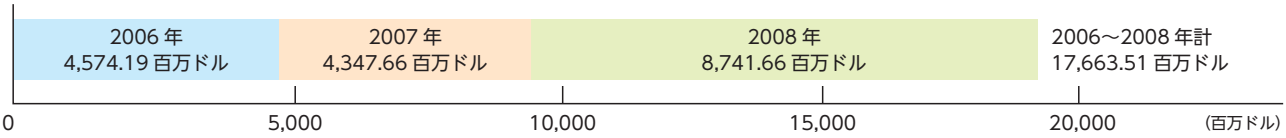

出典：外務省資料(OECD CRS データ加工)

図表 Ⅲ-8　開発イニシアティブ(技術支援)　年度別地域別実績(コミットメントベース)

(人)

受益国(地域)	2006年	2007年	2008年	2006～2008年計
アフリカ	1,237	1,372	1,515	4,124
中南米	1,451	1,058	1,019	3,528
アジア	9,784	13,715	12,626	36,125
中東	519	607	730	1,856
欧州	187	320	253	760
大洋州	230	223	190	643
その他(地域をまたぐ)	88	65	76	229
合計	13,496	17,360	16,409	47,265

開発イニシアティブ(技術支援)実績　(目標値対比)

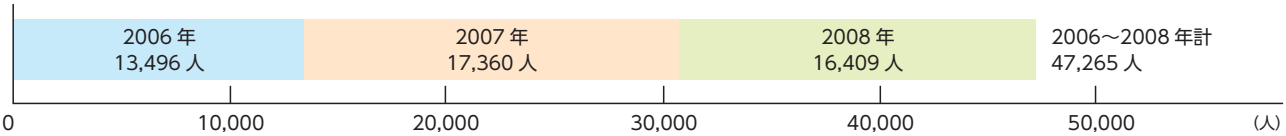

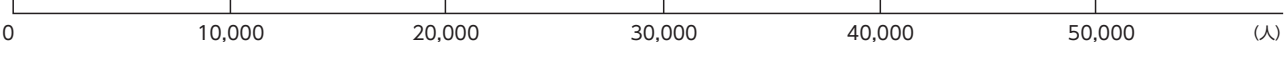

出典：外務省資料

注30　アジア、アフリカなど開発途上国の民族性豊かな手工芸品、織物、玩具など魅力的な商品を掘り起こし、より多くの人々に知ってもらうことで、開発途上国の商品の輸出向上を支援する取組のこと。

（4）農業

開発途上国の貧困層は４人に３人の割合で農村部に居住しており、そのほとんどが生計を農業に依存しています。ミレニアム開発目標(MDGs)は、「極度の貧困と飢餓の撲滅」を目標の一つに掲げており、持続可能な経済成長を通じた貧困削減には、農業・農村開発が重要です

＜ 日本の取組 ＞

貧困削減のため農業分野における協力を重視するとともに、地球規模課題としての食料問題に積極的に取り組んでいます。短期的には、食料不足に直面している開発途上国のための食料支援を、中長期的には、持続可能な農業開発への開発途上国のオーナーシップを支援するための取組を進めています。

具体的には、日本の経験や知見を活用した稲作技術や農民組織化の支援、かんがい施設といったインフラの整備などを実施しています。また、アフリカにおけるネリカ稲などの生産技術の普及および研究開発の支援も行っています。さらに、国際機関(国連食糧農業機関(FAO)、国際農業開発基金(IFAD)、国際農業研究協議グループ(CGIAR)、国連世界食糧計画(WFP)など)を通じた支援を行っています。

また、2008年に開かれた第４回アフリカ開発会議(TICAD IV)のサイドイベントにて、アフリカ稲作振興のための共同体(CARD[注31])イニシアティブが発表されました。現在、23か国を対象に、国別稲作振興戦略の作成など稲作振興のための支援を行っています。

さらに、2009年７月のG8ラクイラ・サミットの食料安全保障に関する拡大会合で、日本は2010年から2012年の３年間にインフラを含む農業関連分野において、少なくとも約30億ドルの支援を行う用意があると表明しました。特に日本は、生産段階における水資源や農地資源の開発・管理、流通段階における輸送や貯蔵、積出港の整備を含め、生産から流通、販売を通じた幅広い分野での支援を重視しています。

●ハイチ大地震被災者への緊急無償支援事業

2010年１月に発生した大地震により、首都ポルトープランスを含むハイチ南部全体が甚大な被害を受けました。被災地域および被災民が避難している農村地域の農業復興、そしてそれを通じたハイチの食料安全保障の確保が急務となっています。そこで日本は、国連食糧農業機関(FAO)を通じて、大地震の被災世帯および避難民を受け入れているコミュニティに対する農業生産への緊急支援を行っています。具体的には、農産物種子約570トンや農機具６万セットなどの農業生産資材供与や技術指導などを実施することによって食料生産の増大、農産物の販売を通じた農業所得の向上を図っています。こうした支援を通じ、食料安全保障が改善され、長期的には、緊急支援から開発・復興支援へ移行することが期待されます。

注31 CARD：Coalition for African Rice Development; 稲作振興に関心のあるアフリカの米生産国と連携し、援助国やアフリカ地域機関および国際機関などが参加する協議グループで、サブ・サハラ・アフリカの米生産量を、現行の1,400万トンから10年間で2,800万トンに倍増することを目標としている。

（5）政策立案・制度整備

開発途上国の持続的成長のためには、経済社会基盤の整備とともに政策立案・制度整備や人づくりが重要です。汚職の撲滅、法・制度の改革、行政の効率化・透明化、地方政府の行政能力の向上などへの支援が必要です。

＜ 日本の取組 ＞

政策立案・制度整備支援の一環として、法制度整備支援を進めています。法制度整備は良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく自助努力を通じた国の発展の基礎となるものです。同分野への支援は「人と人との協力」の代表例であり、日本の顔が見える援助の一翼を担っています。また、それにより開発途上国の法制度が整備されれば日本企業の活動の円滑化にもつながることから、2010年6月に公表された新成長戦略の実現に向けたインフラ海外展開の基盤整備支援(注32)のひとつとして、極めて重要な役割を担います。日本の法制度整備支援は、日本のソフトパワーによる支援であり、アジアの成長力強化を下支えするために重要な役割を果たしています。

また、民主的発展の支援のために、法制度、司法制度、行政制度、公務員制度、警察制度などの各種制度整備や組織強化支援、選挙支援、市民社会の強化、女性の地位向上支援などの取組を行っています。汚職の防止や統計能力の向上、地方行政能力の向上の支援も行っています。国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI(注33)）では、2010年10月から11月にかけ、アジア・太平洋地域を中心とする開発途上国16か国の刑事司法実務家を招き、汚職防止刑事司法支援研修を実施しました。さらに同年12月には、東南アジア8か国の刑事司法実務家を対象に、証人および内部通報者の保護をテーマとするセミナーを、フィリピンで開催しました。同研修所では、そのほかにも、「犯罪被害者のための施策」、「犯罪者の社会への再統合と再犯防止」、「犯罪収益の剥奪」など、参加国のニーズと国連の重要施策に沿って刑事司法分野の様々な課題を取り上げ、開発途上国の実務家向けの研修・セミナーを実施しています。さらに、特定のプロジェクトだけではなく、開発途上国の財政に資金を投入する政策立案・制度改善支援も実施しています。

国内治安維持の要となる警察機関の能力向上については、制度づくりや行政能力向上への支援など人材育成に重点を置きつつ、日本の警察による国際協力の実績と経験を踏まえた知識・技術の移転と、施設整備や機材供与を組み合わせた支援を実施しています。警察庁では、インドネシア、フィリピンなどのアジア諸国を中心に専門家の派遣や研修の受入れを行っており、民主的に管理された警察として国民に信頼されている日本の警察の姿勢や事件捜査、鑑識技術の移転を目指しています。

●カンボジア「政府統計能力向上プロジェクト」

統計データは、政策を立案する上で大変重要なものですが、カンボジアの政府統計は、長期間に及んだ内戦の影響から整備が遅れていました。JICAは2005年度に政府統計に携わる人材の能力向上を目指したプロジェクトを開始し、主に2008年3月に実施された人口調査を通じて技術協力を行ってきました。人口調査の結果は、国および地方の政策立案や、ミレニアム開発目標（MDGｓ）のモニタリングなどに活用されており、カンボジアのさらなる発展に貢献することが期待されています。

製材所の責任者にインタビューする調査員
（写真提供：JICA）

注32　2010年6月に公表された新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～では、21の国家戦略プロジェクトが取り上げられており、インフラ分野の民間企業による海外での取組を支援する枠組みを整備することは、そのひとつとして位置づけられている。
注33　United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders

3. 地球規模課題への取組

（1）環境・気候変動問題

環境問題についての国際的な議論は1970年代に始まりました。1992年の国連環境開発会議「地球サミット(UNCED(注34))」、2002年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD(注35))」での議論を経て、国際的にその重要性が、より一層強く認識されました。2008年7月のG8北海道洞爺湖サミットにおいては、環境・気候変動が主要テーマの一つとして取り上げられ、建設的な議論が行われました。環境問題は、未来の人類の繁栄のためにも、国際社会全体として取り組んでいく必要があります。

森林保全と気候変動に関する閣僚級会合にて共同議長を務める前原誠司外務大臣

＜ 日本の取組 ＞

環境汚染対策においては、日本は多くの経験や技術を蓄積しており、それらを開発途上国の公害問題に活用しています。特に、急速な経済成長を遂げつつあるアジア諸国を中心に、都市部での公害対策や生活環境改善(大気汚染、水質汚濁、廃棄物処理など)への支援を進めています。

気候変動問題は、国境を越えて人間の安全保障を脅かす、人類にとって喫緊の課題であり、先進国のみならず、開発途上国も含めた国際社会の一致団結した取組の強化が不可欠です。2009年9月、鳩山内閣総理大臣は国連気候変動首脳会合で、すべての主要国による、公平かつ実効性のある国際枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提に、温室効果ガス排出量を1990年比で2020年までに25%削減すると発表しました。

2009年12月にデンマークのコペンハーゲンで行われた気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)において、首脳レベルの協議・交渉の結果、「コペンハーゲン合意」が作成され、COP全体会合において同合意に留意するとの決定が採択されました。日本は、温室効果ガスの排出削減など気候変動対策に意欲的に取り組む開発途上国や、気候変動の悪影響に脆弱な状況にある開発途上国を広く対象として、2012年末までの約3年間で官民合わせて1兆7,500億円規模(約150億ドル)の支援を実施していくことを発表するなど(注36)、COP15での交渉に大きな弾みを付けました。

また、開発途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減など(REDD＋(注37))の議論については、COP15で大きな進展があったことを踏まえ、国際社会におけるREDD＋の取組の連携・協調を強化することを目的として、2010年5月に「REDD＋パートナーシップ」の構築が合意されました。日本は、パプアニューギニアと共に同パートナーシップの2010年末までの共同議長に選出され、10月に、森林保全と気候変動に関する閣僚級会合を主催しました。これまでにも日本は、REDD＋の取組支援に積極的に取り組んでおり、2012年までの短期的支援として5億ドルの支援額を表明し、既に約2億ドルの支援を実施しています(2010年7月時点)。

注34　UNCED：United Nations Conference on Environment and Development
注35　WSSD：World Summit on Sustainable Development
注36　うち、公的資金約1兆3,000億円(おおむね110億ドル)。
注37　REDD (Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries)とは、開発途上国における森林減少・劣化に由来する温室効果ガスの排出削減に関し、過去の推移などをもとに将来の排出量の参照レベルを設定し、資金などインセンティブを付与することにより、参照レベルからの削減を達成しようとする考え方。森林保全、持続可能な森林経営、森林炭素蓄積の増加に係る取組を含む場合には、「REDD+」と呼ばれる。

Keyword 4

生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)

生物多様性は地球の長い歴史の中で育まれてきたかけがえのないものです。また、人類は生物多様性の恵みを食料、医療、科学など様々な分野において幅広く利用しています。近年、生物多様性が失われれば、地球全体の環境や人々の生活に多大な影響を与えかねないとの認識が高まり、その重要性が注目されています。

こうした状況の下、2010年10月には愛知県名古屋市で第10回目の締約国会議(COP10)が開催され、松本龍環境大臣が議長を務めました。「2011年以降の世界目標」や、「遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS*1)」などのCOP10での主要な議題について、途上国と先進国の間での意見の相違から、厳しい交渉が夜を徹して行われましたが、最終的には歴史的ともいえる成果を収めることができました。

2002年のCOP6において「2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」という生物多様性に関する世界目標である「2010年目標」が合意されました。しかし、各国、各利害関係者の十分な行動を促すことができず、2010年目標は達成することができなかったと報告されました。このため、COP10においては、2011年以降の世界目標として明確さと現実性などを重視した「愛知目標(戦略計画2011-2020)」が採択されました。この愛知目標の採択により、生物多様性の損失を止めるための積極的な行動が促されることが期待されます。

日本は、この愛知目標の達成を目指す開発途上国の努力を支援するため、COP10において菅直人総理大臣から、生物多様性分野の開発途上国支援のイニシアティブとして、「いのちの共生イニシアティブ」を発表しました。日本は、人間の安全保障の実現、環境と開発の両立、貧困削減への貢献というこのイニシアティブの理念に基づき、今後も引き続き、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を支援していきます。

また、COP10では、ABSに関する国際的な取り決めとなる「名古屋議定書」も採択されました。これまで10年の長きにわたり困難な交渉が続けられてきたABSについて、COP10を機に議定書の採択に至ったことは特筆すべき大きな出来事といえます。この「名古屋議定書」の採択により、遺伝資源のアクセスと利益配分に関する明確なルールが策定され、また、遺伝資源提供国と利用国との間の技術協力が進み、遺伝資源の利用と生物多様性の保全が促進されることが期待されます。

さらにCOP10に先立って、バイオセーフティ*2に関するカルタヘナ議定書*3第5回締約国会議(COP-MOP5)が開催されました。遺伝子組換え生物の輸出入など国境を越える移動により、生物多様性の保全やその持続可能な利用に損害が生じた場合、誰が責任を負い対応措置をとるのかという責任と救済が議題となりました。そして、締約国が開発企業や輸出入業者など責任事業者を特定し、損害の防止策や原状回復などの対応策を求めることなどを定めた「名古屋・クアラルンプール補足議定書」が採択されました。

このように、COP10およびCOP-MOP5は大きな成果を挙げ、成功裏に終了しました。今後、これらの成果を着実に実施することにより、生物多様性の保全とその持続可能な利用を続けていくことが極めて重要です。

●インドネシア「第二次気候変動対策プログラム・ローン」

インドネシアは、森林の減少および泥炭地荒廃などを含めると、中国、米国、ブラジルに次ぐ世界第4位の温室効果ガス排出国といわれています(注38)。また、同国では、温暖化の進展に伴い、気候変動リスクが高まることが懸念されています。このような状況を受け、日本は、インドネシア政府による気候変動対策努力を支援するため、約374億円(緊急財政支援円借款約94億円を含む)の円借款を供与しました。これにより、①温室効果ガス吸収・排出削減による温暖化緩和に貢献するほか、②気候変動の悪影響に対する適応能力強化、③気候変動に係る分野横断的課題への対応の推進が期待されています。

注38 (出展) World Resource Institute Climate Analysis Indicators Tool (WRI CAIT) "Sum of "Total in 2007" and "LUCF in 2005" (2007)

●インドネシア「生物多様性条約の実施促進に向けた日本の開発途上国支援（「眠れる森のび（美・微）生物」プロジェクト）」

COP10ハイレベルセグメントにおいて、伴野豊外務副大臣より、COP10議長国である日本政府として、各国による支援活動を「眠れる森のび（美・微）生物」プロジェクトとして行うことを表明しました。このプロジェクトでは、開発途上国における微生物の保存・培養を支援するため、技術移転、人材育成などの事業を予定しており、最初の取組は、JICAおよび独立行政法人科学技術振興機構（JST＊4）の共同事業である地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS＊5）の１つとして、2011年３月ごろからインドネシアにおいて実施するものです。この取組を通じて、開発途上国が国内で生物多様性と生態系の保全を図りつつ、自ら遺伝資源の研究・開発を進め、新たに未知の微生物の価値を発見していくことが期待されています。

「眠れる森のび（美・微）生物」プロジェクト（生命科学研究およびバイオテクノロジー促進のための国際標準の微生物資源センターの構築プロジェクト）インドネシア研究機関で現在保存管理している微生物の一例

＊1　ABS：Access and Benefit Sharing
＊2　現代のバイオテクノロジーにより改変された生物が、生物多様性の保全やその持続可能な利用に悪影響を及ぼすのを防止すること。
＊3　カルタヘナ議定書：2003年に発効した、生物多様性に悪影響を及ぼす恐れのある遺伝子組換え生物の国境を越える移動に一定の規制を加えることを定めた議定書。
＊4　JST：Japan Science and Technology Agency
＊5　SATREPS：Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development。環境・エネルギー、防災、感染症対策などの地球規模課題について、日本と開発途上国の大学や研究機関が、外務省・JICAおよび文部科学省・JSTの連携による支援の下で国際共同研究を実施するもの。

Column 5

みんなで手を取り合った開発を

～ COP10名誉大使MISIAさんへのインタビュー～

2008年マラウイにて（右がMISIAさん）
（写真提供：Child AFRICA）

アフリカをはじめとする開発途上国の子どもたちの教育を支援されていますが、現地を訪問された際に印象深かったことなどをお聞かせください。

ケニアの首都ナイロビにあるキベラスラムの小学校を訪れたときのことです。読み書きができないため、毒薬を薬だと思って自分の子どもに飲ませてしまったお母さんや危険という文字が読めないばかりに、危ない場所に立ち入ってしまう子どもの話が印象に残りました。読み書きの能力は、安全に暮らすためだけではなく、世界へのアクセスを可能にするものだと感じています。また、学校は、子どもたちやその親たちが情報交換を行ったり、語り合うことで心の癒しを得たり、子どもたちが給食を食べられ、シェルターにもなる場所であることを知りました。これらの経験は、私がアフリカで子どもの教育支援を行うきっかけとなりました。「貧困とは何か?」と私はいつも心に問いかけながら、マラウイやマリ、2010年には南アフリカ共和国を訪れ、支援活動などを行っています。

国連事務総長よりCOP10名誉大使に任命されましたが、生物多様性の保全には何が必要だと思われますか。

生物多様性とは、あらゆる命がつながり合い、支え合っている状態を意味しています。私たちの衣・食・住はもちろん、医薬品、多様な文化なども、その根源に豊かな生態系があってこそ成り立っているものです。国境、人種を超え世界中の人々が生物多様性について「知識」と「意識」を持つことが必要だと思います。以前、里山を訪れたときに案内していただいた方に、「自然界には、害虫という虫も、雑草という草もない。生き物には、すべて役割があり、まだまだ人間が自然のことを知らないだけ」といわれたことがあります。私たちは、自然を畏れ敬う気持ちをもう一度思い出す必要があると感じました。COP10での議論の結果が、私たちの命や暮らしを守る一助になってほしいと願っています。さらに、生物多様性は多岐にわたる問題なので、その保全には研究者やNGO、企業、国際機関など様々な立場の人が、協力し合い取り組むことが必要だと思います。

日本のODAをはじめとする開発協力に何を期待しますか。

「共に生きていること、共に生きていくこと」を意識した開発協力であることが大切だと思います。そして、本当にサポートを必要としている人々に、サポートが届くことが必要です。アフリカで、開発によって湖が汚染され、魚が獲れなくなるなどして、今までの生活を続けることが困難になったという話を聞いたことがあります。無秩序な開発は、より一層の貧困を生み出すということを知りました。私は、Love is Free Campaignという、マラウイに蚊帳を贈る支援活動を行っています。2010年の2月に第1回配布を行ったのですが、その後、現地コーディネーターに蚊帳の使用状況を調べてもらいました。次回の配布事業をより現地のニーズに合ったものにしていくためです。このように、支援する側の一方的な開発ではなく、現地の人々と共にみんなで手を取り合って開発が進められることを期待しています。

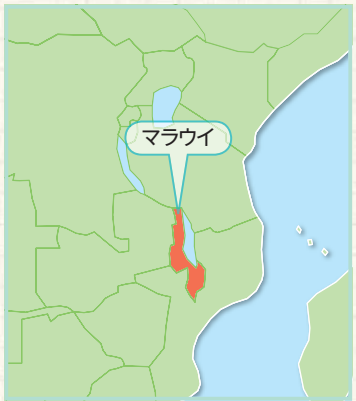

マラウイでマラリア予防啓発を行う現地NGO代表と（左がMISIAさん）
（写真提供：Child AFRICA）

Column 6

生き物を守り、環境の大切さを教える

～マダガスカルの環境教育への協力～

八木山の読み聞かせボランティアによる研修で（前列中央が田中さん）（写真提供：田中さん）

マダガスカルは、海峡を挟んだアフリカ大陸とは異なる系統の動物や植物の生きる島国です。この島にしかいない固有の生き物も多く、貴重な自然が残っています。しかし、人口の増加と開発のための森林伐採などにより、動植物の生活環境が破壊されつつあります。地球の生き物を守り、環境の大切さを教えることが求められていますが、マダガスカルの首都アンタナナリボにあるチンバザザ動植物園では、動物ではアイアイやキツネザルなど、植物ではバオバブなど同国ならではの固有種が多く見られ、環境教育の拠点の一つとなっています。

「動物と間近にふれあうことで動物を好きになる場所になれば、環境教育や生物多様性の保全に対する動物園の役割は大きいと思います」と、かつて青年海外協力隊員としてチンバザザ動植物園で活動し、現在は仙台市八木山動物公園に勤務する田中ちひろさんはいいます。

田中さんは、マダガスカルで「アイアイって何？」と人々がいうのを聞き、動物園は多くの人々に動物について知る機会を提供し、生き物をどのように守っていくか、みんなで考えてもらうために大切だと思ったそうです。

小さいころからゴリラが大好きだった田中さんは、大学卒業後も霊長類の研究者になることを夢見て、進路を模索していました。そうした時期に、協力隊に応募して合格し、マダガスカルへ派遣されました。

チンバザザ動植物園で飼育員として活動を始めた田中さんは、当初、現地の言葉や仕事がままならず、いろいろと苦労することが多かったそうです。仕事のパートナーであるクロディーヌさんから、「私以外のできるだけたくさんの人と仕事をしなさい」といわれ、ショックを受けましたが、その言葉どおり、できるだけたくさんの職員と仕事をしました。そのおかげで多くの仲間や理解者が増え、「様々な人と知り合ったことにより、自分に何ができるかということについて、広い視野でじっくり考えることができました」と田中さんはふり返ります。また、「道具を使わずにワシを捕まえるなど、制約がある中で、いろいろ工夫している仕事仲間などからも学ぶことがありました」ともいいます。

2年の任期を終えて帰国した田中さんは、八木山動物公園に採用されましたが、2008年には八木山動物公園は宮城教育大学とともに、自然環境保全分野でチンバザザ動植物園に対し協力*1することとなりました。日本から専門家を派遣したり、チンバザザの職員が研修を受けに仙台に来るほか、田中さんもマダガスカル向けの環境教育の教材開発などに携わっています。クロディーヌさんともこの協力事業で再会しました。

2010年の初夏にもチンバザザの職員が来日し、宮城教育大学で研修を受けたほか、八木山動物公園で田中さんを含む職員から、野生動物の飼育実習や実地の環境教育などを学びました。こうした協力は、豊かな生物多様性を有するマダガスカルでの環境教育に活かされています。

これからの協力について田中さんは、「共通の目的に立って互いの特技を活かした協力関係を築き、問題解決の努力をしていくこと。時間をかけて築かれた人と人のつながりは、語り継がれ、遠い国に住む人を思いやるきっかけとなり、人間以外の動物・自然のことも考えられるようになる…日本でもマダガスカルでもこのような良いつながりを生み出せるようになることが理想です」といいます。

脚注　マダガスカルでは、2009年3月に憲法手続きにのっとらない形で「暫定政府」が樹立されたことから、我が国はマダガスカルに対して、既に実施中の案件を除き、当面新規の二国間援助は原則として行わないとの措置を採っている。ただし、緊急的・人道的性格を有する新規案件および民主化プロセス支援のための新規案件については個別に検討し、実施することの適否について判断する方針としている。このコラムで取り上げている事業は、2008年10月、JICAの草の根技術協力として開始されたものであることから、実施が継続されているものである（2011年3月終了予定）。

展示手法の研修（写真提供：田中さん）

＊1　自然環境保全に関わる環境教育実践プログラム研修（草の根技術協力事業（地域提案型））

（2）感染症

HIV/エイズ、結核、マラリアなどの感染症は、個人のみならず、開発途上国の経済社会発展にとっても大きな問題であり、特にHIVと結核の重複感染、多剤耐性・超多剤耐性結核などが深刻化しています。2009年4月には新型インフルエンザA（H1N1）が発生し、高病原性鳥インフルエンザA（H5N1）から発生する可能性のある新型インフルエンザも依然として脅威となっていることから、対策の強化が国際的課題です。さらに、シャーガス病、ギニア・ウォーム症、フィラリア症、住血吸虫症などの「顧みられない熱帯病」に関しては、世界全体で約10億人が感染しており、開発途上国に多大な社会・経済的損失を与えています。このように感染症は国境を越えて影響を与えることから、国際社会が一致して対応する必要があり、日本も関係国や国際機関と緊密に連携して対策に取り組んでいます。

＜ 日本の取組 ＞

HIV/エイズ、結核、マラリアの三大感染症について、日本は世界エイズ・結核・マラリア対策基金（世界基金）を通じた支援に力を入れており、これまでに約12億9,000万ドルを拠出しました。また、世界基金の支援を受けている開発途上国において、三大感染症対策が効果的に実施されるよう、日本の二国間支援との有機的な連携を進める努力を行っています。

結核に関しては、日本は、「ストップ結核世界計画2006～2015年（Global Plan to Stop TB 2006～2015）」に基づき、世界保健機関（WHO）が指定する結核対象重点国などまん延状況が深刻な国に対して、感染予防、早期の発見、診断と治療継続といった一連の結核対策の実施促進を支援しています。また、2008年7月に官民5者で発表した「ストップ結核ジャパン・アクションプラン」にのっとり、日本が自国の結核対策で培った経験や技術を活かし、官民が連携して、開発途上国に対する結核対策に取り組んでいます。

HIV/エイズ対策のために、日本は新規感染予防のための啓発・検査・カウンセリングの普及や、エイズ治療薬の配布システムの強化支援などを行っています。特に予防啓発や感染者および患者のケア・サポートなどには、アフリカを中心に「エイズ対策隊員」と呼ばれる青年海外協力隊員が精力的に取り組んでいます。

乳幼児死亡の主な原因の一つであるマラリアについては、コミュニティ強化を通じたマラリア対策の取組支援や国連児童基金（UNICEF）との協力による支援を行っています。インフルエンザに関しては、日本は、2005年以来、新型インフルエンザ対策として、総額約4.16億ドル（2010年4月現在）の国際協力を表明しています。2009年4月に北米で発生し世界中に流行したH1N1インフルエンザ対策として、開発途上国におけるワクチン接種支援のため、WHOを通じて約11億円の緊急無償資金協力を実施しました。また、将来発生し得る新型インフルエンザに備えるため、ASEAN、アジア欧州会合（ASEM）との協力による抗ウイルス薬などの備蓄や供与、WHOやUNICEFなど国際機関との連携による啓発や能力強化、二国間協力による発生状況の監視体制の強化などを推進しています。さらに、家きん段階における対策が緊急の課題であることから、国際獣疫事務局（OIE）を通じてアジア・太平洋地域における協力体制を構築し、高病原性鳥インフルエンザ対策や野鳥の疫病サーベイランスなどを推進しています。

世界的根絶が課題となっているポリオについては、流行国に指定されているナイジェリア、インド、アフガニスタン、パキスタンの4か国を中心に、UNICEFを通じたポリオ・ワクチン供与の支援を行っているほか、2009年4月にタジキスタンおよび周辺国で大発生が確認された事態に対応するため、20万ドルのUNICEFを通じたポリオ・ワクチン供与支援を決定しました。

顧みられない熱帯病対策において、日本は、世界に先駆けて中米諸国のシャーガス病対策に本格的に取り組み、媒介虫対策の体制確立支援によって感染リスク減少に貢献しています。また、フィラリア症についても、駆虫剤と啓発教材の供与および協力隊員による啓発予防活動などにより、大幅な新規患者数の減少や非流行状態の維持を目指しています。

●アフガニスタン「結核対策プロジェクト」

保健状況が世界で最も劣悪な国の一つであるアフガニスタンでは、死因の第１位は感染症であり、その中でも結核が大きな割合を占めています。2004年から実施しているこのプロジェクトでは、結核治療サービスの改善を目的とし、日本人専門家の派遣や機材供与を通じて、国家結核対策プログラム(NTP(注39))の機能強化、結核検査技術の改善などについて支援しています。その結果、結核患者発見率は73%、治療成功率は89%を達成しており、質の高い結核治療サービスが普及しつつあります。

結核検査技術の向上のため、国立結核研修所(National Tuberculosis Institute)にて、研修を受けている検査技師

●ザンビア「HIV/エイズケアサービス管理展開プロジェクト」

ザンビアのHIV感染率は14.3%（2007年)と高く、抗レトロウイルス治療(ART)と呼ばれるエイズ治療を拡大し、死亡者数を減少させることは最重要課題の一つです。日本は2006年から、先行案件である「HIV/エイズケアサービス強化プロジェクト」を通して、ARTを人的・物的資源の限られた地方部でも実施できるよう「モバイルARTモデル」の構築を支援してきました(注40)。このモバイルARTモデルでは、アクセスの良さとサービスの質の高さにより治療脱落率を低く抑えられ、またザンビア保健省による独自の治療実施が可能なことを証明しました。この成果をさらに拡大させようと、2009年度より対象地域を広げ、本プロジェクトを実施しています。2010年以降は、世界エイズ・結核・マラリア対策基金などを活用した全国へのモバイルART拡大が予定されています。

隔週で郡病院から定期巡回し、地方のヘルスセンターでARTを処方する准医師

注39　NTP：National Tuberculosis Control Program
注40　HIV/エイズケアサービス強化プロジェクトは2009年３月に終了。

（3）食料

国連食糧農業機関(FAO)によると、2010年末の栄養不足人口は約9億2,500万人と推計されており、ミレニアム開発目標(MDGs)が掲げる2015年までの飢餓人口の割合半減の達成が危ぶまれる状況です。また、紛争、自然災害、金融・経済危機の発生などにより、食料支援の必要性は高まっています。さらに、社会的セーフティー・ネットの確保や栄養改善、食料増産による需給バランスの改善、動物の感染症対策など、食料安全保障を強化するための国際的な協調や多面的な施策が必要です。

＜ 日本の取組 ＞

このような状況を踏まえ、日本は、食糧援助を行っています。2009年度には、二国間食糧援助として21か国に対し計142.1億円の支援を行いました。また、多国間の支援では、主に国連世界食糧計画(WFP)を通じて、緊急食糧援助、教育の機会促進や地域社会の自立をサポートする食糧支援などを実施しています。2009年度には総額約221億円を世界各地で実施しているWFPの事業に拠出しました。

また日本は、開発途上国が自らの食料安全保障を強化するための支援を行っています。口蹄疫などの国境を越えて感染が拡大する動物の伝染病について、越境性感染症の防疫のための世界的枠組み(GF-TADs[注41])など国際獣疫事務局(OIE)や国際連合食糧農業機関(FAO)と連携しながら、アジア・太平洋地域における対策を強化しています。

≫農業に関する日本の実績については、農業分野の実績(59ページ)を参照してください

シシャンパグ農業試験場における普及員・研究員の田植え実習
(写真提供：JICA)

●ウガンダ「前進のための食糧購入(Purchase for Progress)」

長期にわたるウガンダ国軍と反政府勢力の戦闘の影響により、農業生産が大きく落ち込んだウガンダ北部において、JICAと国連世界食糧計画(WFP)が協働して、アフリカ向け新品種米「ネリカ米」の稲作普及に取り組んでいます。JICAの専門家が、WFPスタッフや地元の農民に対し稲作に関する技術指導を行い、WFPがネリカ米の栽培および発育状況のモニタリングを行っています。さらに、WFPは農民に対し、収穫および収穫後の米の取扱いや、貯蔵法に関する研修を実施しました。このJICAとの連携によって、2009年にはおよそ2,400人の農民が2,410エーカーの土地でネリカ米を栽培しました。このJICAによる技術指導は、ウガンダの小規模農民が生産した米をWFPが買い上げ、学校給食事業などの食糧支援事業に活用する「前進のための食糧購入(Purchase for Progress-P4P)」に繋がっています。

注41　GF-TADs：Global Framework for Progressive Control of Transboundary Animal Diseases

（4）資源・エネルギー

開発途上国では、電力へのアクセスを享受できない人々が世界人口の22%に相当する約15億人います(注42)。エネルギー・サービスの欠如は、産業の未発達、雇用機会の喪失、貧困化、そして医療サービスや教育を受ける機会の制限といった問題につながります。今後、世界のエネルギー需要はアジアをはじめとする新興国や開発途上国を中心に増大することが予想されており、エネルギーの安定供給や環境への適切な配慮が不可欠です。

＜ 日本の取組 ＞

開発途上国の持続可能な開発およびエネルギーの確保のため、近代的なエネルギー・サービスの提供や産業育成のための電力の安定供給に取り組んでいます。また、エネルギー利用の効率化や再生可能エネルギーを活用した発電施設など環境に配慮したインフラ整備支援を行っています。

資源国に対しては、資源開発を通じた外貨獲得によるその国の自立的発展に協力するとともに、鉱山周辺インフラの整備などを含めた資源国のニーズに応じた支援などにより、総合的かつ戦略的な関係の構築・強化を図っています。これらを通じ、企業による資源の開発、生産、輸送の円滑な実施を通じたエネルギー・鉱物資源の安定供給を確保していくため、国際協力銀行(JBIC)、日本貿易保険(NEXI)、石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)による支援に加えODAを積極的に活用していくことが重要です。

●ネパール「太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画」

ネパールの電力はほぼ100%水力により発電されていますが、水力発電の能力は需要に比べて大幅に不足しているために、乾期には1日16～18時間の停電が行われています。電力供給量の増加のためディーゼル発電の導入も検討されていますが、ネパールでは、石油系燃料をすべて輸入に頼っており、同燃料の消費増加は経済成長の大きな障害になり得るとともに、二酸化炭素排出削減の観点からも問題となります。そのため、新規の水力発電所の建設促進と太陽光などの再生可能エネルギーの活用促進が重要な課題の一つとなっています。日本は、ネパールでの太陽光発電システムの普及・促進、太陽光発電システム運転の実績蓄積、技術者の育成などのため、6億6,000万円の無償資金協力を通じて、ネパール初の系統連携型太陽光発電システムの導入を進めています。

注42 (出典)国際エネルギー機関「2009年世界エネルギー展望」(2009)

（5）防災と災害援助

世界各国で頻繁に発生している地震や津波、台風、洪水、土石流などによる災害は、多くの人命や財産を奪うとともに、経済・社会システム全体に深刻な影響を与えています。特に、災害に対して脆弱な開発途上国では、貧困層が大きな被害を受け災害難民となることが多く、さらに衛生状態の悪化や食料不足といった二次的被害が長期化することが大きな問題となっています。

＜ 日本の取組 ＞

日本は、自らの過去の災害経験で培われたすぐれた知識や技術を活用し、緊急支援と並んで災害予防および災害復旧分野において積極的に支援を行っています。2005年には神戸で開催された国連防災世界会議において、国際社会における防災活動の基本的な指針となる「兵庫行動枠組2005－2015」が採択されました。日本は国連などと協力してその世界的な実施を推進しています。

また、この会議において日本はODAによる防災協力の基本方針などを「防災協力イニシアティブ」として発表しました。そこで日本は、制度構築、人づくり、経済社会基盤整備などを通じて、開発途上国における「災害に強い社会づくり」への自助努力を積極的に支援していくことを表明しました。

●パキスタン「ライヌラー川洪水危機管理強化プロジェクト」

パキスタンの首都イスラマバードに隣接するラワルピンディ市は、ライヌラー川の氾濫により洪水被害が年々深刻化しています。そこで日本は、開発計画調査型技術協力により流域全体の課題を明らかにし、緊急性の高い洪水予警報システムを無償資金協力で整備しました。さらに技術協力を通じて洪水予測の精度向上や避難訓練の実施などについて支援することにより、適切な警報発出や洪水被害を軽減するための関係機関の能力向上を図りました。パキスタン政府は、今後この成果を全国に広めるために、日本に対して洪水以外の災害にも対応できる全国レベルの防災体制づくりを要請し、新たな協力が展開されています。

● 国際緊急援助隊

日本は、海外で大規模な災害が発生した場合、被災国政府または国際機関の要請に応じ、迅速に緊急援助を行う体制を整えています。人的援助としては、被災者の捜索・救助活動を行う救助チーム、医療活動を行う医療チーム、災害応急対策などについて専門的な助言・指導などを行う専門家チーム、また特に必要があると認められる場合に派遣される自衛隊部隊の4つがあります。また、物的援助としては、緊急援助物資の供与があります。海外4か所の倉庫に、被災者の当面の生活に必要なテント、発電機、毛布などを常時備

緊急援助物資の供与を行う国際緊急援助隊（写真提供：JICA）

蓄しており、災害発生時には迅速に被災国に物資を供与できる体制にあります。

2009年度においては、インドネシア、ハイチ、チリおよび台湾に対して計7チームの国際緊急援助隊を派遣し、メキシコ、フィリピン、チリなど14か国に対して計14件の緊急援助物資の供与を行いました。

●ハイチ大地震

2010年1月13日にハイチで発生したマグニチュード7.0の地震は、首都ポルトープランスに壊滅的な打撃を与え、死者・行方不明者22万人以上にのぼる大きな災害となりました。日本政府は、ハイチ政府からの要請を受け、1月15日までに国際緊急援助隊の派遣および緊急援助物資の供与を決定しました。引き続き派遣された自衛隊部隊は、レオガン市内の医療チーム活動サイトを引き継ぎ活動しました。さらにその後、日本赤十字社の医療チームが同じサイトを引き継ぐこととなり、支援ニーズに応じた官民連携を行い、効果的な援助を行いました。

≫ハイチ支援については第3節　地域別の取組・中南米地域も参照してください

● 国際機関との連携

日本は、2006年に設立された世界銀行防災グローバル・ファシリティ(注43)への協力を行っています。このファシリティは、災害に対して脆弱な低・中所得国を対象に、災害予防の計画策定などの能力向上および災害復興の支援を目的としています。

防災の重要性への認識の高まりを背景に、2006年の国連総会においては、各国と防災にかかわる国連機関や世界銀行などの国際機関が一堂に会しました。この総会で、防災への取組を議論する場として、防災グローバル・プラットフォームの設置が決定され、2007年6月に第1回会合が開催されました。日本は、このプラットフォームの事務局である国連国際防災戦略(UN/ISDR(注44))事務局の活動を積極的に支援しています。2007年10月には、ISDRの兵庫事務所が設置されました。

2009年6月には、防災グローバル・プラットフォームの第2回会合が開催され、世界各国から169か国および約300の国際機関・防災機関・NGOなどの組織から1,800名以上が参加しました。日本からは並木正芳内閣府大臣政務官(防災担当)が代表として出席し、震災大国として災害対策の充実・強化を進めてきた自国の経験に基づき、国際防災協力に積極的に取り組んでいく方針を表明しました。

国連防災世界会議から5年が経過していることから、日本は、防災グローバル・プラットフォーム会合の場も活用しながら、国際社会における防災活動の基本的な指針となる兵庫行動枠組のフォローアップに積極的に取り組んでいます。

注43　Global Facility for Disaster Reduction and Recovery
注44　UN/ISDR : United Nations International Strategy for Disaster Reduction

（6）国境を越える犯罪・テロ

グローバル化やハイテク機器の進歩、人の移動の拡大などが進み、国際組織犯罪やテロは、国際社会全体の脅威となっています。薬物や銃器の不正取引、不法移民、女性や児童の人身取引、現金の密輸出入、通貨の偽造および資金洗浄(マネー・ロンダリング)などの国際組織犯罪は、近年、その手口が一層多様化、巧妙化しています。また、テロについては、国際テロ組織「アル・カーイダ」および関連団体の勢力はいまだ軽視し得ず、加えて、アル・カーイダの思想、テロ手法の影響を受けた組織による過激主義運動が新たな脅威となっています。国境を越えて進行する国際組織犯罪やテロに効果的に対応するには、一国のみの努力では限りがあります。そのため各国による対策強化に加え、開発途上国の司法・法執行分野におけるキャパシティ・ビルディング支援などを通じて、国際社会全体で法の抜け穴をなくす努力が必要です。

＜ 日本の取組 ＞

薬物対策については、日本は国連麻薬委員会などの国際会議に積極的に参画するとともに、国連薬物犯罪事務所(UNODC)の国連薬物統制計画(UNDCP)基金への拠出などを通じ、アジア諸国を中心とした開発途上国を支援しています。2009年度には、UNDCP基金への拠出を活用して、ミャンマーにおけるけしの不正栽培監視、不正合成薬物製造調査、東南アジアおよび太平洋地域における薬物統制・犯罪防止に関するプロジェクト、ラオスにおける薬物統制主要計画作成支援などのプロジェクトを実施しました。また、2010年3月には2009年度補正予算により、アフガニスタンの麻薬対策のためにUNDCP基金およびUNODCの犯罪防止刑事司法基金(CPCJF)へ拠出し、アフガニスタンやその周辺国における国境管理、刑事司法分野の能力強化、代替作物開発、若者による麻薬使用の予防などのプロジェクトを支援しています。

人身取引対策については、被害者の緩和ケアおよび社会復帰支援に重点的に取り組んでおり、2009年度には、CPCJFへの拠出を通じてタイのパタヤにおける人身取引対策プロジェクト(人身取引および性的搾取からの脆弱な子どもの保護)を実施するなど、東南アジアを中心に支援しています。また、日本で保護された被害者については、国際移住機関(IOM)を通じて被害者の安全な帰国と本国での社会復帰を支援しています。さらに日本は、不法移民・人身取引および国境を越える犯罪に関するアジア太平洋地域の枠組みである「バリ・プロセス」への支援も行っています。

腐敗対策については、CPCJFへの拠出を活用して、2009年10月、ベトナムにおける腐敗対策セミナーの開催を支援しました。同セミナーでは、ベトナム政府関係者や国際機関の専門家が参加してベトナムが締結した国連腐敗防止条約の効果的な実施促進についての課題が話し合われました。これにより、日本のODAの供与対象国でもある同国において腐敗対策の取組を強化することに貢献しました。

また、国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)では、アジア・太平洋地域を中心とする開発途上国の刑事司法実務家を対象に、2010年8月から9月にかけ「犯罪収益の剥奪及びマネー・ローンダリング対策」、10月から11月にかけ「汚職防止」、12月には「証人及び内部通報者の保護」など、いずれも国際組織犯罪防止条約および国連腐敗防止条約上の重要論点をテーマとする研修・セミナーを実施し、各国における刑事司法の健全な発展と協力関係の強化に貢献しています。

テロ対策に関しては、テロリストにテロの手段や安住の地を与えない、そしてテロに対する脆弱性を克服するという観点から、テロ対処能力が必ずしも十分でない開発途上国に、テロ対策能力向上のための支援をしています。特に2006年以降、テロ対策等治安無償資金協力が創設

され、日本は開発途上国でのテロ対策の支援を強化しています。

とりわけ日本と密接な関係にある東南アジア地域におけるテロを防止し、安全を確保することは、日本にとっても重要であり、重点的に支援を実施しています。具体的には、出入国管理、航空保安、港湾・海上保安、税関協力、輸出管理、法執行協力、テロ資金対策、テロ防止関連諸条約などの各分野において、機材供与、専門家の派遣、セミナーの開催、研修員の受入れなどを実施しています。たとえば、日本は1987年度以降毎年「出入国管理セミナー」を開催し、東南アジア諸国などの出入国管理行政機関の担当者を招き、情報・意見交換を通じた相互理解の増進や協力関係の強化、そして各国の出入国管理業務に携わる職員の能力の向上を支援してきました。

また、2010年3月にはシンガポールとの共催により、日本およびAPEC加盟国関係者間で海上貿易の安全を高めるための施策や支援について意見交換・議論を行うことに焦点を当てたセミナーを開催しました。さらに、UNODCテロ防止部へ2009年度に約6万7,000ドルの拠出を行い、インドネシアを中心としたASEAN諸国へのテロ対策法整備支援を実施しました。

このほか、海賊行為についての対策も講じる必要があります。日本は、石油や鉱物などのエネルギー資源の輸入のほとんどを海上輸送に依存しており、海上交通路における海賊対策は日本の平和と安定に直結します。特に、ソマリア沖・アデン湾では海賊事案が多発、急増し、国際社会の取組にもかかわらず、海賊の活動地域が拡大しており、引き続き国際社会の大きな脅威となっています。日本は、2009年6月に成立した「海賊対処法」に基づき、自衛隊を派遣し海賊対処行動を実施しています。

ソマリア沖海賊問題を解決するためには、海賊対処行動に加え、沿岸国の海上取締り能力の向上と不安定なソマリア情勢の安定化を含めた多層的な取組が必要です。日本は、これを実現するため種々の支援を行っています。たとえば、ソマリア周辺地域における海賊対策の訓練センターおよび情報共有センター設立を支援するため、日本が主導し、国際海事機関(IMO)に設置された基金に約14億円を拠出しました。また、海上取締り能力向上のために、ソマリア周辺国の海上安保機関職員を引き続き日本に招へいして研修を行っています。さらに、ソマリア和平の実現に向けて2007年以降、ソマリア国内の治安の強化、および人道支援・インフラ整備の2つの柱からなる約1億2,440万米ドルの支援を実施しています。

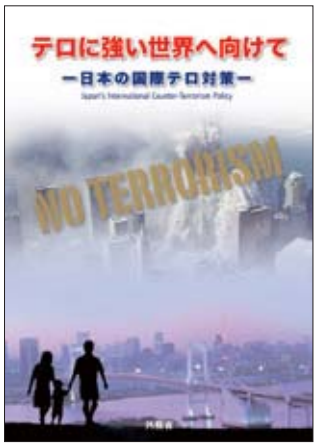

外務省　テロに強い世界へ向けて
パンフレット

●ウズベキスタン「大型貨物用検査機材整備計画」

中央アジアの中心に位置するウズベキスタンは、隣接するアフガニスタンからの麻薬・武器などの非合法物資の輸送ルートとなっています。現在、ウズベキスタンの国境税関所においては手作業による貨物検査を行っていますが、中央アジア域内での道路輸送網の整備に伴い物流が増加する中で、国境における通関の迅速化が求められています。こうした状況を踏まえ、日本は、ウズベキスタンにおけるアフガニスタンとの国境税関所とタジキスタンとの国境税関所に対し、大型のX線検査機材を各1台ずつ供与し、ウズベキスタンにおける非合法物資の流出入の阻止を支援し、迅速で安全な通関手続の整備を支援しています。

4. 平和構築

国際社会では、依然として民族・宗教・歴史などの違いによる対立を原因とした地域・国内紛争が問題となっています。紛争は、多数の難民や国内避難民を発生させ、人道問題や人権侵害問題を引き起こすとともに、長年の開発努力の成果を損壊し、莫大な経済的損失をもたらします。そのため、紛争の再発を防ぐことや、持続的な平和の定着のため、開発の基礎を築くことを念頭に置いた“平和構築”に向けた取組が国際社会全体の課題となっています。たとえば、2005年に設立された国連平和構築委員会などの場において、紛争解決から復旧、復興および国づくりに至るまでの一貫したアプローチに関する議論が行われています。

＜ 日本の取組 ＞

日本は、紛争下における難民支援や食料支援、和平(政治)プロセスに向けた選挙支援などを行っています。紛争の終結後は、平和の定着に向けて、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰(DDR(注45))への取組や治安部門の再建など国内の安定・治安の確保などへの支援を行っています。また、難民や国内避難民の帰還、再定住への取組、基礎インフラの復旧を通じて復興支援を行っています。

さらに、次の紛争が起こらないよう平和を定着させるべく、行政・司法・警察機能の強化、経済インフラや制度整備支援、保健や教育といった社会セクターへの取組を進めています。このような支援を継ぎ目なく行うため、国際機関を通じた支援と、無償資金協力、技術協力、円借款という二国間の支援を組み合わせて対処しています。

図表 Ⅲ-9　平和構築概念図

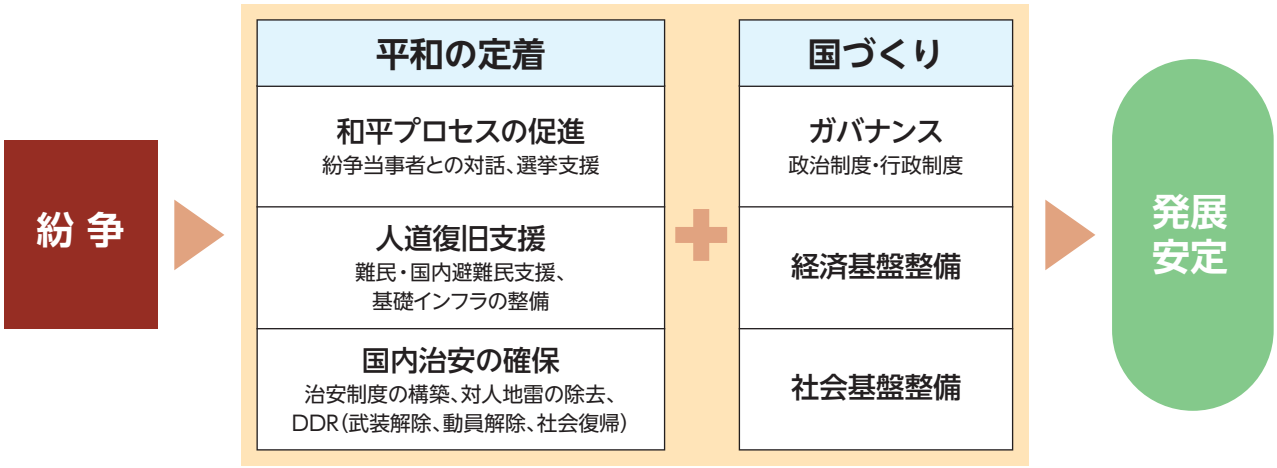

注45　DDR : Disarmament, Demobilization and Reintegration

●フィリピン「フィリピンの紛争地域（ボンドック半島）における地域開発を通じた平和、安全、適正な雇用の育成共同事業」

フィリピンのボンドック半島は、共産主義勢力（CPP-NPA(注46)）の活動などの影響により、開発援助が限られており、住民は極度の貧困に苦しんでいます。そこで日本は、国際労働機関（ILO）および国連食糧農業機関（FAO）が現地のNGOや地域コミュニティと連携して実施する「フィリピンの紛争地域（ボンドック半島）における地域開発を通じた平和、安全、適正な雇用の育成共同事業」に対し、国連の人間の安全保障基金を通じて約256万ドルの支援を行っています。農業・漁業分野での物資の提供や技術支援、非農業分野の生活手段への支援、起業開発訓練など分野横断的かつ包括的なアプローチを通じて、ボンドック半島住民の人間の安全保障促進への取組を支援しています。

● 平和構築分野での人材育成

多様化・複雑化する平和構築の現場のニーズに対応するため、日本は2007年度から、平和構築の現場で活躍できる日本およびその他のアジアの文民専門家を育成する「平和構築人材育成事業」を実施しています。この事業は、平和構築の現場で必要とされる実践的知識および技術を習得する国内研修、平和構築の現場にある国際機関などの現地事務所で実務に従事する海外実務研修、ならびに修了生がキャリアを構築するための支援を柱としており、これまでに約110名の日本人およびその他のアジア人が研修コースに参加しています。その研修員の多くが、スーダンや東ティモールなどの平和構築の現場で活躍しています。

（1）アフガニスタンおよびパキスタン支援

アフガニスタンおよびパキスタンの不安定化は、両国あるいはその周辺地域だけでなく世界全体の問題です。アフガニスタンを再びテロの温床としないため、日本をはじめとする国際社会は積極的に同国への支援を行っています。そして、アフガニスタンとの国境地域において対テロ掃討作戦を実施するなどテロの撲滅に重要な役割を果たしているパキスタンの安定も、周辺地域や国際社会の平和と安定の鍵となっています。

＜ 日本の取組 ＞

日本は、これまで一貫してアフガニスタンへの支援を実施しており、2001年10月以降の支援総額は約24.7億ドルにのぼります。2002年に日本が主催した「アフガニスタン復興支援国際会議（東京会議）」では、45億ドル以上が参加国よりコミットされ、日本は最大5億ドルの支援を表明しました。また、2009年11月には日本は、「テロの脅威に対処するための新戦略」を発表し、アフガニスタンに対して早急に必要とされる約800億円の支援を行うとともに、今後のアフガニスタン情勢に応じて2009年からおおむね5年間で、最大約50億ドル程度までの規模の支援を決定しました(注47)。

具体的には、警察支援などを通じた治安能力向上支援、元タリバーン末端兵士の社会への再統合のための職業訓練および雇用機会創出のため

注46　CPP-NPA：Communist Party of the Philippines/New People's Army
注47　これまでに約束をした総額約20億ドル程度の支援に代わるもの。

の支援、同国の持続的・自立的発展のための農業・農村開発、エネルギー分野を含むインフラ整備、教育、保健医療などの基礎生活分野などを柱に支援を実施しています。

パキスタンについても、2001年の米国同時多発テロ後に国際社会と協調してテロ対策を行うことを同国が表明して以来、日本は積極的な支援活動を行っています(注48)。2005年2月には対パキスタン国別援助計画を策定し、経済社会インフラ、農業、生活環境などの分野において積極的に支援を行ってきています。また、2009年4月には、東京において日本政府と世界銀行との共催によるパキスタン支援国会合が開催され、日本は同国に対し2年間で最大10億ドルの支援を表明しました(注49)。さらに、2009年11月の「テロの脅威に対処するための新戦略」に基づき、パキスタンの持続的安定・発展のため、経済成長やマクロ経済改革、住民の生活改善など貧困削減、ハイバル・パフトゥンハー州(旧北西辺境州)および連邦直轄部族地域の民生安定などの重点分野を中心に支援しています。

(2)イラク

国際社会はイラクの平和と安定を回復し定着させるため、国づくりの支援を進めています。イラクが平和な民主的国家として再建されることは、イラク国民や中東地域、および日本を含む国際社会の平和と安定にとって極めて重要です。イラクは、当面の復興ニーズに緊急に手当てすべき局面から、現在は、中期的な視点から復興・開発に戦略的に取り組むべき局面に移行しています。2010年3月には、新選挙法の下でイラクの議会選挙が行われるなど、民主化プロセスも進展を見せています。

＜日本の取組＞

日本は、無償資金協力で2009年度末時点で約16.7億ドルを供与し、その着実な実施に取り組んでいます。また、様々な分野の研修事業を通じて、イラクの行政官や技術者に対する能力向上支援を行っています。円借款による支援については、2009年度末時点で、15案件計32.8億ドルの使途を決定しました。日本は、現在実施中の協力事業の着実な進ちょくを確保するため、きめ細かい実施促進支援を行いつつ、イラクの中期的な復興・開発戦略の中に日本の支援が効果的に組み込まれるよう、イラクおよび他の支援機関と一層緊密な連携を図っていく考えです。

債務問題については、2004年にパリクラブにおいてパリクラブ加盟諸国が保有するイラク債務総額約372億ドルのうち、80%を3段階で削減する合意が成立しました。これを受け日本は、2005年11月に約76億ドルの債権(日本は第1位の債権国)を3段階に分けて合計80%削減する内容の交換公文を日本・イラク間で署名し、2008年12月の削減を最後に合計約67億ドルの債務削減を完了しました。

注48　パキスタンが核実験を行った1998年以降、日本は同国に対し援助縮小措置(緊急・人道性を有する援助、草の根無償を除く新規無償資金協力、および新規円借款の供与の停止)を取っていた。
注49　経済・金融などを含めたマクロ経済の安定化を目的としたIMFプログラムの実施が前提。

（3）対パレスチナ支援

パレスチナ問題は半世紀以上も続くアラブ・イスラエル紛争の核心です。特に、中東和平問題は日本を含む国際社会全体の安定と繁栄にも大きな影響を与えるものであることに加え、二つの国家の平和共存を目指す現行中東和平プロセスを促進させる上でも、パレスチナ自治区の社会経済開発と国づくりに向けた準備が不可欠です。1993年のオスロ合意によるパレスチナ暫定自治の開始以降、日本をはじめとする国際社会は積極的な対パレスチナ支援を展開してきています。

パレスチナ自治区の人々は、イスラエルによる占領に大きな不満と反発を抱きつつ、経済面では、長年にわたる占領で、イスラエル経済と国際社会からの支援に大きく依存してきており、このような依存状態からの脱却を目指しています。今後、パレスチナが真の和平に向けてイスラエルと対等に交渉できるような環境を整備するためには、パレスチナ経済を自立化させることが最も重要な課題になっています。

＜ 日本の取組 ＞

日本は、ODA大綱の重点課題である「平和の構築」の観点も踏まえつつ、対パレスチナ支援を中東和平に対する貢献策の重要な柱の一つと位置付けています。パレスチナ人の民生を安定させ、将来のパレスチナ国家実現を支援するため、1993年以降総額約10億ドル以上の対パレスチナ支援を行ってきています。支援総額では、EU（欧州連合）、米国などに次ぐ主要ドナーになっています。

また、2006年7月以降は、将来のイスラエルとパレスチナの共存共栄に向けた日本独自の中長期的取組として、日本、イスラエル、パレスチナおよびヨルダンの4者による域内協力を通じてヨルダン渓谷の経済開発を進める「平和と繁栄の回廊」構想を提唱し、現在その具体化に向けて、ジェリコ郊外に農産加工団地を建設する取組が進められています。

なお、日本は、2007年12月にパリで開催された対パレスチナ支援プレッジング会合において当面1.5億ドルの支援を実施していく旨を発表しました。さらに、2008年12月から2009年1月までのイスラエル軍によるガザ大規模空爆を受けて、2009年3月にエジプトのシャルム・エル・シェイクで開催されたガザ復興のためのパレスチナ経済支援に関する国際会議において、6,000万ドルのガザに対する緊急の人道・復旧支援を含む、当面2億ドルの対パレスチナ支援を表明し、現在、支援を着実に実施しています。

また、日本は2008年に発表された2年以内の国家建設のための制度づくり、組織づくりを目指す「パレスチナ自治政府大綱」を支持しており、パレスチナの国家建設を支援しています(注50)。

注50　PA：Palestinian Self-Government Authority；パレスチナ自治政府

（4）不発弾および対人地雷・小型武器等

かつて紛争中であった地域には、クラスター弾などの不発弾や対人地雷がいまだ残存しており、また非合法な小型武器がまん延しています。これらは子どもを含む一般市民にも無差別に被害を与え、復興および開発活動を妨げるだけでなく、新たな紛争の原因になります。不発弾・地雷除去や非合法小型武器の回収・廃棄への支援、地雷被害者の能力強化など、国内安定や治安確保に配慮を払った支援が重要です。

＜ 日本の取組 ＞

クラスター弾については、2010年8月1日に「クラスター弾に関する条約」が発効し、日本を含む38か国が締約国（署名国は108か国）となっています。日本は、この条約で規定されている国際的な協力および援助を着実に実施しています。

対人地雷については、日本は対人地雷禁止条約（オタワ条約）の普遍化、地雷対策支援および技術開発支援に取り組んできており、2009年のオタワ条約の第2回検討会議においては、今後の支援の方向性として、①被害国（者）とのパートナーシップ重視、②産・官・学・民一体の地雷問題への取組、③地雷対策と被害地域の開発の包括的アプローチを表明しました。

小型武器対策としては、開発支援を組み合わせた小型武器の回収、廃棄、適切な貯蔵管理などへの支援を行っています。また、武器の輸出入管理や取締り能力の強化、治安の向上などを目指す関連法制度整備や法執行機関の能力構築支援、元兵士や元児童兵の武装解除・社会復帰事業、小型武器関連の啓発や専門家によるセミナーの開催なども実施しています。

第３節 地域別の取組

世界では国や地域によって抱える課題や問題が異なります。日本は、これらの問題の背景にある構造を理解した上で、ODAなどを通して開発途上国が抱える問題の解決に取り組んでいます。

図表 Ⅲ-10 二国間政府開発援助の地域別実績（2009年）

（単位:百万ドル）

援助形態 / 地域	二国間政府開発援助					合計	構成比(%)	対前年伸び率(%)
	贈与			計	政府貸付等			
	無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力					
アジア	596.90	119.56	961.54	1,558.44	659.60	2218.05 (7798.90)	36.5 (59.3)	106.6 (3.9)
東アジア	279.18	36.56	780.43	1,059.60	74.23	1133.83 (5518.38)	18.6 (42.0)	3785.5 (22.1)
北東アジア	48.59	6.36	365.42	414.01	－181.89	232.12 (1354.81)	3.8 (10.3)	－34.2 (1.8)
東南アジア	230.39	30.00	406.97	637.36	256.12	893.48 (4155.33)	14.7 (31.6)	－371.1 (30.6)
南アジア	246.41	58.20	130.68	377.09	466.08	843.18 (1973.03)	13.9 (15.0)	0.8 (－27.9)
中央アジア・コーカサス	55.09	8.58	38.17	93.26	119.31	212.56 (279.01)	3.5 (2.1)	29.8 (33.0)
アジアの複数国向け	16.22	16.22	12.27	28.49	－0.01	28.47 (28.49)	0.5 (0.2)	－35.6 (－35.6)
中東	315.92	158.59	139.73	455.65	45.02	500.67 (1185.07)	8.2 (9.0)	－78.9 (－62.4)
アフリカ	1,012.13	349.65	331.11	1,343.24	59.98	1403.22 (1556.02)	23.1 (11.8)	0.5 (4.0)
中南米	124.37	14.33	213.51	337.87	－195.29	142.58 (732.70)	2.3 (5.6)	－47.1 (－4.7)
大洋州	82.06	17.09	46.29	128.35	－16.45	111.90 (129.83)	1.8 (1.0)	53.4 (－22.2)
欧州	11.74	0.39	23.04	34.78	121.68	156.46 (200.20)	2.6 (1.5)	4.4 (4.8)
東欧	2.37	0.05	4.60	6.97	49.64	56.61 (93.96)	0.9 (0.7)	－39.3 (－26.7)
複数地域にまたがる援助等	68.59	0.98	1,479.53	1,548.12	0.00	1548.12 (1548.12)	25.5 (11.8)	－3.6 (－3.6)
合　計	2,211.70	660.59	3,194.75	5,406.45	674.55	6081.00 (13,150.85)	100.0 (100.0)	－12.4 (－11.7)

＊1　債務救済を含む。
＊2　技術協力の複数地域にまたがる援助等とは、各地域にまたがる調査団の派遣、留学生世話団体への補助金、行政経費、開発啓発費等、地域分類が不可能なもの。
＊3　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊4　東欧および卒業国向け援助を含む。
＊5　従来、国際機関を通じた贈与は「国際機関向け拠出・出資等」として計上してきたが、2006年から拠出時に供与先の国が明確であるものについては各被援助国への援助として「無償資金協力」へ計上することに改めた。
＊6　（）内は支出総額ベース。

1. 東アジア地域

東アジア地域には、韓国やシンガポールのように高い経済成長を遂げ既に開発途上国から援助国へ移行した国、カンボジアやラオスに代表される後発開発途上国(LDCs(注51))、中国のように著しい経済成長を成し遂げつつも国内格差を抱えている国、そしてベトナムのように中央計画経済体制から市場経済体制への移行の途上にある国など様々な国が存在します。日本は、これらの国々と政治・経済・文化のあらゆる面において緊密な関係にあり、同地域の安定と発展は、日本の安全と繁栄に必要不可欠です。こうした考えの下、日本は、東アジア諸国の多様な経済社会状況や、援助需要の変化などを踏まえつつ、援助活動を行っています。

ソマート・ラオス公共事業・運輸大臣と会合後、日本のODA事業がデザインされたラオスのお札および切手の贈呈を受ける徳永久志外務大臣政務官(左から3人目)

＜ 日本の取組 ＞

日本は、インフラ整備、制度および人づくり支援、貿易の振興や民間投資の活性化など、ODAと貿易・投資を連携させた経済協力を進めることで、同地域の目覚ましい経済成長に貢献してきました。現在は、基本的な価値の共有に基づいた開かれた域内協力・統合をより深めていくこと、相互理解を推進し地域の安定を確保していくことを目標としています。そのために、自然災害、環境・気候変動、感染症、テロ・海賊などの国境を越える問題に積極的に対応するとともに、大規模な青少年交流、文化交流、日本語・日本普及事業などを通じた相互理解促進に努めています。

東アジア地域は、2008年に始まった世界金融・経済危機の影響はおおむね克服しましたが、日本とアジア地域諸国がさらなる経済的繁栄を遂げていくためには、アジアを「開かれた成長センター」とすることが重要です。そのため、日本は、同地域に対して成長力強化および内需拡大のための支援を行っており、具体策として2009年4月には、最大2兆円規模のODA支援を表明しました。現在、同支援の下、アジア諸国に対し、インフラ整備支援、脆弱層への支援、低炭素社会の構築のための支援、人材育成などを着実に実施しています。

● 東南アジアへの支援

ASEAN諸国は2015年までの域内統合を最大の目標としていますが、日本はこの目標に沿って域内の連結性強化や格差是正への支援を実施しています。特に、ASEANの後発加盟国が多いメコン諸国を支援することは、域内格差是正の観点から重要です。2009年11月には、初めての日本・メコン地域諸国首脳会議が開催され、①総合的なメコン地域の発展、②環境・気候変動(「緑あふれるメコン(グリーン・メコン)に向けた10年」イニシアティブの開始)および脆弱性克服への対応、③協力・交流の拡大の3本柱での取組を強化し「共通の繁栄する未来のためのパートナーシップ」を確立するとの認識が共有されました。この取組を進めるため、メコン地域およびカンボジア、ラオス、ベトナムに対するODAを拡充し、また、地域全体で3年間で合計5,000億円以上のODA支援を行うことを表明しました。また、2010年7月に行われた第3回日メコン外相会議においては、「グリーン・メコンに向けた10年」イニシアティブのコンセプトが発表されました。さらに、2010

注51　LDCs : Least Developed Countries

年10月に開催された第2回日本・メコン地域国首脳会議では、「グリーンメコンに向けた10年イニシアティブ」行動計画および「日本・メコン経済産業協力イニシアティブ行動計画」が採択されました。

また、日本とインドネシア、ブルネイ、フィリピン、およびASEAN全体との経済連携協定(EPA)が2008年に発効しました。ベトナムとの協定も2009年10月に発効し、日本は、貿易・投資の拡大を図るとともに、物流制度の改善、知的財産制度や競争政策などの各種経済制度の調和などを含む幅広い経済関係の強化に向けた取組を行っています。このような取組を進めるとともに、貧困の削減を図り、ASEAN域内の格差を是正することにより、域内統合を支援しています。また、ASEANは、2010年10月のASEAN首脳会議において、ASEAN域内におけるインフラ、制度、人の交流などの各分野での連結性強化を目指した「ASEAN連結性マスタープラン」を採択しましたが、日本は同マスタープランの具体化に向けてODAの活用や官民連携を通じて積極的に支援を行っています。さらに、フィリピンのミンダナオの元紛争地域への集中的な支援や東ティモールの国づくり支援など、平和構築のための取組も行っています。

日本は、アジア地域において様々な地域協力に取り組んでいるアジア開発銀行(ADB)との連携を強化しています。たとえば、アジアの開発途上国における取組を支援するため、投資や省エネなどの促進を目的に「アジアの持続的成長のための日本の貢献策(ESDA(注52))」として、ADBと新JICAとの連携強化を進める「ADBとの円借款協調融資促進枠組(ACFA(注53))」、「投資環境整備基金(ICFF(注54))」および「アジアクリーンエネルギー基金(ACEF(注55))」を創設しました。また、東アジア地域の国際的な研究機関である東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）とも、「アジア総合開発計画」や「ASEANコネクティビティ・マスタープラン」具体化への検討など、様々なレベルで連携を強化しています。

また、特に金融面では、急激な資本流出により外貨支払いに支障を来すような危機的な状況が生じた国に対し、短期の外貨資金を供給することで危機の連鎖と拡大を防ぐことを目的とする、チェンマイ・イニシアティブ(CMI(注56))の取組をASEAN+3の枠組みにおいて主導してきています。さらに、2010年3月には、支援の迅速化・円滑化を図るため、二国当局間の契約に基づいた従来のCMIの仕組みを、一本の契約に基づく仕組みとする「マルチ化」の契約が発効しました。これによりASEAN+3域内国の国際収支や短期資金の流動性の困難へのより迅速な対応が可能となり、世界経済の増大するリスクおよび課題に対処する能力が強化されました。

また、日本は、CMIと並行して東アジア地域の債券市場を育成する取組を主導してきました。特に、2010年5月には、アジアの企業が現地通貨建てで発行する債券を保証するため、「信用保証・投資ファシリティ」を当初7億ドルの資本規模でアジア開発銀行(ADB)の信託基金として設立することが合意されました。日本も国際協力銀行(JBIC)を通じて2億ドルを出資しています。

注52　ESDA：Enhanced Sustainable Development for Asia
注53　ACFA：Accelerated Co-Financing scheme with ADB
注54　ICFF：Investment Climate Facilitation Fund
注55　ACEF：Asian Clean Energy Fund
注56　CMI：Chiang Mai Initiative

● 中国との関係

日本の対中国ODAは、1979年以来中国沿海部のインフラ整備、環境対策、保健・医療などの基礎生活分野の改善や人材育成など中国経済の安定的発展に貢献し、中国の改革・開放政策を維持・促進させる上で大きな役割を果たしてきました。これらの協力の大部分は円借款の形で中国に供与されました。このような対中国ODAは、日中経済関係の発展を支えるとともに、日中関係の主要な柱の一つとして重層的な関係を下支えしてきたと評価し得るものであり、中国側も、首脳レベルを含め、様々な機会に謝意を表明してきました。近年の中国の著しい経済発展を踏まえ、日本からの円借款は、2008年の北京オリンピック前までに新規供与を円満終了するとの両国の認識に基づき、2007年12月に交換公文に署名した6案件をもって、新規供与は終了しました。

一方、環境問題や感染症をはじめとする日本にも直接影響が及び得る地球規模課題など、日中両国民が直面する共通課題が数多く存在します。2008年5月の胡錦濤（こきんとう）中国国家主席訪日の際には、「『戦略的互恵関係』の包括的推進に関する日中共同声明」において、エネルギー、環境分野における協力を特に重点的に行っていくことを確認し、気候変動に関する共同声明を発表しました。また、日中関係の健全な発展を促進するという観点からは、両国民間の相互理解の増進も重要な課題となっています。このような状況を踏まえ、無償資金協力の対象は現在、①環境、感染症など両国民が直面する共通の課題の解決に資する分野、②日中両国の相互理解、交流の増進に資する分野に絞りつつ実施しています。また、技術協力は、これらに加えて、市場経済化や国際ルールの遵守、良い統治の促進、省エネを目的とした案件を中心に実施しており、人的交流を通じ、日本の価値観、文化を中国に伝えるための重要な手段となっています。対中経済協力については、今後とも日中関係全体や中国を巡る情勢を踏まえつつ、日本自身の国益に合致する形で、総合的・戦略的な観点から適切に判断した上で実施していきます。

●インドネシア「ルムットバライ地熱発電事業」

インドネシアは、森林の減少や泥炭地荒廃などによる温室効果ガス排出を加えると、2005年時点で中国、米国、ブラジルに次ぐ世界第4位の温室効果ガス排出国です(注57)。経済成長に伴うエネルギー需要の増加などにより、石炭消費が拡大し、エネルギー分野からの温室効果ガス排出量が増大しているため、温室効果ガス排出削減に向けた再生可能エネルギー開発などの気候変動対策の具体化が急務となっています。

日本はインドネシア・スマトラ島における電力供給の安定性の改善を図り、民生の向上、投資環境の改善などを通じた経済発展および再生可能エネルギー開発の促進による地球環境負荷の軽減に寄与するため、約270億円規模の円借款を通じてルムットバライ地熱発電所の建設を進めています。本計画の実施により、直接の効果として、完成2年後には59万385トン/年の二酸化炭素排出削減量が達成される見込みで、インドネシアにおける電力供給の安定性の改善および温室効果ガスの削減が期待されています。

注57　(出典) World Resource Institute Climate Analysis Indicators Tool (WRI CAIT)、Sum of "Total in 2007" and "LUCF in 2005" (2007)

図表 Ⅲ-11 東アジア地域における日本の援助実績

2009年

（支出純額ベース、単位:百万ドル）

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等		計	合計
		無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力		貸付実行額	回収額		
1	ベトナム	22.82		86.24	109.07	1,305.05	222.76	1,082.29	1,191.36
2	中国	14.02	0.35	283.03	297.05	902.91	1,058.00	－155.09	141.96
3	カンボジア	59.40	0.06	48.14	107.54	20.94	0.99	19.94	127.49
4	ラオス	41.90		29.91	71.81	22.59	2.04	20.55	92.36
5	マレーシア	5.00		25.03	30.03	210.48	148.73	61.75	91.78
6	モンゴル	34.57	6.01	17.92	52.49	37.89	15.70	22.19	74.68
7	ミャンマー	24.50	13.71	23.77	48.28		0.00	0.00	48.28
8	東ティモール	5.07		6.81	11.88				11.88
9	フィリピン	40.72	14.26	48.81	89.53	595.13	693.02	－97.89	－8.36
10	タイ	3.71	1.28	48.30	52.01	63.31	265.64	－202.33	－150.31
11	インドネシア	27.26	0.68	88.14	115.41	1,300.49	1,928.69	－628.20	－512.79
	東アジアの複数国向け	0.20	0.20	8.04	8.24				8.24
東アジア地域合計		279.18	36.56	780.43	1,059.60	4,458.78	4,384.55	74.23	1,133.83
（ASEAN 合計）		225.32	30.00	400.16	625.48	3,517.97	3,261.85	256.12	881.60

＊1 地域区分は外務省分類。
＊2 合計は卒業国向け援助を含む。
＊3 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊4 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助。

Column 7

モンゴルの生命線を守る

～火力発電所の改善に取り組むシニア海外ボランティア～

若手エンジニアと蒸気タービンの前で(右が安元さん)(写真提供：安元さん)

大相撲力士の活躍で日本人にとってすっかり身近になったモンゴルですが、毎年マイナス40度の厳しい冬を迎えることをご存知でしょうか。2009年の冬、モンゴルを襲った雪害では約800万頭もの遊牧民の家畜が被害に遭いました。この厳しい寒さからモンゴルの人々の暮らしを守っているのが首都ウランバートル市にある第4火力発電所です。

この発電所は、モンゴル国内の全電力需要の70%とウランバートル市の集中暖房用温水の65%を供給する、同国最大の熱併給発電所です。1983年の社会主義時代に旧ソ連の支援で運転を開始しましたが、その支援が停止した後、自国の力のみでの発電は難しくなり、日本が協力*1することになりました。

安元昭寛(やすもとあきひろ)さんは、2008年から、この発電所でシニア海外ボランティアとして活動しています。安元さんは、九州大学で大学院まで、主に熱力学や伝熱工学を学び、日立製作所に入社後は、海外の火力発電所の契約、建設などに携わりました。定年退職後、「これまで培った電力技術を海外で役立てたい」との強い思いが募ったころ、シニア海外ボランティアの募集を知り応募しました。当時、応募年齢の上限いっぱいの69歳になっていた安元さんですが、その能力、人柄から採用され、モンゴルへの赴任が決まりました。

安元さんは、発電所の社長室、企画部に配属され、経営改善のためのアドバイスを行っています。発電所の事情なら、何でもわかる安元さんでしたが、仕事を始めてみると、今までとは異なる課題に徐々に向き合うこととなります。

モンゴルの電気・温水の料金は、歴史的な理由や経済事情から低く抑えられています。原料となる石炭の価格も上がり、発電所の経営は、採算がとれるぎりぎりの状態でした。そのため、安全な運転を続けるために必要な検査機器の買い入れや、緊急を要しない機械の修理は先送りされ、応急修理のみで運転を続けていました。このような機械の状態では、予測できない事故が起こる可能性があります。

こうした状況に対し安元さんは動き出します。発電所の幹部とともに政府に働きかけ、また、視察に来た国会議長に対し、「電気・温水の料金を上げないと、職員の給料も払えないし、機械のメンテナンスの部品も買えない」と訴えました。このような安元さんの奮闘のおかげで、電気・温水の料金は値上げされ、職員の仕事への意識に弾みがついたそうです。

限られた予算の中、政府など外部への働きかけを行う一方、安元さんは、その豊富な知識と経験で、発電所の安全な運転に取り組んでいます。消耗が激しい部位へ検査を集中し、使われずに倉庫に山積みになっていた予備品のリストを作成し、他の修理が必要なところに使えるかチェックするよう、くり返し職員に訴えています。

安元さんは、一緒に働くスタッフについて「過酷な経営環境の中で、エネルギーを必死に守っている発電所職員の努力と忍耐は、尊敬に値します」といいます。これに対し発電所のツェベーン社長は、「途方に暮れていたとき、日本が手を差し伸べてくれた。また、あなたのような発電所の友人を派遣してくれた」と感謝の言葉を述べます。

発電所の若きエンジニアたちの成長が安元さんの励みとなっています。「発電所職員とともにモンゴルの生命線を守るのが私の役割です」。極寒の地で71歳を迎えた安元さんの挑戦はこれからも続きます。

ツェベーン社長と技術について討論(左が社長)(写真提供：安元さん)

*1 有償資金協力、無償資金協力および技術協力

2. 南アジア地域

南アジア地域には、世界最大の民主主義国家であるインドをはじめ、高い経済成長を達成する国や大きな経済的潜在力を持つ国があり、国際社会における存在感を強めています。地理的には、東アジアと中東を結ぶ海上交通路に位置し、日本にとって戦略的に重要であるほか、地球環境問題への対応という観点からも重要な地域です。また、インドやパキスタンにおける大量破壊兵器の問題やテロおよび過激主義に対する国際的取組における役割といった観点からも、日本を含む国際社会にとって関心の高い地域です。

一方、南アジア地域は、道路、鉄道、港湾など基礎インフラの欠如や人口の増大、初等教育における未就学率の高さ、水・衛生施設や保健・医療制度の未整備、不十分な母子保健、感染症対策および法の支配の未確立など取り組むべき課題が依然多く残されています。特に貧困の削減は大きな問題であり、同地域に居住する15億人近い人口のうち５億人近くが貧困層といわれ、世界でも貧しい地域の一つです。ミレニアム開発目標(MDGs)達成を目指す上でもアフリカに次いで重要な地域となっています(注58)。日本は、南アジア地域の有する経済的潜在力を活かすとともに、拡大しつつある貧富の格差を緩和するため、社会経済インフラ整備の支援を重点的に行っています。

パキスタン・イスラマバードの建設機械技術訓練所(CTTI)を視察する菊田真紀子外務大臣政務官

＜ 日本の取組 ＞

南アジア地域の中心的存在であるインドとは、「戦略的グローバル・パートナーシップ」に基づいて、政治・安全保障、経済、デリー・ムンバイ間産業大動脈構想(DMIC)の中核をなす貨物専用鉄道建設計画(DFC)など経済協力、学術交流など幅広い分野で協力を進めています。インドは日本の円借款の最大受取国であり、電力や運輸などの経済インフラの整備とともに、農村環境整備など貧困削減に向けた社会セクター開発も進めています。

スリランカでは、2009年５月に25年以上にわたる政府軍とタミル・イーラム解放の虎(LTTE)との戦闘が終結しました。日本は、スリランカの平和の定着の促進や社会経済開発を支援するため、地域・民族バランスに配慮しつつ、支援を実施しています。

テロ撲滅に向けた国際社会の取組において重要な役割を担うパキスタンについては、日本は、2009年４月に東京で開催されたパキスタン支援国会合の際に２年間で最大10億ドルの支援を表明しました。さらに同年11月に発表した「テロの脅威に対処するための新戦略」に基づき、着実に支援を実施しています。

2010年７月下旬からパキスタン各地で発生した洪水被害に対し、日本は緊急人道支援として緊急無償資金協力など支援を実施するとともに、人的貢献として国際緊急援助隊の自衛隊ヘリ部隊や医療チームを派遣しました。また、同年11月のパキスタン開発フォーラムにおいて、日本は５億ドルの支援を新たに表明するなど(注59)、同国の洪水災害からの復興を支援しています。

≫パキスタンに対する日本の支援については、第Ⅲ部・第２章・第２節 4. 平和構築も参照してください

また、南アジア地域では、各国で援助協調に向けた取組が進んでいます。たとえば、バングラデシュでは、第２次貧困削減戦略文書(注60)（PRSP-Ⅱ）の実施を支援するため、2010年６月に、日本のほか、世界銀行、アジア開発銀行(ADB)、英国国際開発省(DFID)

注58　2010年のMDGsレポートによれば、１日約１ドルで生活する人の割合は39%（2005年）で、これはサブ・サハラ・アフリカに次いで高い数字である。
注59　洪水被害に対して日本が表明した支援の総額は5.68億ドル。
注60　「貧困削減戦略文書」とは、開発途上国自身が作成する、貧困削減を具体的に実現させるための包括的・長期的な戦略・政策のことで、バングラデシュでは2008年８月に第２次貧困削減戦略文書が策定されました。

など、18の国や機関が参加して共同支援戦略(JCS: Joint Cooperation Strategy)が策定されました。日本は、JCS策定に向けての作業部会に参加するなど、バングラデシュにおける援助協調に積極的に取り組んでいます。

●インド「シッキム州生物多様性保全・森林管理計画」

インド北東部のシッキム州は、インドにおける全植物種のうち4分の1近くが生息しているなど生物多様性の保全の観点から非常に重要な地域である一方、近年観光客の急増などに伴い自然環境・生態系への影響が顕在化してきています。こうした状況を踏まえ、日本は、53億8,400万円の円借款を通じて、同州に位置する国立公園および野生生物保護区の管理能力強化、同州森林局の活動基盤の強化・整備、森林資源に依存して生活する住民の生計改善活動などを支援しています。この支援は、2010年10月に名古屋にて開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)を踏まえ、インドにおける環境保全および均衡の取れた社会経済発展に寄与することを目的としています。

図表 Ⅲ-12 南アジア地域における日本の援助実績

2009年

(支出純額ベース、単位:百万ドル)

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等		計	合計
		無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力		貸付実行額	回収額		
1	インド	4.50	2.19	27.97	32.47	1,191.72	707.18	484.54	517.01
2	パキスタン	116.15	38.40	15.62	131.77	38.68	39.02	−0.34	131.43
3	スリランカ	31.94	5.94	23.46	55.40	295.76	259.53	36.23	91.62
4	ネパール	34.37	1.93	20.46	54.82	0.10	9.64	−9.55	45.28
5	ブータン	12.63		7.71	20.33	3.59	0.00	3.59	23.92
6	モルディブ	9.87		2.38	12.25	5.73	0.00	5.73	17.99
7	バングラデシュ	36.96	9.74	31.25	68.21	60.36	114.48	−54.12	14.09
	南アジアの複数国向け			1.84	1.84				1.84
南アジア地域合計		246.41	58.20	130.68	377.09	1,595.94	1,129.85	466.08	843.18

＊1 地域区分は外務省分類。
＊2 合計は卒業国向け援助を含む。
＊3 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊4 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助。

Column 8

教育の機会を提供し、自立を促す

～バングラデシュで家事使用人として働く少女を支援～

教材の使い方を教わる少女たち（左から2人目が菅原さん）（写真提供：シャプラニール）

世界の最貧国の一つであるバングラデシュ。この国では子どもたちへの支援が課題となっています。ストリートチルドレンについては、多くの団体が援助を行っていますが、その大半は男の子が対象です。日本のNGOであるシャプラニールは、「貧困層の女の子たちがどこにいるのか?」という問題意識から調査を行い、首都ダッカで家事使用人として働く少女たちの支援*1を日本政府と協力して行っています。このプロジェクトをシャプラニールの駐在員として指揮するのが菅原伸忠（すがはらのぶただ）さんです。

大学生のときに南北問題を知り、衝撃と憤りを感じて国際協力の道を志した菅原さん。神戸大学大学院国際協力研究科で学んだ後、民間企業勤務を経て、2008年にシャプラニールに就職し、2010年5月からダッカに赴任しました。

支援を必要とする「目に見えない」少女たちがどこにいるのかをさがすことから、菅原さんたちの仕事は始まりました。実際に、現場ではパートナーである現地のNGOと連携してプロジェクトを行うのですが、家の中で働くこうした少女たちの存在を見つけることは容易ではありません。そこで、シャプラニールの支援に協力してくれる、働く少女たちの雇い主をさがし、その数を徐々に増やしていくことにしました。

しかし、当初はプロジェクトの趣旨がなかなか雇い主に理解されず、スタッフが門前払いされることもしばしばあったそうです。菅原さんは、「困難な作業でしたが、コミュニティや少女たちの雇い主との信頼関係を築くようにスタッフを励ますとともに、その前提として私たちが彼らとの信頼関係を築くことに心をくだきました」とその苦労を語ります。

スタッフがあきらめず訪問を続けた結果、しだいにこのプロジェクトを理解する雇い主が増え、支援を必要とする少女たちの居場所が明らかになっていきました。

菅原さんたちは、少女たちの雇い主と交渉し、彼女たちが支援センターで勉強や職業訓練を受けられるように働きかけました。支援センターでは、少女たちが将来自立できるように読み書きや計算などを教えたり、アイロンかけや料理およびミシンを使った縫製などの職業訓練を行います。

日本とバングラデシュのNGOが連携して協力することにより、少女たちは支援センターに通うようになりました。しかし、彼女たちが勉強や職業訓練を続けられるようにするには、NGOスタッフから粘り強く雇い主に訴える必要がありました。菅原さんは、「雇い主への訪問回数と少女たちの支援センターへの出席率は、明らかに関係があるため、私たちは絶やすことなく家庭訪問を行っています」といいます。

このようにして支援センターに通い、読み書きを覚え、職業訓練を受けた少女たちは、しだいに自分たちの力で立ち上がります。何人かの少女たちは雇い主に、「アイロンや料理も上手にできるようになりました。だから私の給料を上げてください」と交渉し、彼らの同意を取り付けたそうです。

自信を得つつある少女が増える中、菅原さんは、「自立に必要なものは彼女たちが自信を持つようになることです」と活動的になった少女たちに未来を託します。

支援センターでお互いの経験を話す少女たち（写真提供：シャプラニール）

*1 日本NGO連携無償資金協力（家事使用人として働く少女支援プロジェクト（2010年1～12月））

3. 中央アジア・コーカサス地域

中央アジア・コーカサス地域は、ロシア、中国、南アジア、中東、欧州に隣接する地政学的な要衝に位置しているほか、石油、天然ガス、ウラン、レアメタルなどのエネルギー・鉱物資源を豊富に擁することから、日本にとって戦略的に重要な地域です。日本は、同地域の安定と発展が、日本を含むユーラシア地域全体に影響を及ぼすとの観点から、人権、民主主義、市場経済、法の支配といった基本的価値の定着に向け、また、アフガニスタンやパキスタンなど、中央アジアに接する地域を含む広域的な視点も踏まえ、同地域の長期的安定および持続的発展のための国づくりを支援しています。

＜ 日本の取組 ＞

日本は、計画経済体制から市場経済体制への移行と経済発展の実現を支援するため、法の支配の確立に向けた法制度整備、保健医療など社会セクターの再構築、経済発展に資するインフラ整備、市場経済化のための人材育成など様々な支援活動を行っています。たとえば、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギスにおける日本センターで、日本の経験に基づくビジネスコースなどを提供することで、市場経済化に対応できる人材の育成に貢献しています。また、中央アジア諸国については、2004年に地域内協力の促進を目的として「中央アジア＋日本」対話の枠組みを設立し、これまで様々なレベルでの対話や協力を実施しています。

カザフスタンおよびアゼルバイジャンのカスピ海沿岸には、日本企業も権益を有する世界有数の規模を誇る油田が存在し、その原油はパイプラインを通じて、中央アジア・コーカサス地域内を通過しています。同地域の安定化と経済発展は、国際エネルギー市場安定とエネルギー資源確保のためにも重要であり、公共サービスの改善や人材育成、発電所などのインフラ整備といった支援を行っています。

建設中のアラメジン橋における床版工事の様子（キルギス）
（写真提供：JICA）

●キルギス「道路維持管理能力向上プロジェクト」

内陸国であるキルギスは、運輸、交通の手段の95％を道路交通に依存していますが、運輸・通信省が管理する公道の60％が舗装されておらず、幹線道路でさえ良好な状態になく、道路網の維持管理は十分でありません。これはキルギスの経済開発そして市民生活に多大な影響を及ぼしています。そこで日本は、2008年から専門家の派遣を開始し、セミナー、マニュアル作成、パイロットプロジェクトなどの活動を通じた技術移転を実施しています。このプロジェクトを通じて、道路網の整備と維持管理に関する運輸通信省職員や道路維持管理事務所スタッフの技術向上を図っています。2009年度から行われている「イシククリ州・チュイ州道路維持管理機材整備計画」などの機材整備を行う無償資金協力プロジェクトと併せて、キルギスの道路網の改善、ひいては、キルギス経済の活性化や住民の生活改善に資することが期待されます。

図表 Ⅲ−13 中央アジア・コーカサス地域における日本の援助実績

2009年

（支出純額ベース、単位:百万ドル）

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等		計	合計
		無償資金協力		技術協力		貸付実行額	回収額		
			うち国際機関を通じた贈与						
1	アルメニア	1.30		1.64	2.94	98.53	2.76	95.76	98.70
2	カザフスタン	0.57		4.94	5.51	57.87	26.25	31.62	37.13
3	タジキスタン	22.45	8.03	3.79	26.24				26.24
4	ウズベキスタン	3.34		11.66	14.99	26.93	21.51	5.41	20.41
5	キルギス	5.54		10.14	15.68	2.39	0.32	2.07	17.75
6	グルジア	14.06	0.55	1.03	15.09	0.00	2.78	−2.78	12.31
7	トルクメニスタン			1.15	1.15		2.34	−2.34	−1.19
8	アゼルバイジャン	7.82		0.58	8.40	0.04	10.48	−10.43	−2.03
	中央アジア・コーカサスの複数国向け			3.24	3.24				3.24
中央アジア・コーカサス地域合計		55.09	8.58	38.17	93.26	185.75	66.44	119.31	212.56

＊1 地域区分は外務省分類。
＊2 合計は卒業国向け援助を含む。
＊3 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊4 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助。

4. アフリカ（サブ・サハラ）地域

アフリカ、特に、サハラ砂漠より南に位置するサブ・サハラ・アフリカは、依然として深刻な貧困問題に直面しています。サブ・サハラ・アフリカ諸国の大半（48か国中33か国）は後発開発途上国（LDCs）であり、人口の約半分が貧困ライン（1日約1ドル）以下の生活を送っています。また、同地域には、内戦や紛争、難民、干ばつによる飢餓、HIV/エイズをはじめとする感染症のまん延など、発展を阻害する深刻な問題を抱える国も多く、国際社会からの多大な援助を必要としています。国連安保理やG8サミットなどにおける議論を見ても、アフリカのこうした問題は国際社会の重大な関心事となっています。

一方、アフリカは豊富な天然資源や美しい自然環境に恵まれており、貿易・投資や観光の促進による経済成長の大きな可能性を有しています。日本には、アフリカが持続的な経済成長および貧困削減などを実現するため、国際社会の責任ある一員として相応の貢献をしていくことが求められています。

スケレマニ・ボツワナ外務・国際協力大臣と会談する松本剛明外務副大臣

＜ 日本の取組 ＞

日本は、アフリカの自助努力（オーナーシップ）と国際社会による協力（パートナーシップ）を基本原則とするアフリカ開発会議（TICAD）の開催を通じて、アフリカ自身による開発課題への取組に積極的に協力してきました。1993年に開始されたTICADの15周年にあたる2008年5月には、横浜において第4回アフリカ開発会議（TICAD Ⅳ）を開催し、2010年5月には、タンザニアのアルーシャにおいて第2回TICAD閣僚級フォローアップ会合を開催しました。同会合では、日本がTICAD Ⅳで表明した公約を必ず実行するとの決意を改めて示したことに対し、各国からは公約の履行状況について称賛されました。また、6月のG8ムスコカ・サミットにおいては、フォローアップ会合の成果を紹介しつつ、公約の一つである対アフリカODAの倍増とともに、アフリカにとって重要なMDGs達成のための支援を強化していることを伝えました。

≫ TICADプロセスを通じたアフリカ支援については、第Ⅰ部・第3章・TICADプロセスを通じた取組も参照してください

また、日本はアフリカ地域における平和と安定の実現に向けた取組にも貢献しています。たとえば、スーダンへの支援は、TICAD Ⅳの重点分野の一つに掲げられているとともに、日本が対アフリカ政策の重要な柱として強調する「平和の定着」に向けた支援の一例となっています(注61)。2008年にオスロで開かれた第3回スーダン・コンソーシアム会合では、①南北スーダンのバランス、②対南部スーダン支援における人道支援から復興・開発支援への移行、③地域格差の是正を念頭に置きつつ、これまでの支援に加え、当面約2億ドルの支援を表明し、2010年8月までに約2億2,000万ドルの支援を実施しました。特に、2011年1月に予定されている南部スーダンの独立などを問う住民投票は、南北包括和平合意（CPA）履行プロセスの集大成であることを勘案し、日本は住民投票に対する約800万ドルの緊急無償資金協力を国際社会に先駆けて実施しており、同国の平和の定着を支援しています。また、国際機関や日本のNGOと積極的に連携しながら、難民の帰還・再統合支援、地雷・不発弾の除去活動や回避教育、小児感染症対策などの医療支援、食糧支援などを行っています。

注61　スーダンでは、1983年以降継続していた南北内戦が、2005年1月に南北包括和平合意（CPA）により終結し、暫定憲法が公布されるなど、和平に向けた本格的なプロセスが進められている。しかし、約500万人にものぼる国内避難民、経済・社会基盤の破壊、武器拡散や地雷、多数の元兵士の存在など、内戦の傷跡が残っており、また、西部ダルフール地域では、反政府武装勢力の活動が継続しており、政府の鎮圧活動と併せ、地域の開発と安定の阻害要因となっている。

図表 Ⅲ-14 アフリカ地域における日本の援助実績

●エチオピア「アファール州給水計画」

エチオピアの首都アディスアベバから北東へ約250kmに位置するアファール州は、全域が土漠地帯で、水資源が乏しい地域です。2007年に日本が協力を決定したとき、エチオピア全体の給水率は約31％でしたが、アファール州ではわずか17％に過ぎませんでした。州内のどの地域でも、水の確保のために女性や子どもが多大な労力を費やしており、不衛生な水による健康被害が発生していました。日本は、アファール州内の９つの町で井戸を掘削・改修し、送・配水管を敷設し、合計28基の公共の水道を設置しました。これにより、女性や子どもによる水汲み労働の負担が軽減され、住民が衛生的な飲料水に、より容易にアクセスできるようになりました。

設置された公共の水道を利用するアファール州の人々

図表 Ⅲ-14　アフリカ地域における日本の援助実績

2009年

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

順位	国または地域名	贈与				政府貸付等			合計
		無償資金協力		技術協力	計	貸付実行額	回収額	計	
			うち国際機関を通じた贈与						
1	タンザニア	48.68	4.11	23.22	71.91	48.56	0.00	48.56	120.46
2	スーダン	125.09	81.87	13.57	138.65		27.63	－27.63	111.03
3	エチオピア	80.79	34.34	16.98	97.76				97.76
4	コンゴ民主共和国	52.62	35.77	13.08	65.70		0.00	0.00	65.70
5	ガーナ	44.93	0.45	19.87	64.80				64.80
6	モザンビーク	50.19	8.26	10.49	60.67		0.00	0.00	60.67
7	ウガンダ	23.16	11.75	24.24	47.40	6.64	0.00	6.64	54.05
8	ブルキナファソ	37.84	1.00	11.93	49.77				49.77
9	セネガル	25.32		17.58	42.91	3.83	0.00	3.83	46.74
10	ナミビア	0.14		3.54	3.68	36.14	0.00	36.14	39.82
11	シエラレオネ	31.95	6.15	5.50	37.44		0.00	0.00	37.44
12	ザンビア	16.21	3.11	20.43	36.64	0.00	0.00	0.00	36.64
13	マラウイ	18.98	6.00	16.82	35.80				35.80
14	マリ	32.80		2.71	35.51		0.00	0.00	35.51
15	ニジェール	23.91	4.00	11.15	35.06				35.06
16	トーゴ	20.96	4.90	0.24	21.21	14.85	1.96	12.89	34.09
17	ケニア	59.53	24.85	24.81	84.34	22.31	72.99	－50.68	33.66
18	ナイジェリア	24.56	8.81	4.33	28.88				28.88
19	ジブチ	26.52	2.14	2.30	28.82				28.82
20	ベナン	19.34	2.00	6.51	25.84				25.84
21	ソマリア	22.60	22.60	0.04	22.64		0.00	0.00	22.64
22	ルワンダ	12.70	9.17	8.64	21.34				21.34
23	ブルンジ	52.36	9.21	3.95	56.31		35.89	－35.89	20.42
24	マダガスカル	7.39	1.00	11.90	19.29	0.00	0.26	－0.26	19.03
25	ギニア	16.35	2.02	1.85	18.20		0.00	0.00	18.20
26	カーボヴェルデ	14.63		1.75	16.38	1.49	0.00	1.49	17.87
27	リベリア	11.06	6.90	3.66	14.71		0.00	0.00	14.71
28	チャド	13.85	13.85	0.13	13.98				13.98
29	ジンバブエ	11.24	10.68	1.14	12.38		0.00	0.00	12.38
30	ガンビア	10.48		0.91	11.39				11.39
31	コートジボワール	9.38	3.00	1.01	10.39		0.00	0.00	10.39
32	モーリタニア	6.70	3.00	2.92	9.63				9.63
33	ギニアビサウ	8.69	4.21	0.74	9.43				9.43
34	セーシェル	7.79		1.28	9.06				9.06
35	エリトリア	7.22	1.50	1.56	8.78				8.78
36	カメルーン	4.30	0.53	3.81	8.11	0.00	0.00	0.00	8.11
37	アンゴラ	3.37	1.00	3.39	6.76				6.76
38	中央アフリカ	4.70	4.50	0.16	4.87	1.21	0.00	1.21	6.08
39	コモロ	5.11		0.20	5.30				5.30
40	南アフリカ共和国	0.43		5.24	5.68		1.01	－1.01	4.67
41	レソト	2.33	2.03	0.24	2.56				2.56
42	スワジランド	0.19		0.99	1.19		0.00	0.00	1.19
43	サントメ・プリンシペ	0.21		0.21	0.42				0.42
44	コンゴ共和国			0.38	0.38				0.38
45	赤道ギニア			0.10	0.10				0.10
46	ガボン	0.13		4.85	4.97		4.89	－4.89	0.08
47	モーリシャス	0.21		1.06	1.27		3.34	－3.34	－2.07
48	ボツワナ	0.22		1.99	2.22		4.83	－4.83	－2.61
	アフリカの複数国向け	14.94	14.94	17.74	32.67	77.75	0.00	77.75	110.42
	アフリカ地域合計	1,012.13	349.65	331.11	1,343.24	212.78	152.79	59.98	1,403.22

＊1　地域区分は外務省分類。
＊2　合計は卒業国向け援助を含む。
＊3　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊4　複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助。

Column 9

適切な医療を難民に

～ジブチでの難民支援～

AMDAジブチ事務所（右が村上さん）（写真提供：村上さん）

紅海を臨むアフリカの角のつけ根に位置するジブチ。ヒト、モノがジブチ港を経由して対岸のアラビア半島と行き来し、アフリカとアラブの十字路にあたります。

ジブチには1990年ごろからソマリアやエチオピアで起こった紛争を契機に多くの難民が国境を越えて流れ込み、ソマリアとの国境に近い難民キャンプで、故郷への帰還や他の国への移住を待ちつつ暮らしています。一旦は終息したかに見えた難民の流入ですが、2008年に起こったソマリア南部での政情悪化で、ふたたびその数が増えました。

日本のNGOであるAMDA（アムダ）は、1993年から国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の実施パートナーとして、ジブチでソマリアなどからの難民に対する保健医療サービスを行っています。主な活動としては、難民キャンプにおける診療、母子保健サービス、栄養改善プログラム、保健衛生教育、そしてキャンプでの治療が困難、精密検査を必要とする患者などを、より高度な医療設備と技術を有する医療機関へ紹介、搬送するリファラルサービスです。

AMDAは、日本政府の資金協力*1を得て、2008年から3年間の計画でこのリファラルサービスを強化する事業に取り組んでいます。

ジブチでAMDAの代表をつとめるのが村上久子（むらかみひさこ）さんです。もともとは、日本語を教える仕事をしていたのですが、1990年代にパキスタンで日本語を教えているとき、アフガニスタンやサラエボから流入してきた難民を間近で見るうちに、人道支援や開発に関心を持ち、アメリカへの留学を経て、国連ボランティアを皮切りに支援活動に携わって来ました。

村上さんは、代表として首都のジブチ市でリファラルサービスの必要な患者の受け付けから、入院後のフォローアップまで、一貫してこのサービスを必要とする難民に対する支援などを行っています。難民の数が増えたことにともない、できるだけ効率的なリファラルサービスを行うために、明確な基準の設定、システム運用の改善などを続けています。

スタッフに恵まれたこともあり、順調に業務を行っていますが、難民キャンプのコミュニティリーダーが、自分のコミュニティの患者を早く治療して欲しいと思うあまり、村上さんにつかみかかりそうになるなど、危険な目にあったこともあるそうです。また、週に1回は、難民キャンプの近くにあるフィールド事務所まで往復250kmのドライブをして日帰りで訪れ、現場の様子を見るなどリファラル関係以外にも多くの仕事を代表としてこなします。治安が安定しているジブチですが、村上さんを悩ませるのは、暑さです。特に7、8月にアラビア海を越えてくる“ハムシン”とよばれる風は、「まるでドライヤーを顔に当てたようにヒリヒリする」ほど厳しいものだそうです。

このような村上さんたちの取組の結果、2009年には、2,406人がリファラルサービスを受け、より上位の医療機関に搬送されました。また、有志によるロバを使った清掃活動やAMDAのスタッフとともに公衆衛生の改善をはかるなどのコミュニティ活動にも取り組んでいます。そのほかにも、難民によるヘルスコミッティを立ち上げ診療所経営に難民自身が携わるようにしました。

村上さんは、リファラルの強化に加え、難民自身によるこうした取組について、「難民という限られた枠の中で少しでも“自立”の方向に考えが及ぶのではないでしょうか」と、期待を寄せています。

難民キャンプでのロバを使った清掃活動（写真提供：村上さん）

*1 日本NGO連携無償資金協力（プロジェクト名：ジブチ共和国におけるソマリア・エチオピア難民リファラル強化事業）

5. 中東地域

中東地域は、世界の石油埋蔵量の約6割、天然ガス埋蔵量の約4割を占める主要エネルギー供給地域であるばかりでなく、アジアと欧州を結ぶ海運の大動脈を擁する交通の要衝でもあることから、中東地域の安定は世界経済にとって非常に重要です。日本は、石油資源の約9割を同地域に依存するとともに、日本と欧州を結ぶ貿易の基幹航路も同地域を経由していることから、日本の経済・エネルギー安全保障にとっても、きわめて重要な地域です。

＜ 日本の取組 ＞

中東地域には、パレスチナ問題に加え、イラクやアフガニスタンなど、域内の和平がなかなか実現できないために生活・社会基盤の荒廃や治安情勢が厳しい国・地域が存在します。こうした状況が当該国・地域内経済社会の疲弊のみならず、中東全体の安定を脅かし、さらには国際社会全体の平和と安全にも影響を及ぼしかねない問題になっています。これらの国・地域においては、持続的な和平や安定の実現、国づくりや国家再建に向けての国際社会の一致団結した支援がきわめて重要です。日本は、アフガニスタンやイラクにおける平和と安定の実現、中東和平の実現は、国際社会全体の平和と安全にかかわる問題であるとともに、ODA大綱の基本方針である「人間の安全保障」や重点課題である「平和の構築」の実現からも意義が大きいと認識し、国際社会と連携しつつ、積極的な支援を展開しています。

また、中東地域には高所得の産油国から後発開発途上国(LDCs)まで存在し、その経済状況は多様です。さらに、近年見られた石油価格の高騰は、産油国が恩恵を享受する一方で、非産油国には燃料価格を含む物価の高騰を招くなど、域内の経済不均衡を招く傾向があります。これを緩和するためにも、低所得国や中所得国では、経済社会インフラ整備や貧困対策などが不可欠です。

しかし、比較的所得水準の高い産油国においても、これまで石油依存のモノカルチャー経済であったため、増加する就労人口を吸収する産業が十分に育成されていません。将来の失業率の増加が潜在的な不安定要因として懸念されており、人材育成が重要な課題となっています。さらに、中東地域の多くが砂漠性気候地域に属していることから、地球規模課題である気候変動に対する脆弱性も有しており、特に水資源の問題は地域の安定に影響を与える重要課題ともなっています。

日本は、産油国においては、順調な経済発展を継続させつつ、産業の多角化を推進することで、石油依存経済からの脱却による安定した経済基盤の構築に協力しています。一方、石油などの天然資源がない低中所得諸国に対しては、貧困削減に取り組むとともに、持続的な経済成長のための支援を引き続き実施していくこととしています。さらに、貴重な水資源の管理は地域の安定に影響を与え得る中東地域の各国共通の重要課題であることから、日本は総じて、国ごとに戦略的に支援の分野や対象の重点化を図りつつ、次の諸点を重視し、中東地域の経済的・社会的安定と中東和平達成に向けた環境づくりのための支援を積極的に行っています。

（1）平和の構築支援(イラク、アフガニスタン、パレスチナ)
（2）中東和平プロセス支援のための協力(対パレスチナ支援、周辺アラブ諸国支援)
（3）民主化支援
（4）低・中所得国における経済社会インフラ整備や貧困対策のための支援

（５）テロ・治安対策等のための支援
（６）水資源管理のための支援
（７）各国・地域のニーズに合致した人材育成支援

イラクについては、日本は、最大50億ドルのODA、約67億ドルの債務救済など積極的に支援に取り組んできました。また、アフガニスタンについては、2009年11月にテロの脅威に対処するための新戦略を発表し、今後のアフガニスタン情勢に応じて、2009年からおおむね５年間で、最大約50億ドル程度までの規模の支援を行うことを表明し、これにより拠出表明された総額は65億ドルとなりました。

≫アフガニスタン、イラクおよびパレスチナに対する日本の支援については、第III部・第２章・第２節 4.平和構築も参照してください

●イラク「サマーワ大型発電所建設計画」

イラク南部のムサンナー県には、2004年初めの時点で県内に発電所がなく、電力供給は他県からの送電に依存していました。県内の電力需要約200MWに対し、供給は40～50MWにとどまっていたため、県内では恒常的に長時間の停電が発生し、市民生活の大きな妨げになっていました。そこで日本は、イラク電力省からの要請にこたえて総額約127億円の無償資金協力を実施し、付近の製油所で精製される重油を燃料とする60MW（15MW×４基）のディーゼル発電所がサマーワ市に建設されました。本発電所は、2009年１月から給電を開始し、これにより県内の電力供給は従来の倍以上となり、県全体の電力需要の半分まで増強されるなど、対サマーワ復興支援に寄与しています。

建設されたディーゼル発電所（写真提供：JICS）

ムサンナー県における電力需給状況

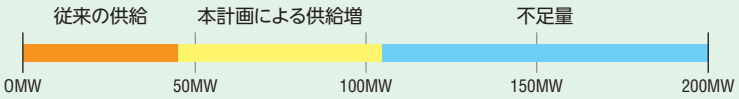

図表 Ⅲ−15　中東地域における日本の援助実績

2009年

（支出純額ベース、単位:百万ドル）

順位	国または地域名	贈与				政府貸付等			合計
		無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力	計	貸付実行額	回収額	計	
1	トルコ	1.80		8.29	10.10	388.24	187.59	200.65	210.75
2	アフガニスタン	141.65	114.45	28.90	170.54				170.54
3	モロッコ	4.77		8.12	12.88	125.79	40.75	85.05	97.93
4	[パレスチナ自治区]	62.61	31.17	14.08	76.69				76.69
5	イエメン	33.92	5.98	5.06	38.98		1.77	−1.77	37.21
6	イラク	3.11	0.05	8.22	11.33	16.79	0.00	16.79	28.12
7	チュニジア	0.19		5.97	6.15	76.41	68.15	8.26	14.41
8	レバノン	0.54		0.21	0.75	10.24	7.54	2.71	3.46
9	アルジェリア			1.39	1.39	0.47	0.00	0.47	1.86
10	オマーン			0.70	0.70				0.70
11	リビア			0.08	0.08				0.08
12	イラン	2.79	2.66	6.37	9.15		26.56	−26.56	−17.41
13	エジプト	23.55		22.75	46.30	107.42	172.53	−65.11	−18.81
14	シリア	10.28	4.16	12.23	22.50		76.96	−76.96	−54.45
15	ヨルダン	30.29		10.84	41.13	4.05	102.56	−98.51	−57.37
	中東の複数国向け	0.06	0.06	1.51	1.58				1.58
中東地域合計		315.92	158.59	139.73	455.65	729.42	684.40	45.02	500.67

＊1　地域区分は外務省分類。
＊2　合計は卒業国向け援助を含む。
＊3　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊4　複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助。

Column 10

諦めないことが成功への一歩

～トルコ･ボスポラス海峡横断トンネル～

世界最深記録となる水深60mの海底に函体を設置して（右端が小山さん）（写真提供：小山さん）

トルコ最大の都市、イスタンブール市はボスポラス海峡によって、居住地区の多いアジア側とビジネスセンターなどが集中するヨーロッパ側に分断されています。市内を横切る海峡を市民が行き来するために、フェリーや第１ボスポラス橋、そして日本の経済技術協力などによって架けられた第２ボスポラス橋があります。しかし、トルコの経済発展に伴い、海峡を渡る自動車などの交通量が増加し、２つの橋では慢性的な渋滞や大気汚染が問題となっていました。

こうした問題を解決するため、日本は、1999年から有償資金協力により、トルコに対しボスポラス海峡を横断する地下鉄の建設に協力しています。*1

この建設のトンネル部分工事を指揮したのが大成建設の小山文男（こやまふみお）さんです。小山さんは、小さいころから若戸大橋などの大規模な土木構造物に憧れ、大学に入ってからは海洋構造物に興味を持ち、大成建設入社後も海洋構造物の建設に携わってきました。

海峡を横断する地下鉄が通るトンネルは、「沈埋（ちんまい）トンネル工法」によって建設します。沈埋トンネル工法とは、あらかじめ陸上で製作したコンクリート製のトンネル（函体（かんたい））を複数個（今回は長さ135mの函体が11個）海底に沈めつなぎ合わせていく工事方法で、高度な技術を要します。

ボスポラス海峡は、水深が約60mと深い上に流れが速く、海峡の海面側と海底側で潮の流れが逆になるなど工事の難所といわれています。また、この一帯は、大型船舶やフェリーも航行し、トンネルの函体を沈める作業船との衝突の危険もあります。

このような難所ですが、小山さんは、「東西文明の十字路」として栄えたトルコの歴史的な地でのプロジェクトに「挑戦することは技術者としての壮大なロマンであった」といいます。しかし、日本だけではなく、世界中の専門家から、「不可能に近い事業だ」といわれたこの事業については、「無事に工事は完了するのか？ 今回は終わらないのではないか？」という不安にとらわれ、夜眠れないことや失敗する夢を見ることもたびたびあったそうです。このような不安に対しては「必ず成功させる」という強い思いを支えに、多くの難問を解決する方法をプロジェクトチーム一丸となり愚直に考えたといいます。

小山さんたちの努力は実を結び、2008年９月には、11個の函体をつなげる工事が無事に終わりました。現在は2013年の海峡横断鉄道の完成を目指して工事が進められています。工事をふり返り小山さんは「『諦めない』ことが成功への最初の第一歩であり、成功への最後の一歩であるということをこのプロジェクトを通じて学びました」といいます。

2010年は、「トルコにおける日本年」で、日本とトルコの友好を深める様々な催しがトルコで行われています。120年前に日本人が、和歌山県沖で遭難したトルコの軍艦エルトゥールル号を救助したことから始まる日本とトルコの友好の歴史を「引き継いでいかなければならない」と小山さんはいいます。

１枚の図面がプロジェクト事務所に飾られています。150年前にトルコの人が夢見て描いた海底トンネルの図面です。この夢が実現しつつある今、小山さんはいいます。「プロジェクトが『地図に残る仕事』、『歴史に残る仕事』としてトルコの人びとの記憶に刻まれれば、我々土木技術者にとっては至福の極みです」。

函体を沈める作業船（写真提供：小山さん）

沈埋トンネル工法イメージ図 （資料提供：大成建設）

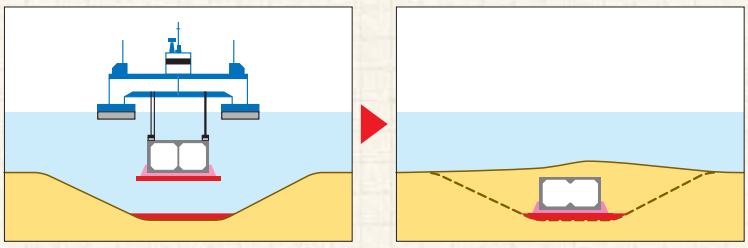

*1 ボスポラス海峡横断地下鉄整備計画（I）（II）

6. 中南米地域

中南米地域は5.7億人の人口を擁し、域内総生産は4.2兆ドルの大きな市場となっています。また、民主主義が定着し、安定的成長を続けてきたほか、鉄鉱、銅鉱、銀鉱、レアメタル、原油、天然ガス、バイオ燃料などの鉱物・エネルギー資源や食料資源の供給地であり、国際社会での存在感を高めつつあります。平均所得水準はODA対象国の中では比較的高い一方で、国内での貧富の格差が著しく、貧困が残存していることも、この地域の特徴です。また、アマゾンの熱帯雨林をはじめとする豊かな自然が存在することから、環境・気候変動問題での取組も重要となっています。

＜ 日本の取組 ＞

日本は中南米諸国と伝統的に友好的な関係を築いており、ODAを通じて、これらの国々の持続的成長への基盤づくり、貧困削減・格差是正のための支援、平和の定着、南南協力などの支援を行っています。中南米地域の持続的成長への支援としては、インフラ整備、中小企業育成などを行っています。また、この地域の歴史的な課題となっている貧困と所得格差の改善のため、保健医療、教育、地域開発などの社会開発分野での支援も実施しています。さらに、西半球の最貧国であるハイチや反政府勢力との和平が課題となっているコロンビアの平和の定着への支援も行っています。

より効果的・効率的な援助政策を実施するため、中南米地域に共通した開発課題については、中米統合機構(SICA(注62))およびカリブ共同体(CARICOM(注63))といった地域共同体とも協力しつつ、広域案件の形成を進めています。また、長年の日本の経済協力の実績が実を結び、第三国への支援が可能な段階に至っているチリ、ブラジル、アルゼンチン、メキシコの4か国と提携し、中南米、アフリカ諸国などを対象として、第三国研修や第三国専門家派遣などを実施しています。特に、ブラジルと協働して、モザンビークでの農業開発協力を進めています。

中南米地域では、アマゾンの森林減少・劣化のほか、オゾンホールの拡大、気候変動によるアンデス氷河の減退やハリケーンなどの自然災害の多発といった環境問題も深刻化しつつあります。これらに歯止めをかけ、また影響を緩和するため、自然環境保全、防災などの面で支援を実施しています。

日本は官民連携で地上デジタル放送日本方式(ISDB-T方式)の普及に取り組んでいます。特に中南米においては、2006年にブラジルが採用し、その後ブラジルとの協力により2009年にペルー、アルゼンチン、チリ、ベネズエラ、2010年にエクアドル、コスタリカ、パラグアイ、ボリビアおよびウルグアイが採用を決定しており、日本方式が広く普及してきています。地上デジタル放送日本方式の普及により、これらの地域の放送メディアの整備が推進されるとともに、日本方式の普及で日本企業の海外進出機会の拡大も期待されます。日本は採用国に対して、円滑な導入に向けた技術移転、人材育成などを行っています。

また、2010年1月に発生した地震により多大な被害を受けたハイチに対し、日本は地震発生直後から国際緊急援助隊医療チームおよび自衛隊部隊の派遣、国際機関を通じた医療・衛生分野での支援、食料・水・シェルターの供給、日本のNGOを通じた被災者支援を行っています。また、中・長期的な復興支援に向けて、日本は震災国としての経験と知見を活かし、ハイチの国家再建のために、教育・

注62　SICA : Sistema de la Integración Centroamericana
注63　CARICOM : Caribbean Community

人材育成、保健医療、食料・農業の分野を中心に、支援を行っています。

≫ハイチに対する緊急支援については、P71も参照してください

さらに、2010年2月に発生した地震による被害を受けたチリに対し、発電機やテントなどの緊急援助物資の供与および、医療機材の供与や仮設病院設置などの緊急無償資金協力を行っています。

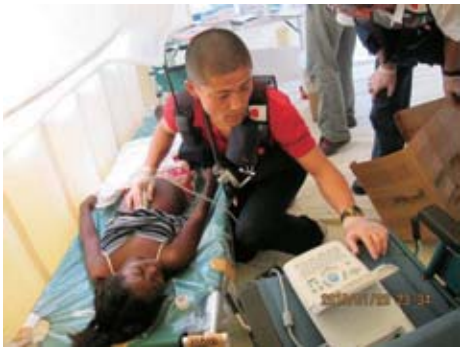

エコーにより心機能を検査する臨床検査技師（写真提供：JICA）

図表 Ⅲ-16 中南米地域における日本の援助実績

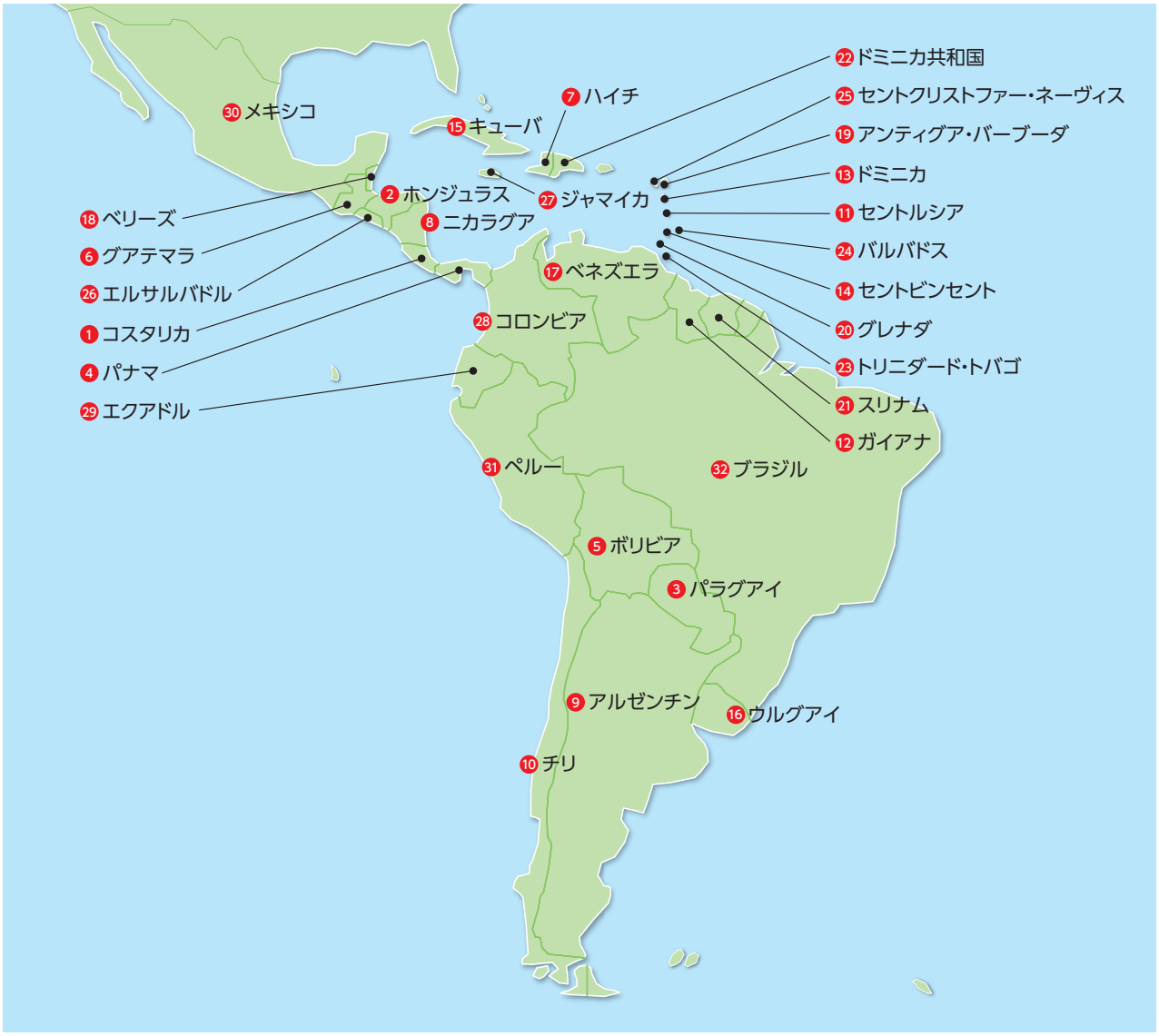

●ニカラグア「サンタフェ橋建設計画」

地域の経済統合に取り組む中米地域において、そのほぼ中央に位置するニカラグアは、同地域のヒトやモノの移動の要路となっています。しかし、同国内の道路網の整備はいまだに不十分であり、南隣のコスタリカにつながる幹線道路は、太平洋側のルートに過度に依存した状況にあります。そこで、日本は、27億5,300万円を限度とする無償資金協力を通じて、カリブ海側のルートの整備を進めるために、コスタリカとの国境付近でサンタフェ橋の建設を進めています。日本はこれまでもニカラグアにおいて橋の建設を支援してきており、中米全体の経済振興や住民生活の向上に大きな役割を果たしているだけでなく、1998年に大きな被害をもたらしたハリケーン・ミッチでも損傷を受けなかった安全性の高さなどから、広く市民から高い評価を受けています。

図表 Ⅲ-16　中南米地域における日本の援助実績

2009年

（支出純額ベース、単位:百万ドル）

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等			合計
		無償資金協力		技術協力		貸付実行額	回収額	計	
			うち国際機関を通じた贈与						
1	コスタリカ	0.81		6.53	7.33	61.64	10.68	50.96	58.29
2	ホンジュラス	31.03		10.69	41.72				41.72
3	パラグアイ	2.67		16.26	18.93	63.34	44.96	18.37	37.31
4	パナマ	1.33	0.32	6.72	8.05	32.95	7.49	25.45	33.51
5	ボリビア	16.33	4.82	16.14	32.47		0.69	−0.69	31.78
6	グアテマラ	1.19		10.01	11.20	23.01	8.24	14.77	25.97
7	ハイチ	24.45	2.39	0.39	24.84				24.84
8	ニカラグア	7.10	5.35	10.29	17.39				17.39
9	アルゼンチン	0.03		11.52	11.55	0.00	2.55	−2.55	9.00
10	チリ	1.00		9.12	10.12	0.00	2.22	−2.22	7.90
11	セントルシア	5.01		1.39	6.40				6.40
12	ガイアナ	3.99	0.23	0.65	4.64				4.64
13	ドミニカ	3.31		1.15	4.46				4.46
14	セントビンセント	2.78		0.89	3.67				3.67
15	キューバ	0.85		2.77	3.63				3.63
16	ウルグアイ	0.81		3.69	4.50		2.07	−2.07	2.43
17	ベネズエラ	0.38		1.74	2.13				2.13
18	ベリーズ	0.11		1.59	1.70				1.70
19	アンティグア・バーブーダ	0.00		0.97	0.97				0.97
20	グレナダ	0.11		0.57	0.68				0.68
21	スリナム	0.21		0.05	0.26				0.26
22	ドミニカ共和国	0.26		10.64	10.89		10.66	−10.66	0.23
23	トリニダード・トバゴ	0.08		0.00	0.08				0.08
24	バルバドス			0.04	0.04				0.04
25	セントクリストファー・ネーヴィス			0.03	0.03				0.03
26	エルサルバドル	4.07		10.21	14.28	2.89	20.99	−18.10	−3.82
27	ジャマイカ	0.15		3.58	3.74	10.32	19.31	−8.99	−5.25
28	コロンビア	5.15	0.37	6.62	11.77		18.47	−18.47	−6.69
29	エクアドル	5.44		9.31	14.75		26.51	−26.51	−11.76
30	メキシコ	2.04		13.66	15.70	8.23	54.64	−46.41	−30.71
31	ペルー	1.47	0.33	10.87	12.34	123.27	172.39	−49.12	−36.77
32	ブラジル	2.17	0.47	23.69	25.86	69.18	188.25	−119.07	−93.21
	中南米の複数国向け	0.05	0.05	11.71	11.75				11.75
中南米地域合計		124.37	14.33	213.51	337.87	394.83	590.12	−195.29	142.58

＊1　地域区分は外務省分類。
＊2　合計は卒業国向け援助を含む。
＊3　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊4　複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助。

Column 11

信頼関係で世界遺産を保存

～グアテマラ･ティカル遺跡への協力～

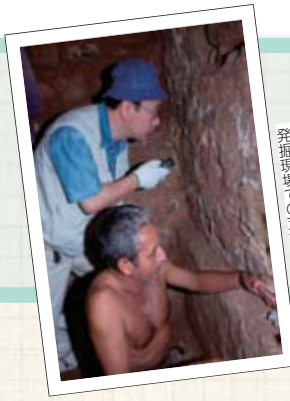

発掘現場での支援（左側が中村先生）（写真提供：中村先生）

「常春の地」といわれる温暖な気候を有するグアテマラ。うっそうと茂るジャングルが続くその北部に忽然と姿を現すのが紀元３世紀から９世紀ごろ栄えたマヤ文明最大の都市ティカルの遺跡です。その神殿､彫刻などは、人類史の上で重要な価値があり、多くの観光客が訪れるグアテマラ随一の観光資源であると同時に、保存、修復が課題となっています。

日本は2010年から一般文化無償資金協力により、ティカル遺跡の遺物を保存、修復するための施設の建設と機材の整備に協力*1しています。

この協力の一翼を担っているのがサイバー大学教授の中村誠一（なかむらせいいち）さんです。中村先生は高校時代にマヤ文明にロマンを感じ、金沢大学で考古学を専攻しました。卒業後、マヤ遺跡への関心から、ホンジュラスで青年海外協力隊員として発掘調査に携わり、今日までマヤ遺跡とかかわり続けています。

中村先生は、日本の大学の教員であるため、グアテマラには常駐せず、日本と行ったり来たりしながら、協力活動をしています。プロジェクトの目標である文化遺産保存研究センターの建設を進めるためグアテマラ文化スポーツ省の会議に出席したり、担当者と一緒に遺跡のあるティカル国立公園に行きます。公園内の現場では、遺物の発掘や修復の現場を見て、考古学にもとづくアドバイスを与えます。また、プロジェクト全体を順調に進めるための支援もします。

ティカル遺跡は、UNESCO（ユネスコ）にも登録されている世界遺産*2ですが、中村先生は、支援に当たり、常に心がけていることがあります。「世界遺産である前に、まずグアテマラなどの現地の宝です。彼らにとって大切なものに外国人がかかわるには『彼なら任せても大丈夫』という信頼を得ることです」とその国の人々との信頼関係が大切だと話します。

忙しい日々を送る中村先生ですが、プロジェクトを継続させていく上で、苦労することもあります。グアテマラ側の責任者が頻繁に交代するため、新しく来た人に、計画を理解してもらうためにその内容について最初から説明しなおすこともあるそうです。「計画を進めていくには、粘り強く相手方に説明しなければなりません」とその苦労を話します。

マヤ文明の遺跡は、メキシコ、グアテマラ、ベリーズ、ホンジュラス、エルサルバドルの５か国にまたがっています。これらの国々の人々は、それぞれに自分たちの国のマヤ遺跡を誇りに思っています。

しかし、この自分の国の遺産こそ一番だと思う気持ちが強くなりすぎると、マヤ遺跡についての交流がうまくいかなくなることがあります。中村先生は、「このようなときに私のような日本人が間に入ることによって、交流が活発化することがあります。マヤ遺跡の保存という共通の目的のために、お互いの知識、技術や経験を交換でき、とても好ましいことであると思います」と専門知識を持つ外国人の協力の意義を話します。

多彩な自然と貴重な文明が共生するティカルで、このプロジェクトは、2010年現在、順調に進み、育まれています。グアテマラの人々は、プロジェクトの重要性をよくわかり、経済的な制約がある中、できる限りの範囲で遺跡や遺物を保存していこうとしています。今回の保存研究センターの設立について中村先生は、「このプロジェクトはグアテマラの人々の自助努力の後押しをする協力の第一歩です。今後、保存研究センターを拠点に、日本の大学・学術機関の協力を得て、ティカルでの学生、教員同士の交流やマヤ遺跡の国際共同研究を模索していきます」と夢を将来につなぎます。

ティカル遺跡のピラミッド（写真提供：中村先生）

＊1　ティカル国立公園文化遺産保存研究センター建設計画
＊2　文化遺産と自然遺産の両方の価値を兼ね備えた複合遺産

7. 大洋州地域

大洋州地域の島嶼国・地域は、日本にとって太平洋を共有する隣人であるとともに、歴史的に深いつながりがあります。さらに、これらの国・地域は広大な排他的経済水域(EEZ(注64))を擁し、日本にとって海上輸送の要衝であるとともに、遠洋漁業に重要な漁場を提供しています。大洋州地域の平和と繁栄は日本にとってきわめて重要です。

一方、大洋州地域には比較的新しい独立国が多く、社会・経済的に自立した国家の構築が急務です。加えて小規模経済、第一次産業依存型経済、領土の地理的散在、国際市場へのアクセス困難、自然災害への脆弱性、国土喪失の危機など島嶼国・地域特有の共通問題を有しています。さらにフィジーにおける政変など民主化に関する問題も抱えています。

太平洋・島サミット中間閣僚会合にて議長を務める前原誠司外務大臣

このような事情を踏まえ、日本は大洋州諸国・地域の良きパートナーとして、各国・地域の事情を考慮した援助を実施しています。

＜日本の取組＞

大洋州における政治的安定と自立的経済発展のためには、社会・経済的な脆弱性の克服や地域協力が不可欠です。日本は、大洋州諸国・地域の首脳で構成される地域協力の枠組みである太平洋諸島フォーラム(PIF(注65))との協力を進めており、1997年以降、3年ごとに日本とPIF加盟諸国との首脳会議である太平洋・島サミットを開催しています。

2009年5月に北海道トマムにて開催された第5回太平洋・島サミットでは、日本は2012年に予定されている次回サミット開催までに、総額500億円規模の支援を行うことを表明しました。この支援の3つの柱の1つである環境・気候変動の分野では、日本と太平洋島嶼国・地域が協力する「太平洋環境共同体」構想を提唱しました。また、人間の安全保障の視点からは、太平洋島嶼国・地域の脆弱性を克服するための支援を行っていきます。さらに、人的交流の強化のため、2009年から3年間で1,000人を超える日本と島嶼国・地域間の青少年交流を含む「キズナ・プラン」を実施しています。

2009年8月に、第40回PIF総会がオーストラリアのケアンズで行われた際に、PIF加盟国・地域の開発のための援助協調を促進することを目的とするケアンズ・コンパクトが採択されました。日本もケアンズ・コンパクトをはじめ、大洋州地域における効果的かつ効率的な開発を実現するための援助協調の促進に貢献しています。

注64　EEZ：Exclusive Economic Zone
注65　PIF：Pacific Islands Forum

太平洋島嶼国・地域は教育、環境、保健分野などにおいて共通の開発課題を抱えています。これらの国々の持続的な発展のため、日本は、各国への協力のみならず、太平洋島嶼国・地域全体への広域的な利益を勘案した地域協力を実施しています。たとえば、フィジーにある南太平洋大学(USP(注66))に、情報通信技術に関する研究などを行うセンターの建設および関連機材の無償供与を行っています。また、USPへの遠隔教育ネットワーク施設の整備支援を通じて、島嶼国・地域の人々に広く高等教育を受ける機会を提供しています。さらに、サモアにある地域国際機関の南太平洋地域環境計画(SPREP(注67))への専門家派遣や廃棄物対策研修を行い、廃棄物対策マスタープランの作成を支援することで、大洋州地域の環境問題解決に貢献しています。

感染症対策でも日本は広域的な取組を行っています。たとえば、大洋州地域の予防接種事業強化のため、ワクチン供与、低温流通体系の保守、医療廃棄物の安全廃棄など、予防接種拡大計画の達成に資する協力をWHOやUNICEFなどと実施し、地域のはしかやB型肝炎などに対する予防接種率の向上に向けた支援を行っています。

国際機関との協力では、「ADBとの円借款協調融資促進枠組(ACFA(注68))」の下、2007年12月にサモアに対して高効率の発電所の建設や改修、電線の地中化による災害対策、効率性の高い送配電線の整備などを対象とした円借款の供与を決定しました。

●パラオ「太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画」

パラオは主要電源のほとんどをディーゼル発電に頼っており、その燃料(原油)の供給をすべて輸入でまかなっていることから、国際的な原油価格の変動に大きな影響を受けています。また、近年の原油消費量の増加に伴い、二酸化炭素の排出量が増加しています。このため、ディーゼル発電への依存の低減が緊急の課題となっています。

日本は、4.8億円規模の無償資金協力を通じて、太陽光発電関連機材の供与を行い、ディーゼル発電の一部を再生可能エネルギーに代替する取組を行っています。これにより、ディーゼル発電用燃料の消費量が低減し、二酸化炭素の排出量が削減されるとともに、輸入燃料への依存度が軽減され、国家としての自立性が高まることが期待されています。

注66　USP：University of the South Pacific
注67　SPREP：South Pacific Regional Environment Programme
注68　ACFA：Accelerated Co-Financing scheme with ADB

図表 Ⅲ-17　大洋州地域における日本の援助実績

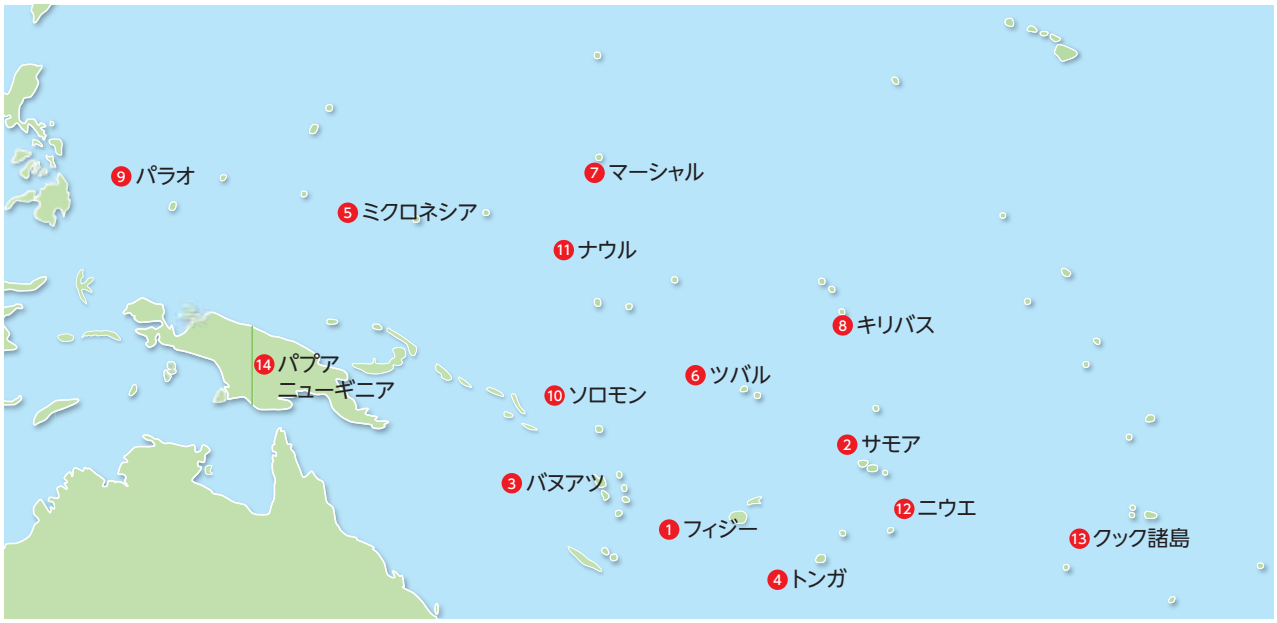

2009年

（支出純額ベース、単位:百万ドル）

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等		計	合計
		無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力		貸付実行額	回収額		
1	フィジー	17.33	16.44	7.20	24.53		1.30	−1.30	23.23
2	サモア	10.36		4.12	14.48	1.49	0.00	1.49	15.97
3	バヌアツ	9.45		3.62	13.07				13.07
4	トンガ	8.72		3.00	11.72				11.72
5	ミクロネシア	5.57		3.81	9.38				9.38
6	ツバル	7.81		0.77	8.58				8.58
7	マーシャル	5.96		2.34	8.30				8.30
8	キリバス	4.28		2.51	6.79				6.79
9	パラオ	3.25		2.82	6.07				6.07
10	ソロモン	1.64		4.33	5.98				5.98
11	ナウル	2.14		0.33	2.47				2.47
12	[ニウエ]			0.07	0.07				0.07
13	[クック諸島]			0.05	0.05				0.05
14	パプアニューギニア	5.54	0.64	6.95	12.48		16.64	−16.64	−4.16
	大洋州の複数国向け			4.37	4.37	0.00	0.00	0.00	4.37
大洋州地域合計		82.06	17.09	46.29	128.35	1.49	17.94	−16.45	111.89

＊1　地域区分は外務省分類。
＊2　合計は卒業国向け援助を含む。
＊3　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊4　複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助。

Column 12

海を越えて情報にアクセスを

～大洋州へのICT支援～

大洋州地域ICT大臣会議にてトンガのピロレヴ王妹殿下（中央）、USPカウンターパートたちと（右端が村上さん）（写真提供：村上さん）

夜空の満天の星のように多くの島々が点在する南太平洋。大洋州の島国では、昔ながらの多彩な文化が絶えることなく伝えられるとともに、域外からの技術も取り入れて、個性豊かな社会をつくっています。こうした色とりどりの国々に海を越えて高等教育を行う大学が、フィジーに本校のある南太平洋大学（USP*1）です。その加盟国・地域*2にもキャンパスや学習センターがあり、衛星通信による遠隔教育が行われています。

USPの加盟国・地域では、たとえば、ツバルやキリバス離島部のように、情報源がラジオに限られてしまうなど、情報へのアクセスが課題です。日本は1998年からUSPの通信手段である情報通信技術（ICT）を活用した教育や施設整備などに対し支援を行っています。また、2003年に沖縄で開かれた太平洋・島サミットでは、USPをICTの拠点とすることが打ち出されました。

このICTの技術協力プロジェクト*3にJICAジュニア専門員として活躍するのが村上信也（むらかみしんや）さんです。村上さんは、大学時代にアフリカのアンゴラでボランティアを経験し、社会人となってからも青年海外協力隊員としてミクロネシアで活動するなど国際協力に関心を持ち、実務に携わって来ました。

村上さんは、ICT企業での勤務経験から、ネットワーク分野の専門家として協力活動をするかたわら、日本から派遣されるICTの専門家とUSPの担当者が順調にプロジェクトを進めることができるよう支援をしています。USPのプロジェクトについて、「ICTは大洋州地域の特殊な地理的条件を乗り越える大きな可能性を持っています。同じ大洋州地域内でも経済規模の大きい国と小さい国の間、さらにそれぞれの国内でも本島と離島の間に大きな情報格差（デジタル・デバイド）が生じています。技術移転と人材育成を通じ、最終的にこの格差の是正に貢献することが目標です」といいます。そして、2010年7月には、Japan-Pacific ICTセンターのA棟とB棟が完成しました。センター設立に情熱を傾けられた故牧野JICA国際協力専門員をはじめとする関係者の多大な努力が実を結んだのです。今後、このセンターが、各種技術協力と相まって、ICT教育と域内各国へのICT発展のための拠点として発展していくことが期待されます。USPの副学長であるラジェシュ・チャンドラ教授は、「大洋州の人々の生活をより良くするために、USPは持てる知識と人材、インフラのすべてを活用していきます。このきっかけを与えてくれた日本政府と日本の人々に大変感謝しています」と語ります。

今、村上さんは、プロジェクトが着実に進行し、ICTが域内に広がる手応えを感じています。「ICTの活用方法は、地域や文化によって様々です。USPが有能なICT人材を輩出し、彼らが中心となってアイデアを出し合い、今後大洋州地域の地理的隔絶性を克服していってほしい。そのための土台構築を支援するのがこのプロジェクトの役割だと思っています」と村上さんは、大洋州でのICT発展の可能性に期待します。

碧い空とエメラルドブルーの海を越えて、共有される情報。伝統と先端技術が入り交じるパレットのように多彩な社会が南太平洋に築かれつつあります。

プロジェクト拠点であるJapan-Pacific ICTセンター（USPフィジー・ローザラキャンパス）（写真提供：村上さん）

＊1　The University of the South Pacific　太平洋地域の12の国・地域が加盟する国際機関大学
＊2　フィジーをはじめ、バヌアツ、サモア、トンガ、キリバス、ソロモン、マーシャル、ツバル、ナウル、ニウエ、トケラウ、クック諸島
＊3　南太平洋大学　ICTキャパシティデベロップメント　プロジェクト

8. 欧州地域

過去において共産主義体制にあった中・東欧、バルト、旧ソ連の欧州地域の多くの国々では、その後民主化および自由化を達成し、現在は民主的政権の下で市場経済に基づいた経済発展に取り組んでいます。日本は、これら地域および欧州全体のさらなる安定と発展のため、また普遍的価値(人権、民主主義、市場経済、法の支配)を共有できる関係を築くため、市場経済化、経済インフラの再建および環境問題などへの取組に対する支援を行っています。

インツコ・ボスニア・ヘルツェゴビナ和平履行上級代表による伴野豊外務副大臣表敬

＜ 日本の取組 ＞

欧州地域においては、2004年5月にEU 加盟を達成した国(ポーランド、チェコ、ハンガリー、スロベニア、スロバキア、マルタ、バルト三国、キプロス)、2007年1月にEUに加盟したルーマニアおよびブルガリア、EUへの早期加盟を目指し改革努力を続けるクロアチアおよびマケドニア、民族紛争や国内の混乱の影響を受けたものの復興から開発段階へと移行しているボスニア・ヘルツェゴビナ、アルバニアおよびセルビア、近年独立を達成し新たな国づくりに向けた開発に取り組んでいるモンテネグロおよびコソボ、さらには市場経済の制度整備などが遅れている旧ソ連諸国のウクライナおよびモルドバと、国・地域ごとに経済発展水準は多様化しています。

旧ユーゴスラビアを中心とする西バルカン諸国は、1990 年代に発生した紛争の影響で改革が停滞していましたが、各援助国や、国際機関などの支援および各国自身の改革努力により、復興支援を必要とする段階を卒業し、現在は持続的な経済発展に向けた支援が必要な段階にあります。日本は2004年にEUと共催で開催した西バルカン平和定着・経済発展閣僚会合で確認された「平和の定着」、「経済発展」、「域内協力」の3本柱を援助重点分野として支援を展開してきましたが、引き続き、特に「平和の定着・民族融和」および「環境・気候変動問題への対策」を重点方針として支援しています。旧ソ連諸国であるウクライナやモルドバは、ロシアとEUの間に位置するという地政学上の重要性を有しており、これら諸国の安定と持続的発展は、欧州全体の安定にとって必要不可欠です。この観点から、民主主義の定着と市場経済の確立に向けた努力を支援しています。

かつて日本のODA対象国であった国々も、ルーマニアとブルガリアを除き、EUへの加盟を機に日本のODA対象国から外れ、ODA供与国としての国際的役割を担い始めています。日本は、これらの国々とODAの供与国としての経験を共有するための取組を行っています。

●ボスニア・ヘルツェゴビナ「ウグレヴィック火力発電所排煙脱硫装置建設計画」

ボスニア・ヘルツェゴビナでは、紛争後の復興期に緊急性の高い分野における開発が優先されたため、環境対策は遅れています。ウグレヴィック火力発電所は、ボスニア・ヘルツェゴビナにおいて電力を安定的に供給するために不可欠な発電所である一方、SO_2(二酸化硫黄)排出量がボスニア・ヘルツェゴビナの火力発電所の中でも最悪の水準で、環境保全への取組を強化する必要性が指摘されていました。そこで日本は、約126億円の円借款を通じて排煙脱硫装置の建設と関連設備の整備を行い、SO_2や粉じん排出量の大幅削減、ボスニア・ヘルツェゴビナの環境改善を支援しています。

ウグレヴィック火力発電所全景
(写真提供：JICA)

図表 Ⅲ-18 欧州地域における日本の援助実績

2009年

（支出純額ベース、単位:百万ドル）

順位	国または地域名	贈与			計	政府貸付等		計	合計
		無償資金協力		技術協力		貸付実行額	回収額		
			うち国際機関を通じた贈与						
1	ウクライナ	2.81		1.90	4.71	57.14	0.00	57.14	61.85
2	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	0.09		2.76	2.85	21.30	0.00	21.30	24.15
3	ボスニア・ヘルツェゴビナ	1.84		4.54	6.39	0.00	1.44	－1.44	4.95
4	セルビア	1.14	0.34	2.60	3.74				3.74
5	モルドバ	2.43		0.64	3.07				3.07
6	モンテネグロ	0.08		2.42	2.50				2.50
7	ベラルーシ	0.47		0.11	0.57				0.57
8	コソボ			0.15	0.15				0.15
9	クロアチア	0.38		0.28	0.66		1.32	－1.32	－0.66
10	アルバニア	0.13		1.50	1.63		3.64	－3.64	－2.01
	旧ユーゴスラビアの複数国向け欧州の複数国向け			1.07	1.07				1.07
欧州地域合計		11.74	0.39	23.04	34.78	165.43	43.75	121.68	156.46

＊1 地域区分は外務省分類。
＊2 合計は卒業国向け援助を含む。
＊3 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊4 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助。

Column 13

子どもたちから地域に広がる交流

～マケドニアの民族間交流支援～

スツルガの子どもたちと(右から5人目が上田さん)
(写真提供：JCCP)

マケドニアでは春と秋の年に2回、政府ばかりでなく、国民総出で植林を行います。2010年の春の植林は3月30日に行われました。例年どおり、この日は全国休日となり、政府の職員も学生、生徒も一斉にそれぞれ所定の場所に集まり、森野局から配られる杉や松の苗木を数時間かけて植えました。

上田貴子(うえだたかこ)さんも、この日、マケドニア南部にあるスツルガ市で地元の小学生や、教師ら約300人の人々とともに植林に参加した一人です。上田さんは日本のNGO、日本紛争予防センター（JCCP)の在バルカン駐在員です。一緒に苗を植えた人たちは、JCCPが日本政府の資金協力*1を得て、スツルガ市で行っている共同清掃とワークショップ事業*2にも参加しています。

旧ユーゴスラビアから1991年に独立したマケドニアの人々は、穏和で親切な国民性で知られています。スツルガ市は、このような人々が暮らす、歴史ある建物や石畳の目抜き通りが美しい、文化の香り高い街ですが、市内はマケドニアの他の地域と同じように異なる雰囲気を持つ地区から形作られ、マケドニア系住民とアルバニア系住民がそれぞれ分かれて住んでいます。

スツルガ市では、2009年の大統領選挙を間近に控えた時期に、2つの民族の高校生の間で、大きな対立がしばしばありました。そして、民族ごとに住む場所や学校が異なるアルバニア系住民とマケドニア系住民の交流の必要性があらためて確認されました。

2010年にJCCPは、スツルガ市で小学生を対象に、民族や宗教を越えて定期的に、共同で市街地を清掃したり、お互いの学校を訪ね合い、一緒に折り紙や歌をうたうワークショップを行うなどの活動を通して、民族の融和をはかるプロジェクトを始めました。

この事業でJCCP在バルカン代表の松元洋(まつもとひろし)さんとともに、活躍したのが上田さんです。上田さんは、大学時代にボスニア・ヘルツェゴビナの紛争を紹介したテレビのドキュメンタリー番組に衝撃を受け、国際協力に関心を持ち、ポーランドで青年海外協力隊員として活動したほか、NGOなどで開発途上国の青少年を支援してきました。「地域に住む人々がいつまでも幸せで健康に生きる社会を一緒につくることが私のライフワークです」と上田さんはいいます。

上田さんは、「自分自身の子どもが民族間対立に巻き込まれた校長先生が、清掃活動やワークショップについての校長会議で積極的になってくれたおかげで、最初は消極的だったもう一つの民族の校長先生もやる気になってくれました」と、スツルガの人々が自ら積極的に共同事業に参加したことによって、プロジェクトに弾みがついたといいます。

「プロジェクトの成果が子どもたちから家族へ、そして地域住民へと伝わるにつれ、あるコミュニティに他の民族の子どもたちが訪れたという話を聞いたときは、とてもうれしかったです」。そして、「この子どもたちのために、一緒に頑張ってくれる人々とつながり、ネットワークを広げていきたい」と明るい未来への思いを語ります。

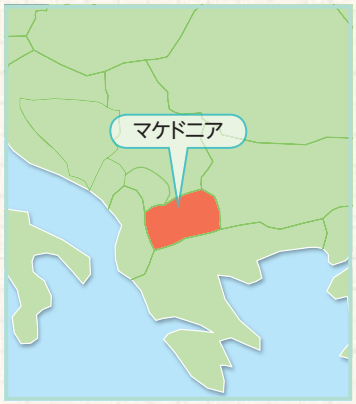

植林をする子どもたち(写真提供：JCCP)

*1 日本NGO連携無償資金協力
*2 異なる民族間の交流促進／スツルガ市の小学生による共同清掃とワークショップ事業

第４節 援助実施の原則の運用

政府では、ODA大綱の援助理念にのっとり、国際連合憲章の諸原則などを踏まえ、その国の援助への需要や社会経済の状況、二国間関係などを総合的に判断し、各国への支援を行っています。

政府開発援助(ODA)は、開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与し、誰もが人間らしく平和に生きられる世界を実現すること、そして、国際社会の平和と発展への貢献を通じて日本の安全と繁栄を確保することを主たる目的としています(注69)。

国民の税金を原資とするODAを適正に支出するため、ODA大綱の援助理念にのっとり、国際連合憲章の諸原則(特に、主権平等および内政不干渉)や以下に示した諸点を踏まえ、開発途上国の援助需要、経済社会状況、二国間関係などを総合的に判断した上で支援を行っています。

①環境と開発を両立させる。

②軍事的用途および国際紛争助長への使用を回避する。

③テロや大量破壊兵器の拡散を防止するなど国際平和と安定を維持・強化するとともに、開発途上国はその国内資源を自国の経済社会開発のために適正かつ優先的に配分すべきであるとの観点から、開発途上国の軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造、武器の輸出入などの動向に十分注意を払う。

④開発途上国における民主化の促進、市場経済導入の努力ならびに基本的人権および自由の保障状況に十分注意を払う。

● 具体的な運用について

援助実施の原則の具体的な運用に際しては、一律の基準を設けて機械的に適用するのではなく、相手国の諸事情やその他の状況を総合的に考慮して、ケース・バイ・ケースで判断することが不可欠です。また、開発途上国の国民への人道的な配慮も必要です。日本が援助実施の原則を踏まえ、援助の停止や削減を行う場合、最も深刻な影響を受けるのは被援助国の一般国民、特に貧困層の人々です。したがって、援助を停止・削減する場合でも、緊急的・人道的支援の実施については、特別な配慮を行うなどの措置も併せて検討することが必要です。

● 環境や社会への配慮

経済開発を進める上では、環境への負荷や現地社会への影響を考慮に入れなければなりません。日本は、水俣病をはじめとする数々の公害の経験を踏まえ、ODA実施にあたって環境への悪影響が最小化されるよう、慎重に支援を行っています。また、開発政策によって現地社会、特に貧困層や女性、少数民族、障がい者など社会的弱者に望ましくない影響が出ないよう配慮しています。たとえば、JICAは2010年４月に新「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」を定め、事前の調査、環境レビュー、実施段階のモニタリングなどにおいて、環境社会配慮面の確認手続を行っています。さらに、日本は、「開発におけるジェンダー主流化」の推進のため、政策立案、計画、実施、評価のすべての段階にジェンダーの視点を取り入れていく方針をとっています。

注69 OECD-DACの定義によれば、政府開発援助(ODA)とは、以下の３要件を満たす資金の流れと定義されている。
① 政府もしくは政府の実施機関によって供与されるものであること。
② 開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的としていること。
③ 資金協力については、その供与条件が開発途上国にとって重い負担とならないようになっており、グラント・エレメントが25%以上であること。

● 軍事的用途および国際紛争助長の回避

日本のODAが開発途上国の軍事的用途や国際紛争助長に使用されることは、厳に回避されなければなりません。したがって、日本は、ODAにより開発途上国の軍や軍人を直接の対象とする支援は行っていません。

一方、日本はテロとの闘いや平和構築に積極的に貢献しています。また、日本の援助物資や資金が軍事目的に使われることを回避するため、たとえテロ対策などのためにODAを活用する場合であっても、援助実施の原則を踏まえることとしています。

● 民主化の促進、基本的人権、自由の保障のための対応

開発途上国において政治的な動乱後に成立した政権は、民主的な正統性に疑いがある場合があり、人権侵害に歯止めをかけるはずの憲法の停止や民主的手続によらない政府による住民への基本的人権の侵害についても懸念されます。このような場合、日本は、ODAによる支援について慎重な対応をとることによりODAが適正に使われることを確保すると同時に、開発途上国の民主化状況や人権状況などに日本として強い関心を有しているとのメッセージを相手国に伝えています。

ミャンマー：2003年5月30日にスー・チー女史が軍事政権であるミャンマー政府に拘束されて以降、緊急性が高く人道的な案件、民主化などのための人材育成に関する案件、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム(CLMV)諸国もしくはASEAN全体を対象とした案件については、政治情勢を見守りつつ、案件の内容を個別に吟味した上で実施しています。今後、日本は、国民和解・民主化プロセスの速やかな進展などをミャンマー政府に求めつつ、ミャンマーに対する経済協力を検討していく考えです。

フィジー：2006年12月の国軍による無血クーデターの後、バイニマラマ国軍司令官が政権を掌握しています。バイニマラマ首相は2009年7月に、2014年9月の総選挙実施に向けたロードマップを発表しましたが、より早い時期における総選挙実施を求める声が国際社会から上がっています。日本は、今後の民主的な総選挙までの状況を注視しつつ、フィジーにおける速やかな民主的政治体制の回復をフィジー現政権に対して働きかけています。また、ODAに関しては、民主化プロセスの進ちょくを見極めつつ、当面、個別の案件ごとに実施の可否を慎重に検討する方針です。

マダガスカル：2009年3月に、軍の支援を受けたラジョリナ・アンタナナリボ市長を中心とする「暫定政府」が発足しました。日本は、このような憲法秩序にのっとらない形の政権交代について懸念を表明し、民主的手続に基づき早期に憲法秩序が回復されるよう働きかけています。ODAに関しては、当面新規の二国間援助は原則として行わないこととする一方、緊急的・人道的性格を有する新規案件および民主化プロセス支援のための新規案件を実施する必要が生じた場合には、案件内容および実施形態を個別に検討し、実施の適否を判断していく方針です。

第５節 援助政策の立案および実施における取組

政府開発援助大綱（ODA）大綱は、ODAをより効率的・効果的なものとするために進めるべき一連の改革措置を、援助政策の立案および実施体制、国民参加の拡大、効果的実施のために必要な事項の３つに分けて示しています。

1. 援助政策の立案および実施体制

（1）一貫性のある援助政策の立案

日本では1府12省庁[注70]がODAに携わっています。2006年4月に内閣に設置された海外経済協力会議では、議長である内閣総理大臣の下、内閣官房長官、外務大臣、財務大臣および経済産業大臣などが出席し、これまでに海外経済協力の在り方、ODAの質と量を巡る課題、地域別（アジア、アフリカ、アフガニスタン・パキスタン、中央アジア・コーカサス、大洋州など）および分野別（法制度整備支援、食料安全保障など）の海外経済協力の方針などについて審議されました。

外務大臣の下に設立されている国際協力企画立案本部では、外務省の国際協力局と地域担当局などが、国際協力の方針や地域別課題、重点課題の取り組み方などを協議し、外交政策全体の中での役割を常に確認しつつ、効果的なODAの企画・立案に努めています。2010年6月に発表された外務省による「ODAのあり方に関する検討　最終とりまとめ」においても、同本部を積極的に活用することとしています。

2006年8月に設置された外務省国際協力局は、援助に関わる政策を総合的に企画・立案するとともに、政府全体を通じた調整の中核役となっています。2009年7月には、外務省におけるODAの政策・企画立案機能強化のため、国際協力局の機構改革を行いました。ODA政策の企画・立案を担当していた総合計画課と援助手法を担当していた無償資金・技術協力課および有償資金協力課を統廃合し、国別担当課を強化しました。これにより、新設された開発協力総括課の下、3つの国別担当課による3つの援助手法が一体となった支援が可能となりました。また、二国間援助と多国間援助に関しては、これまで以上に連携を図り、国際協力の戦略性を強化し、より効果的な援助の実施に取り組んでいます。

（2）関係府省庁間の連携

ODA関係省庁連絡協議会、技術協力連絡会議、ODA評価連絡会議などを通じ、関係府省庁の間で情報共有や意見交換を行うとともに、関係府省庁の知見を政策に反映しています。

（3）政府と実施機関の連携

外務省は、海外経済協力会議の議論の結果や、外務省が作成する年度ごとの国際協力重点方針を迅速に援助の実施に反映できるよう、援助実施機関との連携を図っています。

2008年10月には、技術協力の実施と無償資金協力の促進を担ってきたJICAと、円借款など有償資金協力の実施を担当していた旧JBIC（国際協力銀行）の海外経済協力部門が統合され、新JICAが誕生しました。外務省が実施してきた無償資金協力の実施業務の一部もJICAに移行され、技術協力、有償資金協力、無償資金協力という3つの援助手法を一元的に実施する総合的な援助実施機関となりました。

注70　ここでの1府12省庁とは、内閣府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省を指す。

（4）政策協議の強化

より効果的な開発支援のため、開発途上国との間で緊密な政策協議を行い、互いの認識や理解を共有する取組を進めています。日本は、自助努力の支援という観点からODAを実施しており、開発途上国からの要請を重視する一方、要請を受ける前の段階で相手国政府関係者と政策協議を実施することで、相手国の開発政策や援助需要を十分に理解し、日本の援助政策との協調を図っています。

（5）現地機能の強化

開発途上国政府との政策協議を強化するため、多くの開発途上国で、在外公館およびJICA現地事務所などで構成される現地ODAタスクフォースを設置しています。開発途上国の援助需要の把握に加え、国別援助計画や事業展開計画などの援助政策の策定への参画、開発途上国政府との政策協議の実施、他の援助国や国際機関との連携への参画、援助手法の連携や見直しに関する提言、援助対象候補案件の形成・選定などを行っています。

また、貧困削減戦略文書(PRSP[注71])の策定や見直しの動きなどに合わせて、現地での援助協調が各地で本格化している状況に対応し、日本は2006年度から一部の在外公館に経済協力調整員を配置し、援助協調にかかわる情報収集・調査や日本の政策についての対外発信および提言を現場で行う体制をとっています。

図表 Ⅲ-19　国別援助計画・現地ODAタスクフォースの立ち上がっている国一覧

[国別援助計画（2010年10月現在）]

		策定	改訂
東アジア	●インドネシア	2004年11月	
	●カンボジア	2002年 2月	改訂中
	●タイ	2000年 3月	2006年 5月
	●中国	2001年10月	
	●フィリピン	2000年 8月	2008年 6月
	●ベトナム	2004年 4月	2009年 7月
	●マレーシア	2002年 2月	2009年 4月
	●モンゴル	2004年11月	改訂中
	●ラオス	2006年 9月	
南アジア	●インド	2006年 5月	
	●スリランカ	2004年 4月	改訂中
	●パキスタン	2005年 2月	
	●バングラデシュ	2000年 3月	2006年 5月
中央アジア・コーカサス	●ウズベキスタン	2006年 9月	
	●カザフスタン	2006年 9月	
	●キルギス	2009年 4月	
	●タジキスタン	2009年 4月	
アフリカ	●エチオピア	2008年 6月	
	●ガーナ	2000年 6月	2006年 9月
	●ケニア	2000年 8月	改訂中
	●ザンビア	2002年10月	
	●セネガル	2009年 4月	
	●タンザニア	2000年 6月	2008年 6月
	●ウガンダ	策定中	
	●マダガスカル	策定中	
中　東	●エジプト	2000年 6月	2008年 6月
	●チュニジア	2002年10月	改訂中
	●ヨルダン	策定中	
	●モロッコ	策定中	
中南米	●ニカラグア	2002年10月	改訂中
	●ペルー	2000年 8月	改訂中
	●ボリビア	2009年 4月	

[現地ODAタスクフォース]

欧　州	●ブルガリア ●ルーマニア	計2か国
中　東	●アフガニスタン ●イエメン ●イラン ●エジプト ●サウジアラビア ●シリア ●チュニジア ●トルコ ●モロッコ ●ヨルダン	計10か国
アフリカ	●アンゴラ ●ウガンダ ●エチオピア ●エリトリア★ ●ガーナ ●ケニア ●コートジボワール ●コンゴ民主共和国 ●ザンビア ●ジンバブエ ●スーダン ●セネガル ●タンザニア ●ナイジェリア ●ボツワナ ●マダガスカル ●マラウイ ●南アフリカ共和国 ●モザンビーク ●ルワンダ	計20か国
アジア	●インド ●インドネシア ●ウズベキスタン ●カザフスタン ●カンボジア ●キルギス ●スリランカ ●タイ ●タジキスタン ●中国 ●ネパール ●パキスタン ●バングラデシュ ●東ティモール ●フィリピン ●ブータン★ ●ベトナム ●マレーシア ●ミャンマー ●モンゴル ●ラオス	計21か国
大洋州	●キリバス★ ●サモア★ ●ソロモン ●ツバル★ ●トンガ★ ●ナウル★ ●バヌアツ★ ●パプアニューギニア ●フィジー	計9か国
中南米	●アルゼンチン ●エクアドル ●エルサルバドル ●グアテマラ ●コスタリカ ●コロンビア ●チリ ●ドミニカ共和国 ●ニカラグア ●パナマ ●パラグアイ ●ブラジル ●ベネズエラ ●ペルー ●ボリビア ●ホンジュラス ●メキシコ ●ウルグアイ	計18か国

＊ 合計80か国（兼轄国★を含む）

注71　PRSP：Poverty Reduction Strategy Paper

（６）内外の援助関係者との連携

日本は、民間企業、NGO、大学、地方自治体、国際機関や他の援助国とも連携しながら国際協力を行っています。

ア．NGOとの連携

近年、NGOは開発、環境、人権、貿易、軍縮など、主要外交分野における政策提言などを通じて、国際社会において重要な役割を果たしています。日本のNGOは、教育、保健・医療、水供給、難民支援、地雷処理など様々な開発協力分野において質の高い援助活動を実施しているほか、大規模災害や紛争の現場で迅速な人道支援活動を展開しています。地域住民のニーズに知見を有するNGOは、政府では手の届かない地域での活動が可能であり、日本の「顔の見える援助」の実現にもつながります。日本は、ODA大綱やODA中期政策においてNGOとの連携推進を掲げており、NGOによる援助活動への資金協力、能力強化への支援、対話の促進など、様々な連携推進策を実施しています。

（ア）NGOが行う事業との協力

日本は、NGOが円滑に援助活動を実施できるように様々な協力を行っています。たとえば、NGOの草の根レベルの経済社会開発事業に資金を供与する日本NGO連携無償資金協力を通じて、2009年度に47団体が、学校建設、障がい者支援、職業訓練、井戸の建設など計81件の事業を実施しました。また、2000年にNGO、政府、経済界の連携によって設立された緊急人道支援組織であるジャパン・プラットフォームには、2010年9月現在で32のNGOが参加し、事前に拠出されたODA資金や企業・市民からの寄付金を活用して大規模災害発生時などに迅速に生活物資配布、医療支援などを行っています。2009年度には、スマトラ島沖地震やハイチ地震、フィリピンにおける水害の被災者支援，スーダン南部やスリランカ北部における人道支援など、8か国において73件、総額約15億7,000万円の事業を実施しました。

JICAの技術協力プロジェクトはNGOを含む民間団体に委託して実施される場合があります。2009年度は、201件のプロジェクトが民間団体によって実施され、NGOや大学といった様々な団体のノウハウが活用されています。さらに、JICAはNGOや地方自治体などが提案する案件で、開発途上国の地域住民の生活向上に直接貢献し、政府が定める国別援助計画に沿っているものについて事業の委託を行う草の根技術協力を実施しています。特に、この協力制度の中の「草の根パートナー型」では、既に開発途上国において国際協力に一定の実績を有しているNGOなどが蓄積してきた経験や技術を活かした開発途上国への支援を行っています。

（イ）NGO活動環境の整備

NGO活動のさらなる支援策として様々な活動環境整備事業を実施しています。たとえば「NGO相談員制度」では、外務省の委託を受けたNGOの職員がNGOの設立、組織運営や活動、国際協力活動などに関する市民やNGO関係者からの照会にこたえています。そのほか、国際協力イベントなどで相談に応じたり、出張して講演をするサービスを行っており、NGO活動の促進およびNGO活動に対する理解促進を図っています。また、「環境」や「企業との連携推進」などのテーマごとにNGOが自ら学習会やシンポジウムを実施する「NGO研究会」を主催するなど、NGOの組織運営能力や専門性の向上を支援する取組も行っています。

JICAは、NGOスタッフのため様々な研修を行っています。たとえば、開発途上国でのプロジェクトの実施

能力の向上を図るプロジェクト・マネジメントや国内での広報・資金調達能力を強化する組織マネジメントに関して研修を行うNGO人材育成研修、草の根技術協力などの事業計画立案・評価手法の習得を図るプロジェクト・サイクル・マネジメント（PCM）研修、NGOが団体ごとに抱える問題に対し個別にアドバイスを行うための国内外へのアドバイザー派遣などを行っています。

（ウ）NGOとの対話と連携

1996年以降外務省は、NGOとの対話および連携を促進するため、NGO・外務省定期協議会を開催し、日本の援助政策や日本NGO連携無償資金協力などのNGOを対象とした資金協力制度に関する協議を活発に実施しています。2002年以降は開発途上国でのNGOとの意見交換の場として「ODA大使館」を開設し、これまでネパールやスリランカをはじめとする27か国で、大使館、援助実施機関、NGOがODAの効率的・効果的な実施について協議を行っています。JICAは、より効果的な国際協力を実現するため、NGOを含む市民の理解と参加を促進するNGO-JICA協議会を開催しています。

イ．民間企業との連携

（ア）成長加速化のための官民パートナーシップ

民間企業の開発途上国における活動は、雇用創出、税収の増加、外貨獲得、技術移転、貿易投資の拡大などのＯＤＡだけではできない規模の開発効果を開発途上国にもたらすことが期待できます。このような民間企業の開発途上国における活動を推進するために、2008年4月に官民連携促進策「成長加速化のための官民パートナーシップ」を発表し、民間企業からの、開発途上国の経済成長、貧困削減に資する民間企業の活動とODAとの官民連携案件に関する相談や提案を受け付けています。

また、最近注目されている、民間企業が進出先の地域社会に積極的に貢献することを目指すCSR（Corporate Social Responsibility）活動や、低所得階層を対象にビジネスを展開し、生活の向上や社会的課題の解決への貢献を目指すBOP（Base Of the economic Pyramid）ビジネスを、現地NGOなどと連携して企業が行う場合に、草の根・人間の安全保障無償資金協力や各種技術協力施策を活用するなどの新しい取組も行っています。

（イ）円借款の迅速化

開発途上国への開発支援に取り組むにあたり、官民連携の必要性が広く認識され、円借款と民間事業の実施とを効果的に組み合わせた迅速な開発効果発現が求められています。効果的な官民連携推進の観点からも、円借款の迅速化を一層進展させる必要があります。

日本は、借入国側のオーナーシップ、不正・腐敗防止や環境社会配慮など、説明責任や適正な手続の確保に留意しつつ、2007年の「円借款の迅速化について」および2009年の「官民連携推進等のための円借款の迅速化」を踏まえ、2010年7月にも「円借款の迅速化について」を発表し、早期段階での関心表明（プレ・プレッジ）の導入や現地モニタリング会合の増強による問題の早期発見と対応策の実施などの追加的措置を定めました。

(ウ)大学・地方自治体との連携

日本は、より効果的なODAの実施のため、大学や地方自治体が蓄積してきたノウハウを活用しています。JICAは、大学が持つ知的財産を活用すべく、大学との契約により包括的な技術協力の実施や円借款事業を推進しています。大学にとっては、JICAと連携することで開発途上国の現場にアクセスしやすくなり、実践的な経験を得られるという利点があります。また、地方自治体とも、事業の質的向上、援助人材の育成、地方発の事業展開の活性化において連携しています。

(エ)開発途上国の地方自治体・NGOなどとの連携

開発途上国の地方自治体やNGOとの連携は、開発途上国の経済社会開発に有益なだけではなく、開発途上国の市民社会やNGOの強化にもつながります。日本は、主に草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、これら援助関係者が実施する経済社会開発事業を支援しています。この資金協力は、草の根レベルに直接利益となるきめ細やかで足の速い支援として開発途上国でも高く評価されています。

カンボジアの現地スタッフに子どもの診療に関する指導を行っている様子(提供：(特活)シェア=国際保健協力市民の会)

(オ)国際機関や他国との連携

近年、援助効果を促進するとの観点から、MDGsなど国際的な開発目標達成のため、パリ宣言(注72)やアクラ行動計画(AAA)(注73)に基づいて様々な援助主体が援助政策の協調を図っています。現在、多くの被援助国において、保健や教育など分野ごとに作業部会が形成され、その国の分野別開発戦略に沿って、プログラム型の支援が実施されています。日本はタンザニアにおいては農業、イエメンにおいては水など、多数のプログラムに参加しています。また、バングラデシュにおいては、2005年に世界銀行、アジア開発銀行(ADB)、英国国際開発省(DFID(注74))と同国の貧困削減戦略(PRS)支援のための共通戦略パートナーシップを策定し、セクター横断的により効果的、効率的な援助を実施するための協調・連携を進めています。現在では、より多くのドナー間での共通援助戦略を策定するための作業部会にも参加し、援助協調に積極的に関与しています。

オコンジョ世界銀行専務理事による山花郁夫外務大臣政務官表敬

世界銀行などの国際機関との間では、幹部の来日の機会などをとらえ、援助政策の在り方などについて政策対話を行っています。2007年にはアジア開発銀行(ADB)との連携の一環として、日本は「アジアの持続的成長のための日本の貢献策(ESDA)」を発表し、投資の促進および省エネの促進に取り組んでいます。最近では、日本国内に本部のある国際機関との協力・連携も積極的に進めており、たとえば、アジア生産性機構(APO)との間では、政府レベルでの協力に加え、民間企業が「緑の生産性諮問委員会(注75)」を通じてAPOの政策立案に貢献しています。

これらの取組に加えて、マルチ(多

注72　援助の効果向上のために必要な措置について、援助国と被援助国双方の取組事項をとりまとめたもの。2005年にパリで開催された「第２回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム」で採択された。
注73　AAA：Accra Agenda for Action。2008年９月にガーナで開催された「第３回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム」にて採択された行動計画。パリ宣言の目標達成に向けて、援助効果のさらなる向上への決意および2010年までの取組が記載されている。
注74　DFID：Department for International Development
注75　生産性向上と環境保全の両立を実現させるための戦略である「緑の生産性事業」の効果的な実施のため、日本企業から助言と協力を得るべくAPOが2003年に設置した諮問委員会。現在60社以上が参加している。

Column 14

連帯し自立へ進む

～日本のNGOによるハイチ支援～

小学校で子どもたちに衛生教育の紙芝居をする熊谷さん（写真提供：熊谷さん）

ハイチは1804年に中南米で最初に独立した国で、独立当初は砂糖生産の世界的な中心地でしたが、今では土地がやせ、経済は、コーヒー、マンゴーなどの農産品の輸出に頼っています。また、少ない現金収入を補うために、森林を伐採して炭をつくるため、環境破壊が進み、農地は減少しています。

日本のNGOである「ハイチの会」の現地プロジェクトマネージャーとして、熊谷雄一（くまがいゆういち）さんがハイチを初めて訪れたのは2004年でした。家庭訪問調査を行うと、1日1食しか食べていない家庭が多く、口に入れたのはコーヒーだけという答えも返ってきました。

熊谷さんは、岐阜大学農学部を卒業し、ハイチの会に参加する前にはアフリカのブルキナファソで青年海外協力隊として野菜栽培指導に取り組みました。任期終了後、引き続き開発途上国の支援に携わりたいと思っていたところ、出身地の愛知県のNGOであるハイチの会から誘われ、この国への協力に携わることになります。

ハイチの会は、1986年に設立され、その活動はハイチの中央県アンシュ市で活動するシスター本郷幸子（ほんごうさちこ）さんによる教育活動を支援することから始まりました。そして2004年からは同市の農村部への協力を行うようになりました。*1

このプロジェクトは「まず自分たちの食料を自分たちで確保することから始めよう」という熊谷さんの考えから生まれたもので、住民が農園を共同運営するものです。

活動の主体となっているのは、「住民家族共同体」というグループです。その中心人物はハイチ人のエグジルさんです。エグジルさんはかつてハイチの会の支援により日本で1年間、農業研修を受けたことがあります。ハイチに戻ったエグジルさんは、「連帯によって貧困に立ち向かおう」という考えのもと「住民家族共同体」を設立しました。経験のある熊谷さんと、強い信念を持ったエグジルさんとのパートナーシップにより、このプロジェクトは活発化していきます。

活動が始まってから6年が過ぎ、当初30世帯だった参加メンバーは、200世帯を超え、参加メンバーの拡大とともに、プロジェクトは当初の7ヘクタールの農園の共同運営から井戸やソーラーパネルの設置、330名の児童が通う小学校の設立へと拡大しています。メンバーの一人であるフロリダさんは「住民家族共同体が活動を始めてからこの地域は活き活きとして来た」といいます。

そして、ハイチの持続的な経済成長を促す視点から、失われた森林を復元するための植林事業の研修も始めました。その研修を行っている最中の2010年1月に、死者・行方不明者22万人以上を出した大地震がハイチを襲いました。ハイチの会はこの地震災害に当たり、被災地に食料配布などの緊急支援を行いました。大きな被害に見舞われたハイチですが、ハイチの会は変わることなく自立支援を続けており、住民家族共同体の運営費確保のためキャッサバのパン工場を新たに建設しました。困難を乗り越えつつあるハイチの人々は、多くの有形無形の成果を皆で分け合いながら自立へ向けて一歩ずつ進んでいます。

住民家族共同体メンバーと（前列左から2人目がエグジルさん）（写真提供：熊谷さん）

*1　プロジェクト名：総合農園整備事業（2004年～継続中）

Column 15

官民でODA卒業国に協力

～サウジアラビアの自動車技術訓練～

国際技能オリンピック静岡大会のサウジ代表
(中央：オスマンさん、左：海藤専門家)
(写真提供：海藤さん)

ジッダはサウジアラビア南西部にある経済都市です。ここに世界でもユニークな職業技術訓練学校、サウジ日本自動車技術高等研修所(SJAHI*1)があります。この研修所は、日本とサウジアラビアの官民*2の協力により設立されました。

サウジアラビアでは石油などの豊富な天然資源を背景に経済が成長する一方、人口の半数近くを占める若者の高い失業率が問題となっています。これに対し、政府は労働力の半数を占める外国人を自国民に置き換えていくサウダイゼーション(サウジアラビア人雇用拡大政策)に取り組んでいます。こうした中、自動車保有率の高い同国において、将来的に自動車整備士の需要が見込まれることなどから、サウジアラビア政府の要請を受け、日本は2001年から政府開発援助(ODA)により協力を始めました。2008年にサウジアラビアがODA卒業国となったことを受けて、2009年９月よりJICAを引き継いだ経済産業省事業として、(財)日本国際協力センターおよび(財)日本国際協力システムを通じ引き続き支援しています。*3

SJAHIでは、２年間の自動車整備士カリキュラムでアフターセールスサービス分野の人材を育成し、卒業生は、サウジアラビア各地の日本車販売代理店整備工場で自動車の点検・整備や顧客サービスの仕事をします。この自動車整備士育成事業は2010年８月には７期生の約1,300人の卒業生を送り出しました。優秀な成績を収めた学生の中には、SJAHIのインストラクターとなる者もあり、その数も今では12人になり、SJAHIの将来の自立的経営を担うことが期待されています。

このSJAHIに専門家として派遣されているのが海藤茂(かいとうしげる)さんです。海藤さんは1970年に日産自動車に入社後、シリアでアラビア語の研修を受け、社内では一貫してアフターセールスサービスに携わってきました。2006年に専門家としてジッダに着いたとき、「これでアラブの人々に恩返しができる」と思ったそうです。

しかし、海藤さんは、着任当初不安もあったといいます。文化や習慣の異なる国での指導の上、日本国内およびサウジ国内ではお互い競合関係にある自動車関連企業が、共同して支援体制を築き上げることへの気がかりがあったそうです。しかし、実際に現場に足を踏み入れ、サウダイゼーションという共通の目的に企業の利害を超え結束している日本車販売代理店の社長やSJAHI担当者および学校スタッフの皆を見て、「大いに勇気付けられた」といいます。そして、自らの使命を果たしていく決意を新たにしました。

2007年の国際技能オリンピックに、当時SJAHIインストラクターだったオスマンさんはサウジアラビア代表として参加し、好成績を収めました。オスマンさんは現在、ジッダ市内のマツダ販売代理店に勤務しています。当時をふり返りオスマンさんは、「終始父親のように親身になって熱心に指導してくれた海藤さんには、心から感謝している」といいます。

オスマンさんを含め、SJAHIの卒業生の技術と勤務態度はサウジアラビア政府と自動車業界から高く評価されています。新たに方針管理を導入し、新しい他メーカーからの専門家と一緒に指導体制を強化している海藤さんは「次はマネージメントの自立化が肝心だ。サウジの若者は鍛え甲斐がある」とサウジアラビアの若い人々に期待を寄せています。

故障診断機の使い方の指導方法を教示(写真提供：海藤さん)

*1　SJAHI：Saudi-Japanese Automobile High Institute
*2　日本側：経済産業省、社団法人日本自動車工業会　サウジ側：技術訓練公社
*3　自動車技術高等研修所計画プロジェクトフェーズ1、2(技術協力プロジェクト)
　　フェーズ3(経済産業省プロジェクト2009年９月以降)

国間援助）とバイ（二国間援助）の間の効果的連携を目指した取組も進めています。国際的な援助潮流の二国間の援助政策への反映および日本に比較優位のある二国間援助のアプローチを援助受入れ国内および国際場裡において主流化することを目的としたこのような試みは、日本の援助の効果向上に資するものです。

これまで国際社会では、経済開発協力機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）の加盟国が中心となって援助を行ってきましたが、近年、中国、インド、サウジアラビア、ブラジルなど、DAC加盟国以外の新興ドナーと呼ばれる国々が、開発途上国の開発における影響力を増大させています。日本を含むDAC加盟国は、新興ドナーと連携して世界の課題解決に取り組むとともに、新興ドナーが透明性の高い、説明責任を果たした責任ある援助を行うよう、対話や援助経験の共有を通して働きかけていくことが大切です。

2. 国民参加の拡大

（1）国民各層の広範な参加

国民各層からの参加を得た国際協力を推進するため、JICAは、青年海外協力隊事業やシニア海外ボランティア派遣事業を行っています。青年海外協力隊は、20歳から39歳の青年が開発途上国に原則2年間滞在し、開発途上国の人々と生活や労働を共にしながら、開発途上国の経済社会開発に協力する国民参加型事業です。青年海外協力隊は40年以上の歴史を持ち、海外でも高く評価されている日本の顔の見える援助の一つです。シニア海外ボランティア事業は、幅広い技術、豊かな経験を有する40歳から69歳で、ボランティア精神に基づき開発途上国の発展のために貢献したいという方々が行う活動を日本政府が支援する国民参加型事業であり、青年海外協力隊のシニア版として位置付けられています。

国際協力への市民参加の最も身近な例は、国際協力に従事するNGOへの支援やその活動への参画です。日本のNGOの数は、1998年に「特定非営利活動促進法（NPO法）」が施行され法的整備が進んでから飛躍的に増加しました。実際に国際協力活動に携わっている団体は約400といわれています。日本のNGOは、ODAの裾野を広げ、国際協力分野での優秀な人材の育成や日本の心を伝える活動主体として期待されています。

（2）人材育成と開発研究

開発問題の多様化・高度化により、高度な知識と豊富な経験、外国語コミュニケーション能力などを備えた有能な人材の育成と確保、そして開発途上国のニーズや国際社会の動向を適切に把握するための研究活動が今まで以上に不可欠になっています。

1990年に国際開発大学構想を推進する機関として設立された（財）国際開発高等教育機構（FASID[注76]）は、援助に携わる人材を対象とした研修や教育、調査・研究事業などを行っているほか、各大学の開発協力関連講座や学科に講師を派遣しています。2000年には、政策研究大学院大学（GRIPS[注77]）と連携して、修士課程「国際開発（IDS[注78]）プログラム」を開始しました。

JICAは、専門性や意欲を持つ人材を確保・活用するため、2003年に「国際協力人材センター」を開設し、JICA

注76　FASID：Foundation for Advanced Studies on International Development
注77　GRIPS：National Graduate Institute for Policy Studies
注78　IDS：International Development Studies

やNGO、国際機関といった国際協力関連の求人情報の提供、人材登録、各種研修・セミナー情報の提供およびキャリア相談などを行っています。また、国際協力専門員制度により、高い専門能力と開発途上国での豊富な業務経験を有する人材を確保しているほか、ジュニア専門員制度を設け、ある程度の専門性を持ちつつも経験の浅い若手の育成を目指しています。2008年10月に創設されたJICA研究所は、開発途上国政府や国際援助コミュニティーへの発信を念頭に入れつつ、国際的に通用する方法論に依拠した実証的、政策的な研究を推進しています。

このほか、日本貿易振興機構のアジア経済研究所(IDE-JETRO(注79))では、研究者を中心に国内外の大学や研究機関などの専門家と共同で開発途上国の政治・経済・社会に関する研究を行っています。さらに、日本人と外国人を対象とした開発スクール(IDEAS(注80))を設置し、開発途上国の経済・社会開発に寄与すべく、高度な能力を持った開発専門家を育成しています。

(3)開発教育

全国の小・中・高等学校で実施されている「総合的な学習の時間」は、学習活動の一つとして開発教育や開発途上国の抱える問題などが取り上げられています。外務省は、開発教育を推進するため、外務省のホームページ内に「義務教育向け開発教育推進ホームページ(「探検しよう！みんなの地球」)」を立ち上げ、国際協力プラザのホームページにおいて動画なども含めた様々な開発教育教材を随時提供しています。また、2003年度以降は、開発教育のための教材を募る「グローバル教育コンクール(注81)」を開催しています。

JICAは、学校教育の現場や地方の国際化を推進する地方自治体などの求めに応じて、青年海外協力隊経験者などを講師として学校などへ派遣する「国際協力出前講座」や、全国の中学生・高校生を対象にしたエッセイコンテスト、そして「開発教育指導者研修」を実施しています。

(4)情報の公開と広報

ODAは国民の税金などを原資としていることから、その透明性を確保し、情報公開や発信に取り組んでいます。

ア．広報・情報公開

外務省およびJICAは、各々ODAに関連したホームページ(注82)を設置し、タイムリーで正確な情報公開と発信を目指しています。外務省は、国際協力に関する最新情報を掲載する「国際協力News」を2010年3月まで毎月発行し(注83)、全国の教育機関、図書館や病院などに配布しました。また、ODAメールマガジンを発行し、在外公館職員やJICA関係者などによる実際の援助現場での体験談やエピソードなどを紹介しています。

さらに、国際協力をめぐる動きや日本の取組を国民に紹介するとともに対話を深めるため、市民との対話「国際協力について語ろう」を毎年3

注79　IDE-JETRO：Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization
注80　IDEAS：Institute of Developing Economies Advanced School
注81　旧称：開発教育／国際理解教育コンクール(2009年度に改称)
注82　外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda>、JICA <http://www.jica.go.jp>、国際協力プラザ(ODA広報センター) <http://www.apic.or.jp/plaza>
注83　2010年3月をもって休刊。

回程度開催しています。外務省職員が中学校、高校、大学、地方自治体、NGOなどに出向いて国際協力についての説明や解説を行う「ODA出前講座」も実施しています。

1997年度以来、シリーズもののテレビ番組の放映を通じて国民の国際協力への関心・理解を促進しています。2009年度は、テレビ東京系列で放映された「知花くららの地球サポーター」において、開発途上国で活躍している日本の援助関係者や裨益する現地住民の姿などを取り上げ、開発途上国の現状や援助の必要性、日本のプロジェクトの効果などを紹介しました。

毎年「国際協力の日(注84)」（10月6日）の前後には、日本国内最大の国際協力イベントとして「グローバルフェスタJAPAN」を開催しています。外務省、JICAおよびJANIC（国際協力NGOセンター）が共催し、東京・日比谷公園で土曜日と日曜日の2日間にわたって行われるこのイベントには、NGOや国際機関、各国大使館関係省庁など270団体以上が出展し、約9万6,000人の参加者が来場しています。

広報の在り方については、「ODAのあり方に関する検討」の結果、国民の理解と支持を促進するため、ODAプロジェクトの現状などを体系的に可視化することなど「見える化」の促進と、全国各地のJICA国際センターの活用など、国民への発信を柱として再構築していくこととなっています。

≫ ODAの広報については、第Ⅱ部・第2章・第2節 国民の理解と支持の促進も参照してください

イ．国際社会に対する情報発信の強化

海外においても、ODAを通じた日本の積極的な国際貢献について認識を高めてもらうための施策を行っています。具体的には、援助にかかわる署名式や引渡式に際してプレスリリースを発出するなど現地プレスの取材に協力しており、また、日本の援助物資に日章旗ステッカー（英語、アラビア語）や「ODAシンボルマーク」ステッカー（英語、フランス語、スペイン語、アラビア語、ポルトガル語）を貼付しています。在外公館では、現地プレスに対して日本の援助現場の視察を企画し、現地の報道などにおいても日本の協力が取り上げられるような機会づくりに努めています。また、各種講演活動、英語・現地語によるホームページや広報パンフレットの作成も行っています。

3. 効果的実施のために必要な事項

（1）評価の充実

より効果的・効率的なODAを行うためには、援助実施状況や効果を的確に把握し改善していくことが必要です。そのため外務省を含む関係府省庁やJICAは、モニタリングや評価を強化しています。

ODAの評価は、政策の策定(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→反映(Act)のサイクル(PDCAサイクル)の中に位置付けられ、その結果得られた教訓や提言はODA政策の策定および実施過程に反映(フィードバック)するため、関係部局をはじめ、被援助国政府にも伝えられます。また国民に対し、ODAがどのように使われ、どのような効果があったのかを説明することも重要であり、評価はホームページなどにも掲載され、国民に対する説明責任(アカウンタビリティー)を果たす役割も担っています。

現在外務省では、主に政策レベルの評価(国別評価および重点課題別評価)やプログラムレベルの評価(援助手法別評価)を行い、JICAではプログラ

注84　1954年10月6日、日本はコロンボ・プランへの加盟を閣議決定し、経済協力を開始した。10月6日は1987年の閣議了解により「国際協力の日」と定められている。

ムレベルの評価(セクター別評価やテーマ別評価など)およびプロジェクトレベルの評価を行っています。

外務省が実施する政策レベルの評価やプログラムレベルの評価は、政策の妥当性、結果の有効性、プロセスの適切性の観点から評価を実施し、その客観性・透明性を確保するため、第三者評価を行っています。なお、2004年度より「ODA評価有識者会議」に委託して評価を実施してきましたが、より効果的なODA評価の在り方を検討するため、2009年度をもって同会議は一旦終了しました。

一方、JICAが実施するプロジェクトレベルの評価やテーマ別評価については、2008年10月の新JICA発足に伴い、有償資金協力、技術協力に加え、2009年度からは無償資金協力を加えた3つの援助手法の評価を実施しています。今後は各プロジェクトの事前段階から、実施段階を経て、事後に至るまで一貫した評価を行うとともに、3つの援助手法に整合性のある評価の仕組みを確立していきます。なお、これらの評価は妥当性、有効性(インパクト)、効率性、持続性の観点から行われ、事後評価においては外部による評価を実施しています。

これ以外にも、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(いわゆる「政策評価法」)に基づいて、外務省では経済協力政策全般に関する政策評価や一定額を超える案件の事前評価、5年未着手または10年未了案件(注85)の事後評価も行っています。

こうした評価で得られた提言と教訓は、それぞれフォローアップを行い、新規プロジェクトの計画・実施へ反映しています。

≫ ODA評価の見直しに関しては、第Ⅱ部・第２章・第１節 4. 評価の改善も参照してください

(2)適正な手続の確保

援助を実施する際には、事業の実施主体側が、環境や現地社会への影響、たとえば、自発的ではない住民移転や先住民・女性の権利の侵害などに関して配慮をしているか確認します。従来、有償資金協力や技術協力では、学者やNGOなどを含む有識者から幅広い意見を聴取し、現地の環境や社会への配慮の確認のためのガイドラインを施行し、無償資金協力においても、無償資金協力審査ガイドラインに基づいた支援を実施してきました。2008年10月の新JICA発足に伴って、旧JICA、旧JBICのガイドラインを統合し、2010年4月1日付で新「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」を定めました。このような取組は、環境問題への配慮に関する透明性、予測可能性、説明責任の確保につながります。

また、ODA事業のさらなる効率化、透明化を図るため、無償資金協力事業では、国際金融、開発経済、法律、会計、情報の専門家およびNGO関係者からなる無償資金協力実施適正会議を開催し、案件選定にかかわるプロセスに第三者の視点を取り入れています。さらに効果的・効率的な援助の実施のため、資機材およびコンサルティング業務などに関し、質や価格面において適正かつ効率的な調達が行われるよう努めています。

(3)不正、腐敗の防止

日本のODAは、国民の税金を原資としていることから、援助によって供与された資金の不正使用は絶対に許されません。そのため、政府およびJICAは調達などの手続について透明化を図っています。

ODA案件の調達段階においては、ガイドラインにしたがって開発途上国側が入札を行い、その結果をJICAが確認し、受注企業名のみならず契約金額も公表することで透明性を高める措置をとっています。調達をはじめ、ODA事業実施の過程で不正が行われた場合は、不正を行った業者を一定期間、事業の入札・契約から排除す

注85 5年未着手案件とは案件実施決定後、5年を経過した時点で貸付契約が締結されていない、あるいは貸付実行が開始されていないなどの案件。10年未了案件とは、案件実施決定後10年を経過した時点で貸付実行が未了である案件を指す。

る仕組みが整えられています。

監査に関しては、外部監査の拡充や抜き打ち監査の実施、監査結果に基づく改善措置の取組を行っています。外部監査の拡充については、JICAにおいて会計監査人による外部監査を実施しています。無償資金協力では、300万円以上の草の根・人間の安全保障無償資金協力案件について外部監査を原則義務付け、順次実施しています。

抜き打ち監査の実施に関して、有償資金協力については、政府間で合意がなされた案件を対象に必要に応じて監査を行い得る仕組みを導入しています。技術協力では、JICAにおいてサンプリングによる内部監査を実施しています。無償資金協力についても、JICAにおいて技術的監査を実施しています。

また、OECD外国公務員贈賄防止条約(注86)を批准している日本は、税金を主な財源としているODA事業への信頼性の確保のため、外国政府関係者などとの不正な取引に対しても、不正競争防止法などの適用を含めた厳正な対処を行っています。

ベトナムにおける円借款事業において不正が行われ、2008年に日本の企業関係者が訴追され有罪判決を受けた事件を受け、同様の不正腐敗事件の再発防止に向けた検討を行うため、外務大臣の下に設置された外部有識者からなる検討会は、2009年9月に報告書を提出しました。これを基に、不正行為を行った企業に対する外務省およびJICAの措置規定の見直し、大使館・JICA現地事務所による現地日本法人などへのサポート体制の確立、関係業界などへの法令遵守を促す働きかけ、企業団体との協力の下での日本企業向けの国際契約約款に関するセミナーの開催、相手国によるコンサルタント選定に際してのJICAの関与の強化、援助国間での不正腐敗防止についての話し合いなどの取組を実施しました。これらの取組は2010年10月にとりまとめられました。

(4)援助関係者の安全確保

援助関係者が活動する開発途上国の治安状況は複雑であり、日々刻々と変化しています。2001年の米国同時多発テロ以降、中東地域や南アジア地域では緊張が高まり、世界各地でテロ活動が多発しています。平和構築支援活動において、援助関係者の安全を確保するのはきわめて重要な課題です。

政府は、在外公館などを通じて現地の治安状況を把握し、渡航情報などの情報提供や援助関係者間での情報の交換や共有を行っています。JICAは、援助関係者に対する出発前の研修やセミナーの実施、現地における緊急時の通信手段の確保、安全対策クラークの配置(注87)、住居の防犯設備などの整備に努めています。また、在外公館や各国の国際機関の事務所などとも情報交換し、各国・地域の治安状況に応じた安全対策マニュアルを作成するなど、適時適切な安全対策措置を講じています。さらに、緊急時の対処やリスク管理についての研修を国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)と共催するなど、安全管理の強化に取り組んでいます。無償資金協力では、コンサルタントおよび施工業者への情報提供を行うとともに、緊急時の連絡体制の整備を行っています。有償資金協力では、日本受注企業への情報提供などにより、当該企業の安全確保を図っています。

注86　正式名:「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」(Convention on Combating Bribery of Foreign Public Officials in International Business Transactions)

注87　JICAでは、統合以前から現地の安全対策を強化するため、その国の治安や安全対策に詳しい人材を安全対策クラークとして委嘱し、日々の治安情報の収集と発信、住居防犯から交通事故対策まで、広範囲の仕事を24時間体制で対応できるようにしている。

第Ⅳ部

資料編

第1章　日本の政府開発援助予算 …… **124**
第1節　2010年度政府開発援助予算（当初予算）…… 124
第2節　各省庁の事業予算（当初予算）と事業概要 …… 128
第2章　日本の政府開発援助実績 …… **136**
第1節　開発途上国への資金の流れ …… 136
第2節　二国間政府開発援助の所得グループ別実績 …… 137
第3節　国別実績 …… 139
第4節　分野別実績 …… 148
第5節　緊急援助実績 …… 149
第3章　二国間援助案件リスト …… **151**
第1節　二国間贈与 …… 151
第2節　二国間借款 …… 156
第4章　国際機関を通じた政府開発援助実績 …… **158**
第5章　政府開発援助に関する主な資料 …… **161**
第1節　日本の政府開発援助をめぐる動き
（2009年12月～2010年10月末） …… 161
第2節　政府開発援助に関する政策 …… 163
第3節　重債務貧困国（HIPCs）一覧 …… 183
（参考）諸外国の政府開発援助 …… **184**
第1節　DAC諸国の政府開発援助実績 …… 184
第2節　DAC諸国の開発途上国への資金の流れ …… 191
第3節　DAC援助受取国・地域リスト …… 193
第4節　非DAC諸国・地域の政府開発援助実績 …… 194

第1章 日本の政府開発援助予算

第１節 2010年度政府開発援助予算(当初予算)

図表Ⅳ-1 政府開発援助予算

（単位：億円、％）

	2009年度			2010年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
一般会計予算	6,722	▲280	▲4.0	6,187	▲534	▲7.9
事業予算(ネット)	10,764	1,414	15.1	11,676	912	8.5
事業規模(グロス)	17,047	1,933	12.8	17,667	620	3.6
(参考)円／ドル・レート	103円	―	―	94円	―	―

※　四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

図表Ⅳ-2 政府開発援助予算の推移・他の主要経費の推移

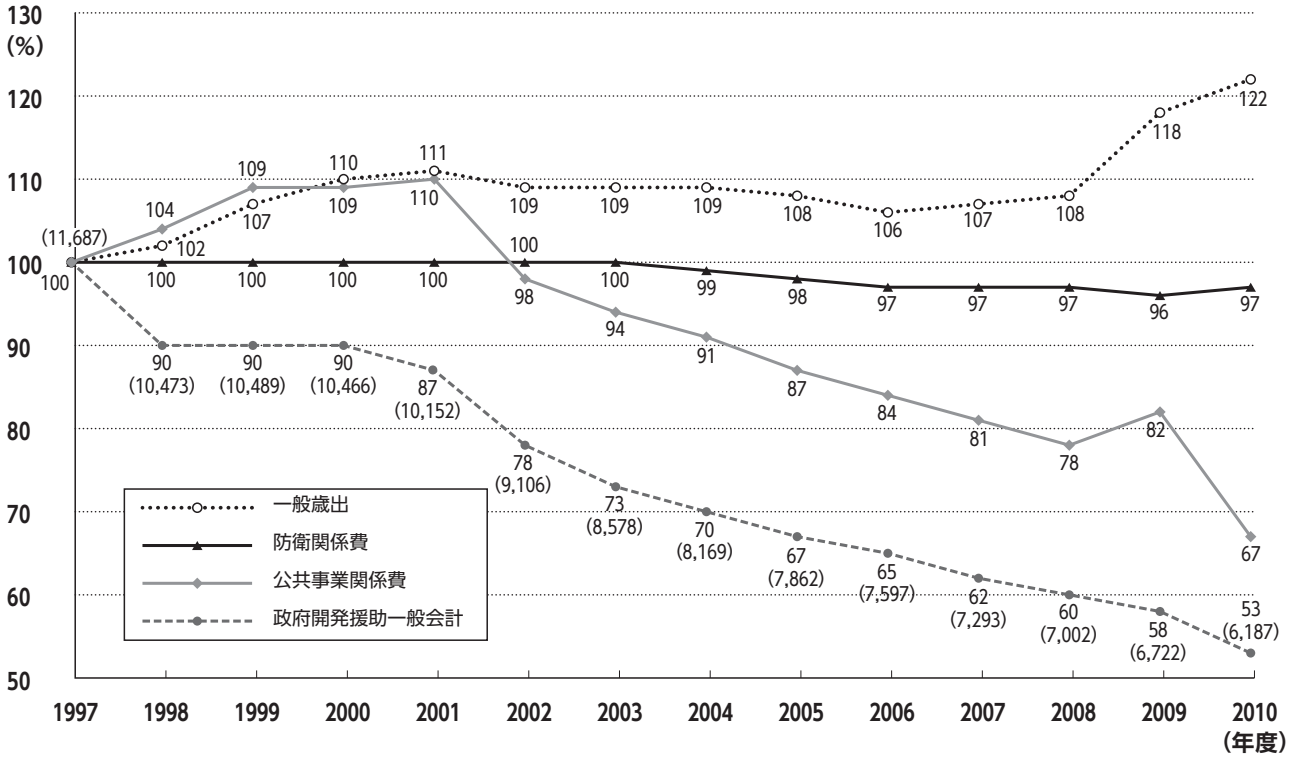

＊1　数値は1997年度を100とした際の指数。
＊2　(　　)内の数字は予算額(億円)。

図表Ⅳ-3 一般会計予算の内訳

（単位：億円、％）

区　分		2009年度			2010年度		
		予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
一般歳出		517,310	44,465	9.4	534,542	17,233	3.3
うち	政府開発援助	6,722	▲ 280	▲ 4.0	6,187	▲ 534	▲ 7.9
	社会保障関係費	248,344	30,515	14.0	272,686	24,342	9.8
	文教および科学振興費	53,104	▲15	▲0.0	55,860	2,756	5.2
	防衛関係費	47,741	▲55	▲ 0.1	47,903	162	0.3
	公共事業関係費	70,701	3,349	5.0	57,731	▲ 12,970	▲ 18.3
その他		368,170	10,402	2.9	388,450	20,279	5.5
合　計		885,480	54,867	6.6	922,992	37,512	4.2

※　四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

図表Ⅳ-4 政府開発援助一般会計予算［政府全体］

（単位：億円、％）

区　分	2009年度			2010年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
Ⅰ 贈　与	5,449	▲ 58	▲ 1.1	5,143	▲ 305	▲ 5.6
1. 二国間贈与	4,607	▲ 67	▲ 1.4	4,254	▲ 353	▲ 7.7
⑴ 経済開発等援助	1,608	20	1.3	1,542	▲ 67	▲ 4.2
⑵ 技術協力等	2,904	▲ 23	▲ 0.8	2,697	▲ 208	▲ 7.2
⑶ 貿易再保険特会繰入	24	0	0.6	16	▲ 8	▲ 33.3
⑷ 国際協力機構交付金（有償資金協力部門）	70	▲ 65	▲ 48.1	0	▲ 70	▲ 100.0
2．国際機関への出資・拠出	842	9	1.1	889	47	5.6
⑴ 国連等諸機関	585	▲ 10	▲ 1.7	611	26	4.5
⑵ 国際開発金融機関等	257	19	8.1	279	21	8.3
Ⅱ 借　款	1,273	▲ 222	▲ 14.8	1,044	▲ 229	▲ 18.0
国際協力機構（有償資金協力部門）	1,273	▲ 222	▲ 14.8	1,044	▲ 229	▲ 18.0
Ⅲ 計	6,722	▲ 280	▲ 4.0	6,187	▲ 534	▲ 7.9

※　四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

図表Ⅳ-5　政府開発援助事業予算

（単位：億円、％）

区　分	2009年度				2010年度			
	予算額	増減額	伸び率	構成比	予算額	増減額	伸び率	構成比
贈　与	8,747	1,446	19.8	51.3	8,649	▲ 99	▲ 1.1	49.0
借　款	8,299	487	6.2	48.7	9,018	719	8.7	51.0
計（事業規模）	17,047	1,934	12.8	100.0	17,667	620	3.6	100.0
（参考）回収金	▲ 6,283	―	―	―	▲ 5,991	―	―	―
ネット	10,764	1,414	15.1	―	11,676	912	8.5	―

＊1　四捨五入の関係上、合計に不一致あり。
＊2　政府開発援助事業予算には、上記のほか特殊法人等から独立行政法人化された機関が行う事業が見込まれる。

図表Ⅳ-6　政府開発援助事業予算の区分ごとの内訳［政府全体］

（単位：億円、％）

区　分	2009年度			2010年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
Ⅰ 贈　与	8,747	1,446	19.8	8,649	▲ 99	▲ 1.1
1. 二国間贈与	5,142	143	2.9	4,816	▲ 327	▲ 6.4
⑴ 経済開発等援助	1,608	20	1.3	1,542	▲ 67	▲ 4.2
⑵ 技術協力等	3,440	187	5.7	3,258	▲ 182	▲ 5.3
⑶ 貿易再保険特会繰入	24	0	0.6	16	▲ 8	▲ 33.3
⑷ 国際協力機構交付金（有償資金協力部門）	70	▲ 65	▲ 48.1	0	▲ 70	▲ 100.0
2．国際機関への出資・拠出	3,605	1,304	56.7	3,833	228	6.3
⑴ 国連等諸機関	587	▲ 11	▲ 1.9	621	34	5.8
⑵ 国際開発金融機関等	3,017	1,315	77.3	3,212	194	6.4
Ⅱ 借　款	8,299	487	6.2	9,018	719	8.7
⑴ 国際協力機構（有償資金協力部門）	8,200	500	6.5	8,910	710	8.7
⑵ そ の 他	99	▲ 13	▲ 11.5	108	9	8.9
Ⅲ 計（事業規模）	17,047	1,933	12.8	17,667	620	3.6
（参考）　回収金	▲ 6,283	―	―	▲ 5,991	―	―
ネット	10,764	1,414	15.1	11,676	912	8.5

※　四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

図表Ⅳ-7 政府開発援助事業予算の財源と援助形態別歳出項目

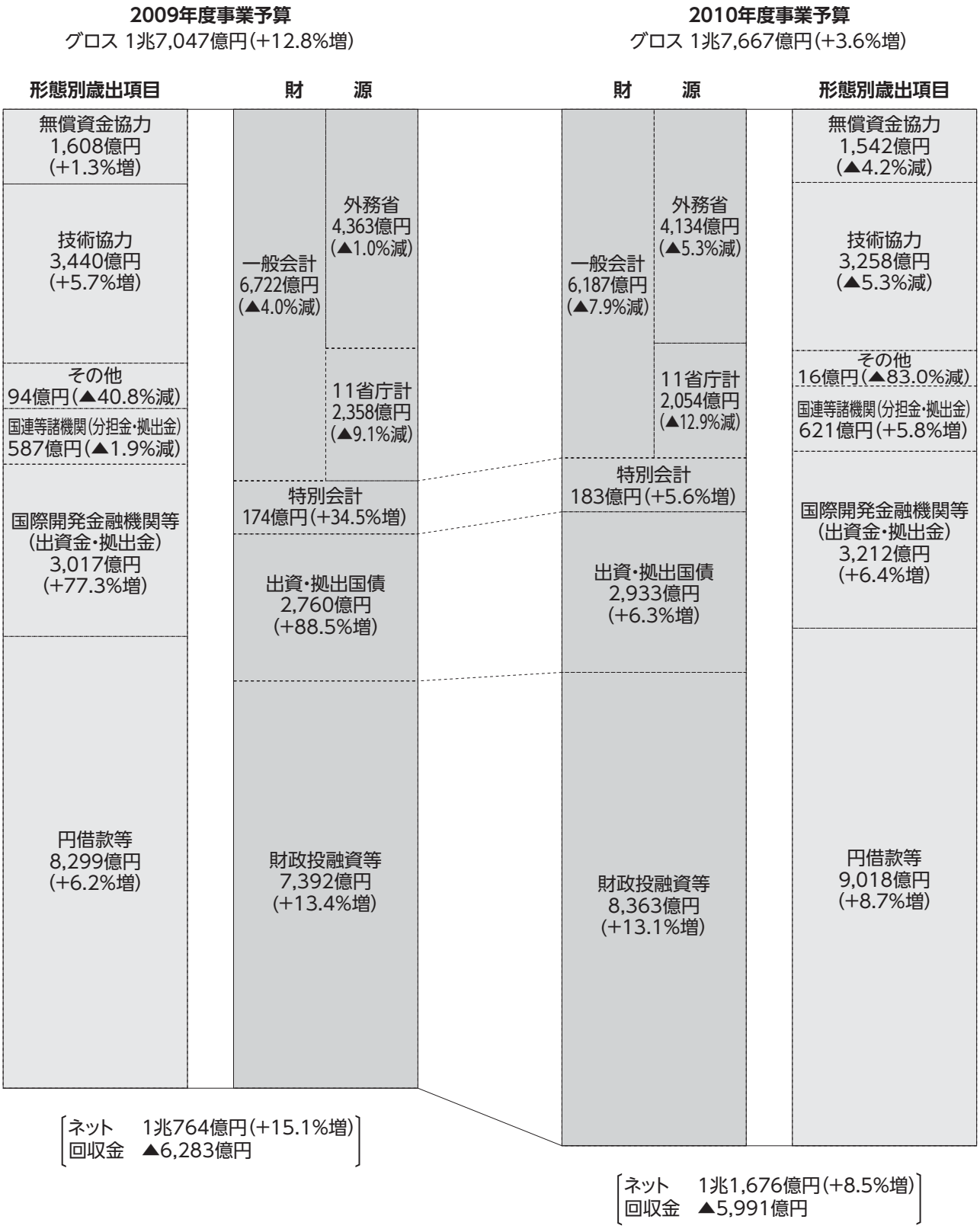

※ 四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

第２節　各省庁の事業予算(当初予算)と事業概要

図表Ⅳ-8　省庁別政府開発援助予算推移（一般会計予算）

（単位：百万円、％）

	2009年度	2010年度		
	予算額	予算額	増減額	伸び率
警察庁	30	27	▲ 3	▲ 8.6
金融庁	126	119	▲ 7	▲ 5.3
総務省	821	773	▲ 47	▲ 5.8
法務省	244	236	▲ 9	▲ 3.5
外務省	436,321	413,378	▲ 22,943	▲ 5.3
財務省	153,763	132,934	▲ 20,830	▲ 13.5
文部科学省	38,169	33,132	▲ 5,037	▲ 13.2
厚生労働省	8,838	8,599	▲ 239	▲ 2.7
農林水産省	4,250	3,956	▲ 294	▲ 6.9
経済産業省	27,748	23,126	▲ 4,622	▲ 16.7
国土交通省	753	471	▲ 282	▲ 37.4
環境省	1,102	1,994	891	80.9
計	672,166	618,746	▲ 53,420	▲ 7.9

※　四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

図表Ⅳ-9　省庁別政府開発援助予算推移（事業予算）

（単位：百万円、％）

	2009年度	2010年度		
	予算額	予算額	増減額	伸び率
警察庁	30	27	▲ 3	▲ 8.6
金融庁	126	119	▲ 7	▲ 5.3
総務省	821	773	▲ 47	▲ 5.8
法務省	244	236	▲ 9	▲ 3.5
外務省	439,543	416,596	▲ 22,948	▲ 5.2
財務省	1,155,888	1,248,551	92,663	8.0
文部科学省	38,169	33,132	▲ 5,037	▲ 13.2
厚生労働省	9,516	9,242	▲ 274	▲ 2.9
農林水産省	14,163	14,757	594	4.2
経済産業省	43,041	39,287	▲ 3,754	▲ 8.7
国土交通省	753	471	▲ 282	▲ 37.4
環境省	2,387	3,505	1,119	46.9
計（事業規模）	1,704,681	1,766,698	62,016	3.6
（参考）回収金	（▲ 628,303	▲ 599,088	－	）
ネット	1,076,378）	1,167,609	91,231	8.5）

※　四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

図表Ⅳ-10　各省庁の事業予算（2010年度事業予算）と事業概要

1．贈与

⑴二国間贈与

ア．経済開発等援助

（単位：百万円）

省庁	事業名 （予算額）	事業の概要
外務省	無償資金協力 （154,150）	⑴一般プロジェクト無償：開発途上国が基礎生活分野、人づくり分野において実施するプロジェクト（施設整備、資機材の供与等）のために必要な資金を供与する無償資金協力。 ⑵コミュニティ開発支援無償：貧困等に直面するコミュニティの能力開発の支援のために必要な資金を供与する無償資金協力。 ⑶ノン・プロジェクト無償：貧困削減等の経済社会改革を実施している開発途上国を支援するため、国外からの資機材等の購入のために必要な資金を供与する無償資金協力。 ⑷草の根・人間の安全保障無償：開発途上国において地方自治体、NGO等が実施する人間の安全保障の理念を踏まえた小規模な草の根レベルの事業のために必要な資金を供与する無償資金協力。 ⑸日本NGO連携無償：日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済・社会開発プロジェクト、緊急人道支援プロジェクト等のために必要な資金を供与する無償資金協力。 ⑹防災・災害復興支援無償：自然災害に脆弱な開発途上国の防災対策や災害後の復興支援として、施設整備・修復等を行うために必要な資金を供与する無償資金協力。 ⑺テロ対策等治安無償：開発途上国が経済社会開発に取り組む上で不可欠な条件であり、また、日本自身の平和と繁栄にも直結するテロ・海賊対策等治安対策を強化するために必要な資金を供与する無償資金協力。 ⑻環境・気候変動対策無償：気候変動問題等への取組を強化する観点から、温暖化対策に関する政策・計画の策定や、政策・計画を実施に移すための具体的プロジェクトのために必要な資金を供与する無償資金協力。 ⑼貧困削減戦略支援無償：特定の開発途上国に対して財政支援を行うために必要な資金を供与する無償資金協力。 ⑽人材育成支援無償：日本の高等教育機関や学術研究機関の有する知見を活かして行われる開発途上国の開発に資する人材育成事業および研究事業のために必要な資金を供与する無償資金協力。 ⑾水産無償：開発途上国の水産関連分野の経済・社会開発プロジェクトのために必要な資金を供与する無償資金協力。 ⑿文化無償：開発途上国における文化・高等教育振興、文化遺産保全等を目的として機材調達や施設整備等を支援するための無償資金協力。政府機関を対象とする「一般文化無償資金協力」とNGOや地方公共団体等を対象に小規模なプロジェクトを実施する「草の根文化無償資金協力」の２つの枠組みにより実施している。 ⒀緊急無償：海外における自然災害および紛争の被災者や難民・国内避難民等の救援のために人道的観点から緊急に必要な資金を供与する無償資金協力。 ⒁食糧援助：食糧援助規約に基づき、食糧不足に直面している開発途上国に対し、穀物（コメ、小麦、トウモロコシ等）等を購入するために必要な資金を供与する無償資金協力。 ⒂貧困農民支援：開発途上国の食糧自給のための自助努力を支援するため、農業機械、肥料等を購入するために必要な資金を供与する無償資金協力。

イ．技術協力等

（単位：百万円）

省庁	事業名（予算額）	事業の概要
警察庁	アジア・太平洋薬物取締会議　（27）	アジア・太平洋地域を中心とする諸国を招へいして、各国の薬物情勢、薬物事犯の捜査手法および国際協力に関する討議を行い、薬物取締りに関する国際的なネットワークの構築・強化を図る。
金融庁	（22）	新興市場国の金融行政担当者を対象として、金融市場全般にわたる制度や経験を紹介し、新興市場国の人材育成を図る金融行政研修を行う。
総務省	（578）	⑴情報通信分野における諸外国との政策対話、民間団体等が実施する国際協力事業（国際番組ライブラリー運用）に対する助成および研究者交流等を行う。 ⑵政府統計職員に対する研修を通じたアジア太平洋地域の開発途上国の統計能力の強化等を目的として設立されたアジア太平洋統計研修所（SIAP）に対し、日本は、招請国政府として、同研修所における研修の実施に関する協力を行う。 ⑶アジア・太平洋電気通信共同体（APT）を通じて、アジア太平洋電気通信網高度化に対する支援、アジア・太平洋IT研究者・技術者育成支援、デジタル・ディバイド解消のためのパイロットプロジェクト支援およびアジア太平洋地域におけるブロードバンド普及に向けた環境整備支援を行う。
法務省	（236）	⑴東南アジア諸国の出入国管理制度の向上に協力するため出入国管理セミナーを開催し、また、外国人研修生等の入国・在留手続を支援するための事業経費に対して補助を行っている。 ⑵アジア・太平洋地域諸国等の刑事司法関係等の実務家を対象とした研修、セミナーを開催するとともに、犯罪防止と犯罪者処遇に関する調査研究等を実施する。 ⑶アジア諸国の法制度整備を支援するため、基本法令の起草、制定された法令を運用する司法関係機関の制度整備、法曹実務家の人材育成を目的とした研修、セミナーを開催するとともに、法制度整備支援推進に必要な日本国内における人材育成等の体制強化、アジア・太平洋地域の法制度の比較研究等を実施する。
外務省	JICAを通じて行う技術協力の予算（147,986）	⑴条約その他国際約束に基づく技術協力：開発途上国が経済・社会面において自立的・継続的に発展できるよう、開発途上国の開発の担い手である人材育成、日本の技術や経験の移転、開発の障害となっている課題の解決に必要な各種制度や組織の整備・構築等を行うもの。 具体的には、開発途上国の国づくりの担い手となる開発途上国の行政官、技術者等を日本や第三国等に受け入れ、多岐にわたる分野で専門知識や技術を伝える「研修員受入事業」や日本等の行政官や技術者を開発途上国へ派遣し、開発途上国の政府機関等に対して、開発計画の立案、調査、研究開発、教育・訓練、普及活動、助言、指導等を行う「専門家派遣事業」、また前記に必要な「機材供与事業」等を有機的に組み合わせて実施している。 ⑵ボランティア派遣：国民参加型事業として開発途上国の社会経済の発展に貢献したいと志望するボランティア精神に富んだ人々を開発途上国に派遣し、現地の人々と生活を共にしながら、自らの知識と経験を伝える草の根レベルの技術協力。20歳から39歳までの「青年海外協力隊」と40歳から69歳までの「シニア海外ボランティア」が柱。 ⑶人材養成確保：技術協力等の実施に必要な専門家等の人員の確保および養成並びに前記事業の推進に必要な調査研究や情報提供を行うもの。 ⑷国民参加型協力：我が国NGO・地方自治体等による国際協力の拡大・促進のため、草の根技術協力事業、開発教育支援事業等を実施。 ⑸開発計画調査型技術協力：政策立案または公共事業計画策定支援にかかわる調査であって、原則、日本の資金協力を必ずしも想定しないもの。 ⑹災害援助等協力：海外の地域、特に開発途上地域における大規模な災害に対し、被災国政府または国際機関の要請に応じ、国際緊急援助隊の派遣および緊急援助物資の供与を行い、国際協力の推進に寄与する。 ⑺国・課題別事業計画（案件形成等）：案件形成準備段階の機動性・迅速性を確保するとともに、3スキームの相乗効果を発現するために、協力プログラムの形成と、個別案件の発掘・形成および妥当性・有効性・効率性等の確認を行う。また、地域別・国別の援助の実施方針や特定の開発課題に関する援助方針／アプローチ等を検討するため、当該地域・国や当該開発課題にかかわる基礎情報を収集・分析する。 ⑻事業評価：特定のセクター等に関する横断的な視点から、過去に行われた案件の評価を行い、今後の協力に対する提言・教訓とする。 ⑼その他：海外移住者に対する援助および指導等を実施するもの。
	NGO事業補助金（32）	NGOの事業実施能力や専門性の向上を主な目的として、NGOが開発途上国において実施する経済社会プロジェクトに関連し、プロジェクトの形成、プロジェクト実施後の評価、および研修会や講習会等を実施することに対し支援するもの。

（単位：百万円）

省庁	事業名（予算額）	事業の概要
外務省	（独立行政法人）国際交流基金運営費交付金 (6,316)	独立行政法人国際交流基金は、日本に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、および文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに日本の調和ある対外関係の維持および発展に寄与するため、国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行っている。
	その他 (55,943)	⑴効率的・効果的援助を実施するための政策協議の実施および国別援助計画の策定、現地ODAタスクフォースの機能強化、⑵援助の有効性等を検証し、効率的・効果的援助の実施に役立てるための評価、⑶ODAを実施するために必要な行政的諸経費の計上等を行っている。
	総額 210,277	
財務省	財政経済に関する技術協力に必要な経費等 (39,577)	⑴開発途上国現地および日本国内においてセミナーを開催する。 ⑵開発途上国へ専門家を派遣する。 ⑶開発途上国から実務研究員を受け入れる。 ⑷開発途上国の経済事情や経済政策の実情に関する研究を行う。 ⑸円借款事業の案件形成や円借款事業に附帯する技術支援等を実施する（JICA有償勘定技術支援）。
文部科学省（日本学生支援機構を含む）	留学生交流の推進 (31,148)	日本においては、これまで1983年に策定された「留学生受入れ10万人計画」等に基づき留学生交流の推進に努めてきた。その結果、日本で学ぶ留学生の数は、「10万人計画」が策定された1983年当時1万人であったが、2003年には約11万人となって目標の「10万人」を超えたところであり、2009年5月には約13万3千人となっている。現在、2020年をめどに留学生受入れ30万人を目指す「留学生30万人計画」を推進している。 （施策例） ・国費留学生の受入れ：開発途上国を中心に世界各国より前途有望な青年を日本に招へいし、高等教育機関で教育や研究を行わせる事業を実施。 ・私費外国人留学生等への援助：日本の高等教育機関に在籍する私費外国人留学生および日本語教育機関に在籍する就学生を支援するため学習奨励費の給付を実施。
	その他 (1,956)	外国人に対する日本語教育、教育、文化、スポーツ等の各分野で開発途上国からの研究者等の受入れ・開発途上国への専門家派遣等の各種事業や国際機関を通じて協力。
	総額 33,104	
厚生労働省	(1,476)	⑴開発途上国等の保健医療・社会福祉分野の人材育成、水道分野の調査企画等を実施。 ⑵結核対策国際協力事業、ポリオ根絶計画および麻疹根絶計画の推進、ハンセン病国際研究協力の推進、障害者リハビリテーション事業に係る国際協力の推進および開発途上国特有の疾病等に関する臨床研究等の事業を実施。 ⑶技能実習制度の適正かつ円滑な推進。 ⑷外国人研修生受入れ企業等への指導援助等を実施。 ⑸職業能力開発総合大学校への国費留学生の受入れ。開発途上国における適正な技能評価のための制度づくりへの支援。 ⑹東南アジア諸国連合（ASEAN）、アジア太平洋地域技能就業能力計画（SKILLS-AP）、アジア太平洋経済協力（APEC）等への支援。
農林水産省	(1,944)	世界の食料安全保障への貢献や、開発途上地域における農林水産業および農山漁村の振興等を図るため、⑴世界の食料生産の拡大や投資の促進、⑵気候変動等地球的規模の課題の解決に向けた支援、⑶海外の森林保全・造成と持続可能な森林経営の推進、⑷関係諸国との協調による海外漁場の確保および漁業協定の円滑な推進という枠組みに関する事業を実施する。
経済産業省	海外開発計画調査 (1,995)	鉱工業の開発は、開発途上国の経済発展の基盤であり、鉱工業の開発調査は、こうした鉱工業開発の第一段階として、開発途上国における「開発計画の策定」、「プロジェクトの実施計画の策定」に対し、専門家からなる調査団を派遣し、現地調査や国内作業を通じて、その開発計画の推進に寄与する報告書あるいは設計書を作成する事業。
	共同資源開発基礎調査事業 (1,228)	石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）等を通じ、資源を保有する開発途上国における資源開発調査（地質調査、物理探査、地化学探査、ボーリング調査等）に係る技術協力を行う。2009年度は、9か国17地域において調査を実施。
	地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業 (1,573)	途上国における産業・物流インフラの整備を促進するため、また、レアメタル等資源権益確保を図るため、省エネルギー化等我が国の優れた技術・ノウハウを活用する円借款や民活プロジェクトの迅速な形成を促進する調査等を実施。
	経済産業人材育成支援事業 (3,641)	民間ベースによる開発途上国からの経済産業技術研修生の受入れ、開発途上国の産業人材育成、産業技術向上等に資する指導・助言を行う専門家の派遣、および、将来、開発途上国の経済成長を支える産業人材となりうる留学生への支援を行い、開発途上国の経済発展に寄与する事業。2009年度は3,300名の研修生受入れ、217名の専門家派遣、約300名の留学生の企業社員寮への入居を実施。

（単位：百万円）

省庁	事業名（予算額）	事業の概要
経済産業省	研究協力推進事業（600）	開発途上国の研究開発能力だけでは解決困難な、開発途上国に固有な技術開発課題（技術ニーズ）について、既存技術の移転を目的とした技術協力ではなく、日本の技術力、研究開発能力を活用しつつ、一貫した研究協力を必要に応じて関係諸国と共同して実施する。具体的には、現地にプラント等研究設備を設置して相手国の研究機関と共同で運転研究、分析等を行う。2009年度は、15テーマの研究協力を実施。
	独立行政法人日本貿易振興機構運営費交付金（7,084）	日本貿易振興機構（JETRO）は、日本の貿易の拡大、諸外国との円滑な通商経済関係の発展、経済協力の促進に寄与するため、開発途上国を対象とした貿易投資取引の機会提供に向けた活動、貿易投資円滑化のための基盤的活動および開発途上国経済研究活動を実施。
	その他（19,905）	貿易投資の環境整備を推進するための専門家派遣等事業や日本の有する省エネルギー等の技術の開発途上国における普及を図るための実証事業等の諸事業を実施。
	総額　36,026	
国土交通省	（348）	国土交通省が行う各分野（国土政策、交通、社会資本整備等）において⑴開発途上国の経済活性化のための支援、⑵人材育成・国際交流の推進、⑶国際協力・交流企画の推進、⑷環境・安全に係る国際協力の推進、⑸環境技術の普及を通じた持続可能な都市の整備への支援、⑹根幹的インフラ整備促進を通じたアジア地域の連携強化、⑺生活を支えるインフラ整備の促進による後発途上国等の成長加速化、等の技術協力を実施する。
環境省	（2,195）	⑴地球環境の保全：荒廃地回復技術の移転手法およびモニタリング・評価手法の確立に向けた検討調査、クリーンアジア・イニシアティブ推進、クリーンアジア実現のための東アジア大気汚染防止戦略検討調査 ⑵大気・水・土壌環境等の保全：有害大気汚染物質等対策推進費（うち、アジア諸国における石綿対策技術支援事業）、アジア等における持続的水環境改善支援事業費（うち、アジア水環境パートナーシップ事業（第２期）、アフリカにおける水環境改善事業） ⑶廃棄物・リサイクル対策の推進：アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業 ⑷温暖化対策：京都メカニズムを利用した途上国等における公害対策等と温暖化対策のコベネフィット実現支援等事業 等を実施する。

ウ．債務削減等

（単位：百万円）

省庁	事業名（予算額）	事業の概要
経済産業省	貿易再保険特別会計への繰入（1,600）	重債務貧困国等に対する債務削減措置の実施に伴う財政措置として貿易再保険特別会計への資本繰入れを実施。

⑵国際機関への出資・拠出（出資、拠出、分担金（ただしODA分））

（単位：百万円）

省庁	事業名（予算額）	事業の概要
金融庁	政府開発援助経済協力開発機構（OECD）等拠出金 (97)	経済協力開発機構、保険監督者国際機構並びに証券監督者国際機構による新興市場国向けの技術支援プロジェクトおよびプログラムの策定、実施を促進するために必要な資金を拠出するもの。
総務省	拠出金・分担金 (195)	国際電気通信連合（ITU）、万国郵便連合（UPU）に対する分担金および東南アジア諸国連合（ASEAN）に対する拠出金。
外務省	国際連合（UN）分担金 (4,753) 国際連合平和維持活動（PKO）分担金 (1,734)	国際連合は、⑴国際の平和と安全を維持すること、⑵諸国間の友好関係を深めること、⑶国家間の経済・社会・文化および人道的諸問題を解決し、人権および基本的自由の尊重を奨励することについて国際協力を達成すること、⑷これらの共通の目的を達成しようとする国々の活動を調和する中心となること、を目的とした諸活動を行っている。
	人間の安全保障基金拠出金（UNへの拠出金） (1,238)	人間一人ひとりに着目する人間の安全保障の視点に立って、現在の国際社会が直面する貧困、環境破壊、紛争、地雷、難民問題、麻薬、HIV/エイズ等感染症などの人間の生存、生活、尊厳を脅かす多様な脅威に取り組む国連関係国際機関のプロジェクトを、国連に設置した人間の安全保障基金を通じて支援する。
	国連食糧農業機関（FAO）分担金 (4,101)	国連食糧農業機関は、世界の食料問題の改善等を目的として設立された国連専門機関であり、基礎資料の収集、調査研究、各国への政策助言等を行うほか、世界各地で技術協力プロジェクトを実施している。
	国連教育科学文化機関（UNESCO）分担金 (1,187)	国連教育科学文化機関は、正義、法の支配、人権、および基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育、科学、文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、世界の安全と平和に寄与することを目的とし、各分野における国家間の協力および国際的な知的交流の促進、開発途上国の支援事業を実施している。
	国連工業開発機関（UNIDO）分担金 (2,129)	国連工業開発機関は、開発途上国における工業開発の促進および加速を図るため、種々の技術協力等、関連事業を自ら行うとともに、その分野における国連の活動を調整する機関である。
	国連世界食糧計画（WFP）拠出金 (618)	国連世界食糧計画は、飢餓と貧困の撲滅を使命として、主として食料援助を通じた経済社会開発および自然災害や人為的災害による被災者、難民・国内避難民等に対する緊急支援を行っている。
	国連児童基金（UNICEF）拠出金 (1,474)	国連児童基金は、保健分野を中心に母子の栄養改善、飲料水供給、教育等児童に関する長期的援助および自然災害や紛争に伴う緊急援助を行っている。援助対象国は国連加盟国のみならず、世界の開発途上国ほぼ全域に及んでいる。
	国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）拠出金 (5,261)	国連難民高等弁務官事務所は、⑴世界各地の難民に対する国際的保護の付与、⑵難民等に対する水、食糧、住居の提供等の生活支援、⑶難民問題の恒久的解決（本国への自発的帰還、現地定住、第三国定住）、⑷難民保護のための条約の各国による締結の促進を実施している。
	国連人口基金（UNFPA）拠出金 (2,485)	国連人口基金は、開発途上国における家族計画、リプロダクティブ・ヘルス、国勢調査等の人口にかかわる活動に対し資金援助等を行っている。地域別には世界人口の約6割を占めるアジア太平洋地域および人口増加に苦しむアフリカ地域に重点的資金配分を実施。
	国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）拠出金 (179)	国連パレスチナ難民救済事業機関は、各国政府・多国間機関等から提供された任意拠出金によって、パレスチナ難民に対する教育、医療・保健および救済（食糧支援、住宅改善支援等）、福祉（助成対策プログラムの実施、公民館の運営等）、小規模金融、小規模企業活動支援等のサービスを実施している。
	環境問題拠出金 (4,031)	国連環境計画（UNEP）をはじめとする国連内外の環境関連国際機関および環境関連条約等が、地球環境の様々な面でのモニタリング、調査、技術支援、条約の実施や遵守の促進にかかわるプロジェクト等を実施しており、これを支援している。
	国連開発計画（UNDP）拠出金 (7,222)	国連開発計画は、国連システムにおける開発分野の中核的調整機関および最大規模の資金供与機関として、貧困削減、民主的ガバナンス、危機予防と復興、環境とエネルギーの4分野に活動の重点を置いて、開発途上国の持続可能な開発を多角的に支援している。日本は、コア・ファンドへの拠出、特定の目的に沿った各種の特別基金の設置・拠出、無償資金協力によるUNDP経由の事業実施のほか、補正予算等を通じてUNDPに資金拠出し、開発途上国への支援を実施している。
	国際原子力機関（IAEA）拠出金 (1,284)	国際原子力機関では技術協力基金等を設立し、開発途上国の要請に基づき原子力物理学、原子力工学および技術、核物質の探鉱、採鉱および処理、原子力安全、農業、医療、工業等における放射線等利用の各分野で専門家派遣、機材供与、研修員受入れ、並びに核セキュリティ強化等の支援を行っている。

（単位：百万円）

省庁	事業名（予算額）	事業の概要
外務省	国際農業研究協議グループ（CGIAR）拠出金 (442)	国際農業研究協議グループは、開発途上国における農林水産業の生産性の改善に貢献するための技術の開発・普及を目標とし、世界各地に所在する15の研究機関がネットワークを構築して質の高い基礎・戦略研究を実施している。
	赤十字国際委員会（ICRC）拠出金 (293)	赤十字国際委員会は、赤十字の基本原則（人道・公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性）にのっとり、保護（ジュネーブ諸条約等国際人道法の遵守推進を通じた文民や捕虜等の保護）、救援（紛争犠牲者に対する医療・水・食糧・非食糧物資分野の支援）、予防（国際人道法の普及）等を行っている。
	世界エイズ・結核・マラリア対策基金拠出金 (6,002)	世界エイズ・結核・マラリア対策基金は、開発途上国等に対して三大感染症（エイズ、結核、マラリア）の予防、治療、ケア・サポートのための資金提供を行い、受益国による三大感染症対策の促進を支援している。また、これらを通じ保健システム強化や母子保健にも貢献している。
	その他 (7,706)	開発援助に関係する国連機関やその他の国際機関に対して様々な分担金、拠出金を拠出している。
	総額* 52,138	
財務省	国際開発協会（IDA）出資金 (120,898)	国際開発協会（IDA）は、市場の条件で借入れを行うことがほとんど、もしくは全くできない世界の最貧国に対して、無利子の長期融資と贈与を提供している。
	国際復興開発銀行（IBRD）・国際開発協会拠出金 (9,926)	国際復興開発銀行（IBRD）は、中所得国および信用力のある貧困国に融資、保証、および分析・助言サービスなどの非融資業務を提供し、持続可能な開発を推進することで、これらの国の貧困を削減することを目的としている。本拠出金は、IBRD・IDA本体の融資による支援を補完し、小規模な貧困削減プロジェクトや政策改善のための技術援助、人材育成等を支援している。
	地球環境ファシリティ（GEF）信託基金拠出金 (14,030)	開発途上国における地球環境の保全・改善への取組を支援することを目的とした多国間資金メカニズム。⑴気候変動対策、⑵生物多様性の保護、⑶国際水域汚染防止、⑷オゾン層の保護、⑸土地劣化防止、⑹残留性有機汚染物質（POPs）対策の6分野を支援。
	気候投資基金（CIF）拠出金 (82,400)	開発途上国の気候変動問題への取組を支援するため、国際復興開発銀行（IBRD）に設立された多国間基金。温室効果ガス削減に資するプロジェクト、適応対策や森林保全、再生可能エネルギー分野の支援を実施（見込み額）。
	国際金融公社（IFC）拠出金 (752)	国際金融公社（IFC）は、開発途上国の民間企業に対する融資・出資を通じて、開発途上国における持続可能な民間部門投資を促進し、貧困削減と生活水準向上を支援することを主な目的としている。本拠出金は、IFC本部の融資・出資による支援を補完し、開発途上国の企業家が質の高い事業計画を作成できるよう、計画作成の手助けや民間企業の設立支援等の技術支援活動を推進している。
	アジア開発銀行（ADB）拠出金 (7,917)	アジア開発銀行（ADB）は、包括的経済成長、環境に配慮した持続可能な成長および地域統合の促進等を通して、アジア太平洋地域の開発途上国の貧困削減に必要な支援を行っている。本拠出金は、ADB本体の融資による支援を補完し、小規模な貧困削減プロジェクトや途上国の能力開発等を支援している。
	アジア開発銀行（ADB）出資金 (10,016)	アジア開発銀行（ADB）は、包括的経済成長、環境に配慮した持続可能な成長および地域統合の促進等を通して、アジア太平洋地域の開発途上国の貧困削減に必要な支援を行っている。
	アジア開発基金（ADF）拠出金 (44,002)	アジア開発基金（ADF）は、アジア太平洋地域の開発途上国への緩和された条件での融資等を主要業務としている。
	米州開発銀行（IDB）拠出金 (564)	米州開発銀行（IDB）は、中所得国を中心とした中南米・カリブ海諸国に対し、準商業条件で貸付等を行うことを主たる業務としている。本拠出金は、IDB本体の融資による支援を補完し、小規模な貧困削減プロジェクト、技術協力プロジェクト等に対して資金提供を行っている。
	多国間投資基金（MIF）拠出金 (1,258)	多国間投資基金（MIF）は、米州開発銀行（IDB）内に設けられた基金であり、中南米諸国における民間部門開発や投資促進を図るため、主に零細・小企業等に対して無償の技術支援および投融資等を行っている。
	アフリカ開発銀行（AfDB）拠出金 (194)	アフリカ開発銀行（AfDB）は、アフリカ地域の経済・社会開発に寄与することを目的として準商業条件で貸付を行うことを主たる業務としている。本拠出金はAfDB本体の融資による支援を補完し、加盟国の民間セクター支援を目的として、政府、地方政府、企業協会、公・民間企業に対し、技術支援等を行っている。
	アフリカ開発基金（AfDF）出資金 (21,494)	アフリカ開発基金（AfDF）は、アフリカ地域の開発途上国への緩和された条件での融資等を主要業務としている。
	欧州復興開発銀行（EBRD）拠出金 (53)	欧州復興開発銀行（EBRD）は、中東欧旧ソ連等諸国の開放された市場指向型経済への移行や、民間および企業家の自発的活動を促進することを支援する機関である。本拠出金はEBRD本体の融資・出資による支援を補完し、EBRDの技術協力活動を支援している。

（単位：百万円）

省庁	事業名 （予算額）	事業の概要
財務省	その他拠出金 （4,471）	開発途上国に対する金融・税制・関税等にかかわる技術支援や債務救済等のための拠出金。国際通貨基金（IMF）、関税協力理事会（WCO）、経済協力開発機構（OECD）、アジア太平洋経済協力（APEC）、東南アジア諸国連合（ASEAN）等がある。
	総額　317,975	
文部科学省	分担金等 （29）	文化財保存修復研究国際センター（ICCROM）分担金、世界知的所有権機関（WIPO）事務局分担金および拠出金により、関係事業の推進を図っている。
厚生労働省	世界保健機関（WHO）分担金 （5,516）	世界保健機関（WHO）は、世界のすべての人々ができる限り高い水準の健康に到達することを目的として設立された国連の専門機関である。
	世界保健機関等拠出金 （1,366）	国際保健分野における様々な課題の解決等に貢献することを目的として、WHOの推進する感染症対策等の事業に対して、また世界エイズ対策を推進する国連合同エイズ計画（UNAIDS）に対して、任意による資金の拠出を行っている。
	国際労働機関（ILO）分担金等 （883）	国際労働機関（ILO）に対する分担金の拠出。ILOが企画した労働分野における技術協力プログラムおよびアジア太平洋地域技能就業能力計画（SKILLS-AP）に対する拠出金。
	総額　7,765	
農林水産省	拠出金等 （2,012）	開発途上国の持続可能な農林水産業・農山漁村開発等を通じ、世界の食料安全保障への貢献および気候変動や越境性疾病等の地球的規模の課題の解決に資するため、国連食糧農業機関（FAO）、国連世界食糧計画（WFP）、国際熱帯木材機関（ITTO）、東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC）、メコン河委員会（MRC）、国際水管理研究所（IWMI）、国際農業研究協議グループ（CGIAR）傘下機関、アセアン事務局（ASEAN）、国際獣疫事務局（OIE）、規格および通商開発機構（STDF）等の行うプロジェクトに対する拠出等を実施する。
経済産業省	拠出金等 （1,661）	国連工業開発機関（UNIDO）、ASEAN貿易投資観光促進センター、日アセアン経済産業協力委員会、アジア太平洋経済協力（APEC）事務局、APECビジネス諮問委員会、世界知的所有権機関（WIPO）事務局、国際エネルギー機関（IEA）、国際再生可能エネルギー機関に対する拠出金、分担金。
国土交通省	拠出金等 （124）	観光や気象等運輸分野の開発や技術協力に関係する国際機関（ASEAN貿易投資観光促進センター、世界気象機関）に対して分担金や拠出金を拠出する。
環境省	拠出金等 （1,311）	国連環境計画（UNEP）、国連環境計画国際環境技術センター（UNEP-IETC）、国連環境計画アジア太平洋地域事務所（UNEP-ROAP）、国連地域開発センター（UNCRD）、国際自然保護連合（IUCN）、国際湿地保全連合（WI）に対する拠出金、分担金。

※　四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

2．借款等

（単位：百万円）

省庁	事業名 （予算額）	事業の概要
外務省	開発投融資 （30）	国際協力機構（JICA）を通じて行う融資または出資であり、開発途上地域等において、地域の社会開発、農林業および鉱工業の開発に寄与する開発事業を行う本邦民間企業に対して、必要な資金をソフトな条件で供給してきたが、2001年12月の特殊法人等整理合理化計画に基づき、開発投融資事業は廃止されており、2003年度以降は既に承諾済みの案件に限って融資を行っている。
財務省（注）	円借款および海外投融資 （891,000）	開発途上地域の経済および社会の開発または経済の安定に寄与するため、JICAを通じ、金利、償還期間等について緩やかな条件を付して資金を貸し付けるものである。 （注）JICAの有償資金協力業務は、一般会計出資金、財政投融資資金および自己資金等を財源として行われる。
農林水産省	海外漁業協力事業資金融資 （10,801）	海外漁業協力の円滑な促進および漁場の確保を通じた日本漁業の安定的な発展に資することを目的として、本邦法人等が海外漁業協力を実施するのに必要な資金（相手国において行う開発可能性調査およびその他の技術協力、合弁により海外漁業協力事業を行うための相手国の現地法人に対する出資および設備資金等の貸付け）に対して、財団法人海外漁業協力財団（OFCF）により、その投資に必要な資金を融資するものである。

第2章 日本の政府開発援助実績

第１節 開発途上国への資金の流れ

図表Ⅳ-11 日本から開発途上国への資金の流れ

（支出純額ベース、単位:百万ドル、%）

項目＼暦年			2008年	2009年	対前年伸び率
政府開発援助	二国間	贈与	7,839	5,406	-31.0
		無償資金協力	4,781	2,212	-53.7
		技術協力	3,058	3,195	4.5
		政府貸付等	-900	675	—
		計	6,939	6,081	-12.4
	国際機関に対する出資・拠出等		2,781	3,472	24.8
	(政府開発援助) 計		9,720	9,553	-1.7
	(対GNI比(%))		(0.19)	(0.18)	—
その他政府資金	輸出信用（1年超）		-548	-654	—
	直接投資金融等		-273	10,502	—
	国際機関への融資等		594	1,554	161.4
	(OOF) 計		-226	11,402	—
民間資金	輸出信用（1年超）		-5,644	-7,510	—
	直接投資		54,164	39,000	-28.0
	その他二国間証券投資等		3,156	4,016	27.2
	国際機関に対する融資等		-1,065	1,987	—
	(PF) 計		50,611	37,493	-25.9
民間非営利団体による贈与			452	533	18.1
資金の流れ総計			60,556	58.981	-2.6
(対GNI比(%))			(1.20)	(1.13)	—
国民総所得（GNI）（億ドル）			50,421	52,231	3.6

＊1 換算率：2008年＝103.50円／ドル、2009年＝93.4円／ドル(いずれもDAC指定レート)。
＊2 四捨五入の関係上、合計に不一致あり。
＊3 東欧および卒業国向け援助を含む。

参考：技術協力に行政経費、NGO事業補助および開発啓発などを含まない場合の実績は下記のとおり。

（東欧および卒業国向け援助を除く、DAC報告ベース、単位:百万ドル、%）

項目＼暦年		2008年	2009年	対前年伸び率
贈与		7,763.6	5,327.3	-31.4
	うち技術協力	1,950.1	2,299.8	17.9

第２節 二国間政府開発援助の所得グループ別実績

図表Ⅳ-12 二国間政府開発援助の所得グループ別実績（DAC分類）

（支出純額ベース、単位:百万ドル、%）

受取国グループ	2008年	2009年	供与相手国数（2009年）
ＬＤＣｓ	1,418.2（20.8）	1,730.4（28.8）	49
ＬＩＣｓ	761.0（11.2）	1,533.2（25.5）	11
ＬＭＩＣｓ	1,885.3（27.6）	621.6（10.4）	46
ＵＭＩＣｓ	565.4（8.3）	395.2（6.6）	35
ＨＩＣｓ	1.2（0.0）	1.8（0.0）	4
分類不能	2,192.1（32.1）	1,719.1（28.6）	
合計	6,823.2（100.0）	6,001.2（100.0）	

（東欧および卒業国向けを除く）

＊１ 後発開発途上国（LDCs:Least Developed Countries）。国連開発政策委員会（CDP：UN Committee for Development Policy）が設定した基準（下表）に基づき、国連経済社会理事会の審議を経て、国連総会の決議により認定された国のこと。なお、LDCとしての認定には、当該国の同意を条件とする。

人口	2000～2002年の1人当たりGNI平均	HAI（※1）	EVI（※2）
7,500万人以上	745ドル以下	58未満	42超過

（※1）HAI（Human Asset Index）：人的資源開発の程度を表すためにCDPが設定した指標で、①必要最低限量に占める1人当たり平均カロリー消費量の割合、②5歳以下乳幼児死亡率、③教育水準（成人識字率、中等教育就学率）を指標化したもの。
（※2）EVI（Economic Vulnerability Index）：経済的な脆弱性を表すためにCDPが設定した指標で、①輸出集中度、②輸出による所得の不安定度、③農業生産の不安定度、④GDPに対する製造業・サービス業の比率、⑤人口規模、⑥自然災害により影響を受ける人口の割合を、指標化したもの。

＊２ 低所得国（LICs：Low Income Countries）。2007年の国民1人当たりのGNIが935ドル以下の国・地域（世銀アトラスベース）。2009年実績では11か国・地域。

＊３ 低中所得国（LMICs：Lower Middle Income Countries）。2007年の国民1人当たりのGNIが936ドル以上 3,705ドル以下の国・地域（世銀アトラスベース）。2009年実績では46か国・地域。

＊４ 高中所得国（UMICs：Upper Middle Income Countries）。2007年の国民1人当たりのGNIが3,706ドル以上 1万1,455ドル以下の国・地域（世銀アトラスベース）。2009年実績では35か国・地域。

＊５ 高所得国（HICs：High Income Countries）。2007年の国民1人当たりのGNIが1万1,456ドル以上の国・地域（世銀アトラスベース）。2009年実績では4か国・地域。

出典：世銀アトラス、2010年DAC議長報告

図表Ⅳ-13　二国間政府開発援助と後発開発途上国（LDCs）向け援助額および贈与額の比較

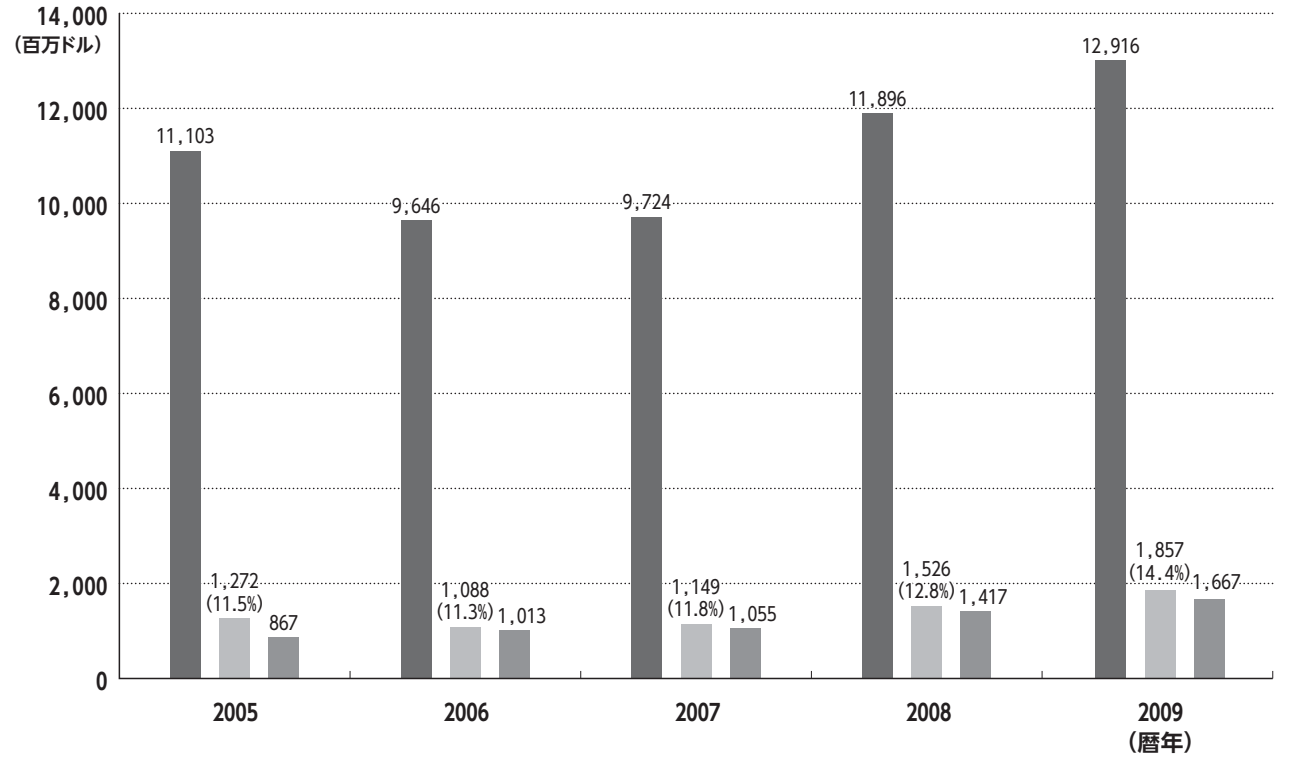

＊1　債務救済を除く。
＊2　東欧および卒業国向け援助を除く。
＊3　支出総額ベース。

第３節 国別実績

図表Ⅳ-14 二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

形態 / 国または地域名	政府開発援助(2009年)							合計
	贈与				政府貸付等			
	無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力	計	貸付実行額	回収額	計	
ア　ジ　ア	596.90	119.56	961.54	1,558.44	6,240.46	5,580.86	659.60	2,218.05
東アジア	279.18	36.56	780.43	1,059.60	4,458.78	4,384.55	74.23	1,133.83
北東アジア	48.59	6.36	365.42	414.01	940.80	1,122.69	-181.89	232.12
※韓　国			64.19	64.19		48.99	-48.99	15.21
中　国	14.02	0.35	283.03	297.05	902.91	1,058.00	-155.09	141.96
※[香　港]			0.28	0.28				0.28
※[マカオ]								
モンゴル	34.57	6.01	17.92	52.49	37.89	15.70	22.19	74.68
東南アジア	230.39	30.00	406.97	637.36	3,517.97	3,261.85	256.12	893.48
(ASEAN)	225.32	30.00	400.16	625.48	3,517.97	3,261.85	256.12	881.60
インドネシア	27.26	0.68	88.14	115.41	1,300.49	1,928.69	-628.20	-512.79
カンボジア	59.40	0.06	48.14	107.54	20.94	0.99	19.94	127.49
※シンガポール			1.61	1.61				1.61
タ　イ	3.71	1.28	48.30	52.01	63.31	265.64	-202.33	-150.31
東ティモール	5.07		6.81	11.88				11.88
フィリピン	40.72	14.26	48.81	89.53	595.13	693.02	-97.89	-8.36
※ブルネイ			0.19	0.19				0.19
ベトナム	22.82		86.24	109.07	1,305.05	222.76	1082.29	1191.36
マレーシア	5.00		25.03	30.03	210.48	148.73	61.75	91.78
ミャンマー	24.50	13.71	23.77	48.28				48.28
ラオス	41.90		29.91	71.81	22.59	2.04	20.55	92.36
東アジアの複数国向け	0.20	0.20	8.04	8.24				8.24
南アジア	246.41	58.20	130.68	377.09	1,595.94	1,129.85	466.08	843.18
インド	4.50	2.19	27.97	32.47	1,191.72	707.18	484.54	517.01
スリランカ	31.94	5.94	23.46	55.40	295.76	259.53	36.23	91.62
ネパール	34.37	1.93	20.46	54.82	0.10	9.64	-9.55	45.28
パキスタン	116.15	38.40	15.62	131.77	38.68	39.02	-0.34	131.43
バングラデシュ	36.96	9.74	31.25	68.21	60.36	114.48	-54.12	14.09
ブータン	12.63		7.71	20.33	3.59		3.59	23.92
モルディブ	9.87		2.38	12.25	5.73		5.73	17.99
南アジアの複数国向け			1.84	1.84				1.84
中央アジア・コーカサス	55.09	8.58	38.17	93.26	185.75	66.44	119.31	212.56
アゼルバイジャン	7.82		0.58	8.40	0.04	10.48	-10.43	-2.03
アルメニア	1.30		1.64	2.94	98.53	2.76	95.76	98.70
ウズベキスタン	3.34		11.66	14.99	26.93	21.51	5.41	20.41
カザフスタン	0.57		4.94	5.51	57.87	26.25	31.62	37.13
キルギス	5.54		10.14	15.68	2.39	0.32	2.07	17.75
グルジア	14.06	0.55	1.03	15.09		2.78	-2.78	12.31
タジキスタン	22.45	8.03	3.79	26.24				26.24

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

形態 / 国または地域名	政府開発援助(2009年)							合計
	贈与				政府貸付等			
	無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力	計	貸付実行額	回収額	計	
トルクメニスタン			1.15	1.15		2.34	-2.34	-1.19
中央アジア・コーカサスの複数国向け			3.24	3.24				3.24
アジアの複数国向け	16.22	16.22	12.27	28.49		0.01	-0.01	28.47
中東	315.92	158.59	139.73	455.65	729.42	684.40	45.02	500.67
アフガニスタン	141.65	114.45	28.90	170.54				170.54
※アラブ首長国連邦			0.06	0.06				0.06
アルジェリア			1.39	1.39	0.47		0.47	1.86
イエメン	33.92	5.98	5.06	38.98		1.77	-1.77	37.21
※イスラエル	0.36	0.05	0.21	0.57				0.57
イラク	3.11	0.05	8.22	11.33	16.79		16.79	28.12
イラン	2.79	2.66	6.37	9.15		26.56	-26.56	-17.41
エジプト	23.55		22.75	46.30	107.42	172.53	-65.11	-18.81
オマーン			0.70	0.70				0.70
※カタール			0.02	0.02				0.02
※クウェート			0.09	0.09				0.09
※サウジアラビア			4.57	4.57				4.57
シリア	10.28	4.16	12.23	22.50		76.96	-76.96	-54.45
チュニジア	0.19		5.97	6.15	76.41	68.15	8.26	14.41
トルコ	1.80		8.29	10.10	388.24	187.59	200.65	210.75
※バーレーン			0.05	0.05				0.05
[パレスチナ自治区]	62.61	31.17	14.08	76.69				76.69
モロッコ	4.77		8.12	12.88	125.79	40.75	85.05	97.93
ヨルダン	30.29		10.84	41.13	4.05	102.56	-98.51	-57.37
リビア			0.08	0.08				0.08
レバノン	0.54		0.21	0.75	10.24	7.54	2.71	3.46
中東の複数国向け	0.06	0.06	1.51	1.58				1.58
アフリカ	1,012.13	349.65	331.11	1,343.24	212.78	152.79	59.98	1,403.22
	(943.79)	(349.65)	(331.11)	(1,274.90)	(212.78)	(87.32)	125.46	1400.37
アンゴラ	3.37	1.00	3.39	6.76				6.76
ウガンダ	23.16	11.75	24.24	47.40	6.64		6.64	54.05
エチオピア	80.79	34.34	16.98	97.76				97.76
エリトリア	7.22	1.50	1.56	8.78				8.78
ガーナ	44.93	0.45	19.87	64.80				64.80
カーボヴェルデ	14.63		1.75	16.38	1.49		1.49	17.87
ガボン	0.13		4.85	4.97		4.89	-4.89	0.08
カメルーン	4.30	0.53	3.81	8.11				8.11
ガンビア	10.48		0.91	11.39				11.39
ギニア	16.35	2.02	1.85	18.20				18.20
ギニアビサウ	8.69	4.21	0.74	9.43				9.43
ケニア	59.53	24.85	24.81	84.34	22.31	72.99	-50.68	33.66
コートジボワール	9.38	3.00	1.01	10.39				10.39
コモロ	5.11		0.20	5.30				5.30

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

形態 / 国または地域名	政府開発援助(2009年)							
	贈与				政府貸付等			合計
	無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力	計	貸付実行額	回収額	計	
コンゴ共和国			0.38	0.38				0.38
コンゴ民主共和国	52.62	35.77	13.08	65.70				65.70
サントメ・プリンシペ	0.21		0.21	0.42				0.42
ザンビア	16.21	3.11	20.43	36.64				36.64
シエラレオネ	31.95	6.15	5.50	37.44				37.44
ジブチ	26.52	2.14	2.30	28.82				28.82
ジンバブエ	11.24	10.68	1.14	12.38				12.38
スーダン	125.09	81.87	13.57	138.65		27.63	-27.63	111.03
	(95.20)	(81.87)	(13.57)	(108.77)				108.77
スワジランド	0.19		0.99	1.19				1.19
セーシェル	7.79		1.28	9.06				9.06
セネガル	25.32		17.58	42.91	3.83		3.83	46.74
ソマリア	22.60	22.60	0.04	22.64				22.64
タンザニア	48.68	4.11	23.22	71.91	48.56		48.56	120.46
チャド	13.85	13.85	0.13	13.98				13.98
トーゴ	20.96	4.90	0.24	21.21	14.85	1.96	12.89	34.09
	(18.81)	(4.90)	(0.24)	(19.05)	(14.85)		14.85	33.90
ナイジェリア	24.56	8.81	4.33	28.88				28.88
ナミビア	0.14		3.54	3.68	36.14		36.14	39.82
ニジェール	23.91	4.00	11.15	35.06				35.06
ブルキナファソ	37.84	1.00	11.93	49.77				49.77
ブルンジ	52.36	9.21	3.95	56.31		35.89	-35.89	20.42
	(16.07)	(9.21)	(3.95)	(20.02)				20.02
ベナン	19.34	2.00	6.51	25.84				25.84
ボツワナ	0.22		1.99	2.22		4.83	-4.83	-2.61
マリ	32.80		2.71	35.51				35.51
マダガスカル	7.39	1.00	11.90	19.29		0.26	-0.26	19.03
マラウイ	18.98	6.00	16.82	35.80				35.80
モーリシャス	0.21		1.06	1.27		3.34	-3.34	-2.07
モーリタニア	6.70	3.00	2.92	9.63				9.63
モザンビーク	50.19	8.26	10.49	60.67				60.67
リベリア	11.06	6.90	3.66	14.71				14.71
ルワンダ	12.70	9.17	8.64	21.34				21.34
レソト	2.33	2.03	0.24	2.56				2.56
赤道ギニア			0.10	0.10				0.10
中央アフリカ	4.70	4.50	0.16	4.87	1.21		1.21	6.08
南アフリカ共和国	0.43		5.24	5.68		1.01	-1.01	4.67
アフリカの複数国向け	14.94	14.94	17.74	32.67	77.75		77.75	110.42
中南米	124.37	14.33	213.51	337.87	394.83	590.12	-195.29	142.58
アルゼンチン	0.03		11.52	11.55		2.55	-2.55	9.00
アンティグア・バーブーダ			0.97	0.97				0.97
ウルグアイ	0.81		3.69	4.50		2.07	-2.07	2.43
エクアドル	5.44		9.31	14.75		26.51	-26.51	-11.76

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

形態 / 国または地域名	政府開発援助(2009年)							合計
	贈与				政府貸付等			
	無償資金協力	うち国際機関を通じた贈与	技術協力	計	貸付実行額	回収額	計	
エルサルバドル	4.07		10.21	14.28	2.89	20.99	-18.10	-3.82
ガイアナ	3.99	0.23	0.65	4.64				4.64
キューバ	0.85		2.77	3.63				3.63
グアテマラ	1.19		10.01	11.20	23.01	8.24	14.77	25.97
グレナダ	0.11		0.57	0.68				0.68
コスタリカ	0.81		6.53	7.33	61.64	10.68	50.96	58.29
コロンビア	5.15	0.37	6.62	11.77		18.47	-18.47	-6.69
ジャマイカ	0.15		3.58	3.74	10.32	19.31	-8.99	-5.25
スリナム	0.21		0.05	0.26				0.26
セントクリストファー・ネーヴィス			0.03	0.03				0.03
セントビンセント	2.78		0.89	3.67				3.67
セントルシア	5.01		1.39	6.40				6.40
チ　リ	1.00		9.12	10.12		2.22	-2.22	7.90
ドミニカ共和国	0.26		10.64	10.89		10.66	-10.66	0.23
ドミニカ	3.31		1.15	4.46				4.46
トリニダード・トバゴ	0.08		0.00	0.08				0.08
ニカラグア	7.10	5.35	10.29	17.39				17.39
ハイチ	24.45	2.39	0.39	24.84				24.84
パナマ	1.33	0.32	6.72	8.05	32.95	7.49	25.45	33.51
※バハマ								
パラグアイ	2.67		16.26	18.93	63.34	44.96	18.37	37.31
バルバドス			0.04	0.04				0.04
ブラジル	2.17	0.47	23.69	25.86	69.18	188.25	-119.07	-93.21
ベネズエラ	0.38		1.74	2.13				2.13
ベリーズ	0.11		1.59	1.70				1.70
ペルー	1.47	0.33	10.87	12.34	123.27	172.39	-49.12	-36.77
ボリビア	16.33	4.82	16.14	32.47		0.69	-0.69	31.78
ホンジュラス	31.03		10.69	41.72				41.72
メキシコ	2.04		13.66	15.70	8.23	54.64	-46.41	-30.71
中南米の複数国向け	0.05	0.05	11.71	11.75				11.75
大洋州	82.06	17.09	46.29	128.35	1.49	17.94	-16.45	111.90
キリバス	4.28		2.51	6.79				6.79
[クック諸島]			0.05	0.05				0.05
サモア	10.36		4.12	14.48	1.49		1.49	15.97
ソロモン	1.64		4.33	5.98				5.98
ツバル	7.81		0.77	8.58				8.58
トンガ	8.72		3.00	11.72				11.72
ナウル	2.14		0.33	2.47				2.47
[ニウエ]			0.07	0.07				0.07
※ニューカレドニア			0.01	0.01				0.01
バヌアツ	9.45		3.62	13.07				13.07
パプアニューギニア	5.54	0.64	6.95	12.48		16.64	-16.64	-4.16
パラオ	3.25		2.82	6.07				6.07

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

形態 / 国または地域名	政府開発援助(2009年)							
	贈与				政府貸付等			合計
	無償資金協力		技術協力	計	貸付実行額	回収額	計	
		うち国際機関を通じた贈与						
フィジー	17.33	16.44	7.20	24.53		1.30	-1.30	23.23
マーシャル	5.96		2.34	8.30				8.30
ミクロネシア	5.57		3.81	9.38				9.38
大洋州の複数国向け			4.37	4.37				4.37
欧州	11.74	0.39	23.04	34.78	165.43	43.75	121.68	156.46
アルバニア	0.13		1.50	1.63		3.64	-3.64	-2.01
ウクライナ	2.81		1.90	4.71	57.14		57.14	61.85
※エストニア			0.06	0.06				0.06
※キプロス			0.01	0.01				0.01
ベラルーシ	0.47		0.11	0.57				0.57
※マルタ			0.01	0.01				0.01
モルドバ	2.43		0.64	3.07				3.07
※ラトビア			0.08	0.08				0.08
※リトアニア			0.22	0.22				0.22
(旧ユーゴスラビア)	3.54	0.34	12.84	16.38	21.30	2.76	18.54	34.91
クロアチア	0.38		0.28	0.66		1.32	-1.32	-0.66
コソボ			0.15	0.15				0.15
※スロベニア			0.08	0.08				0.08
セルビア	1.14	0.34	2.60	3.74				3.74
ボスニア・ヘルツェゴビナ	1.84		4.54	6.39		1.44	-1.44	4.95
ﾏｹﾄﾞﾆｱ 旧ﾕｰｺﾞｽﾗﾋﾞｱ共和国	0.09		2.76	2.85	21.30		21.30	24.15
モンテネグロ	0.08		2.42	2.50				2.50
欧州の複数国向け			1.07	1.07				1.07
※ 東欧(6か国)	2.37	0.05	4.60	6.97	86.99	37.35	49.64	56.61
※スロバキア			0.10	0.10		6.34	-6.34	-6.24
※チェコ			0.31	0.31				0.31
※ハンガリー			1.36	1.36				1.36
※ブルガリア	2.31		0.76	3.07	40.60	8.97	31.63	34.70
※ポーランド			0.74	0.74		12.38	-12.38	-11.64
※ルーマニア	0.01		1.12	1.13	46.38	9.66	36.73	37.85
※東欧の複数国向け	0.05	0.05	0.21	0.26				0.26
複数地域にまたがる援助等	68.59	0.98	1,479.53	1,548.12				1,548.12
二国間政府開発援助計	2,211.70	660.59	3,194.75	5,406.45	7,744.40	7,069.86	674.55	6,081.00
	(2,143.36)	660.59	3,194.75	(5,338.12)	7,744.40	(7,004.38)	(740.03)	(6,078.14)

＊1　無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。
＊2　※は卒業国・地域。
＊3　技術協力の複数地域にまたがる援助等には各地域にまたがる調査団の派遣、留学生世話団体への補助金、行政経費、開発啓発費等を含む。
＊4　四捨五入の関係上、合計に不一致あり。
＊5　国名の表記については、外務省「国名表」中の「一般名称」を使用。
＊6　地域区分は外務省分類。なお、[　]は、地域名を示す。
＊7　(旧ユーゴスラビア)には、クロアチア、コソボ、スロベニア、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、モンテネグロが含まれる。
＊8　(　)内の値は債務救済を含まない金額。
＊9　債務救済には円借款の債務免除および付保商業債権の債務削減を含み、債務繰延を含まない。
＊10　従来、国際機関を通じた贈与は「国際機関向け拠出・出資等」として計上してきたが、2006年より拠出時に供与先の国が明確であるものについては各被援助国への援助として「無償資金協力」へ計上することに改めた。
＊11　2009年実績よりコソボを個別に計上。(2008年実績以前はセルビア実績に含まれている。)

図表Ⅳ-15　二国間政府開発援助の形態別30大供与相手国

1.二国間政府開発援助の形態別30大供与相手国【債務救済を含む】（2009年）

（支出純額ベース、単位:百万ドル、%）

無償資金協力				技術協力			
順位	国または地域名	実績	シェア	順位	国または地域名	実績	シェア
1	アフガニスタン	141.65	6.40%	1	中国	283.03	8.86%
2	スーダン	125.09	5.66%	2	インドネシア	88.14	2.76%
3	パキスタン	116.15	5.25%	3	ベトナム	86.24	2.70%
4	エチオピア	80.79	3.65%	4	※韓国	64.19	2.01%
5	[パレスチナ自治区]	62.61	2.83%	5	フィリピン	48.81	1.53%
6	ケニア	59.53	2.69%	6	タイ	48.30	1.51%
7	カンボジア	59.40	2.69%	7	カンボジア	48.14	1.51%
8	コンゴ民主共和国	52.62	2.38%	8	バングラデシュ	31.25	0.98%
9	ブルンジ	52.36	2.37%	9	ラオス	29.91	0.94%
10	モザンビーク	50.19	2.27%	10	アフガニスタン	28.90	0.90%
10か国計		800.39	36.19%	10か国計		756.92	23.69%
11	タンザニア	48.68	2.20%	11	インド	27.97	0.88%
12	ガーナ	44.93	37.90%	12	マレーシア	25.03	0.78%
13	ラオス	41.90	1.89%	13	ケニア	24.81	0.78%
14	フィリピン	40.72	1.84%	14	ウガンダ	24.24	0.76%
15	ブルキナファソ	37.84	1.71%	15	ミャンマー	23.77	0.74%
16	バングラデシュ	36.96	1.67%	16	ブラジル	23.69	0.74%
17	モンゴル	34.57	1.56%	17	スリランカ	23.46	0.73%
18	ネパール	34.37	1.55%	18	タンザニア	23.22	0.73%
19	イエメン	33.92	1.53%	19	エジプト	22.75	0.71%
20	マリ	32.80	1.48%	20	ネパール	20.46	0.64%
20か国計		1187.09	53.67%	20か国計		996.32	31.19%
21	シエラレオネ	31.95	1.44%	21	ザンビア	20.43	0.64%
22	スリランカ	31.94	1.44%	22	ガーナ	19.87	0.62%
23	ホンジュラス	31.03	1.40%	23	モンゴル	17.92	0.56%
24	ヨルダン	30.29	1.37%	24	セネガル	17.58	0.55%
25	インドネシア	27.26	1.23%	25	エチオピア	16.98	0.53%
26	ジブチ	26.52	1.20%	26	マラウイ	16.82	0.53%
27	セネガル	25.32	1.14%	27	パラグアイ	16.26	0.51%
28	ナイジェリア	24.56	1.11%	28	ボリビア	16.14	0.51%
29	ミャンマー	24.50	1.11%	29	パキスタン	15.62	0.49%
30	ハイチ	24.45	1.11%	30	[パレスチナ自治区]	14.08	0.44%
30か国計		1,464.91	66.23%	30か国計		1,168.02	36.56%
開発途上国計		2,211.70	100.00%	開発途上国計		3,194.75	100.00%

政府貸付等				二国間援助計			
順位	国または地域名	実績	シェア	順位	国または地域名	実績	シェア
1	ベトナム	1,082.29	160.45%	1	ベトナム	1,191.36	19.59%
2	インド	484.54	71.83%	2	インド	517.01	8.50%
3	トルコ	200.65	29.75%	3	トルコ	210.75	3.47%
4	アルメニア	95.76	14.20%	4	アフガニスタン	170.54	2.80%
5	モロッコ	85.05	12.61%	5	中国	141.96	2.33%
6	マレーシア	61.75	9.15%	6	パキスタン	131.43	2.16%
7	ウクライナ	57.14	8.47%	7	カンボジア	127.49	2.10%
8	コスタリカ	50.96	7.55%	8	タンザニア	120.46	1.98%
9	タンザニア	48.56	7.20%	9	スーダン	111.03	1.83%
10	※ルーマニア	36.73	5.44%	10	アルメニア	98.70	1.62%
10か国計		2,203.44	326.65%	10か国計		2,820.74	46.39%
11	スリランカ	36.23	5.37%	11	モロッコ	97.93	1.61%
12	ナミビア	36.14	5.36%	12	エチオピア	97.76	1.61%
13	※ブルガリア	31.63	4.69%	13	ラオス	92.36	1.52%
14	カザフスタン	31.62	4.69%	14	マレーシア	91.78	1.51%
15	パナマ	25.45	3.77%	15	スリランカ	91.62	1.51%
16	モンゴル	22.19	3.29%	16	[パレスチナ自治区]	76.69	1.26%
17	マケドニア 旧ユーゴスラビア共和国	21.30	3.16%	17	モンゴル	74.68	1.23%
18	ラオス	20.55	3.05%	18	コンゴ民主共和国	65.70	1.08%
19	カンボジア	19.94	2.96%	19	ガーナ	64.80	1.07%
20	パラグアイ	18.37	2.72%	20	ウクライナ	61.85	1.02%
20か国計		2,466.86	365.71%	20か国計		3,635.92	59.79%
21	イラク	16.79	2.49%	21	モザンビーク	60.67	1.00%
22	グアテマラ	14.77	2.19%	22	コスタリカ	58.29	0.96%
23	トーゴ	12.89	1.91%	23	ウガンダ	54.05	0.89%
24	チュニジア	8.26	1.22%	24	ブルキナファソ	49.77	0.82%
25	ウガンダ	6.64	0.98%	25	ミャンマー	48.28	0.79%
26	モルディブ	5.73	0.85%	26	セネガル	46.74	0.77%
27	ウズベキスタン	5.41	0.80%	27	ネパール	45.28	0.74%
28	セネガル	3.83	0.57%	28	ホンジュラス	41.72	0.69%
29	ブータン	3.59	0.53%	29	ナミビア	39.82	0.65%
30	レバノン	2.71	0.40%	30	※ルーマニア	37.85	0.62%
30か国計		2,547.49	377.66%	30か国計		4,118.39	67.73%
開発途上国計		674.55	100.00%	開発途上国計		6,081.00	100.00%

＊1　開発途上国計には東欧および卒業国(※)向け援助を含む。
＊2　四捨五入の関係上、合計に不一致あり。
＊3　債務救済は、円借款の債務免除および付保商業債権の債務削減を含み、債務繰延を含まない。
＊4　政府貸付については、暦年中の貸付額から、開発途上国からの返済額(回収額)と、債務救済の額(無償資金協力に加算して計上)とを差し引いた金額(純額)を計上している。

2. 二国間政府開発援助の形態別30大供与相手国【債務救済を除く】（2009年）

（支出純額ベース、単位:百万ドル、%）

無償資金協力				技術協力			
順位	国または地域名	実績	シェア	順位	国または地域名	実績	シェア
1	アフガニスタン	141.65	6.61%	1	中国	283.03	8.86%
2	パキスタン	116.15	5.42%	2	インドネシア	88.14	2.76%
3	スーダン	95.20	4.44%	3	ベトナム	86.24	2.70%
4	エチオピア	80.79	3.77%	4	※韓国	64.19	2.01%
5	[パレスチナ自治区]	62.61	2.92%	5	フィリピン	48.81	1.53%
6	ケニア	59.53	2.78%	6	タイ	48.30	1.51%
7	カンボジア	59.40	2.77%	7	カンボジア	48.14	1.51%
8	コンゴ民主共和国	52.62	2.46%	8	バングラデシュ	31.25	0.98%
9	モザンビーク	50.19	2.34%	9	ラオス	29.91	0.94%
10	タンザニア	48.68	2.27%	10	アフガニスタン	28.90	0.90%
10か国計		766.83	35.78%	10か国計		756.92	23.69%
11	ガーナ	44.93	2.10%	11	インド	27.97	0.88%
12	ラオス	41.90	1.95%	12	マレーシア	25.03	0.78%
13	フィリピン	40.72	1.90%	13	ケニア	24.81	0.78%
14	ブルキナファソ	37.84	1.77%	14	ウガンダ	24.24	0.76%
15	バングラデシュ	36.96	1.72%	15	ミャンマー	23.77	0.74%
16	モンゴル	34.57	1.61%	16	ブラジル	23.69	0.74%
17	ネパール	34.37	1.60%	17	スリランカ	23.46	0.73%
18	イエメン	33.92	1.58%	18	タンザニア	23.22	0.73%
19	マリ	32.80	1.53%	19	エジプト	22.75	0.71%
20	シエラレオネ	31.95	1.49%	20	ネパール	20.46	0.64%
20か国計		1,136.79	53.04%	20か国計		996.32	31.19%
21	スリランカ	31.94	1.49%	21	ザンビア	20.43	0.64%
22	ホンジュラス	31.03	1.45%	22	ガーナ	19.87	0.62%
23	ヨルダン	30.29	1.41%	23	モンゴル	17.92	0.56%
24	インドネシア	27.26	1.27%	24	セネガル	17.58	0.55%
25	ジブチ	26.52	1.24%	25	エチオピア	16.98	0.53%
26	セネガル	25.32	1.18%	26	マラウイ	16.82	0.53%
27	ナイジェリア	24.56	1.15%	27	パラグアイ	16.26	0.51%
28	ミャンマー	24.50	1.14%	28	ボリビア	16.14	0.51%
29	ハイチ	24.45	1.14%	29	パキスタン	15.62	0.49%
30	ニジェール	23.91	1.12%	30	[パレスチナ自治区]	14.08	0.44%
30か国計		1,406.57	65.62%	30か国計		1,168.02	36.56%
開発途上国計		2,143.36	100.00%	開発途上国計		3,194.75	100.00%

政府貸付等				二国間援助計			
順位	国または地域名	実績	シェア	順位	国または地域名	実績	シェア
1	ベトナム	1,082.29	146.25%	1	ベトナム	1,191.36	19.60%
2	インド	484.54	65.48%	2	インド	517.01	8.51%
3	トルコ	200.65	27.11%	3	トルコ	210.75	3.47%
4	アルメニア	95.76	12.94%	4	アフガニスタン	170.54	2.81%
5	モロッコ	85.05	11.49%	5	中国	141.96	2.34%
6	マレーシア	61.75	8.34%	6	パキスタン	131.43	2.16%
7	ウクライナ	57.14	7.72%	7	カンボジア	127.49	2.10%
8	コスタリカ	50.96	6.89%	8	タンザニア	120.46	1.98%
9	タンザニア	48.56	6.56%	9	スーダン	108.77	1.79%
10	※ルーマニア	36.73	4.96%	10	アルメニア	98.70	1.62%
10か国計		2,203.44	297.75%	10か国計		2,818.49	46.37%
11	スリランカ	36.23	4.90%	11	モロッコ	97.93	1.61%
12	ナミビア	36.14	4.88%	12	エチオピア	97.76	1.61%
13	※ブルガリア	31.63	4.27%	13	ラオス	92.36	1.52%
14	カザフスタン	31.62	4.27%	14	マレーシア	91.78	1.51%
15	パナマ	25.45	3.44%	15	スリランカ	91.62	1.51%
16	モンゴル	22.19	3.00%	16	[パレスチナ自治区]	76.69	1.26%
17	マケドニア 旧ユーゴスラビア共和国	21.30	2.88%	17	モンゴル	74.68	1.23%
18	ラオス	20.55	2.78%	18	コンゴ民主共和国	65.70	1.08%
19	カンボジア	19.94	2.70%	19	ガーナ	64.80	1.07%
20	パラグアイ	18.37	2.48%	20	ウクライナ	61.85	1.02%
20か国計		2,466.86	333.35%	20か国計		3,633.66	59.78%
21	イラク	16.79	2.27%	21	モザンビーク	60.67	1.00%
22	トーゴ	14.85	2.01%	22	コスタリカ	58.29	0.96%
23	グアテマラ	14.77	2.00%	23	ウガンダ	54.05	0.89%
24	チュニジア	8.26	1.12%	24	ブルキナファソ	49.77	0.82%
25	ウガンダ	6.64	0.90%	25	ミャンマー	48.28	0.79%
26	モルディブ	5.73	0.77%	26	セネガル	46.74	0.77%
27	ウズベキスタン	5.41	0.73%	27	ネパール	45.28	0.74%
28	セネガル	3.83	0.52%	28	ホンジュラス	41.72	0.69%
29	ブータン	3.59	0.49%	29	ナミビア	39.82	0.66%
30	レバノン	2.71	0.37%	30	※ルーマニア	37.85	0.62%
30か国計		2,549.44	344.51%	30か国計		4,116.14	67.72%
開発途上国計		740.03	100.00%	開発途上国計		6,078.14	100.00%

＊1　開発途上国計には東欧および卒業国(※)向け援助を含む。
＊2　四捨五入の関係上、合計に不一致あり。
＊3　債務救済は、円借款の債務免除および付保商業債権の債務削減を含み、債務繰延を含まない。
＊4　政府貸付については、暦年中の貸付額から、開発途上国からの返済額(回収額)を差し引いた金額(純額)を計上している。

図表Ⅳ-16 日本が最大の援助供与国となっている国一覧

2004年	金額	シェア	2005年	金額	シェア	2006年	金額	シェア	2007年	金額	シェア	2008年	金額	シェア
アンティグア・バーブーダ	1.27	n.a.	アンティグア・バーブーダ	5.42	78.3	アンティグア・バーブーダ	1.99	n.a.	アルメニア	85.23	36.9	アンティグア・バーブーダ	0.63	n.a.
ベトナム	615.33	51.9	インドネシア	1,223.13	54.6	ベトナム	562.73	43.1	ベトナム	640.04	43.0	ウズベキスタン	48.63	44.5
ウズベキスタン	99.75	48.5	ベトナム	602.66	48.1	オマーン	1.50	n.a.	ウズベキスタン	56.32	55.0	エリトリア	17.71	33.7
オマーン	5.31	n.a.	ウズベキスタン	54.44	44.8	ガンビア	10.99	43.8	カンボジア	113.56	27.2	カンボジア	114.77	27.0
カザフスタン	130.76	64.3	オマーン	3.72	n.a.	カンボジア	106.25	30.6	キリバス	13.05	58.3	スリランカ	96.69	25.1
カンボジア	86.37	29.0	カザフスタン	66.17	44.8	キリバス	9.88	50.5	スリランカ	44.16	14.8	セントビンセント	9.47	95.2
グレナダ	4.92	46.9	ガンビア	4.38	29.0	サウジアラビア	4.61	41.3	スワジランド	7.26	59.9	セントルシア	1.47	n.a.
スリランカ	179.53	53.2	カンボジア	100.62	29.0	サモア	16.81	43.9	セーシェル	0.76	53.9	ツバル	5.76	39.6
スワジランド	4.86	67.0	キリバス	11.69	54.8	スリランカ	202.63	41.8	タンザニア	721.66	39.4	ドミニカ国	1.20	n.a.
セントビンセント	5.98	82.3	コンゴ民主共和国	376.26	36.3	スワジランド	11.62	94.6	中国	435.66	32.7	パラグアイ	30.85	31.6
セントクリストファー・ネーヴィス	0.41	n.a.	サモア	12.52	41.8	セントビンセント	1.38	61.1	パラグアイ	28.90	35.0	ブータン	20.34	41.8
中国	964.69	60.9	スリランカ	312.91	36.5	セントクリストファー・ネーヴィス	4.27	n.a.	フィリピン	222.16	40.6	ベトナム	619.04	38.8
ドミニカ国	14.21	n.a.	スワジランド	25.91	n.a.	セントルシア	1.95	80.2	ブータン	18.07	41.7	マレーシア	113.83	74.8
トリニダード・トバゴ	1.90	26.2	セントビンセント	3.20	55.7	中国	561.08	48.1	マレーシア	222.97	n.a.	モルディブ	9.32	46.4
パキスタン	134.11	35.1	中国	1,064.27	62.9	ツバル	8.28	65.2	ミャンマー	30.52	23.6	モンゴル	60.70	37.7
フィリピン	211.38	51.2	トリニダード・トバゴ	1.97	32.5	トリニダード・トバゴ	1.33	33.0	モンゴル	51.55	36.7	ラオス	66.29	31.0
マレーシア	256.50	87.3	トンガ	11.24	45.4	パラグアイ	25.92	41.7	ラオス	81.46	36.7		—	—
ミャンマー	26.81	32.9	ネパール	63.38	18.3	フィリピン	263.58	50.7	—	—	—		—	—
モルディブ	5.10	57.7	パラグアイ	27.47	50.0	ブータン	20.84	40.8	—	—	—		—	—
モンゴル	65.57	44.5	フィリピン	276.43	52.7	ベリーズ	1.61	43.5	—	—	—		—	—
ラオス	71.73	40.7	ホンジュラス	103.47	22.7	ホンジュラス	138.01	35.9	—	—	—		—	—
—	—	—	ミャンマー	25.49	32.8	マレーシア	201.70	87.7	—	—	—		—	—
—	—	—	モーリシャス	16.55	76.3	ミャンマー	30.84	33.5	—	—	—		—	—
—	—	—	モルディブ	24.23	61.1	モーリシャス	4.01	47.1	—	—	—		—	—
—	—	—	モンゴル	56.48	42.7	モルディブ	4.81	30.1	—	—	—		—	—
—	—	—	ラオス	54.06	34.0	モンゴル	46.92	37.1	—	—	—		—	—
—	—	—	—	—	—	ラオス	64.05	34.1	—	—	—		—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	—
(21か国)			(26か国)			(27か国)			(17か国)			(16か国)		

出典:2010年DAC「Geographical Distribution of Financial Flows」
＊1　マカオ等の「地域」は除く。
＊2　シェアがn.a.となっているのは当該国へのDAC諸国援助合計額がマイナスであるため算出不可能であることを示す。
＊3　東欧および卒業国を除く。

図表Ⅳ-17 日本がこれまでに政府開発援助を供与したことのある国・地域一覧（2009年実績まで）

⑴ 日本がこれまでに二国間政府開発援助の実績を有する国・地域数…189（うち国数167）
⑵ 2009年（暦年）に、日本が援助を行った国・地域は、計169か国・地域（うち国数164）。
詳細は図表Ⅳ-14 「二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳」参照。

（ ）は地域

地域区分	日本がこれまでに政府開発援助を供与したことのある国・地域	卒業国・地域	計
東アジア	インドネシア、カンボジア、タイ、中国、東ティモール、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス	シンガポール、韓国、ブルネイ、（香港）、（台湾）、（マカオ）	17か国・地域（うち国数14）
南アジア	インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、モルディブ		7か国
中央アジア・コーカサス地域	アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン		8か国
アフリカ	アンゴラ、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボヴェルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、スワジランド、セーシェル、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ共和国、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、リベリア、ルワンダ、レソト、（セント・ヘレナ島）	（レユニオン）	50か国・地域（うち国数48）
中東	アフガニスタン、アルジェリア、イエメン、イラク、イラン、エジプト、オマーン、シリア、チュニジア、トルコ、モロッコ、ヨルダン、リビア、レバノン、（パレスチナ自治区）	アラブ首長国連邦、イスラエル、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン	21か国・地域（うち国数20）
中南米	アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントクリストファー・ネーヴィス、セントビンセント、セントルシア、チリ、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、パラグアイ、バルバドス、ブラジル、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、（英領モンセラット）	バハマ、（蘭領アンティル）、（ケイマン諸島）、（バミューダ）、（グァドループ）、（マルチニーク）、（仏領ギアナ）、（アルバ）	41か国・地域（うち国数33）
太洋州	キリバス、サモア、ソロモン、ツバル、トンガ、ナウル、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア、（クック諸島）、（ニウエ）、（ワリス・フツナ）	（ニューカレドニア）、（仏領ポリネシア）、（米領太平洋諸島）、（北マリアナ諸島）	19か国・地域（うち国数12）
欧州	アルバニア、ウクライナ、クロアチア、コソボ、セルビア、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ	エストニア、キプロス、ギリシャ、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、ハンガリー、ブルガリア、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、（ジブラルタル）	26か国・地域（うち国数25）

＊1 卒業国・地域のうち、2009年に日本が援助を行った国・地域については、下線を引いた。
＊2 セント・ヘレナ島、ワリス・フツナおよび英領モンセラットについては、卒業国・地域ではないが、2009年度に日本は援助を行っていない。
＊3 地域区分は外務省分類。
参考：日本が援助実績を有していない国・地域…8
［アジア］北朝鮮、［アフリカ］マイヨット島、［中南米］アンギラ、タークス・カイコス諸島、フォークランド諸島、サンピエール・ミクロン島、英領ヴァージン諸島、［大洋州］トケラウ諸島

第４節　分野別実績

図表Ⅳ-18　二国間政府開発援助分野別配分

2009年(暦年)

（東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位:百万ドル、%）

分野＼形態	無償資金協力	技術協力	贈与計	政府貸付等	二国間ODA	(シェア、%)
Ⅰ．社会インフラおよびサービス	777.87	1,021.08	1,798.94	2,528.83	4,327.78	29.25
1．教育	198.43	584.82	783.25	60.59	843.84	5.70
2．保健	191.78	107.20	298.99		298.99	2.02
3．人口政策および生殖保健	19.23	36.23	55.46		55.46	0.37
4．上下水道	213.82	105.93	319.75	2,468.24	2,788.00	18.84
5．政府と市民社会	101.74	76.07	177.81		177.81	1.20
6．その他社会インフラおよびサービス	52.87	110.82	163.69		163.69	1.11
Ⅱ．経済インフラおよびサービス	523.06	204.91	727.96	4,263.04	4,991.00	33.73
1．輸送および貯蔵	441.75	83.65	525.40	3,360.47	3,885.87	26.26
2．通信	10.72	27.45	38.17		38.17	0.26
3．エネルギー	70.45	42.72	113.17	902.57	1,015.74	6.87
4．銀行および金融サービス		15.24	15.24		15.24	0.10
5．商業およびその他サービス	0.14	35.85	35.99		35.99	0.24
Ⅲ．生産セクター	206.03	396.60	602.64	489.90	1,092.54	7.38
1．農林水産業	182.70	235.62	418.32	303.83	722.15	4.88
1）農業	105.96	172.26	278.22	156.40	434.62	2.94
2）林業	9.32	28.23	37.55		37.55	0.25
3）漁業	67.42	35.13	102.55	147.43	249.98	1.69
2．鉱・工業産業	14.11	134.66	148.77	186.07	334.84	2.26
1）産業	7.44	113.13	120.58	186.07	306.65	2.07
2）鉱業		18.22	18.22		18.22	0.12
3）建設	6.67	3.30	9.97		9.97	0.07
3．貿易および観光	9.22	26.33	35.55	0.00	35.55	0.24
1）貿易	9.22	15.28	24.49		24.49	0.17
2）観光		11.05	11.05		11.05	0.07
Ⅳ．マルチセクター援助	22.25	84.26	106.52	511.35	617.86	4.18
1．環境保護一般	19.71	50.45	70.16	380.87	451.02	3.05
2．その他マルチセクター	2.55	33.81	36.36	130.48	166.84	1.13
小　計	1,529.21	1,706.85	3,236.06	7,793.13	11,029.18	74.55
Ⅴ．商品援助／一般プログラム援助	726.51	0.00	726.51	945.90	1,672.41	11.30
1．一般財政支援	3.75		3.75	945.90	949.65	6.42
2．開発的食糧援助	373.72		373.72		373.72	2.53
3．その他商品援助	349.04		349.04		349.04	2.36
Ⅵ．債務救済	68.33		68.33	37.53	105.87	0.72
Ⅶ．人道支援	333.11		333.11		333.11	2.25
Ⅷ．行政経費等	137.76	1,516.57	1,654.33		1,654.33	11.18
1．行政経費		723.77	723.77		723.77	4.89
2．分類不能	137.76	792.80	930.56		930.56	6.29
総　合　計	2,794.91	3,223.42	6,018.33	8,776.56	14,794.89	100.00

BHN（Ⅰ＋Ⅲ.1＋Ⅴ.2＋Ⅶ）	1,667.40	1,256.70	2,924.09	2,832.67	5,756.76	38.91

＊1　草の根無償については、無償資金協力の「Ⅷ.2.分類不能」に分類されている。
＊2　「Ⅵ.債務救済」は、既に供与した政府貸付等の返済条件等を変更するものであって新規に資金を供与するものではない。
＊3　開発啓発費は2007年実績まで行政経費に含めていたが、2008年実績より分類不能に含めることとなった。
＊4　四捨五入の関係上、合計に不一致あり。
＊5　BHN:Basic Human Needs。衣食住や教育など人間として最低限必要なもの。

第５節 緊急援助実績

図表Ⅳ-19 緊急無償案件（2009年度）

国名	決定日	案件名
パキスタン	2009年４月７日	パキスタンにおける国内避難民に対する緊急無償資金協力
スリランカ	2009年５月１日	スリランカ民主社会主義共和国における国内避難民に対する緊急無償資金協力
メキシコ	2009年５月８日	メキシコ合衆国における新型インフルエンザ発生に対する緊急無償資金協力
パキスタン	2009年６月９日	パキスタンにおける国内避難民に対する緊急無償資金協力
ギニア	2009年６月９日	ギニア共和国における選挙プロセスに対する緊急無償資金協力
台湾	2009年８月11日	台湾における台風被害に対する緊急無償資金協力
	2009年８月17日	台湾における台風被害に対する緊急無償資金協力
途上国全般（WHO経由）	2009年９月25日	途上国における新型インフルエンザ対策のための緊急無償資金協力
フィリピン	2009年10月９日	フィリピンにおける台風被害に対する緊急無償資金協力
スーダン	2009年10月16日	スーダン共和国における選挙プロセスに対する緊急無償資金協力
イエメン	2009年11月10日	イエメン共和国における国内避難民に対する緊急無償資金協力
ブルンジ	2010年１月８日	ブルンジ共和国における選挙プロセスに対する緊急無償資金協力
ハイチ	2010年１月15日	ハイチにおける大地震被害に対する緊急無償資金協力
	2010年１月26日	ハイチにおける大地震被害に対する緊急無償資金協力
チリ	2010年３月２日	チリにおける大地震被害に対する緊急無償資金協力

図表Ⅳ-20 国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および物資供与案件（2009年度）

国・地域名	決定日	案件名	援助内容
メキシコ	2009年５月１日	メキシコ合衆国における新型インフルエンザ疾患被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
台湾	2009年８月19日	台湾における台風８号による災害に対する緊急援助	国際緊急援助隊専門家チーム派遣
	2009年８月19日	台湾における台風８号による災害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ブルキナファソ	2009年９月９日	ブルキナファソにおける洪水被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
フィリピン	2009年９月28日	フィリピン共和国における台風被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
インドネシア	2009年10月１日	インドネシア西スマトラ州パダン沖地震災害に対する緊急援助	国際緊急援助隊救助チーム派遣
	2009年10月１日	インドネシア西スマトラ州パダン沖地震災害に対する緊急援助	国際緊急援助隊医療チーム派遣
	2009年10月１日	インドネシア西スマトラ州パダン沖地震災害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
	2009年10月３日	インドネシア西スマトラ州パダン沖地震災害に対する緊急援助	国際緊急援助隊自衛隊部隊派遣
パプアニューギニア	2009年10月２日	パプアニューギニアにおけるコレラ等感染症被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ベトナム	2009年10月３日	ベトナムにおける台風被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
サモア	2009年10月３日	サモア独立国における地震・津波災害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ラオス	2009年10月14日	ラオスにおける台風被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ブータン	2009年10月14日	ブータンにおける地震被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
エルサルバドル	2009年11月10日	エルサルバドル共和国における集中豪雨被害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
ハイチ	2010年１月14日	ハイチにおける大地震に対する緊急援助	国際緊急援助隊医療チーム派遣
	2010年１月15日	ハイチにおける大地震に対する緊急援助	国際緊急援助隊自衛隊部隊派遣
	2010年１月20日	ハイチにおける大地震に対する緊急援助	緊急援助物資供与
チリ	2010年３月１日	チリ共和国における大地震災害に対する緊急援助	国際緊急援助隊医療チーム派遣
	2010年３月１日	チリ共和国における大地震災害に対する緊急援助	緊急援助物資供与
フィジー	2010年３月26日	フィジー諸島共和国におけるサイクロン災害に対する緊急援助	緊急援助物資供与

図表Ⅳ-21 国際緊急援助体制による国際緊急援助隊派遣および物資供与実績(2009年度)

被災国・地域名	災害名	援助決定日	国際緊急援助隊		物資供与	
			派遣期間	チーム構成	品目	額
メキシコ	新型インフルエンザ	5月1日			マスク 、手袋、ゴーグル、手術着、手洗い用消毒液	約2,100万円相当
台湾	台風	8月19日	8月21日～8月29日（9日間）	専門家チーム(5名)		
		8月19日			簡易水槽、プラスチックシート、スリーピングマット、ポリタンク、浄水器、発電機	約4,000万円相当
ブルキナファソ	洪水	9月9日			テント、プラスチックシート、毛布、浄水器、ポリタンク	約1,400万円相当
フィリピン	台風	9月28日			毛布、スリーピングマット、簡易水槽、浄水器、ポリタンク	約2,000万円相当
インドネシア	地震	10月1日	10月1日～10月8日（8日間）	救助チーム(65名)		
			10月1日～10月14日（14日間）	医療チーム(23名)		
					テント、毛布、スリーピングマット、発電機、浄水器	約2,500万円相当
		10月3日	10月3日～10月19日（17日間）	自衛隊部隊(31名)		
パプアニューギニア	コレラ等	10月2日			点滴剤、経口補水液、消毒剤、薬用石けん、漂白剤、噴霧器、水溶器	約800万円相当
ベトナム	台風	10月3日			テント、毛布、発電機、浄水器	約2,000万円相当
サモア	地震・津波	10月3日			テント、プラスチックシート、ポリタンク、スリーピングマット、毛布、浄水器	約2,000万円相当
ラオス	台風	10月14日			毛布、プラスチックシート、浄水器、ポリタンク	約1,000万円相当
ブータン	地震	10月14日			テント、毛布、スリーピングマット、プラスチックシート	約1,000万円相当
エルサルバドル	集中豪雨	11月10日			簡易水槽、浄水器、ポリタンク、テント、プラスチックシート、スリーピングマット、毛布	約2,000万円相当
ハイチ	地震	1月14日			テント、毛布、スリーピングマット、プラスチックシート、ポリタンク、浄水器	約3,000万円相当
		1月15日	1月16日～1月29日（14日間）	医療チーム(25名)		
		1月20日	1月23日～2月13日（22日間）	自衛隊部隊(104名)		
チリ	地震	3月1日	3月1日～11日（11日間）	医療チーム(3名)		
					テント、浄水器、発電機、毛布、コードリール	約3,000万円相当
フィジー	サイクロン	3月26日			毛布、テント	約1,000万円相当
実　績　計				7チーム	14件	約27,800万円相当

＊　四捨五入の関係上、合計に不一致あり。

第3章 二国間援助案件リスト

第１節 二国間贈与

図表Ⅳ-22 無償資金協力案件一覧

●2009年度：地域・国別

国名	案件名	交換公文締結日（現地時間）	金額（億円）
東アジア地域			
インドネシア	西スマトラ州パダン沖地震被災地における安全な学校再建計画	2010年３月18日	5.49
	貧困農民支援無償資金協力		5.20
	森林保全計画		10.00
	気候変動による自然災害対処能力向上計画		10.00
	ニアス島橋梁復旧計画	2009年12月10日	15.22
	第二次西ヌサトゥンガラ州橋梁建設計画		4.92
カンボジア	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画	2010年３月18日	7.20
	森林保全計画		9.00
	気候変動による自然災害対処能力向上計画		10.00
	ネアックルン橋梁建設計画		2.39
	地雷除去活動強化計画	2009年11月25日	10.98
	ノン・プロジェクト無償資金協力	2009年８月13日	10.00
	国道１号線改修計画（第３期）	2009年７月30日	20.05
	海洋養殖開発センター建設計画		9.31
	コンポンチャム州メモット郡村落飲料水供給計画		3.69
	ローレンチェリー頭首工改修計画	2009年６月15日	8.19
	第三次プノンペン市小学校建設計画		5.24
	ノン・プロジェクト無償資金協力		8.00
中国	人材育成奨学計画	2009年６月４日	5.56
東ティモール	森林保全計画	2010年３月15日	2.00
	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画		5.00
	母子保健改善計画（ユニセフ連携）	2010年３月４日	1.37
	食糧援助（WFP連携）	2010年１月18日	2.20
	ベモスーディリ給水施設緊急改修計画	2009年５月26日	6.94
フィリピン	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画	2010年３月15日	6.00
	気候変動による自然災害対処能力向上計画		15.00
	オーロラ記念病院改善計画		10.89
	気象レーダーシステム整備計画	2009年10月30日	33.50
	カミギン島防災復旧計画	2009年６月18日	10.13
	農地改革地域橋梁整備計画	2009年５月20日	6.10
	人材育成奨学計画		3.01
ベトナム	国立産婦人科病院機材整備計画	2010年２月５日	4.61
	貧困農民支援	2009年10月29日	3.60
	ハイフォン港税関機能強化計画	2009年９月21日	8.61
	第二次中南部海岸保全林植林計画	2009年７月６日	4.87
ミャンマー	結核対策薬品機材整備計画	2010年３月31日	3.08
	食糧援助（WFP連携）	2010年１月18日	5.10
	サイクロン「ナルギス」被災地小学校兼サイクロンシェルター建設計画	2009年12月４日	5.81
	人材育成奨学計画	2009年７月24日	3.48
モンゴル	食糧援助	2009年12月11日	5.70
	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画		5.90
	第四次初等教育施設整備計画	2009年８月18日	32.62
	ダルハン市給水施設改善計画	2009年７月16日	9.40
	ゲル地区生活環境改善計画（UN-HABITAT連携）	2009年６月24日	5.61
	ウランバートル市高架橋建設計画	2009年５月27日	36.58
	人材育成奨学計画		2.69

国名	案件名	交換公文締結日（現地時間）	金額（億円）
ラオス	森林資源情報センター整備計画	2010年３月４日	4.75
	森林保全計画		10.00
	気候変動による自然災害対処能力向上計画		10.00
	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画		4.80
	人材育成奨学計画	2009年５月25日	2.97
南アジア地域			
インド	インドにおけるポリオ撲滅計画（ユニセフ連携）	2009年８月５日	2.05
スリランカ	ジャフナ教育病院中央機能改善計画	2010年３月26日	22.98
	東部州５橋架け替え計画（詳細設計）	2010年１月19日	0.29
	環境プログラム無償資金協力	2009年12月４日	8.60
ネパール	コミュニティ交通改善計画	2010年３月５日	9.90
	食糧援助	2010年２月９日	6.80
	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画	2010年１月29日	6.60
	シンズリ道路建設計画（第三工区）	2009年６月23日	43.33
パキスタン	アボタバード市上水道整備計画（詳細設計）	2010年２月17日	0.53
	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画	2010年２月11日	4.80
	北西辺境州における平和構築および経済復興を通じた持続可能な開発計画（UNDP連携）	2009年12月10日	11.34
	ポリオ撲滅計画（ユニセフ連携）	2009年12月９日	4.03
	ノン・プロジェクト無償資金協力	2009年11月24日	30.00
	ノン・プロジェクト無償資金協力	2009年５月18日	20.00
バングラデシュ	食糧援助	2009年７月14日	8.80
ブータン	第二次農村道路建設機材整備計画	2010年１月19日	5.97
	第三次橋梁架け替え計画	2009年６月19日	24.94
モルディブ	マレ島におけるクリーンエネルギー促進計画	2010年３月25日	10.00
	食糧援助	2009年９月15日	3.40
中央アジアおよびコーカサス地域			
アルメニア	貧困農民支援	2009年９月４日	1.70
ウズベキスタン	国境税関大型貨物用検査機材整備計画	2010年３月１日	4.67
	人材育成奨学計画	2009年７月29日	2.44
キルギス	人材育成奨学計画	2009年６月18日	2.49
タジキスタン	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画	2010年２月４日	4.50
	食糧援助（WFP連携）	2009年11月20日	3.00
	人材育成奨学計画	2009年６月５日	1.35
中東地域			
アフガニスタン	ノン・プロジェクト無償資金協力	2010年３月22日	16.00
	マザリシャリフ市内環状道路整備計画		17.51
	カブール国際空港誘導路改修計画（詳細計画）		0.56
	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画		7.00
	識字能力強化計画（第２期）	2010年３月９日	17.91
	食糧援助	2009年７月14日	5.60
	アフガニスタン・イスラム共和国における小児感染予防計画（ユニセフ連携）	2009年11月８日	4.45
イエメン	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画	2009年12月12日	6.20
	地方給水整備計画（詳細設計）	2009年11月14日	0.86
	貧困農民支援	2009年８月15日	5.10
	ノン・プロジェクト無償資金協力		10.00
エジプト	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画	2010年２月11日	9.70
シリア	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画	2010年３月４日	5.60
	第二次地方都市廃棄物処理機材整備計画		9.85
チュニジア	南部地下水淡水化計画	2010年３月18日	10.00
パレスチナ自治区	ヨルダン渓谷コミュニティのための公共サービス活動支援計画	2010年３月２日	11.76
	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画	2009年12月21日	6.00
	ノン・プロジェクト無償資金協力		15.00
	パレスチナ人児童の感染症対策計画（ユニセフ連携）	2009年８月11日	1.21
	食糧援助（UNRWA連携）	2009年７月16日	6.00
	食糧援助（WFP連携）	2009年７月14日	2.70
モロッコ	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画	2010年１月25日	6.40
ヨルダン	上水道エネルギー効率改善計画	2010年２月28日	11.32
	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画		6.40
	空港治安対策強化計画	2009年８月10日	14.37
	ノン・プロジェクト無償資金協力	2009年５月20日	18.00

国名	案件名	交換公文締結日（現地時間）	金額（億円）
アフリカ地域			
アンゴラ	国家地雷除去院能力向上計画（UNDP連携）	2010年３月18日	1.41
ウガンダ	食糧援助	2009年７月14日	5.30
	ウガンダ地域医療施設改善計画（詳細設計）	2009年11月30日	1.35
エリトリア	貧困農民支援（FAO連携）	2010年３月22日	1.38
エチオピア	森林保全計画	2010年３月18日	17.00
	食糧援助		8.50
	貧困農民支援		5.90
	ティグライ州地方給水計画（詳細設計）	2010年１月26日	1.04
	オロミア州給水計画	2009年７月16日	10.29
	食糧援助（WFP連携）	2009年７月14日	7.40
	ノン・プロジェクト無償資金協力	2009年５月21日	6.00
	緊急給水計画	2009年４月23日	8.00
ガボン	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画	2010年３月18日	6.70
	森林保全計画		7.00
	リーブルビル零細漁業支援センター建設計画	2009年６月26日	11.62
カメルーン	コミュニティ参加を通じた村落環境整備計画（UNDP連携）	2010年３月31日	5.30
	ノン・プロジェクト無償資金協力	2010年３月17日	6.00
	森林保全計画		8.00
ガーナ	貧困削減戦略支援無償資金協力	2010年３月12日	3.36
	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画		6.10
	貧困農民支援		4.60
	気候変動による自然災害対処能力向上計画		7.00
	森林保全計画		7.00
	基礎教育機会改善計画	2009年８月13日	6.05
	ノン・プロジェクト無償資金協力		10.00
	国道８号線改修計画	2009年７月７日	87.14
	食糧援助	2009年４月20日	9.50
カーボヴェルデ	気候変動による自然災害対処能力向上計画	2010年３月19日	3.00
	食糧援助		3.40
ガンビア	気候変動による自然災害対処能力向上計画	2010年３月18日	5.00
	食糧援助		5.60
	第三次地方飲料水供給計画	2010年３月18日	8.97
	貧困農民支援		2.30
ギニア	母子保健改善計画（ユニセフ連携）	2010年３月12日	1.25
ギニアビサウ	ノン・プロジェクト無償資金協力	2010年３月９日	2.00
	食糧援助（WFP連携）	2009年11月20日	3.00
ケニア	第二次西部地域県病院整備計画	2010年３月19日	0.27
	気候変動による自然災害対処能力向上計画	2010年３月８日	5.00
	森林保全計画		11.00
	ナイロビ西部環状道路建設計画（詳細設計）	2010年２月23日	0.36
	ノン・プロジェクト無償資金協力	2009年９月23日	10.00
	食糧援助	2009年８月24日	6.70
	HIV・AIDS対策計画	2009年７月６日	3.08
	カプサベット上水道拡張計画		19.56
	気候変動への適応のためのニャンド川流域コミュニティ洪水対策計画	2009年５月19日	4.83
コートジボワール	感染症予防計画（ユニセフ連携）	2010年１月29日	1.83
	食糧援助	2009年４月29日	4.70
	食糧援助	2009年４月15日	5.30
コモロ	食糧援助	2009年11月26日	5.40
コンゴ共和国	コンゴ共和国における小児感染症予防計画（ユニセフ連携）	2010年１月27日	1.59
コンゴ民主共和国	「ンガリエマ浄水場改修計画」及び同拡張計画（詳細設計）	2010年２月16日	20.25
	キンシャサ市ポワ・ルー通り補修及び改修計画	2009年11月30日	17.51
	ノン・プロジェクト無償資金協力	2009年10月８日	7.00
	食糧援助		6.20
	コンゴ民主共和国における小児感染症予防計画（ユニセフ連携）	2009年９月３日	2.81
	食糧援助	2009年４月30日	7.00
サントメ・プリンシペ	食糧援助	2010年１月14日	2.50
ザンビア	ザンビア大学付属教育病院医療機材整備計画	2009年12月11日	3.24
	ンドラ市及びキトウェ市道路網整備計画	2009年８月28日	26.92

国名	案件名	交換公文締結日（現地時間）	金額（億円）
シエラレオネ	気候変動による自然災害対処能力向上計画	2010年３月２日	3.00
	シエラレオネ共和国における小児感染症予防計画（ユニセフ連携）	2009年12月２日	1.22
	ノン・プロジェクト無償資金協力	2009年７月22日	6.00
ジブチ	気候変動による自然災害対処能力向上計画	2010年３月17日	5.00
	初等・中等教員養成校建設計画	2010年２月11日	7.67
	太陽光を利用したクリーンエネルギー導入計画	2009年12月２日	6.10
	ノン・プロジェクト無償資金協力	2009年６月15日	5.00
	食糧援助	2009年４月３日	8.60
	ラジオ・テレビ放送局番組作成機材整備計画		9.25
ジンバブエ	小児感染症予防計画（ユニセフ連携）	2010年１月26日	1.25
スワジランド	食糧援助	2010年３月15日	2.40
スーダン	ダルフールにおける平和構築のための教育施設建設計画（ユニセフ連携）	2010年３月28日	5.30
	ジュバ市道路橋梁整備計画	2009年11月19日	18.73
	食糧援助（WFP連携）	2009年８月２日	6.60
	小児感染症予防計画（ユニセフ連携）	2009年７月30日	5.33
	ジュバ職業訓練センター拡張計画	2009年６月30日	11.29
セネガル	気候変動による自然災害対処能力向上計画	2010年３月18日	7.00
	食糧援助		9.10
	タンバクンダ州給水施設整備計画		13.00
	貧困農民支援	2009年11月24日	3.80
	タンバクンダ州及びテドゥグ州保健施設整備計画	2009年５月29日	16.62
	第二次マリーセネガル南回廊道路橋梁建設計画		6.55
タンザニア	ニューバガモヨ道路拡幅計画（詳細設計）	2010年２月26日	0.60
	マサシーマンガッカ間道路整備計画（3/3期）	2009年12月３日	15.14
	HIV・AIDS対策計画	2009年９月25日	1.71
	ムワンザ州及びマラ州給水計画	2009年５月27日	10.22
中央アフリカ	小学校建設計画	2009年７月１日	11.87
チャド	食糧援助	2009年７月14日	3.40
トーゴ	ノン・プロジェクト無償資金協力	2009年９月１日	6.00
	食糧援助	2009年４月７日	6.90
ナイジェリア	バウチ州及びカツィナ州地方給水機材整備計画	2010年３月12日	5.05
	ナイジェリア連邦共和国における小児感染症予防計画（ユニセフ連携）	2009年８月18日	8.23
ニジェール	食糧援助	2010年２月４日	5.70
	ティラベリ州ギニアウォーム撲滅対策飲料水供給計画	2009年６月11日	7.30
ブルキナファソ	気候変動による自然災害対処能力向上計画	2010年３月16日	7.00
	食糧援助		9.40
	ノン・プロジェクト無償資金協力	2009年９月４日	6.00
	サヘル地方初等教員養成校建設計画	2009年７月13日	8.36
	中央プラトー及び南部中央地方飲料水供給計画	2009年６月26日	14.59
	食糧援助	2009年４月２日	8.00
	第四次小学校建設計画	2009年４月２日	9.98
ブルンジ	小児感染症予防計画（ユニセフ連携）	2010年１月18日	1.24
	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画		5.40
	食糧援助	2009年11月24日	4.50
	公共輸送改善計画	2009年９月７日	11.04
	ノン・プロジェクト無償資金協力	2009年５月26日	6.00
ベナン	食糧援助	2010年３月16日	7.20
	気候変動による自然災害対処能力向上計画		5.00
	第六次村落給水計画	2009年７月７日	9.81
ボツワナ	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画	2010年２月４日	11.10
マラウイ	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画	2010年２月17日	6.60
	国道１号線南ルクル橋架け替え計画		8.83
	ノン・プロジェクト無償資金協力	2009年５月11日	6.00
マリ	食糧援助	2010年３月22日	8.60
	気候変動による自然災害対処能力向上計画		5.00
	第三次マリーセネガル南回廊道路橋梁建設計画	2009年７月７日	15.28
	第二次マリーセネガル南回廊道路橋梁建設計画	2009年５月22日	6.55
	ノン・プロジェクト無償資金協力		6.00
	食糧援助	2009年４月23日	8.40

国名	案件名	交換公文締結日（現地時間）	金額（億円）
モザンビーク	食糧援助	2010年３月26日	9.70
	地雷除去計画（UNDP連携）	2010年３月12日	1.83
	中学校建設計画	2009年10月27日	10.15
モーリタニア	気候変動による自然災害対処能力向上計画	2010年３月17日	5.00
	食糧援助	2010年３月９日	5.90
リベリア	小児感染症予防計画（ユニセフ連携）	2010年２月５日	1.62
ルワンダ	第二次地方給水計画	2010年３月26日	14.35
	ノン・プロジェクト無償資金協力	2009年９月８日	6.00
レソト	気候変動による自然災害対処能力向上計画	2010年３月５日	5.00
	食糧援助	2009年７月14日	1.90
中南米地域			
アンティグア・バーブーダ	バーブーダ島零細漁業施設整備計画	2009年６月３日	13.28
ウルグアイ	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画	2009年12月14日	7.30
エクアドル	新マカラ国際橋建設計画	2010年３月17日	8.00
	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画		8.60
グアテマラ	クリーンエネルギーによる北部村落生産活動促進活動	2010年１月26日	10.03
グレナダ	ゴーブ伝統的漁業地域基盤改善計画	2009年12月22日	11.70
コスタリカ	森林保全計画	2010年３月19日	7.00
	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画	2010年２月16日	8.10
ニカラグア	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画	2010年３月９日	10.88
	サンタフェ橋建設計画（詳細設計）	2009年12月21日	0.76
	道路維持管理能力強化計画	2009年７月28日	6.55
ハイチ	予防接種強化計画（ユニセフ連携）	2010年２月22日	1.83
	食糧援助	2009年11月30日	6.30
	ノン・プロジェクト無償資金協力	2009年６月22日	6.00
ベリーズ	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画	2009年12月14日	5.10
ペルー	新マカラ国際橋建設計画	2010年３月９日	8.00
	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画		4.00
	国立障害者リハビリテーション・センター建設計画（本体工事）	2009年11月10日	19.25
ボリビア	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画	2010年３月19日	4.40
	ポトシ市リオ・サンファン系上水道施設整備計画	2009年10月21日	13.16
	コチャバンバ市南東部上水道施設改善計画	2009年５月28日	12.15
大洋州地域			
キリバス	ノン・プロジェクト無償資金協力	2009年12月22日	1.00
サモア	気象観測・災害対策向上計画	2010年３月10日	7.45
ソロモン	アウキ市場及び桟橋建設計画	2010年３月15日	9.62
	キゾ病院再建計画	2009年６月17日	19.00
	ホニアラ市及びアウキ市給水設備改善計画		20.90
ツバル	ノン・プロジェクト無償資金協力	2009年12月４日	1.00
トンガ	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画	2010年３月12日	5.90
	バイオラ病院改善整備計画（第２次）（詳細設計）	2009年12月９日	0.76
ナウル	ノン・プロジェクト無償資金協力	2010年３月13日	1.00
バヌアツ	ノン・プロジェクト無償資金協力	2010年３月16日	1.00
パプアニューギニア	森林保全計画	2010年３月19日	7.00
	ブーゲンビル海岸幹線道路橋梁整備計画	2009年６月25日	31.54
パラオ	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画	2009年12月24日	4.80
フィジー	南太平洋大学情報通信技術センター整備計画（第２期）	2009年11月24日	8.57
マーシャル	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画	2009年12月16日	5.30
ミクロネシア	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画	2009年12月８日	5.30
欧州地域			
アルバニア	救急医療機材改善計画	2009年12月17日	7.18
モルドバ	貧困農民支援	2009年10月７日	1.60

＊ 2009年度に交換公文を締結した案件を実績として記載している。ただし、草の根・人間の安全保障無償資金協力、日本NGO連携無償資金協力、草の根文化無償資金協力、一般文化無償資金協力を除く。

第２節　二国間借款

図表Ⅳ-23　有償資金協力案件一覧

●2009年度：地域・国別

国名	案件名	交換公文締結日（現地時間）	金額（億円）
東アジア地域			
インドネシア	ジャワ・スマトラ連系送電線計画（第１期）	2010年３月18日	369.94
	ルムットバライ地熱発電計画		269.66
	マミナサタ広域都市圏廃棄物管理計画		35.43
	第六次開発政策借款		89.97
	第二次気候変動対策プログラム・ローン（景気刺激支援含む）	2009年12月10日	374.44
カンボジア	シハヌークビル港多目的ターミナル整備計画	2009年８月13日	71.76
タイ	第八次バンコク上水道整備計画	2009年12月３日	44.62
フィリピン	第三次開発政策支援計画	2010年３月15日	92.20
	緊急財政支援円借款		138.30
	農業支援政策金融計画	2009年６月18日	146.08
	物流インフラ開発計画		303.80
ベトナム	ノイバイ国際空港第２旅客ターミナルビル建設計画（第１期）	2010年３月２日	126.07
	ノイバイ国際空港－ニャッタン橋間連絡道路建設計画（第１期）		65.46
	クーロン（カントー）橋建設計画（第２期）		46.26
	国道１号線橋梁復旧第３計画（第２期）		10.38
	ホアラックハイテクパーク・インフラ建設計画（調査・設計等のための役務）		10.05
	第八次貧困削減支援貸付（景気刺激支援含む）	2009年11月７日	549.00
	国道１号線バイパス道路整備計画（第２期）	2009年10月26日	41.41
	タイビン火力発電所及び送電線建設計画（第１期）		207.37
	貧困地域小規模インフラ整備計画（第３期）		179.52
	省エネルギー・再生可能エネルギー促進計画		46.82
	中小企業支援計画（第３期）		173.79
モンゴル	社会セクター支援プログラム	2009年６月30日	28.94
ラオス	財政強化支援借款	2009年11月７日	15.00
南アジア地域			
インド	デリー高速輸送システム建設計画（フェーズ２）（第５期）	2010年３月29日	336.40
	コルカタ東西地下鉄建設計画（第２期）		234.02
	チェンナイ地下鉄建設計画（第２期）		598.51
	貨物専用鉄道建設計画（フェーズ１）（第２期）		902.62
	レンガリ灌漑計画（Ⅲ）		30.72
	シッキム州生物多様性保全・森林管理計画		53.84
	貨物専用鉄道建設計画（フェーズ１）	2009年10月27日	26.06
スリランカ	地方道路開発計画	2010年３月26日	131.21
	東部州給水開発計画		49.04
	キャンディ市下水道整備計画		140.87
	アッパーコトマレ水力発電所建設計画		45.52
パキスタン	全国基幹送電網拡充計画	2010年３月31日	233.00
バングラデシュ	チッタゴン環状道路建設計画	2010年３月24日	90.96
	ベラマラ・コンバインドサイクル火力発電所建設計画（調査・設計のための役務）		22.09
	農村地域配電網整備計画		132.41
	南西部農村開発計画		142.46
中央アジアおよびコーカサス地域			
グルジア	東西ハイウェイ整備計画	2009年12月16日	177.22
大洋州地域			
パプアニューギニア	ポートモレスビー下水道整備計画	2009年12月11日	82.61
中南米地域			
ブラジル	ビリングス湖流域環境改善計画	2009年７月14日	62.08
	サンタ・カタリーナ州沿岸部衛生改善計画		144.26
ペルー	リマ首都圏周辺居住域衛生改善計画（Ⅱ）	2010年３月15日	93.01

国名	案件名	交換公文締結日（現地時間）	金額（億円）
中東地域			
イラク	中西部上水道セクターローン	2010年２月21日	412.74
	アル・アッカーズ火力発電所建設計画		295.70
	デラロック水力発電所建設計画		169.96
エジプト	ガルフ・エル・ゼイト風力発電計画	2010年３月15日	388.64
モロッコ	地方都市上水道整備計画	2010年３月19日	154.87
	地中海道路建設計画（Ⅱ）		84.55
アフリカ地域			
ウガンダ	アティアクーニムレ間道路改修計画	2010年３月26日	33.95
	ナイル赤道直下湖周辺国送電線連結計画		54.06
ケニア	オルカリアⅠ　4・5号機地熱発電計画	2010年３月30日	295.16
コートジボワール	債務救済措置（債務繰延方式及び債務支払猶予方式）	2010年３月16日	約114.96
スーダン	債務救済措置（債務免除方式）	2009年７月13日	約31.65
タンザニア	道路セクター支援計画	2010年３月25日	71.19
	第七次貧困削除支援貸付	2009年12月３日	20.00
中央アフリカ	債務救済措置（債務免除方式）	2010年３月５日	約5.38
チュニジア	首都圏通勤線電化計画（Ⅱ）	2010年３月10日	45.96
ブルンジ	債務救済措置（債務免除方式）	2009年９月７日	約33.90
モザンビーク	ナンプラークアンバ間道路改善計画	2010年３月10日	59.78
欧州地域			
ボスニア・ヘルツェゴビナ	ウグレヴィック火力発電所排煙脱硫装置建設計画	2009年10月20日	126.33
ルーマニア	ブカレスト国際空港アクセス鉄道建設計画	2010年３月10日	418.70

＊　2009年度に交換公文を締結した案件を実績として記載。

第4章 国際機関を通じた政府開発援助実績

図表Ⅳ-24 国際機関を通じた政府開発援助実績の推移

（支出純額ベース、単位:百万ドル、%）

区分＼暦年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
1.国際機関贈与	1,598.4	1,025.2	1,047.8	1,152.2	1,523.9	1,378.4	807.1	1,239.9	919.3	1,303.9
⑴国連諸機関	1,304.3	844.1	832.1	865.7	1,242.8	1,070.8	587.7	584.9	602.6	839.3
⑵その他機関	294.1	181.1	215.7	286.5	281.1	307.6	219.4	655.0	316.8	464.6
2. 国際機関出資等	2,180.2	1,422.8	1,585.5	1,472.3	1,541.2	1,420.5	3,070.8	685.7	1,862.0	2,167.7
⑴世銀グループ	1,152.9	871.0	1,123.5	916.5	1,034.9	896.9	2,575.6	172.7	1,253.4	1,404.4
⑵その他	1,027.3	551.8	462.0	555.8	506.3	523.6	495.2	513.0	608.7	763.2
合　計	3,778.7	2,448.1	2,633.3	2,624.5	3,065.1	2,798.9	3,877.9	1,925.6	2,781.4	3,471.6
政府開発援助全体に占める比率	27.7	24.3	27.9	28.7	33.7	20.9	34.8	24.9	28.9	36.6

＊1　四捨五入の関係上、合計に不一致あり。
＊2　欧州復興開発銀行(EBRD)向け実績を含む。
＊3　政府開発援助全体に占める比率の算出に際しては東欧およびEBRD向け援助実績の一部を除く。

図表Ⅳ-25 主要国際機関に対する拠出・出資実績（上位5か国）

	国際機関名	2008年				2009年			
1	国連食糧農業機関（FAO）	順位	国名	シェア(%)	分担額(千ドル)	順位	国名	シェア(%)	分担額(千ドル)
		1	米国	22.0	103,283	1	米国	22.0	103,283
		2	日本	16.7	78,430	2	日本	16.7	78,430
		3	ドイツ	8.6	40,464	3	ドイツ	8.6	40,464
		4	英国	6.7	31,337	4	英国	6.7	31,337
		5	フランス	6.3	29,727	5	フランス	6.3	29,727
2	国連世界食糧計画（WFP）(*1)	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)
		1	米国	40.98	2,066,286	1	米国	43.73	1,758,700
		2	サウジアラビア	9.99	503,753	2	EC	8.55	343,830
		3	EC	7.05	355,435	3	カナダ	5.60	225,343
		4	カナダ	5.46	275,392	4	スペイン	5.32	213,852
		5	日本	3.53	177,900	5	日本	5.04	202,684
3	国連教育科学文化機関（UNESCO）(*2)	順位	国名	シェア(%)	分担額(千ドル)	順位	国名	シェア(%)	分担額(千ドル)
		1	米国	22.0	69,410	1	米国	22.0	69,410
		2	日本	16.6	52,373	2	日本	16.6	52,373
		3	ドイツ	8.6	27,133	3	ドイツ	8.6	27,133
		4	英国	6.6	20,823	4	英国	6.6	20,823
		5	フランス	6.3	19,877	5	フランス	6.3	19,877
4	国連工業開発機関（UNIDO）	順位	国名	シェア(%)	分担額(千ユーロ)	順位	国名	シェア(%)	分担額(千ユーロ)
		1	日本	22.00	17,009	1	日本	22.00	17,009
		2	ドイツ	11.92	9,217	2	ドイツ	11.92	9,217
		3	英国	9.23	7,137	3	英国	9.23	7,137
		4	フランス	8.76	6,771	4	フランス	8.76	6,771
		5	イタリア	7.06	5,458	5	イタリア	7.06	5,458
5	国連児童基金（UNICEF）	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)
		1	米国	14.8	301,402	1	米国	10.2	299,467
		2	英国	10.4	212,820	2	ノルウェー	6.8	199,085
		3	ノルウェー	9.7	196,885	3	オランダ	6.5	190,836
		4	オランダ	9.6	196,187	4	英国	6.2	182,027
		5	スウェーデン	8.3	169,736	5	スウェーデン	5.8	171,048
		6	日本	7.5	153,275	6	日本	5.6	164,450
6	国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)
		1	米国	31.9	510,252	1	米国	37.3	640,727
		2	EC	8.1	130,146	2	EC	7.4	126,948
		3	日本	6.9	110,871	3	日本	6.4	110,554
		4	スウェーデン	6.6	105,367	4	スウェーデン	6.3	107,885
		5	オランダ	5.3	85,494	5	オランダ	4.7	80,617
7	国連人口基金（UNFPA）	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)
		1	オランダ	17.7	75,728	1	オランダ	17.2	80,881
		2	スウェーデン	14.2	60,902	2	スウェーデン	12.6	59,016
		3	デンマーク	11.2	48,017	3	ノルウェー	10.2	48,046
		4	ノルウェー	11.1	47,564	4	米国	9.8	46,100
		5	英国	7.2	30,722	5	デンマーク	8.4	39,499
		6	日本	6.9	29,660	6	英国	7.4	34,510
		7	ドイツ	6.2	26,677	7	日本	6.4	30,066
8	国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)
		1	EC	23.8	189,979	1	米国	29.1	267,960
		2	米国	23.4	187,008	2	EC	24.7	228,012
		3	スウェーデン	6.5	51,568	3	英国	5.4	50,045
		4	英国	4.7	37,519	4	スウェーデン	5.2	48,576
		5	ノルウェー	4.4	35,099	5	ノルウェー	4.2	39,056
		13	日本	1.9	14,907	12	日本	1.9	17,728

	国際機関名	2008年				2009年			
9	国連開発計画（UNDP）	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千ドル)
		1	ノルウェー	12.5	137,588	1	ノルウェー	12.1	122,519
		2	オランダ	10.6	116,580	2	オランダ	12.1	122,449
		3	スウェーデン	10.0	109,624	3	米国	10.1	102,785
		4	英国	8.9	97,390	4	英国	9.2	93,413
		5	米国	8.8	96,322	5	スウェーデン	9.0	90,831
		6	日本	6.7	73,137	6	日本	7.3	74,106
10	世界保健機関（WHO）	順位	国名	シェア(%)	分担額(千ドル)	順位	国名	シェア(%)	分担額(千ドル)
		1	米国	22.0	106,573	1	米国	22.0	106,573
		2	日本	16.6	77,212	2	日本	16.6	77,212
		3	ドイツ	8.6	39,837	3	ドイツ	8.6	39,837
		4	英国	6.6	30,850	4	英国	6.6	30,850
		5	フランス	6.3	30,477	5	フランス	6.3	30,477
11	国連復興開発銀行（IBRD）(*3)	順位	国名	シェア(%)	出資額(百万ドル)	順位	国名	シェア(%)	出資額(百万ドル)
		1	米国	16.8	31,965	1	米国	16.8	31,965
		2	日本	8.1	15,321	2	日本	8.1	15,321
		3	ドイツ	4.6	8,734	3	ドイツ	4.6	8,734
		4	英国	4.4	8,372	4	英国	4.4	8,372
		4	フランス	4.4	8,372	4	フランス	4.4	8,372
12	国際開発協会（IDA）	順位	国名	シェア(%)	出資額(百万SDR)	順位	国名	シェア(%)	出資額(百万SDR)
		1	英国	14.1	2,802	1	英国	14.1	2,802
		2	米国	12.2	2,430	2	米国	12.2	2,430
		3	日本	10.0	1,994	3	日本	10.0	1,994
		4	ドイツ	7.1	1,406	4	ドイツ	7.1	1,406
		5	フランス	6.5	1,296	5	フランス	6.5	1,296
13	国際通貨基金（IMF）	順位	国名	シェア(%)	出資額(百万SDR)	順位	国名	シェア(%)	出資額(百万SDR)
		1	米国	17.1	37,149	1	米国	17.1	37,149
		2	日本	6.1	13,313	2	日本	6.1	13,313
		3	ドイツ	6.0	13,008	3	ドイツ	6.0	13,008
		4	フランス	4.9	10,739	4	フランス	4.9	10,739
		4	英国	4.9	10,739	4	英国	4.9	10,739
14	アジア開発銀行（ADB）	順位	国名	シェア(%)	出資額(千ドル)	順位	国名	シェア(%)	出資額(千ドル)
		1	日本	15.6	6,661,585	1	日本	15.6	19,984,756
		1	米国	15.6	6,661,585	1	米国	15.6	19,984,756
		3	中国	6.4	2,750,478	3	中国	6.4	8,251,434
		4	インド	6.3	2,702,345	4	インド	6.3	8,107,034
		5	オーストラリア	5.8	2,469,881	5	オーストラリア	5.8	7,409,643
15	アジア開発基金（ADF）	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千SDR)	順位	国名	シェア(%)	拠出額(千SDR)
		1	日本	35.0	804,011	1	日本	38.5	1,015,914
		2	米国	13.7	314,616	2	米国	11.0	290,560
		3	オーストラリア	6.5	149,087	3	オーストラリア	7.1	188,380
		4	英国	6.0	137,831	4	ドイツ	5.3	139,975
		5	ドイツ	5.8	132,777	4	英国	5.3	139,325
16	アフリカ開発銀行（AfDB）	順位	国名	シェア(%)	出資額(千UA)	順位	国名	シェア(%)	出資額(千UA)
		1	ナイジェリア	8.9	1,931,780	1	ナイジェリア	8.9	1,932,022
		2	米国	6.4	1,401,543	2	米国	6.6	1,440,534
		3	日本	5.5	1,194,000	3	日本	5.5	1,194,000
		4	エジプト	5.1	1,118,290	4	エジプト	5.1	1,118,290
		5	南アフリカ	4.6	992,670	5	南アフリカ	4.6	998,859
17	アフリカ開発基金（AfDF）	順位	国名	シェア(%)	出資額(千UA)	順位	国名	シェア(%)	出資額(千UA)
		1	英国	14.8	547,151	1	英国	14.8	547,151
		2	フランス	10.9	403,329	2	フランス	10.9	403,329
		3	ドイツ	10.8	400,000	3	ドイツ	10.8	400,000
		4	米国	8.3	306,944	4	米国	8.3	306,944
		5	日本	7.1	261,439	5	日本	7.1	261,439

＊1　WFPは無償資金協力(KR)を含む。
＊2　通常予算の分担金。基金等への拠出は除く。
＊3　IBRDにおける年度は7月1日～翌年6月30日であるため、表の数字は2009年6月末時点のもの。

第5章 政府開発援助に関する主な資料

第１節 日本の政府開発援助をめぐる動き(2009年12月～2010年10月末)

年月	日本の援助をめぐる主要な動き	年月	援助をめぐる国際的な動き
2009.12	気候変動枠組条約第15回締約国会議(於:デンマーク・コペンハーゲン) 気候変動対策に関する日本の2012年までの開発途上国支援の具体策を表明	2009.12	対人地雷禁止条約(オタワ条約)第2回検討会議(於:コロンビア・カルタヘナ)
2010. 1	ハイチにおける大地震被害に対し、緊急無償資金協力および緊急援助物資の供与を実施。国際緊急援助隊(医療チームおよび自衛隊部隊)を派遣	2010. 1	国際衛生年フォローアップ会議(於:東京)
		1	第4回FEALAC(アジア中南米協力フォーラム)外相会合(於:東京)
		1	ハイチに関する閣僚会合(於:モントリオール)
		1	イエメンに関する国際会議(於:ロンドン)
		1	アフガニスタンに関するロンドン国際会議(於:ロンドン)
2	ハイチの大地震を受けて増員が決定された国連ハイチ安定化ミッション(MINUSTAH)に対し、自衛隊の施設部隊等を派遣	2	イエメン支援に関するドナー会議(於:リヤド)
		2	「万人のための教育」(EFA)ハイレベル・グループ会合(於:エチオピア・アディスアベバ)
3	チリにおける大地震被害(緊急援助物資の供与および緊急無償資金協力、JICA緊急調査団の派遣等)	3	G8外相会合(於:カナダ・ガティノー) アフガニスタンに関する声明
3	FAO主催「貧困削減・農業投資促進に関するシンポジウム」(於:東京)	3	ハイチ支援国会合(於:ニューヨーク)
4	在京米国大使館主催「食料安全保障国際シンポジウム」(於:東京)	4	人間の安全保障に関する国連事務総長報告の発表
		4	第1回平和構築と国家建設に関する国際対話(於:東ティモール)
4	日本・米国・アフリカ連合(AU)主催「責任ある農業投資に関するラウンドテーブル」(於:ワシントンDC)	4	鳥・新型インフルエンザに関する閣僚級会合(於:ハノイ)
		4	G8開発大臣会合(於:カナダ・ハリファックス)
		5	第2回TICAD閣僚級フォローアップ会合(於:タンザニア・アルーシャ)
		5	世銀防災グローバル・ファシリティ(GFDRR)第8回支援国会合(於:京都)
		5	人間の安全保障に関する初の国連総会公式討論開催
6	キルギス南部における民族衝突により発生した難民・国内避難民支援のため、緊急無償資金協力を実施	6	第8回飢餓対策国際会議(於:ベルリン)
6	ODAのあり方に関する検討最終とりまとめを公表	6	経済協力開発機構／開発援助委員会(OECD ／ DAC)による対日援助審査(ピア・レビュー)
		6	G20トロント・サミット(於:カナダ・トロント)
		6	第36回主要国首脳会議(G8ムスコカ・サミット)(於:カナダ・ムスコカ)
7	人間の安全保障に関する国連総会決議採択(外務省、国際連合、および早稲田大学主催)(於:東京)	7	ADB・FAO・IFAD共催「アジア太平洋における食料安全保障のための投資フォーラム」(於:マニラ)
7	南部スーダンにおける住民投票に対する緊急無償資金協力	7	キルギス・ハイレベル・ドナー会合(於:キルギス・ビシュケク)
7	第1回日・パレスチナ・ハイレベル協議(於:ラマッラ)	7	人間の安全保障に関する国連総会決議採択
		7	アフガニスタンに関するカブール国際会議(於:アフガニスタン・カブール)
8	パキスタンにおける洪水被害に対する緊急無償資金協力の実施および国際緊急援助隊(自衛隊部隊および医療チーム)の派遣	8	アジア太平洋地域ミレニアム開発目標(MDGs)レビュー特別閣僚会合(於:インドネシア・ジャカルタ)
		8	太平洋諸島フォーラム(PIF)域外国対話(於:バヌアツ・ポートビラ)
		8	「中央アジア＋日本」対話第3回外相会合(於:ウズベキスタン・タシケント)
		8	パキスタン洪水被害に関する国連総会特別会合(於:ニューヨーク)

年月	日本の援助をめぐる主要な動き	年月	援助をめぐる国際的な動き
9	日・タイ共催「東西・南部経済回廊に関する日メコン国際会議」（於：タイ・バンコク）	9	開発のための国際金融取引に関するタスクフォース閣僚級会合（於：パリ）
9	第2回日本・カリコム外相会議（於：東京）	9	パレスチナ支援調整委員会高級事務レベル会合（於：ニューヨーク）
9	平成22年度「平和構築人材育成事業」（外務省委託事業）の開始	9	パキスタン洪水支援に関する国連ハイレベル閣僚会合（於：ニューヨーク）
		9	MDGs国連首脳会合（於：ニューヨーク） 菅総理大臣「国際保健分野と教育分野における新たな５年間の開発政策」を発表
		9	革新的資金調達に関するハイレベル非公式会合（於：ニューヨーク）
		9	MDGsに関するアジア諸国閣僚級非公式会合（於：ニューヨーク）
		9	水と衛生に関するハイレベル朝食会（於：ニューヨーク）
		9	「女性と子供の健康のための世界戦略発表」特別行事（於：ニューヨーク）
		9	生物多様性に関する国連ハイレベル会合（於：ニューヨーク）
		9	イエメン・フレンズ第１回閣僚会合（於：ニューヨーク）
		9	小島嶼国の開発に対する国連ハイレベル会合（於：ニューヨーク）
10	第3回日本・メコン地域諸国首脳会議（於：ベトナム・ハノイ）	10	アジア欧州会合第8回首脳会合（ASEM8）（於：ブリュッセル）
		10	世界エイズ・結核・マラリア対策基金第３次増資会合（於：ニューヨーク） 日本は「2011年以降当面最大８億ドルの拠出」を表明
		10	FAO第36回世界食料安全保障委員会（於：ローマ）
		10	生物多様性条約第10回締約国会議（於：名古屋）
		10	パキスタン・フレンズ閣僚会合（於：ブリュッセル）
		10	太平洋・島サミット中間閣僚会合（於：東京）
		10	APEC食料安全保障担当大臣会合（於：新潟）
		10	森林保全と気候変動に関する閣僚会議（於：名古屋）
		10	ASEAN関連首脳会議（於：ベトナム）

第２節 政府開発援助に関する政策

1 政府開発援助大綱（2003年８月閣議決定）

政府開発援助大綱の改定について

平成15年8月29日
閣 議 決 定

平成４年に閣議にて決定された政府開発援助（ODA）大綱は、これまで10年以上にわたって我が国の援助政策の根幹をなしてきた。この間、国際情勢は激変し、今や我が国を含む国際社会にとって平和構築をはじめとする新たな開発課題への対応が急務となっている。こうした中で多くの先進国は、開発途上国が抱える深刻な問題に対してODAを通じた取組を強化している。また、政府、国際機関のみならず、様々な主体が開発途上国への支援を行い、相互の連携を深めている。

我が国としては、日本国憲法の精神にのっとり、国力にふさわしい責任を果たし、国際社会の信頼を得るためにも、新たな課題に積極的に取り組まなければならない。そのためには、ODAに対する国民の理解を得ることが重要であり、国内の経済財政状況や国民の意見も十分踏まえつつ、ODAを効果的に実施することが不可欠である。

このような考えの下、ODAの戦略性、機動性、透明性、効率性を高めるとともに、幅広い国民参加を促進し、我が国のODAに対する内外の理解を深めるため、次のとおりODA大綱を改定する。

政府開発援助大綱

I. 理 念 ― 目的、方針、重点

1. 目 的

我が国ODAの目的は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することである。

これまで我が国は、アジアにおいて最初の先進国となった経験をいかし、ODAにより経済社会基盤整備や人材育成、制度構築への支援を積極的に行ってきた。その結果、東アジア諸国をはじめとする開発途上国の経済社会の発展に大きく貢献してきた。

一方、冷戦後、グローバル化の進展する中で、現在の国際社会は、貧富の格差、民族的・宗教的対立、紛争、テロ、自由・人権及び民主主義の抑圧、環境問題、感染症、男女の格差など、数多くの問題が絡み合い、新たな様相を呈している。

特に、極度の貧困、飢餓、難民、災害などの人道的問題、環境や水などの地球的規模の問題は、国際社会全体の持続可能な開発を実現する上で重要な課題である。これらの問題は、国境を超えて個々の人間にとっても大きな脅威となっている。

また、最近、多発する紛争やテロは深刻の度を高めており、これらを予防し、平和を構築するとともに、民主化や人権の保障を促進し、個々の人間の尊厳を守ることは、国際社会の安定と発展にとっても益々重要な課題となっている。

我が国は、世界の主要国の一つとして、ODAを積極的に活用し、これらの問題に率先して取り組む決意である。こうした取組は、ひいては各国との友好関係や人の交流の増進、国際場裡における我が国の立場の強化など、我が国自身にも様々な形で利益をもたらすものである。

さらに、相互依存関係が深まる中で、国際貿易の恩恵を享受し、資源・エネルギー、食料などを海外に大きく依存す

る我が国としては、ODAを通じて開発途上国の安定と発展に積極的に貢献する。このことは、我が国の安全と繁栄を確保し、国民の利益を増進することに深く結びついている。特に我が国と密接な関係を有するアジア諸国との経済的な連携、様々な交流の活発化を図ることは不可欠である。

平和を希求する我が国にとって、ODAを通じてこれらの取組を積極的に展開し、我が国の姿勢を内外に示していくことは、国際社会の共感を得られる最もふさわしい政策であり、ODAは今後とも大きな役割を担っていくべきである。

2. 基本方針

このような目的を達成するため、我が国は以下の基本方針の下、ODAを一層戦略的に実施する。

⑴ 開発途上国の自助努力支援

良い統治(グッド・ガバナンス)に基づく開発途上国の自助努力を支援するため、これらの国の発展の基礎となる人づくり、法・制度構築や経済社会基盤の整備に協力することは、我が国ODAの最も重要な考え方である。このため、開発途上国の自主性(オーナーシップ)を尊重し、その開発戦略を重視する。

その際、平和、民主化、人権保障のための努力や経済社会の構造改革に向けた取組を積極的に行っている開発途上国に対しては、これを重点的に支援する。

⑵「人間の安全保障」の視点

紛争・災害や感染症など、人間に対する直接的な脅威に対処するためには、グローバルな視点や地域・国レベルの視点とともに、個々の人間に着目した「人間の安全保障」の視点で考えることが重要である。このため、我が国は、人づくりを通じた地域社会の能力強化に向けたODAを実施する。また、紛争時より復興・開発に至るあらゆる段階において、尊厳ある人生を可能ならしめるよう、個人の保護と能力強化のための協力を行う。

⑶ 公平性の確保

ODA政策の立案及び実施に当たっては、社会的弱者の状況、開発途上国内における貧富の格差及び地域格差を考慮するとともに、ODAの実施が開発途上国の環境や社会面に与える影響などに十分注意を払い、公平性の確保を図る。

特に男女共同参画の視点は重要であり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。

⑷ 我が国の経験と知見の活用

開発途上国の政策や援助需要を踏まえつつ、我が国の経済社会発展や経済協力の経験を途上国の開発に役立てるとともに、我が国が有する優れた技術、知見、人材及び制度を活用する。

さらに、ODAの実施に当たっては、我が国の経済・社会との関連に配慮しつつ、我が国の重要な政策との連携を図り、政策全般の整合性を確保する。

⑸ 国際社会における協調と連携

国際社会においては、国際機関が中心となって開発目標や開発戦略の共有化が進み、様々な主体が協調して援助を行う動きが進んでいる。我が国もこのような動きに参加して主導的な役割を果たすよう努める。同時に、国連諸機関、国際開発金融機関、他の援助国、NGO、民間企業などとの連携を進める。特に、専門的知見や政治的中立性を有する国際機関と我が国のODAとの連携を強化するとともに、これらの国際機関の運営にも我が国の政策を適切に反映させていくよう努める。

さらに、我が国は、アジアなどにおけるより開発の進んだ途上国と連携して南南協力を積極的に推進する。また、地域協力の枠組みとの連携強化を図るとともに、複数国にまたがる広域的な協力を支援する。

3. 重 点 課 題

以上の目的及び基本方針に基づき、我が国は以下の課題に重点的に取り組む。

⑴ 貧困削減

貧困削減は、国際社会が共有する重要な開発目標であり、また、国際社会におけるテロなどの不安定要因を取り除くためにも必要である。そのため、教育や保健医療・福祉、水と衛生、農業などの分野における協力を重視し、開発途上国の人間開発、社会開発を支援する。同時に、貧困削減を達成するためには、開発途上国の経済が持続的に成長し、雇用が増加するとともに生活の質も改善されることが不可欠であり、そのための協力も重視する。

⑵ 持続的成長

開発途上国の貿易、投資及び人の交流を活性化し、持続的成長を支援するため、経済活動上重要となる経済社会基盤の整備とともに、政策立案、制度整備や人づくりへの協力も重視する。このような協力には、知的財産権の適切な保護や標準化を含む貿易・投資分野の協力、情報通信技術(ICT)の分野における協力、留学生の受入れ、研究協力なども含まれる。

また、我が国のODAと途上国の開発に大きな影響を有する貿易や投資が有機的連関を保ちつつ実施され、総体として開発途上国の発展を促進するよう努める。このため、我が国のODAと貿易保険や輸出入金融などODA以外の資金の流れとの連携の強化にも努めるとともに、民間の活力や資金を十分活用しつつ、民間経済協力の推進を図る。

⑶ 地球的規模の問題への取組

地球温暖化をはじめとする環境問題、感染症、人口、食料、エネルギー、災害、テロ、麻薬、国際組織犯罪といった地球的規模の問題は、国際社会が直ちに協調して対応を強化しなければならない問題であり、我が国もODAを通じてこれらの問題に取り組むとともに、国際的な規範づくりに積極的な役割を果たす。

⑷ 平和の構築

開発途上地域における紛争を防止するためには、紛争の様々な要因に包括的に対処することが重要であり、そのような取組の一環として、上記のような貧困削減や格差の是正のためのODAを実施する。さらに、予防や紛争下の緊急人道支援とともに、紛争の終結を促進するための支援から、紛争終結後の平和の定着や国づくりのための支援まで、状況の推移に即して平和構築のために二国間及び多国間援助を継ぎ目なく機動的に行う。

具体的には、ODAを活用し、例えば和平プロセス促進のための支援、難民支援や基礎生活基盤の復旧などの人道・復旧支援、元兵士の武装解除、動員解除及び社会復帰(DDR)や地雷除去を含む武器の回収及び廃棄などの国内の安定と治安の確保のための支援、さらに経済社会開発に加え、政府の行政能力向上も含めた復興支援を行う。

4. 重 点 地 域

上記の目的に照らせば、日本と緊密な関係を有し、日本の安全と繁栄に大きな影響を及ぼし得るアジアは重点地域である。ただし、アジア諸国の経済社会状況の多様性、援助需要の変化に十分留意しつつ、戦略的に分野や対象などの重点化を図る。特に、ASEANなどの東アジア地域については、近年、経済的相互依存関係が拡大・深化する中、経済成長を維持しつつ統合を強化することにより地域的競争力を高める努力を行っている。我が国としては、こうした東アジア地域との経済連携の強化などを十分に考慮し、ODAを活用して、同地域との関係強化や域内格差の是正に努める。

また、南アジア地域における大きな貧困人口の存在に十分配慮するとともに、中央アジア地域については、コーカサス地域も視野に入れつつ、民主化や市場経済化への取組を支援する。

その他の地域についても、この大綱の目的、基本方針及び重点課題を踏まえて、各地域の援助需要、発展状況に留意

しつつ、重点化を図る。

具体的には、アフリカは、多くの後発開発途上国が存在し、紛争や深刻な開発課題を抱える中で、自助努力に向けた取組を強化しており、このために必要な支援を行う。

中東は、エネルギー供給の観点や国際社会の平和と安定の観点から重要な地域であるが、中東和平問題をはじめ不安定要因を抱えており、社会的安定と平和の定着に向けた支援を行う。

中南米は、比較的開発の進んだ国がある一方、脆弱な島嶼国を抱え、域内及び国内の格差が生じていることに配慮しつつ、必要な協力を行う。

大洋州は、脆弱な島嶼国が多いことを踏まえて協力を行う。

Ⅱ. 援助実施の原則

上記の理念にのっとり、国際連合憲章の諸原則(特に、主権、平等及び内政不干渉)及び以下の諸点を踏まえ、開発途上国の援助需要、経済社会状況、二国間関係などを総合的に判断の上、ODAを実施するものとする。

⑴ 環境と開発を両立させる。

⑵ 軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避する。

⑶ テロや大量破壊兵器の拡散を防止するなど国際平和と安定を維持・強化するとともに、開発途上国はその国内資源を自国の経済社会開発のために適正かつ優先的に配分すべきであるとの観点から、開発途上国の軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造、武器の輸出入などの動向に十分注意を払う。

⑷ 開発途上国における民主化の促進、市場経済導入の努力並びに基本的人権及び自由の保障状況に十分注意を払う。

Ⅲ. 援助政策の立案及び実施

1. 援助政策の立案及び実施体制

⑴ 一貫性のある援助政策の立案

この大綱の下に、政府全体として一体性と一貫性をもってODAを効率的・効果的に実施するため、基本方針で述べたような国際社会における協調と連携も視野に入れつつ、中期政策や国別援助計画を作成し、これらにのっとったODA政策の立案及び実施を図る。特に国別援助計画については、主要な被援助国について作成し、我が国の援助政策を踏まえ、被援助国にとって真に必要な援助需要を反映した、重点が明確なものとする。

これらの中期政策や国別援助計画に従い、有償・無償の資金協力及び技術協力の各援助手法については、その特性を最大限生かし、ソフト、ハード両面のバランスに留意しつつ、これらの有機的な連携を図るとともに、適切な見直しに努める。

⑵ 関係府省間の連携

政府全体として一体性と一貫性のある政策を立案し、実施するため、対外経済協力関係閣僚会議の下で、外務省を調整の中核として関係府省の知見を活用しつつ関係府省間の人事交流を含む幅広い連携を強化する。そのために政府開発援助関係省庁連絡協議会などの協議の場を積極的に活用する。

⑶ 政府と実施機関の連携

政府と実施機関(国際協力機構、国際協力銀行)の役割、責任分担を明確にしつつ、政策と実施の有機的な連関を確保すべく、人事交流を含む両者の連携を強化する。また、実施機関相互の連携を強化する。

⑷ 政策協議の強化

ODA政策の立案及び実施に当たっては、開発途上国から要請を受ける前から政策協議を活発に行うことにより、その開発政策や援助需要を十分把握することが不可欠である。同時に、対話を通じて我が国の援助方針を開発途上国に示し、途上国の開発戦略の中で我が国の援助が十分いかされるよう、途上国の開発政策と我が国の援助政策の調整を図る。また、開発途上国の案件の形成、実施の面も含めて政策及び制度の改善のための努力を支援するとともに、そのような努力が十分であるかどうかを我が国の支援に当たって考慮する。

⑸ 政策の決定過程・実施における現地機能の強化

援助政策の決定過程・実施において在外公館及び実施機関現地事務所などが一体となって主導的な役割を果たすよう、その機能を強化する。特に、外部人材の活用を含め体制を強化するための枠組みの整備に努める。また、現地を中心として、開発途上国の開発政策や援助需要を総合的かつ的確に把握するよう努める。その際、現地関係者を通じて、現地の経済社会状況などを十分把握する。

⑹ 内外の援助関係者との連携

国内のNGO、大学、地方公共団体、経済団体、労働団体などの関係者がODAに参加し、その技術や知見をいかすことができるよう連携を強化する。また、開発途上国をはじめとして、海外における同様の関係者とも連携を図る。さらに、ODAの実施に当たっては我が国の民間企業の持つ技術や知見を適切に活用していく。

2. 国民参加の拡大

⑴ 国民各層の広範な参加

国民各層による援助活動への参加や開発途上国との交流を促進するため、十分な情報を提供するとともに、国民からの意見に耳を傾け、開発事業に関する提案の募集やボランティア活動への協力などを行う。

⑵ 人材育成と開発研究

専門性をもった人材を育成するとともに、このような人材が国内外において活躍できる機会の拡大に努める。同時に、海外での豊かな経験や優れた知識を有する者などの質の高い人材を幅広く求めてODAに活用する。

また、開発途上国に関する地域研究、開発政策研究を活発化し、我が国の開発に関する知的資産の蓄積を図る。

⑶ 開発教育

開発教育は、ODAを含む国際協力への理解を促進するとともに、将来の国際協力の担い手を確保するためにも重要である。このような観点から、学校教育などの場を通じて、開発途上国が抱える問題、開発途上国と我が国の関わり、開発援助が果たすべき役割など、開発問題に関する教育の普及を図り、その際に必要とされる教材の提供や指導者の育成などを行う。

⑷ 情報公開と広報

ODAの政策、実施、評価に関する情報を、幅広く、迅速に公開し、十分な透明性を確保するとともに積極的に広報することが重要である。このため、様々な手段を活用して、分かり易い形で情報提供を行うとともに、国民が我が国のODA案件に接する機会を作る。

また、開発途上国、他の援助国など広く国際社会に対して我が国のODAに関する情報発信を強化する。

3. 効果的実施のために必要な事項

⑴ 評価の充実

事前から中間、事後と一貫した評価及び政策、プログラム、プロジェクトを対象とした評価を実施する。また、ODAの成果を測定・分析し、客観的に判断すべく、専門的知識を有する第三者による評価を充実させるとともに政府自身による政策評価を実施する。さらに、評価結果をその後のODA政策の立案及び効率的・効果的な実施に反映させる。

⑵ 適正な手続きの確保

ODAの実施に当たっては、環境や社会面への影響に十分配慮する手続きをとるとともに、質や価格面において適正かつ効率的な調達が行われるよう努める。同時に、これらを確保しつつ、手続きの簡素化や迅速化を図る。

⑶ 不正、腐敗の防止

案件の選定及び実施プロセスの透明性を確保し、不正、腐敗及び目的外使用を防止するための適切な措置をとる。また、外部監査の導入など監査の充実を通じて適正な執行の確保に努める。

⑷ 援助関係者の安全確保

援助関係者の生命及び身体の安全の確保は、ODA実施の前提条件であり、安全関連情報を十分に把握し、適切な対応に努める。

Ⅳ. ODA大綱の実施状況に関する報告

ODA大綱の実施状況については、毎年閣議報告される「政府開発援助(ODA)白書」において明らかにする。

平成15年8月29日
閣　議　決　定

２　政府開発援助に関する中期政策

平成17年2月4日

1．中期政策の位置付け

⑴ 平成15年8月に閣議決定により改定された政府開発援助大綱（以下、ODA大綱）は、「この大綱の下に、ODA中期政策や国別援助計画を作成し、これらにのっとったODA政策の立案及び実施を図る」こととしている。また、旧ODA中期政策は、旧ODA大綱の下で平成11年8月に策定されたものであり、策定後5年が経過している。これらを踏まえ、今般、ODA中期政策を抜本的に見直し、ここに新たな中期政策（以下、新ODA中期政策）を策定する。

⑵ ミレニアム開発目標（MDGs）、地球的規模の問題を始めとする開発課題への取組を進めるとともに、多発する紛争やテロを予防し、平和を構築することは、国際社会が直ちに協調して対応を強化すべき問題である。また、我が国と密接な関係を有する開発途上国との経済連携の推進等を通じ、これら諸国の持続的成長を図ることは重要な課題である。このような国際社会の直面する喫緊の課題への取組において、我が国としては、ODA大綱がODAの目的を「国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資すること」と位置付けていることを踏まえ、戦略的かつ効率的なODAの活用を通じて、我が国の地位にふさわしい役割を果たす考えである。

　このような考え方に基づき、新ODA中期政策では、ODA大綱のうち、考え方や取組等を内外に対してより具体的に示すべき事項を中心としたものとし、ODA大綱の基本方針の一つである「人間の安全保障の視点」、重点課題である「貧困削減」、「持続的成長」、「地球的規模の問題への取組」、「平和の構築」、そして「効率的・効果的な援助の実施に向けた方策」を取り上げ、我が国の考え方やアプローチ、具体的取組について記述し、大綱にのっとってODAを一層戦略的に実施するための方途を示す。

⑶ 国別援助計画の策定に当たっては、ODA大綱に加え、大綱の内容を更に具体化した新ODA中期政策を併せて踏まえることとする。なお、新ODA中期政策における記載の有無は、ODA大綱に盛り込まれている事項自体の重要性や必要性等を変更するものではない。新ODA中期政策は向こう3～5年を念頭に置き、国内外の情勢を踏まえつつ、それ以前にも必要に応じ、実施状況を評価した上で改定することとする。

⑷ ODAに対する国民の理解と支持を得るためにも、我が国ODAに関し、十分な透明性を確保するとともに積極的に広報し、援助活動への国民参加を促進することとする。また、評価を充実し、効果的な援助の実施に努めていく。

2．「人間の安全保障」の視点について

⑴「人間の安全保障」の考え方

㈠ 近年、グローバル化の深化により、国際社会はこれまでにない緊密な相互依存関係を持つようになった。しかし、同時に、テロや環境破壊、HIV/エイズ等の感染症、国際組織犯罪といった国境を越えた脅威、突然の経済危機や内戦などによる人道上の危機が増大している。これらに対応していくにはグローバルな視点や地域・国レベルの視点とともに、個々の人間に着目した「人間の安全保障」の視点を導入する必要がある。

㈡ 「人間の安全保障」は、一人一人の人間を中心に据えて、脅威にさらされ得る、あるいは現に脅威の下にある個人及び地域社会の保護と能力強化を通じ、各人が尊厳ある生命を全うできるような社会づくりを目指す考え方である。具体的には、紛争、テロ、犯罪、人権侵害、難民の発生、感染症の蔓延、環境破壊、経済危機、災害といった「恐怖」や、

貧困、飢餓、教育・保健医療サービスの欠如などの「欠乏」といった脅威から個人を保護し、また、脅威に対処するために人々が自らのために選択・行動する能力を強化することである。

(ハ) 我が国としては、人々や地域社会、国が直面する脆弱性を軽減するため、「人間の安全保障」の視点を踏まえながら、「貧困削減」、「持続的成長」、「地球的規模の問題への取組」、「平和の構築」という4つの重点課題への取組を行うこととする。

(2)「人間の安全保障」の実現に向けた援助のアプローチ

「人間の安全保障」は開発援助全体にわたって踏まえるべき視点であり、以下のようなアプローチが重要である。

(イ) 人々を中心に据え、人々に確実に届く援助

支援の対象となっている地域の住民のニーズを的確に把握し、ODAの政策立案、案件形成、案件実施、モニタリング・評価に至る過程でできる限り住民を含む関係者との対話を行うことにより、人々に確実に届く援助を目指す。そのために様々な援助関係者や他の援助国、NGO等と連携と調整を図る。

(ロ) 地域社会を強化する援助

政府が十分に機能していない場合には、政府の行政能力の向上を図るとともに、政府に対する支援だけでは、援助が人々に直接届かないおそれがあることから、地域社会に対する支援や住民参加型の支援を組み合わせる。また、地域社会の絆を強め、ガバナンス改善を通じて地域社会の機能を強化することにより、「欠乏」や「恐怖」から地域社会の人々を保護する能力を高める。

(ハ) 人々の能力強化を重視する援助

人々を援助の対象としてのみならず、自らの社会の「開発の担い手」ととらえ、自立に向けての能力強化を重視する。具体的には、人々を保護し、保健、教育など必要な社会サービスを提供するだけでなく、職業訓練等を通じて生計能力の向上を図り、さらに、人々の能力の発揮に資する制度、政策を整備して、人々の「自立」を支援する。

(ニ) 脅威にさらされている人々への裨益を重視する援助

「人間の安全保障」の視点を踏まえた援助では、貧困を始めとする「欠乏からの自由」と紛争のような「恐怖からの自由」の双方を視野に入れ、人々が直面している脅威に対して、可能な限り包括的に対処していく必要がある。

また、その際、生命、生活及び尊厳が危機にさらされている人々、あるいはその可能性の高い人々がどこに分布し、何を必要としているのかを把握した上で重点的に援助を実施する。

(ホ) 文化の多様性を尊重する援助

人々が文化的背景のために差別されることなく、文化の多様性が尊重される社会の形成を支援する。また、文化の名の下に個人の人権や尊厳が脅かされないように配慮する。

(ヘ) 様々な専門的知識を活用した分野横断的な援助

貧困や紛争が発生する国々では、人々が直面する問題の構造は極めて複雑である。これらの問題に対処するためには、問題の原因や構造を分析し、必要に応じて様々な分野の専門的知見を活用して、分野横断的な支援を実施する。

(注)「人間の安全保障」の視点を理解する上で参考となる案件例を、本文末の附属に示した。なお、「人間の安全保障」の視点を踏まえた案件は、これらに限られるものではなく、今後ともその反映に努力していく。

3. 重点課題について

重点課題に取り組むに当たっては、ODA大綱の基本方針である開発途上国の自助努力(オーナーシップ)支援、「人間の安全保障」の視点、ジェンダーの視点や社会的弱者への配慮を含めた公平性の確保、政策全般の整合性の確保を含めた我が国の経験と知見の活用、南南協力の推進を含めた国際社会における協調と連携を踏まえる。

(1) 貧困削減

(イ) 貧困削減の考え方

a. 開発途上地域では、いまだに約11億人が1日1ドル未満の貧しい生活を余儀なくされている。このような状況に対処するため、2000年9月に開催された国連ミレニアム・サミットを経て、貧困削減、ジェンダー格差、保健、教育、HIV/エイズを含む感染症の拡大防止、環境等について2015年までに達成すべき目標を盛り込んだミレニアム開発目標(MDGs)が設定された。MDGsはより良い世界を築くために国際社会が一体となって取り組むべき目標であり、我が国としては、その達成に向けて、効果的なODAの活用等を通じて積極的に貢献する。

b. 貧困は、単に所得や支出水準が低いといった経済的な側面に加え、教育や保健などの基礎社会サービスを受けられないことや、ジェンダー格差、意思決定過程への参加機会がないことといった、社会的、政治的な側面も有する。MDGsは、多くが教育・保健といった社会セクターに関する目標である。同時に、東アジアにおける開発の経験が示すとおり、持続的な経済成長は貧困削減のための必要条件である。したがって、経済・社会の両側面から包括的に貧困削減の達成を目指すことが必要である。

c. それぞれの国の貧困を形成する要因は、その国の経済構造、政治、文化、社会、歴史、地理等の諸要因が複雑に絡み合ったものであり、各国の個別状況を十分踏まえて支援することが必要である。この観点から、開発途上国自身が策定する貧困削減戦略に貢献するとともに、その貧困削減戦略と整合性の取れた支援を行う。

(ロ) 貧困削減のためのアプローチ及び具体的取組

a. 発展段階に応じた分野横断的な支援

貧困は様々な要因を背景とし、また、貧困層の抱える問題は多様であることから、貧困削減に効果的に取り組むためには、分野横断的な援助が必要である。そのために、案件形成に先立って、国や地域ごとに異なる貧困事情の把握や貧困人口のニーズの分析に努める。貧困層にかかわる様々な情報収集のために、政府やNGO、大学、研究機関、民間企業等とのネットワークを強化する。また、分析に基づき、有償資金協力、無償資金協力、技術協力の二国間援助スキーム及び国際機関を活用した支援を国や地域ごとの事情や相手国の発展段階に応じて効果的に組み合わせて実施する。

例えば、HIV/エイズ対策は、保健医療にとどまらない問題として、各種スキームを活用しつつ、セクター横断的な対策を行う。具体的には、予防及び自発的カウンセリングと検査(VCT)の強化に重点を置くが、同時に、地域保健医療システム全体の強化にも配慮する。また、ニーズに応じて感染者の雇用支援や、治療・ケア、感染者や家族、エイズ遺児等への社会的支援も行う。経済活動の発展に伴う人の移動・集中によるHIV/エイズ流行の危険性、児童や女性の人身売買、麻薬問題等に伴うHIV/エイズ感染リスクの拡大などを考慮し、必要に応じそれぞれの開発援助プログラムにエイズ対策を加えるよう配慮する。

b. 貧困層を対象とした直接的な支援

貧困削減を図る上で、貧困層に焦点を当てた直接的な支援は重要な意義がある。その際、人間の安全保障の視点から、貧困層や地域社会の能力を強化し、自らの生活に影響を与える援助政策の策定やプロジェクトの計画や実施段階において貧困層が参加できるようにすることが必要である。特に、草の根レベルで多様なニーズに応じた対応が

可能なNGO等と協働していく。

(i) 基礎社会サービスの拡充

貧困層の生活の質の向上を図るため、教育、保健、安全な水、居住の場の確保、電化等の基礎社会サービスの拡充を当該国のガバナンス改善も慫慂しながら積極的に支援する。例えば、貧しい地域で建設された学校で井戸、トイレの設置により衛生状態の改善及び意識の向上を図るほか、給食を通じて児童の栄養改善を図る。基礎社会サービス供給の強化の観点から、中央政府及び地方政府の能力強化や保健医療システム等の強化を支援すると同時に病院や学校へのアクセス改善を目的とした運輸・通信・電力インフラの整備を行う。また、サービスの質の向上を目的として、人材養成・研修、教材の普及を支援する。さらに、女性と子供の健康、リプロダクティブ・ヘルス、感染症対策、女性の能力構築に資する支援を行う。

(ii) 生計能力の強化

貧困層の貧困状態からの脱出を可能とするためには、貧困層の生計能力を強化し、自らの生産的活動を通じた収入確保を図ることが重要である。貧困層が裨益するような農産物市場や漁港、農道、灌漑施設等の小規模な経済インフラを整備し、小規模金融(マイクロファイナンス)支援や貧困層を対象とした失業プログラムを実施する。同時に、貧困層に対する技能訓練等、貧困層の能力開発を行う。

(iii) 突然の脅威からの保護

貧困層は経済危機、麻薬、犯罪等の社会問題や自然災害等に対して極めて脆弱であることから、こうした脅威からの保護及び対応能力の強化が重要となる。そのために、貧困層を対象とした失業対策、栄養改善プログラムや社会サービスの提供等の「セーフティー・ネット」の構築を支援する。2004年12月に発生したスマトラ島沖大地震及びインド洋津波災害を踏まえ、「防災協力イニシアティブ」に基づき、地震、津波を始めとする自然災害に包括的かつ一貫性のある協力を行う。災害予防を国家政策、都市計画、地域計画に反映・定着させる上で必要な政策提言や制度構築、人材育成及び計画の着実な実施を支援する。また、災害発生後、被災者への支援が速やかに届けられるよう迅速な支援を実施するとともに、復興時において災害と貧困の悪循環を断つことにより、貧困層の災害への脆弱性の緩和に努める。

c. 成長を通じた貧困削減のための支援

貧困削減のためには、貧困層に対する直接的な支援と同様に、国全体あるいは貧困地域を含む地方全体の経済成長を促進して貧困削減につなげるアプローチが重要である。特に、貧困層に裨益効果をもたらす成長となるよう配慮する。

(i) 雇用創出

就業を通じた所得の向上は、貧困層の生活水準を高めるための重要な手段である。このため、特に、労働集約的な中小・零細企業育成を支援する。また、企業活動の基盤となる経済インフラ整備、零細企業の参入・国内外からの投資を拡大するための制度改革及び労働環境整備を支援する。文化面の魅力を活用して観光の振興を図ることは雇用の創出にもつながる。

(ii) 均衡の取れた発展

経済成長を遂げている国においても、地域間格差の問題が存在する。この格差は、多くの場合、貧しい農村地域と比較的恵まれた都市部との間で生じている。農村地域の発展のためには、農業生産性向上が重要であることから、農業関連政策立案支援、灌漑や農道等の生産基盤の強化、アフリカにおけるネリカ稲など生産技術の普及及び研究開発、住民組織の強化を支援する。加えて、農村地域における農産物加工、市場流通や食品販売の振興等の農業以外の経済活動の育成を支援する。

また、このような地域間格差が存在する都市部と村落地域を結びつける運輸、エネルギー、通信等の基幹インフラを整備する。その際、幹線道路に農道を結びつける等の工夫により、基幹インフラが貧困層による経済・社会活動への参加に役立つよう配慮をする。

都市部においても、人口増加や村落地域からの人口流入などにより極めて貧しい地区が存在している。労働集約的な中小・零細企業育成を支援し、特に都市部において小規模金融やその育成に資するような技術協力を行う。

なお、貧困層は自然資源を直接生活の糧としている場合が多いこともあり、環境劣化により特に深刻な影響を受けるため、成長を通じた貧困削減においては、特に持続可能な開発の視点に十分留意する。

d. 貧困削減のための制度・政策に関する支援

(i) 貧困削減のためには、法の下の平等に基づき貧困層の権利が保障され、政治に参画し、自らの能力を発揮できるようにする制度、政策の構築が重要である。そのため、人権の保障、法による統治、民主化の促進に資する支援を実施する。

(ii) 開発途上国政府が適切な開発戦略を策定し、実施できるよう能力向上を支援する。

(iii) 経済危機やインフレーションなどによる貧困層への影響を回避する観点から、適切な財政・金融政策を通じたマクロ経済の安定化は不可欠である。そのために、専門家派遣等を通じて政府関係者の能力強化を支援する。

(2) 持続的成長

(イ) 持続的成長の考え方

a. 貧困を削減し、また、開発の成果を持続的なものとするためにも、開発途上国の持続的成長が不可欠である。持続的な経済成長のためには、民間セクターの主導的な役割が鍵となることから、ODAによって、貿易・投資を含む民間セクターの活動を促進することが重要である。加えて、ODAを通じて途上国の多角的自由貿易体制への参画を支援することも重要である。

b. 国際貿易の恩恵を享受し、資源・エネルギー、食料などを海外に大きく依存する我が国としては、ODAを通じて開発途上国の持続的成長のために積極的に貢献する。このことは、我が国の安全と繁栄を確保し、国民の利益を増進することに深く結びついている。

c. 持続的成長の阻害要因を国ごとに分析し、各国の個別状況及び発展段階に応じて経済社会基盤の整備、政策立案・制度整備、人づくりを包括的に支援することが重要である。これらの包括的な支援を通じて各国の投資環境の改善と経済の持続的成長を追求する。

d. 近年、各国間で進んでいる経済連携は、貿易・投資の自由化に加え、経済制度の調和を進めることにより、人、モノ、カネ、情報の国境を越えた流れを円滑化し、関係国全体の成長に資するという重要な意義がある。我が国は、東アジア地域を始め各国との経済連携の強化を進めているが、相手国のうち開発途上国に対しては、経済連携を強化し、その効果を一層引き出すための貿易・投資環境や経済基盤の整備を支援するため、ODAを戦略的に活用していく。

(ロ) 持続的成長のアプローチ及び具体的取組

a. 経済社会基盤の整備

民間セクターの活動を促進する上で、インフラは根本的な重要性を有する。我が国は、従来、経済成長の下支え

となる経済・社会インフラの整備を円借款などを通じて積極的に支援し、アジア地域を中心に経済成長の基盤整備に大きな役割を果たしてきた。経済・社会インフラ整備を促進するに当たっては適切な規模の中長期資金が必要であること、また、十分な自己財源や民間資金の流入を確保し得る開発途上国がまだ一部に限られていることにも留意する必要がある。この観点から、途上国の制度政策環境や債務管理能力などに留意しつつ、道路、港湾等の運輸インフラ、発電・送電施設、石油・天然ガス関連施設等のエネルギー関連インフラ、情報通信インフラ、生活環境インフラといった貿易・投資環境整備等に資する経済社会基盤の整備を支援する。また、インフラの維持管理と持続性の確保のため、インフラ整備への支援と併せて、分野ごとの課題に関する政策策定・対話の推進、人材育成等、インフラのソフト面での支援も行う。

インフラ整備が幅広い地域や国境を跨いで裨益をもたらす場合もあることから、支援を行うに当たっては、地域全体の発展という観点を考慮する。また、国境を越えた人・モノの移動の円滑化を確保する観点から保安上の問題への対処能力向上や安全対策を支援する。開発途上国にとってのODA以外の資金の重要性にかんがみ、民間資金及びODA以外の公的資金(OOF)との役割分担と連携や、民間セクターの参入等を図る官民パートナーシップ(PPP：Public Private Partnership)の構築を重視する。インフラの建設に当たっては、環境社会配慮を徹底する。

b. 政策立案・制度整備

経済社会基盤の整備に加え、マクロ経済の安定化、貿易や投資に関する政策・制度の構築、情報通信社会に関する政策・制度整備といったソフト分野の支援は、民間セクターが牽引する持続的な成長を促進する上で不可欠である。

マクロ経済の安定化に関しては、適切かつ持続可能な財政・金融政策、公的債務管理、経済政策の立案・実施に向けた支援を行うとともに、貿易・投資の拡大を見据えた産業政策、地方分権化を受けた地方振興策等の立案に向けた支援を重視する。具体的には、財務管理、金融、税務、税関分野の制度構築、人材育成のための支援を行い、また、地場産業や裾野産業の振興を支援する。特に市場経済移行段階の開発途上国に対しては、政策、制度構築、法整備、人材育成を含めた市場経済化支援を行う。

貿易・投資促進のための制度整備に関しては、各国の経済状況に配慮しつつ、政府調達、基準・認証制度、知的財産権保護制度、物流網構築やその運用に向けた支援を含め、国際経済ルールにのっとった制度整備を支援していく。汚職の撲滅、法・制度の改革、行政の効率化・透明化、地方政府の行政能力の向上は、民主的で公正な社会の実現のためにも、また、投資環境の改善のためにも重要であることから、ガバナンス分野で政府の能力向上を支援する。

c. 人づくり支援

人づくりは、労働力の質的な改善につながるとともに、新たな技術革新を生み出す力ともなる。我が国の経済発展の経験に照らしても、国の経済・社会開発や科学技術振興に必要な官民の人材育成が経済成長に果たした役割は大きい。したがって、開発途上国における基礎教育、高等教育及び職業訓練の充実に向けた支援に加え、我が国の高等教育機関への留学生の受入れなどを通じた幅広い分野における人材育成のための支援を行う。また、専門家の派遣や研修制度等を活用し、我が国の技術、知見、人材を活用して我が国の経験を伝えつつ、中小企業振興や情報通信を含む産業発展を始めとする様々な分野における人材育成を支援する。

d. 経済連携強化のための支援

地域レベルの貿易・投資の促進は、各国の経済成長に直接貢献するとともに、開発に必要な資金の動員や民間セクターの技術水準向上等に寄与する。このため、国や地域に跨る広域インフラの整備を行うほか、貿易・投資に関連する諸制度の整備や人材の育成を積極的に支援する。我が国が経済連携を推進している各国・地域に対しては、知的財産保護や競争政策等の分野における国内法制度構築支援や、税関、入国管理関連の執行改善・能力強化支援、情報通信技術(ICT)、科学技術、中小企業、エネルギー、農業、観光等の分野における協力を行う。

⑶ 地球的規模の問題への取組

地球温暖化を始めとする環境問題、感染症、人口、食料、エネルギー、災害、テロ、麻薬、国際組織犯罪といった地球的規模の問題は、国境を越えて個々の人間の生存にかかわる脅威である。国際社会の安全と繁栄を実現するために、我が国はODAを用いて積極的に貢献する。中期政策では、これらの地球的規模の問題のうち、特に貧困削減と持続的成長の達成に密接かつ包括的に関係する環境問題、及び2004年12月に発生したスマトラ島沖大地震及びインド洋津波災害を踏まえ、地震、津波を始めとする自然災害への対応を取り上げる。

㈠ 環境問題及び災害への取組に関する考え方

a. 環境と開発の両立を図り、持続可能な開発を進めていくことは世界共通の課題である。地球温暖化の進行、開発途上国における経済成長に伴う深刻な環境汚染、人口増加や貧困を背景とした自然環境の劣化の急速な進行などは、開発途上国の人々の生活の脅威となっている。これら環境問題の解決のためには、広範にわたる一貫した取組が必要である。また、地震や津波などによる災害は、発生直後の被害のみならずその後も人間の生存や社会経済開発を脅かす問題であり、その対応のためには開発途上国の自助努力を支援するとともに緊急対応、復興、予防の各段階に応じた包括的かつ一貫性のある取組が重要である。

b. 我が国は、環境問題に対して、「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ(EcoISD)」、「京都イニシアティブ」などに基づき、また、災害問題に対して、「防災協力イニシアティブ」を踏まえて、ODAを活用して積極的に取り組む。

㈡ 環境問題への取組に関するアプローチ及び具体的取組

①再生可能エネルギー、省エネルギーといった温室効果ガスの抑制・削減(京都メカニズム活用のための支援を含む。)、気候変動による悪影響への適応(気象災害対策を含む。)などの「地球温暖化対策」、②大気汚染対策、水質汚濁対策、廃棄物処理などの「環境汚染対策」、及び、③自然保護区の保全管理、森林の保全・管理、砂漠化対策、自然資源管理などの「自然環境保全」の3つを重点分野として、以下のアプローチ及び具体的取組により協力を推進する。

a. 環境問題への取組に関する能力の向上

各国の実情に応じ、開発途上国の関係当局や研究機関などの環境問題への取組に関する能力を総合的に高めるため、人材育成支援を推進するとともに、的確な環境監視、政策立案、制度構築、機材整備などに対する協力を行う。

b. 環境要素の積極的な取り込み

我が国が策定する開発計画やプログラムなどに環境保全の要素を組み込むとともに、適切な環境社会配慮が実施又は確認された開発途上国の事業に対し協力を行う。

c. 我が国の先導的な働きかけ

政策対話、各種フォーラムなどの適切な協力方法を通じて開発途上国の環境意識の向上を図り、環境問題に対する取組を奨励する。

d. 総合的・包括的枠組みによる協力

地域レベルや地球規模の環境問題の解決のために、多様な形態の協力を効果的に組み合わせて総合的・包括的枠組による協力を実施する。

e. 我が国が持つ経験と科学技術の活用

我が国が環境問題を克服してきた経験・ノウハウや複雑化する環境問題に対する科学技術を活用した途上国への支

援を行う。それらの経験・ノウハウや、観測、データ解析、対策技術などに関する科学技術は、地方自治体、民間企業、各種研究機関、NGOなど我が国政府機関以外の組織にも幅広く蓄積されており、支援においてはそれらとの積極的な連携を図る。また、専門的知見や実施体制を有する国際機関などとの連携も図る。

㈠ 災害への取組に関するアプローチ及び具体的取組

地震や津波などによる災害に対して我が国が国際的に高い比較優位を有する自国の経験や技術(観測などに関する科学技術を含む。)、人材を活用して、上記㈡と同様のアプローチにより取り組む。

⑷ 平和の構築

㈠ 平和の構築の考え方

a. 冷戦後の国際社会では、地域・国内紛争が多く発生している。また、いったん停戦が成立した後、紛争が再発することも少なくない。紛争は、難民・国内避難民の発生、経済・社会基盤の破壊、統治組織の機能不全といった様々な問題を引き起こす。その結果、人々の生命や生活、尊厳を維持することが極めて困難となるほか、その国及び地域全体の開発も妨げられる。その意味で平和と安定は開発の前提条件である。

b. 平和の構築は、紛争の発生と再発を予防し、紛争時とその直後に人々が直面する様々な困難を緩和し、そして、その後長期にわたって安定的な発展を達成することを目的としている。紛争予防や紛争の終結段階における支援、紛争後の緊急人道援助、そして、中長期的な復興開発支援は、平和を定着させるために欠かせない。例えば、ODAによる雇用創出事業や病院、学校の復旧事業を通じ、人々は生計を立て保健・教育サービスを受けられるようになる。その結果、人々は「平和の配当」を実感し、社会の平和と安定につながる。

平和の構築に関する支援に当たっては、対立グループ間の対話など、和平のための政治的プロセスを十分踏まえて、これを促進するよう配慮する必要がある。さらに、政治、社会、歴史、文化といった各国又は地域の個別状況を十分踏まえる必要がある。

c. 我が国としては、国際機関や、他ドナー、さらには国内の民間部門やNGOと協力しつつ積極的に貢献する考えである。

㈡ 平和の構築に向けたアプローチ及び具体的取組

我が国の平和の構築に関する支援には、現地の治安状況や政府の機能不全など様々な難しい障害があり得ることに留意する必要がある。我が国が平和の構築に取り組むに当たっては、支援関係要員の安全に最大限の配慮を払いつつ、できることを着実に実施するという姿勢で取り組むべきである。

a. 紛争前後の段階に応じた支援

紛争の予防・再発防止、紛争直後の段階から復興・再建段階、そして中長期的な開発といった段階に応じて、以下のような支援を行う。

(i) 紛争予防・再発防止のための支援

紛争のおそれのある国及び紛争後なお社会が不安定な状況にある国においては、紛争予防に十分配慮して開発援助を実施することが特に重要である。援助の対象地域や対象者の選定に当たっては、被援助国における紛争要因を歴史や文化を踏まえて正確に把握し、裨益対象が偏るなどして紛争を助長しないよう配慮する。また、例えば、環境保全やインフラ整備といった非政治的分野で地域協力プロジェクトを実施することによって、対立グループ間の対話と協力の促進を図る。また、紛争予防の観点から、兵器の拡散を防止することは重要であり、輸出入管理の強化、不正な武器の取引防止、法制度整備等に関する途上国の能力強化を支援する。

(ii) 紛争後直ちに必要となる緊急人道支援

紛争直後、難民や国内避難民を始めとする人々が自らの生命、生活を守るためには、最低限必要な「衣食住」にかかわる緊急人道支援を迅速かつ効果的に提供することが必要である。このため、難民・避難民の帰還や住居、食料、水、衛生、保健、教育などに関する緊急人道支援を実施する。

(iii) 紛争後の復興支援

復興支援においては、人材育成を支援しつつ、紛争により破壊された病院、学校、道路、公共交通、上下水道、エネルギー関連施設などの社会資本を復旧して、経済社会活動を軌道に乗せるための環境を整備することが必要である。このため、我が国は、社会資本の復旧を支援するとともに、政府の統治機能の回復のための選挙支援、法制度整備に関する支援、民主化促進のためのメディア支援等を実施する。

(iv) 中長期的な開発支援

中長期的な開発支援においては、開発を軌道に乗せることが必要である。このためには貧困削減や持続的成長を目的とする幅広い支援を実施する。

b. 一貫性のある支援

平和の構築の実施に当たっては、紛争前後の段階に応じて必要な対応を継ぎ目なく一貫性を持って行うことが不可欠であり、この観点から、紛争直後の段階から中長期的な支援に至るニーズを正確に把握することが必要である。そのため被援助国において、政府及び援助実施機関等の関係者との間で十分な意思疎通を図り、具体的なニーズの発掘や案件の形成に当たるとともに、我が国のODAの考え方等について認識の共有に努める。また、復興計画策定と即応的な復旧事業の形成を同時に行う緊急開発調査を活用しつつ、必要なタイミングで調査の結果得られた情報を活用できるよう準備しておく。そして、緊急人道支援からその後の復興開発協力へのスムーズな移行を確保し、両者の間で生じやすい空白(ギャップ)を極力解消していく。

c. 迅速かつ効果的な支援

紛争は、多数の難民・国内避難民の発生、インフラの破壊や統治組織の崩壊、食糧不足、貧困、病気の蔓延など様々な問題を引き起こす。このような危機的状況の下では、人間の生命、生活を保護するため迅速な対応が必要となる。国際機関、地域機関、内外のNGOなどと連携してより効果的な援助を実施する。

また、我が国が、今後、平和の構築を積極的・効果的に行っていくためは、平和の構築支援に携わる人材の育成が不可欠となる。そのため、JICA職員・専門家、コンサルタント、NGO等を対象とした各種研修を実施する。また、治安の状況に応じた協力形態を柔軟に活用するとともに、派遣される各人に対して治安対策研修を行う。必要なときに迅速な要員派遣を可能とする制度の整備を強化し大使館・JICAの体制を整備する。

d. 政府に対する支援と地域社会に対する支援の組み合せ

紛争後の状況においては中央政府や地方政府がしばしば機能不全に陥る。政府の機能不全を緊急に補うため、地域社会に対する草の根レベルの支援を通じ保健医療、教育、飲料水、食料などの基礎社会サービス提供を行い、地域コミュニティの再生に努める。同時に、中央政府・地方政府の人材育成や制度整備を支援することによって政府の機能の回復に努め、早急に国として自立できるように努める。

e. 国内の安定と治安の確保のための支援

紛争が終了しても政府の治安を維持する能力が不十分である場合が多く、このために人々の安全が脅かされ、開発活動が妨げられ、さらには紛争再発に至ることもある。したがって、人道・復興支援と並行して、治安強化・紛争再発予防のために、ODA大綱との整合性に留意しつつ、警察支援、雇用創出を通じた除隊兵士の社会復帰、地雷や小型

武器を含む武器の回収及び廃棄、司法制度の改革等を支援する。

f. 社会的弱者への配慮

健康等を害している人や女性、児童等紛争により特に深刻な影響を受ける人々や紛争により直接の被害を受けた人々を速やかに保護する。地雷被害者を含む社会的弱者の能力強化に対し特段の配慮を図る。

g. 周辺国を視野に入れた支援

紛争国に隣接する国の中には、難民の流入、貿易や投資への悪影響など紛争に起因する問題に直面し、困難な状況に陥る場合がある。また、こうした周辺国は、紛争国と密接な関係を持っており、政治的な発言力を有していることから、仲介によって紛争解決に貢献することが可能であるほか、貿易や人の交流を通じても地域の安定・紛争予防に重要な役割を担っているケースも少なくない。他方、周辺国が紛争当事国内の特定勢力を支援し、勢力間の対立関係に周辺国間の力関係が反映された場合も多く見られる。したがって、このような事情を踏まえて紛争の解決や予防、地域の安定も念頭に置きつつ周辺国の支援を検討する。

4. 効率的・効果的な援助の実施に向けた方策について

(1) 援助政策の立案及び実施体制の強化の考え方

効率的・効果的な援助実施のためには、我が国の援助政策の立案及び実施の体制を強化し、政策立案から実施まで一貫性を持って行うことが重要である。我が国は主要な被援助国について、被援助国の開発計画や国際的な開発目標とも整合性を確保しつつ、国別援助計画及び重点課題別・分野別の援助方針を策定してきている。今後、我が国は国際機関や他ドナー等とも連携を強化しつつ、これらの政策立案能力を一層強化するとともに、政策を具体的な案件の形成・選定・実施につなげていくための体制を強化する。そのためには、被援助国と我が国の二国間関係、被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえた開発ニーズや援助の実態を最も直接的に把握できる立場にある在外公館や援助実施機関現地事務所等、現地の機能を強化することが必須である。中期政策では、現地機能強化について具体的取組及び体制整備を取り上げる。

(2) 現地機能強化の具体的取組

我が国は、在外公館を中心にJICA、JBIC等、援助実施機関の現地事務所を主要なメンバーとして構成される現地ODAタスクフォース(以下、現地TF)を中心とした現地の機能強化に努めてきているが、これを更に推進するため、現地TF及び東京においては以下の具体的取組を強化する。なお、その際、援助政策の決定過程・実施において現地TFが主導的な役割を果たすよう、現地TFは、以下の具体的取組において積極的な参画・提言を行い、東京はこれらに関する現地TFの提言を尊重する。

なお、現地TFが設置されていない被援助国においても、在外公館がIT等を活用して援助実施機関の兼轄事務所等の協力を得つつ、可能な範囲内で、同様の努力を行い、東京もこれを尊重する。

(イ) 開発ニーズ等の調査・分析

現地TFは、被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえた開発ニーズや被援助国自身の開発の取組についての調査・分析機能を強化する。その際、現地関係者を通じて、現地の経済社会情勢などを十分把握する。また、現地TFは、必要に応じて外部人材を活用するとともに、現地援助コミュニティ（主要ドナー諸国・国際機関、NGO、学術機関等を含む。)との情報交換等も行う。

東京は、政策支援型の開発調査や政策アドバイザーの派遣等をより機動的に活用することを通じて、これを支援する。

㈡ 援助政策の立案・検討

ａ. 国別援助計画の策定への参画

国別援助計画は、上記⑵ ㈠の被援助国の抱える開発ニーズ等を正確に把握した上で、外交的視点も入れつつ、向こう５年間程度の我が国援助の方向性や重点分野・項目を明確に示すものである。このような計画の策定や改定に当たり、現地TFは、援助計画が被援助国の開発計画や開発目標、更に国際的な開発目標と整合的な内容となるよう、現地援助コミュニティ（主要ドナー諸国・国際機関、NGO、学術機関等を含む。）との連携の在り方も視野に入れつつ、現場ならではの知見や経験を最大限に活用して積極的に参画する。

ｂ. 重点課題別・分野別援助方針の策定への参画

現地TFは、上記⑵ ㈡a.の国別援助計画及び下記⑵ ㈡c.の政策協議を通じて明確にされた重点分野・項目に沿って、より具体的な重点課題別、分野別の援助方針策定に関して積極的に提言を行い、これにより、開発ニーズを真に反映した案件の形成・実施につなげることを目指す。東京は現地TFの提言を尊重する。

ｃ. 政策協議の実施

現地TFは、国別援助計画及び重点課題別・分野別援助方針で示される中期的な取組の方針が実際の案件形成・要請・実施に反映されるよう、中期的視点から見た重点分野や政策・制度上の課題につき被援助国と認識を共有し、また、意見調整を行うため、必要に応じて東京からの参加者も得つつ、政策協議を実施する。

なお、国別援助計画が策定されていない国については、ODA大綱及び中期政策を踏まえ、政策協議を通じて現地TFが主導的に我が国援助の方向性や重点分野・項目を明確化する。

㈢ 援助対象候補案件の形成・選定

ａ. 現地TFの主導的役割

現地TFは、援助案件の形成・選定のための精査において主導的役割を果たす。具体的には、現地TFは、被援助国の要請（要望調査結果）を東京に報告する際に、援助候補案件の優先度について東京に提言する。東京は、案件を選定する際に、こうした現地TFの提言を尊重する。

ｂ. 援助手法の連携と見直しへの提言

我が国の援助が全体として最大の効果を上げるためには、各援助手法の有機的連携が重要である。このため、現地TFは、特に、無償資金協力、円借款、技術協力それぞれの援助手法の適切な役割分担を明確化しつつ、これら３手法が相当程度実施されている被援助国について、具体的な連携モデル案件の形成に努める。また、現地TFは、国際機関や他ドナーとの援助協調等の国際的な動向を踏まえつつ、当該国における援助手法の見直しの必要性と可能性につき、具体的提言を行う。東京は、現地TFからのこれら提言を踏まえて、援助手法の連携と見直しにつき検討する。

㈣ 現地援助コミュニティとの連携強化

開発援助をめぐる国際的な取組として、援助コミュニティにおいて、ミレニアム開発目標（MDGs）を始めとする共通の開発目標や開発戦略の設定が進行している。こうした動向を踏まえ、現地TFは、我が国援助の効果を向上させる観点から、国際機関や他ドナーを始めとする現地援助コミュニティと緊密な連携を図りつつ、我が国の援助政策に沿った形で積極的に援助協調に参画していく。こうした取組は、現地において我が国の存在感を高めることにもつながり得る。特に、我が国の援助の重点分野において援助協調が推進されている場合には、我が国が主導的役割を果たすことも含め、被援助国政府の自助努力を促しつつ当該国の開発政策の策定・実施の過程に積極的に関与する。

㈤ 被援助国における我が国関係者との連携強化

我が国が有する優れた技術、知見、人材、制度を活用することも重要であることから、現地TFは、被援助国にお

いて活動する我が国のNGOや学術機関、経済団体(現地に進出している民間企業を含む。)等との連携強化のため、これら関係者との意見交換を活発に行う。

㈵ 我が国ODAのレビュー

現地TFは、被援助国に対する政策レベル及びプログラムレベルでのODA評価の結果等も参考にしつつ、被援助国に対するこれまでの我が国援助が所期の目的・意義を達成したか、目指すべき方向性は適切であったか、重点分野・重点項目の置き方は有効であったか、援助実施上の留意点には有効に対処できたか等についてレビューを行う。

また、現地TFは、このレビューの結果を踏まえて、国別援助計画や重点課題別・分野別援助方針の策定・改定等への参画に際して、適切な改善を図る。

㈶ 情報公開と広報

ODAに関する透明性向上を図るために、現地TFは、東京からの支援も得つつ、タスクフォースの活動、国別援助計画や政策協議等の内容について、ホームページ等を活用した積極的な広報に努める。

(3) 現地機能強化のための体制整備

上記(2)に列挙された現地の機能強化を行うためには、現地TFのみならず、東京も含めた体制の強化が重要である。このため、以下を始めとする具体的施策を可能な範囲で実施する。

㈠ 適切な人員配置と人材育成(外部人材の積極的な活用を含む。)

現地TF及び東京の両方において、援助業務に関する経験と高い実務能力を備えた人材及び現地の政治・経済・社会情勢に精通した人材等、政府内及び外部からの有為な人材を積極的に活用しつつ、適切な人員配置を行う。また、援助においては緊急に対応を必要とする場合もあることから、そのような事態にも柔軟に対応できるよう、機動的かつ柔軟な人員配置も併せて行う。

現地機能を強化する上で、援助協調等の国際的潮流や我が国援助の政策や実施の全般について広い経験と知見を有する人員の確保は必須であるため、現地TF及び東京の両方においてIT等も活用して研修を充実させることも含め、援助に携わる人材育成を通じて我が国援助の裾野を広げることを目指す。

㈡ IT等を活用した情報・知見の共有の促進

東京は、現地TFが、特に(2)㈡b.の重点課題別・分野別援助方針等を策定するに当たって有益と考えられる関連情報や知見を、IT等を活用して積極的に現地TFに紹介・共有する。

附属

「人間の安全保障」の視点を理解する上で参考となる案件例（2004年現在実施中のもの）

●セネガルにおける住民参加型の給水整備

セネガルの村落地域には、井戸などの適切な給水施設が整備されていないため、多くの女性や子供達は日課として遠方まで水汲みに行かなければならず、また、安全な水が入手できないために極めて衛生状態が悪い地域が多く存在する。

我が国は、水の「欠乏」という脅威から住民を保護するため、無償資金協力により給水施設の整備を行った。給水施設の整備に加え、人々が持続的に自らの力でより良い生活を実現できるよう、技術協力により住民の能力強化につながる支援を行った。具体的には、我が国は村落レベルで給水設備の運営・維持管理が行えるよう、住民組織を形成して保守・点検方法や、料金徴収方法を研修したり、女性を始めとする地域住民の生活改善のために水衛生と関連付けて保健衛生教育を行った。また、これに関連して、給水施設管理の余剰金で住民自らが養鶏事業を始める等世帯収入が向上した。これらの活動は、人々の能力強化、村落の開発そのものを支援するものであり、また、女性や子供といった脆弱な層への支援、保健・衛生・教育分野等の分野横断的な支援や、他国の援助機関が普及に努めている住民組織モデルを活用することによる他機関との連携などを組み合わせたものである。

これらの我が国の援助によって、村落地域の多くの女性や子供達が水汲み労働から解放され、住民はより衛生的な生活を実現できるようになってきている。

●カンボジアにおけるHIV/エイズからの保護

カンボジアでは、HIV/エイズの感染率が高く、経済活動の活発化に伴う人の移動・集中によりHIV/エイズ感染が更に拡大するおそれがあり、その結果、住民や労働者がHIV/エイズの脅威にさらされる可能性がある。

我が国は、有償資金協力により支援したカンボジアのシハヌークビル港改修事業において、人々をHIV/エイズの脅威から保護し、また自らを守る能力を強化するためのプログラムを事業の中に取り込むなど、「人間の安全保障」の視点を反映させるよう工夫した。

具体的には、HIV/エイズという脅威から周辺住民を含む事業関係者を保護するために、労働者に検診を義務付け、またコンドーム配布を教育活動と組み合わせて人々の行動を変えるような措置を採ったり、労働者の中からリーダーを育成し仲間同士の会合の場で保健衛生についての知識を深めるような活動を行ったほか、HIV/エイズに対する問題提起や広報活動を広く行った。また、これらの活動が関係者に確実に浸透するよう現地のNGOと連携して実施した。

この試みの結果、HIV/エイズ及び性感染症に関する感染経路や予防手段等が認識され、労働者及び住民自らがHIV/エイズ感染のリスクから身を守る能力が強化された。

3 現行の分野別開発政策一覧

分野	開発政策・イニシアティブ	概　　要
ジェンダー	ジェンダーと開発イニシアティブ (Initiative on Gender and Development（GAD)) 第49回　国連婦人の地位委員会(2005年)で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/archive/gad_initiative.html	(1) 援助政策におけるジェンダー平等の視点の導入強化 (2) ジェンダー分析の強化および女性の参加促進 (3) ジェンダー平等を推進する政策・制度支援 (4) 国際社会・NGOとの連携強化 (5) 組織の能力向上および体制整備
教育	日本の教育協力政策2011-2015 MDGs国連首脳会合(2010年)で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs/pdfs/edu_pol_ful_jp.pdf	万人のための教育(EFA)およびミレニアム開発目標(MDGs)の達成と人間の安全保障の実現のため、2011 ～ 2015年の5年間で35億ドルの支援を行い、少なくとも700万人(延べ2,500万人)の子どもに質の高い教育環境を提供 (1) 基礎教育支援(「School for All」モデルにより、学校・コミュニティ・行政が一体となった包括的な学習環境の改善を行い、質の高い教育環境をすべての子どもと若者に提供することを目指す) (2) ポスト基礎教育支援(初等教育修了後の中等教育、職業訓練、高等教育など) (3) 脆弱国への支援
保健	国際保健政策2011-2015 MDGs国連首脳会合(2010年)で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs/pdfs/hea_pol_ful_jp.pdf	人間の安全保障の実現を通じたミレニアム開発目標(MDGs)達成のため、2011 ～ 2015年の5年間で50億ドルの支援を実施 (1) 母子保健(「EMBRACE」モデルにより、産前から産後まで切れ目のない手当を確保。他の開発パートナーとともに、68万人の母親と1,130万人の乳幼児の命を救う) (2) 三大感染症(世界エイズ・結核・マラリア対策基金(世界基金)を通じた支援の強化、世界基金と我が国の二国間支援の補完性強化) (3) 国際的な公衆衛生緊急事態等への対応
水と衛生	水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ (WASABI：Water and Sanitation Broad Partnership Initiative) 第4回　世界水フォーラム・閣僚級国際会議2006年)で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/archive/wasabi_gai.html	(1) 統合水資源管理の推進 (2) 安全な飲料水と衛生の供給 (3) 食料生産等のための水利用支援 (4) 水質汚濁防止と生態系保全 (5) 水関連災害による被害の軽減
環境	京都イニシアティブ(温暖化対策途上国支援) The Kyoto Initiative（Assisatance to Developing Countries for Combating Global Warming) 気候変動枠組条約第3回締約国会議(京都会議)(1997年)で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/archive/isd_kankyo_gai.html	政府開発援助を中心とした環境協力の包括的な中長期構想として、「21世紀に向けた環境開発支援構想(ISD)」を発表。その行動計画に基づき、温暖化対策に関する開発途上国支援を一層強化するための支援策 (1)「人づくり」への協力(1998年度から5年間で3,000人) (2) 優遇条件による円借款の供与 (3) 日本の技術・経験の活用・移転
	持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ (EcoISD:Environmental Conservation Initiative for Sustainable Development) 持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)(2002年)に先立って発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/archive/wssd_gai.html	(1) 環境分野の人材育成(2002年度から5年間で5,000人) (2) 環境分野の案件に対する優遇条件での円借款の供与 (3) 地球環境無償資金協力の充実と、地球規模の環境問題の解決に資する協力を推進 (4) 国際機関等との広範囲な連携の促進 (5) 環境分野の経済協力の事後評価の充実に向けた、評価手法の一層の改善
	気候変動対策に関する我が国の2012年までの途上国支援「鳩山イニシアティブ」として気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)（2009年12月)において発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/cop15_g.html 官邸ホームページアドレス http://www.kantei.go.jp/kakugikettei/2009/091216hatoyamainitiative.pdf	排出削減等の気候変動対策に取り組む途上国、および気候変動の悪影響に対して脆弱な途上国を広く対象として、2012年末までの約3年間で、国際交渉の進展状況を注視しつつ、官民合わせて約1兆7,500億円(おおむね150億ドル)規模の支援(うち公的資金1兆3,000億円(おおむね110億ドル))を実施
	生物多様性保全に関する途上国支援イニシアティブ(いのちの共生イニシアティブ) 生物多様性条約第10回締約国会議(CBD/COP10)(2010年10月)において発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/environment/initiative.html	CBD/COP10で合意されたポスト2010年目標(愛知目標)の達成を目指す途上国の努力を支援するため、2010年からの3年間で、生物多様性保全に資する分野で総額20億ドルの支援を実施 【重点分野】 (1) 生態系の保全 途上国における住民の生活の保障と自然環境の保全の両立 保護区の適切な保護・管理の推進 (2) 持続可能な自然資源利用 自然資源の過剰な利用による生物多様性の損失の阻止 (3) 遺伝資源へのアクセスと利益の配分 途上国における遺伝資源の価値の発見と、その利用による利益配分の拡大

分野	開発政策・イニシアティブ	概　　要
貿易・投資	開発イニシアティブ2009 (Development Initiative for Trade 2009) WTO第２回貿易のための援助グローバルレビュー会合(2009)で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/21/eito_0706.html	「貿易のための援助(Aid for Trade)」として以下を実施 (1) 技術協力として合計４万人の専門家派遣、研修員受入れを含め、３年間(2009 ～ 2011年)で総額120億ドルの二国間資金協力 (2) 途上国との貿易の最新の情報を踏まえた一般特恵関税制度(GSP)の改正 (3) AfTの効率化、保護主義の抑止、貿易金融等の関連分野への積極的な貢献
防災	防災協力イニシアティブ (Initiative for Disaster Reduction through ODA) 国連防災世界会議(2005年)で発表 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/archive/bosai_gaiyo.html	(1) 防災への優先度の向上 (2) 人間の安全保障の視点 (3) ジェンダーの視点 (4) ソフト面での支援の重要性 (5) 日本の経験、知識および技術の活用 (6) 現地適合技術の活用・普及 (7) 様々な関係者との連携促進

第３節　重債務貧困国(HIPCs:Heavily Indebted Poor Countries)一覧

	地域	件数	国名
完了時点(*1)到達国 (Completion Point) (32か国)	アフリカ	26	ベナン、ブルキナファソ、エチオピア、ガーナ、マダガスカル、マリ、モーリタニア、モザンビーク、ニジェール、ルワンダ、セネガル、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、カメルーン、マラウイ、シエラレオネ、サントメ・プリンシペ、ガンビア、ブルンジ、中央アフリカ、コンゴ共和国、リベリア、コンゴ民主共和国、ギニアビサウ、トーゴ
	中東	1	アフガニスタン
	中南米	5	ボリビア、ガイアナ、ホンジュラス、ニカラグア、ハイチ
決定時点(*2)到達国 (Decision Point) (4か国)	アフリカ	4	チャド、ギニア、コートジボワール、コモロ
決定時点(*2)未到達国 (Decision Point) (4か国)	アフリカ	3	ソマリア、スーダン、エリトリア
	アジア	1	キルギス

＊１　決定時点に到達したHIPC諸国に対しては、中間救済としての債務救済が行われる。その後、新たな経済社会改革プログラムが実施され、良好な実績を示したと認められた場合HIPC諸国は拡大HIPCイニシアティブの完了時点に到達し、包括的債務削減措置を受けることになる。

＊２　決定時点に到達するには、HIPC諸国は、債務救済により利用可能となる資金の使途についての指針を盛り込んだ貧困削減戦略文書(PRSP)を策定し、世銀／ IMF理事会の承認を受ける必要がある。世銀／ IMF理事会は、提出されたPRSPやIMFなどが当該HIPC認定国に求められた経済社会改革プログラムの実施実績などを参考に、また、債務国の債務返済能力状況の分析に基づいて当該HIPC認定国に対する同イニシアティブ適用の是非を決定する。

（参考）諸外国の政府開発援助

第１節　DAC諸国の政府開発援助実績

図表Ⅳ-26　DAC諸国の政府開発援助実績（2009年）

（単位：百万ドル、％）

国名	支出純額ベース				支出総額ベース			
	順位	実績	シェア(%)	対前年比増減(%)	順位	実績	シェア(%)	対前年比増減(%)
米国	1	28,665	24.0	6.8	1	29,480	22.2	6.0
フランス	2	12,431	10.4	14.0	3	15,260	11.5	21.7
ドイツ	3	11,982	10.0	-14.3	4	13,255	10.0	-17.0
英国	4	11,505	9.6	0.0	5	11,734	8.8	-2.0
日本	5	9,469	7.9	-1.4	2	16,452	12.4	-5.9
スペイン	6	6,571	5.5	-4.3	6	6,977	5.3	-6.7
オランダ	7	6,425	5.4	-8.1	7	6,585	5.0	-9.6
スウェーデン	8	4,546	3.8	-3.9	8	4,546	3.4	-4.0
ノルウェー	9	4,086	3.4	3.1	9	4,086	3.1	3.1
カナダ	10	4,013	3.4	-16.1	10	4,054	3.1	-16.0
イタリア	11	3,314	2.8	-31.8	11	3,492	2.6	-31.5
デンマーク	12	2,810	2.3	0.2	12	2,845	2.1	-0.8
オーストラリア	13	2,761	2.3	-6.5	13	2,761	2.1	-6.5
ベルギー	14	2,601	2.2	9.0	14	2,650	2.0	6.2
スイス	15	2,305	1.9	13.1	15	2,315	1.7	13.0
フィンランド	16	1,286	1.1	10.3	16	1,286	1.0	10.1
オーストリア	17	1,146	1.0	-33.1	17	1,149	0.9	-34.8
アイルランド	18	1,000	0.8	-24.7	18	1,000	0.8	-24.7
韓国	19	816	0.7	1.8	19	851	0.6	1.1
ギリシャ	20	607	0.5	-13.6	20	607	0.5	-13.6
ポルトガル	21	507	0.4	-18.2	21	543	0.4	-13.4
ルクセンブルク	22	403	0.3	-3.0	22	403	0.3	-3.0
ニュージーランド	23	313	0.3	-10.2	23	313	0.2	-10.2
DAC諸国計		119,562	100.0	-1.6		132,644	100.0	-2.4

出典：DACプレスリリース、DAC議長報告
＊1　国名の順位は政府開発援助総額の順。
＊2　東欧および卒業国向け援助を除く。
＊3　実績については、日本以外は暫定値を使用。
＊4　韓国は2010年1月1日から正式にDAC加盟。

図表Ⅳ-27　DAC諸国の政府開発援助形態別内訳（2008年）

（支出純額ベース、単位：百万ドル、（　）は政府開発援助額に占める割合（%））

順位	国名	政府開発援助額	二国間政府開発援助				国際機関向け政府開発援助
			計	無償資金	技術協力	政府貸付等	
1	米国	26,842	23,859 (88.9)	24,102 (89.8)	722 (2.7)	-965 (-3.6)	2,982 (11.1)
2	ドイツ	13,981	9,063 (64.8)	5,205 (37.2)	4,187 (29.9)	-329 (-2.4)	4,918 (35.2)
3	英国	11,500	7,367 (64.1)	5,926 (51.5)	1,138 (9.9)	303 (2.6)	4,133 (35.9)
4	フランス	10,908	6,461 (59.2)	3,443 (31.6)	2,537 (23.3)	481 (4.4)	4,446 (40.8)
5	日本	9,601	6,823 (71.1)	5,814 (60.6)	1,950 (20.3)	-940 (-9.8)	2,777 (28.9)
6	オランダ	6,993	5,200 (74.4)	4,940 (70.6)	372 (5.3)	-112 (-1.6)	1,793 (25.6)
7	スペイン	6,867	4,802 (69.9)	3,686 (53.7)	1,090 (15.9)	25 (0.4)	2,065 (30.1)
8	イタリア	4,861	1,838 (37.8)	1,766 (36.3)	153 (3.1)	-81 (-1.7)	3,022 (62.2)
9	カナダ	4,785	3,357 (70.2)	1,943 (40.6)	1,453 (30.4)	-39 (-0.8)	1,428 (29.8)
10	スウェーデン	4,732	3,142 (66.4)	2,898 (61.2)	188 (4.0)	57 (1.2)	1,589 (33.6)
11	ノルウェー	3,963	3,036 (76.6)	2,385 (60.2)	555 (14.0)	95 (2.4)	928 (23.4)
12	オーストラリア	2,954	2,653 (89.8)	1,700 (57.6)	899 (30.4)	53 (1.8)	301 (10.2)
13	デンマーク	2,803	1,828 (65.2)	1,725 (61.5)	129 (4.6)	-25 (-0.9)	975 (34.8)
14	ベルギー	2,386	1,376 (57.7)	786 (33.0)	618 (25.9)	-28 (-1.2)	1,010 (42.3)
15	スイス	2,038	1,550 (76.1)	1,379 (67.7)	157 (7.7)	14 (0.7)	487 (23.9)
16	オーストリア	1,714	1,234 (72.0)	1,065 (62.1)	210 (12.3)	-42 (-2.4)	480 (28.0)
17	アイルランド	1,328	931 (70.1)	912 (68.7)	19 (1.4)		397 (29.9)
18	フィンランド	1,166	693 (59.5)	419 (35.9)	262 (22.5)	13 (1.1)	473 (40.5)
19	ギリシャ	703	312 (44.4)	121 (17.2)	191 (27.2)		391 (55.6)
20	ポルトガル	620	373 (60.2)	83 (13.3)	155 (25.0)	136 (21.9)	247 (39.8)
21	ルクセンブルク	415	279 (67.1)	271 (65.3)	7 (1.8)		136 (32.9)
22	ニュージーランド	348	278 (79.8)	220 (63.3)	58 (16.5)		70 (20.2)
DAC諸国計		121,505	86,455 (71.2)	70,789 (58.3)	17,050 (14.0)	-1,384 (-1.1)	35,050 (28.8)
DAC諸国平均		5,523	3,930	3,218	775	-63	1,593

出典：2010年DAC議長報告
＊1　順位は政府開発援助総額の順。
＊2　無償資金協力は、行政経費、開発啓発費、NGO支援および債務救済を含む。
＊3　四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
＊4　東欧および卒業国向け援助を除く。

図表Ⅳ-28　地域別実績における主要DAC援助国（2008年）

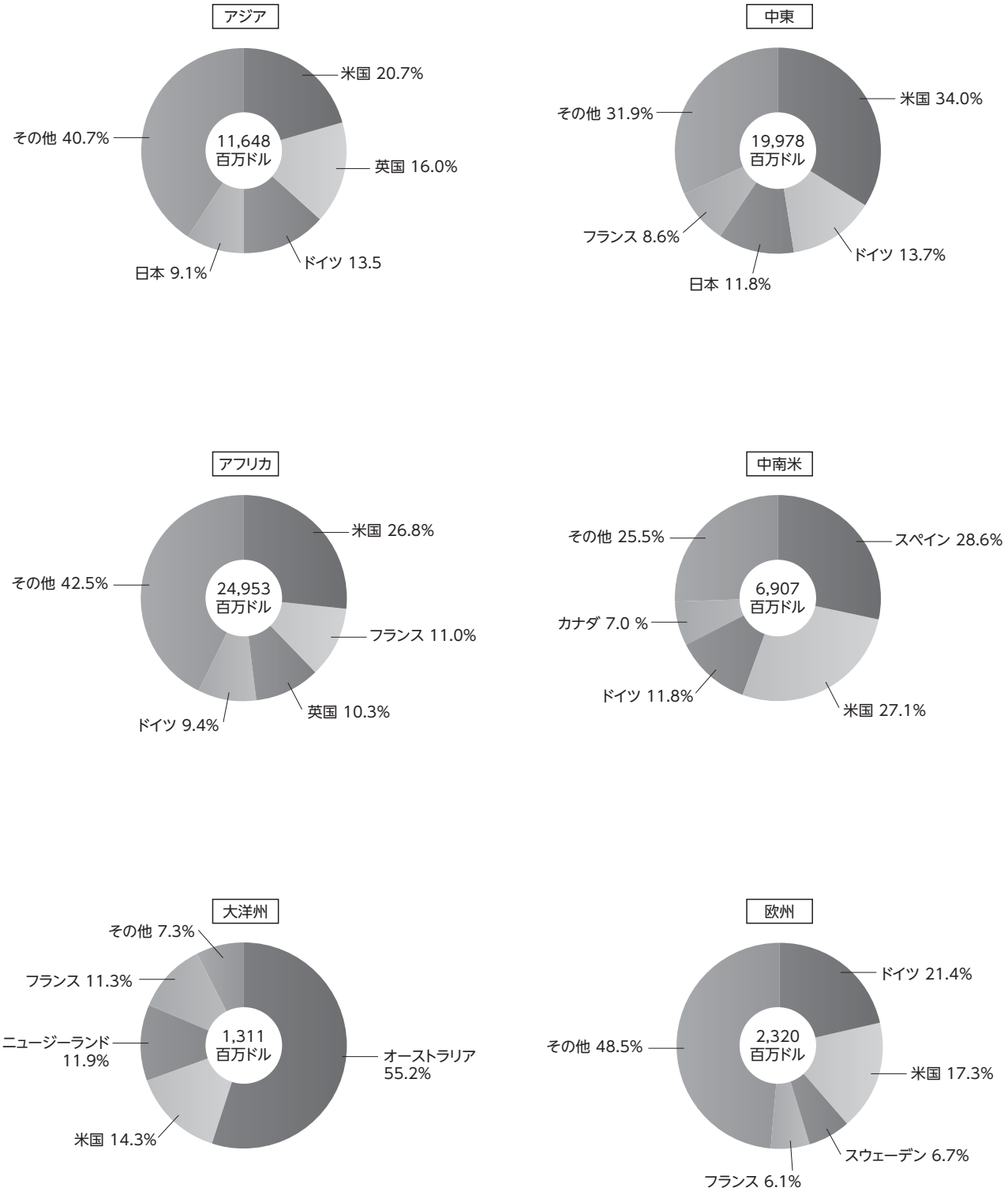

＊1　地域分類は外務省分類を使用。
＊2　グラフ内数値はDAC諸国の実績計。
＊3　東欧および卒業国向け援助を除く。

図表Ⅳ-29 DAC諸国の贈与比率

（約束額ベース、２か年の平均値、単位：%）

国名(＊1)	順位	2007/2008年	順位	2006/2007年
米国	1	100.0	8	99.9
カナダ	1	100.0	1	100.0
アイルランド	1	100.0	1	100.0
ルクセンブルク	1	100.0	1	100.0
オランダ	1	100.0	1	100.0
ニュージーランド	1	100.0	1	100.0
ギリシャ	1	100.0	1	100.0
オーストラリア	8	99.9	15	96.4
オーストリア	9	99.6	1	100.0
スイス	10	98.8	11	98.5
ベルギー	11	98.5	13	98.2
スウェーデン	12	98.4	10	98.8
デンマーク	13	98.2	9	99.3
フィンランド	14	96.1	14	96.9
ノルウェー	15	95.9	12	98.3
英国	16	93.1	17	94.0
イタリア	16	93.1	18	90.8
スペイン	18	85.5	18	90.8
ポルトガル	19	84.8	16	95.0
ドイツ	20	83.8	21	85.7
フランス	21	79.1	20	85.9
日本	22	43.4	22	52.2
DAC諸国平均		88.0		90.2

出典：2010年DAC議長報告
＊1　国名は2007/2008年平均における贈与比率の高い順。
＊2　債務救済を除く。

図表Ⅳ-30 DAC諸国の贈与額

（贈与による支出額、２か年の平均値、単位：百万ドル）

国名	順位	2007/2008年	順位	2006/2007年
米国	1	25,211	1	23,495
ドイツ	2	13,371	2	11,705
英国	3	11,008	3	11,685
フランス	4	10,371	4	10,709
日本	5	9,222	5	9,704
オランダ	6	6,749	6	5,989
スペイン	7	5,950	7	4,396
カナダ	8	4,472	9	3,923
スウェーデン	8	4,472	8	4,105
イタリア	10	4,447	10	3,870
ノルウェー	11	3,669	11	3,172
オーストラリア	12	2,783	13	2,383
デンマーク	13	2,731	12	2,466
ベルギー	14	2,197	14	1,983
スイス	15	1,848	16	1,653
オーストリア	16	1,795	15	1,672
アイルランド	17	1,260	17	1,107
フィンランド	18	1,063	18	897
ギリシャ	19	602	19	463
ポルトガル	20	469	20	418
ルクセンブルク	21	395	21	333
ニュージーランド	22	334	22	290
合計		114,415		106,413

出典：2010年DAC議長報告

図表Ⅳ-31　DAC諸国のグラント・エレメント

（約束額ベース、２か年の平均値、単位：%）

国名(＊1)	順位	2007/2008年	順位	2006/2007年
米国	1	100.0	1	100.0
英国	1	100.0	1	100.0
カナダ	1	100.0	1	100.0
オーストラリア	1	100.0	15	99.9
オーストリア	1	100.0	1	100.0
デンマーク	1	100.0	1	100.0
フィンランド	1	100.0	1	100.0
アイルランド	1	100.0	1	100.0
ルクセンブルク	1	100.0	1	100.0
オランダ	1	100.0	1	100.0
ニュージーランド	1	100.0	1	100.0
ノルウェー	1	100.0	1	100.0
スイス	1	100.0	1	100.0
ギリシャ	1	100.0	1	100.0
スウェーデン	15	99.8	1	100.0
ベルギー	16	99.7	16	99.6
イタリア	17	99	17	98.8
スペイン	18	95	19	95.2
ドイツ	19	93.5	18	95.7
フランス	20	91	20	93.7
日本	21	85.5	22	88.0
ポルトガル	22	81.8	21	90.3
DAC諸国平均		96.4		97.3

出典：2010年DAC議長報告
＊1　国名の順は指定暦年／指定暦年+1年平均におけるグラント・エレメントの高い順。
＊2　債務救済を除く。
＊3　グラント・エレメント（G.E.：Grant Element）：援助条件の穏やかさを表示するための指標。
商業条件（金利10%と仮定した場合）の借款をG.E.0%とし、条件（金利、返済期間、据置期間）が緩和されるに従ってG.E.の%が高くなり、贈与の場合はこれが100%となる。

図表Ⅳ-32　DAC諸国の二国間政府開発援助のタイイング・ステイタス

（約束額ベース、単位：%）

国名	アンタイド		部分アンタイド		タイド	
	2008年	2007年	2008年	2007年	2008年	2007年
英国	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
アイルランド	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ルクセンブルク	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ノルウェー	100.0	99.9	0.0	0.0	0.0	0.1
スウェーデン	99.9	100.0	0.0	0.0	0.1	0.0
デンマーク	98.5	95.5	0.0	0.0	1.5	4.5
ドイツ	98.2	93.4	0.0	0.0	1.8	6.6
スイス	97.3	99.7	0.0	0.0	2.7	0.3
オーストラリア	96.7	98.4	0.0	0.0	3.3	1.6
日本	96.5	95.1	0.0	0.0	3.5	4.9
オランダ	94.5	81.1	0.0	0.0	5.5	18.9
ニュージーランド	92.7	87.8	0.0	0.4	7.3	11.8
フィンランド	92.3	90.7	0.0	0.0	7.7	9.3
ベルギー	91.9	92.0	0.0	0.0	8.1	8.0
カナダ	90.8	74.6	1.3	0.1	7.9	25.4
オーストリア	82.3	86.6	0.0	0.0	17.7	13.4
フランス	81.9	92.6	0.0	0.0	18.1	7.4
イタリア	78.0	59.8	1.7	7.9	20.3	32.2
米国	75.0	68.5	0.0	0.0	25.0	31.5
スペイン	69.1	89.1	1.2	0.0	29.7	10.9
ギリシャ	37.9	42.3	0.1	10.4	61.9	47.4
ポルトガル	29.1	58.0	59.4	11.0	11.5	30.9
DAC計（平均）	87.3	84.6	0.2	0.2	12.5	15.2

出典：2010年DAC議長報告
＊1　四捨五入の関係上、合計が100%にならないことがある。
＊2　技術協力および行政経費を除く。

図表Ⅳ-33 主要DAC加盟国の政府開発援助の比較

	支出純額ベース		日本	米国	英国	フランス	ドイツ	イタリア	カナダ	DAC計
量的側面からの比較	政府開発援助実績総額（億ドル）									
	2008年（名目ベース）		96.0	268.4	115.0	109.1	139.8	48.6	47.9	1,215.1
	2009年（名目ベース）		94.7	286.7	115.1	124.3	119.8	33.1	40.1	1,195.6
	対GNI比（%）（2008年）		0.19	0.19	0.43	0.39	0.38	0.22	0.32	0.31
	（2009年）		0.18	0.2	0.52	0.46	0.35	0.16	0.3	0.31
	DAC諸国全体に占めるシェア（2009年、%）		7.9	24.0	9.6	10.4	10.0	2.8	3.4	100.0
	対前年名目費伸び率（2008→2009年、%）		-1.4	6.8	0.0	14.0	-14.3	-31.8	-16.1	- 1.6
	2008年の約束額（債務救済を含む）（億ドル）		207.8	346.8	119.8	160.1	180.5	56.5	55.2	1,573.6
	多国間援助のシェア（2007年～ 2008年平均、%）		27.2	12.1	39.3	38.8	35.2	64.8	26.6	29.2
	配分（2007年～2008年平均、%）	対LDCs	39.6	40.5	51.5	35.1	31.3	39.0	55.9	41.7
		対LICs	19.3	11.8	16.7	8.8	9.0	7.8	13.7	12.5
質的側面からの比較	約束額ベース（単位:%）									
	政府開発援助全体のグラント・エレメント（2007年～ 2008年平均、除:債務救済）		85.5	100.0	100.0	91.0	93.5	99.0	100.0	96.4
	二国間借款のグラント・エレメント（2007年～ 2008年平均、除:債務救済）		74.4	—	—	55.5	51.3	85.5	—	67.7
	二国間政府開発援助の対LDCsグラント・エレメント（2007年～ 2008年平均、除:債務救済）		98.7	100.0	100.0	97.0	100.0	98.7	100.0	99.4
	政府開発援助全体の贈与比率（2007年～ 2008年平均、除:債務救済）		43.4	100.0	93.1	79.1	83.8	93.1	100.0	88.0
	二国間政府開発援助の贈与比率（2007年～ 2008年平均、除:債務救済）		34.5	100.0	89.2	67.7	73.6	74.7	100.0	83.7
	二国間政府開発援助のタイイング・ステイタス（2008年）(*1)	アンタイド	96.5	75.0	100.0	81.9	98.2	78.0	90.8	87.3
		部分アンタイド	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	1.3	0.2
		タイド	3.5	25.0	0.0	18.1	1.8	20.3	7.9	12.5

出典：DAC議長報告、DACプレスリリース
＊1　二国間政府開発援助のタイイング・ステイタスは技術協力および行政経費を除く。
＊2　日本以外は暫定値を使用。
＊3　DAC計には韓国の実績を含む。

図表Ⅳ-34 主要DAC加盟国の二国間政府開発援助の分野別配分（2008年）

（約束額ベース、単位：%）

分野＼国名	日本	米国	英国	フランス	ドイツ	イタリア	カナダ	DAC平均
社会インフラ	17.4	51.8	42.4	29.7	35.6	24.1	41.9	39.2
経済インフラ	36.3	14.1	13.5	20.1	19.2	2.7	5.8	16.3
農業分野（食糧援助を除く）	5.8	5.1	1.2	5.6	1.9	3.2	7.1	4.3
工業等その他生産分野(*1)	9.3	3.9	5.6	10.8	9.5	12.5	8.3	8.0
緊急援助（食糧援助を含む）	1.9	14	8.5	0.2	2.7	5.4	9.2	7.7
プログラム援助等(*4)	29.3	11.1	28.8	33.6	31.1	52.1	27.7	24.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：2010年DAC議長報告
＊1　「工業等その他生産分野」には、「マルチセクター」を含む。
＊2　四捨五入の関係上、各分野の計が合計と一致しないことがある。
＊3　東欧および卒業国向け援助を除く。
＊4　プログラム援助等には、債務救済・行政経費等を含む。

図表Ⅳ-35　主要DAC加盟国の政府開発援助額に占める国際機関を通じた援助額の割合

（支出純額ベース、２か年平均、単位：%）

国名＼暦年	2002/2003年平均	2003/2004年平均	2004/2005年平均	2005/2006年平均	2006/2007年平均	2007/2008年平均
日　　本	28.3	31.2	26.1	27.3	30.7	27.2
米　　国	14.8	14.2	12.2	9.2	11.6	12.1
フランス	30.7	31.4	30.8	26.5	30.8	38.8
ドイツ	39.0	44.9	36.0	29.4	34.1	35.2
イタリア	56.6	63.9	60.6	51.1	57.0	64.8
英　　国	34.3	35.0	27.6	27.3	35.8	39.3
カナダ	29.4	27.9	24.1	27.9	26.8	26.5
DAC平均	28.9	29.9	26.7	24.6	27.9	29.2

出典：2010年DAC議長報告
＊　欧州復興開発銀行（EBRD）への出資・拠出額を除く。

第２節　DAC諸国の開発途上国への資金の流れ

図表Ⅳ-36　DAC諸国の開発途上国への資金の流れ（2008年）

（支出純額ベース、単位：百万ドル、％）

国名	政府開発援助	その他政府資金	NGO贈与	民間資金	総計	対GNI比
米国	26,842	-1,100	17,122	-28,781	14,084	0.10
ドイツ	13,981	-462	1,626	18,251	33,395	0.91
英国	11,500	-22	462	29,938	41,878	1.57
フランス	10,908	-229	0	29,962	40,641	1.44
日本	9,601	-1,986	452	23,738	31,805	0.63
オランダ	6,993	0	330	-21,345	-14,022	-1.61
スペイン	6,867	0	0	23,220	30,087	1.96
イタリア	4,861	408	105	207	5,581	0.25
カナダ	4,785	1,608	1,491	16,184	24,068	1.63
スウェーデン	4,732	31	25	1,108	5,896	1.22
ノルウェー	3,963	0	0	0	3,963	0.88
オーストラリア	2,954	59	670	314	3,997	0.43
デンマーク	2,803	-84	129	2,303	5,150	1.50
ベルギー	2,386	-138	361	1,816	4,425	0.89
スイス	2,038	0	398	10,487	12,923	2.68
オーストリア	1,714	103	137	9,348	11,302	2.82
アイルランド	1,328	0	273	4,500	6,101	2.71
フィンランド	1,166	22	13	-1,422	-221	-0.08
ギリシャ	703	1	2	460	1,166	0.35
ポルトガル	620	0	1	906	1,528	0.67
ルクセンブルク	415	0	11	0	426	0.99
ニュージーランド	348	8	48	29	433	0.38
DAC諸国計	121,505	-1,782	23,655	121,224	264,603	0.67

出典：2010年DAC議長報告
＊1　東欧および卒業国向け援助を除く。
＊2　四捨五入の関係上、合計が総計と一致しないことがある。
＊3　国名は、政府開発援助額の多い順。

図表Ⅳ-37 DAC諸国のNGOによる援助実績

区分	NGO自己資金(百万ドル)		政府開発援助実績(百万ドル)		NGO自己資金による比率		対NGO政府補助金(百万ドル)		政府開発援助に占めるNGO補助金(%)		国民1人当たりのNGO援助実績(ドル)		NGO援助実績に占める政府補助金(%)	
暦年 / 国名	2008	2007	2008	2007	2008	2007	2008	2007	2008	2007	2008	2007	2008	2007
オーストラリア	670	655	2,954	2,669	1: 4.4	1: 4.1	0	2	0.0	0.1	31.3	31.3	0.0	0.3
オーストリア	137	123	1,714	1,808	1: 12.5	1: 14.7	1	0	0.0	0.0	16.5	14.8	0.4	0.0
ベルギー	361	342	2,386	1,951	1: 6.6	1: 5.7	160	142	6.7	7.3	48.7	45.8	30.8	29.3
カナダ	1,491	1,355	4,785	4,080	1: 3.2	1: 3.0	24	20	0.5	0.5	45.4	41.6	1.6	1.5
デンマーク	129	94	2,803	2,562	1: 21.8	1: 27.3	185	162	6.6	6.3	57.0	46.6	59.0	63.3
フィンランド	13	20	1,166	981	1: 92.3	1: 48.8	11	8	0.9	0.8	4.4	5.3	45.8	28.2
フランス	0	0	10,908	9,884	—	—	51	51	0.5	0.5	0.8	0.8	—	—
ドイツ	1,626	1,271	13,981	12,291	1: 8.6	1: 9.7	0	0	—	—	19.8	15.5	—	—
ギリシャ	2	7	703	501	1: 382.2	1: 74.6	0	0	—	—	0.2	0.6	—	—
アイルランド	273	318	1,328	1,192	1: 4.9	1: 3.7	177	132	13.3	11.0	103.7	103.7	—	29.2
イタリア	105	63	4,861	3,971	1: 46.1	1: 63.0	0	0	—	0.0	1.8	1.1	—	—
日本	452	446	9,601	7,697	1: 21.3	1: 17.2	123	112	1.3	1.5	4.5	4.4	21.4	20.1
ルクセンブルク	11	8	415	376	1: 38.5	1: 44.3	6	33	1.5	8.7	34.3	89.6	35.9	79.5
オランダ	330	343	6,993	6,224	1: 21.2	1: 18.1	1088	864	15.6	13.9	86.0	73.6	76.7	71.6
ニュージーランド	48	50	348	320	1: 7.2	1: 6.4	20	21	5.7	6.6	15.9	16.9	29.1	29.7
ノルウェー	0	0	3,963	3,728	—	—	0	0	—	—	0.0	0.0	—	—
ポルトガル	1	2	620	471	1: 439.8	1: 292.3	7	3	1.1	0.7	0.8	0.5	—	65.6
スペイン	0	0	6,867	5,140	—	—	11	2	0.2	0.0	0.2	0.0	—	—
スウェーデン	25	78	4,732	4,339	1: 187.9	1: 55.9	267	234	5.7	5.4	31.6	34.0	91.4	75.1
スイス	398	294	2,038	1,685	1: 5.1	1: 5.7	65	60	3.2	3.6	60.1	46.6	14.0	17.0
英国	462	236	11,500	9,849	1: 24.9	1: 41.8	313	669	2.7	6.8	12.7	14.9	40.4	74.0
米国	17,122	12,161	26,842	21,787	1: 1.6	1: 1.8	0	0	—	—	56.3	40.3	—	—
DAC計(平均)	23,655	17,866	121,505	103,503	1: 5.1	1: 5.8	2,508	2,516	2.1	2.4	29.2	22.9	9.6	12.3

出典:2010年DAC議長報告
＊ NGO援助実績＝NGO自己資金＋政府補助金

第３節　DAC援助受取国・地域リスト

図表Ⅳ-38　DAC援助受取国・地域リスト（2009年）

（2009年実績に適用）

後発開発途上国（LDCs）（49カ国）		低所得国 1人当たりGNI ＄935以下	低中所得国 1人当たりGNI ＄936～＄3,705以下		高中所得国 1人当たりGNI ＄3,706～＄11,455以下	
アフガニスタン	トーゴ	ウズベキスタン	アゼルバイジャン	ドミニカ共和国	アルゼンチン	バルバドス(*3)
アンゴラ	ニジェール	ガーナ	アルジェリア	トルクメニスタン	アンギラ	フィジー
イエメン	ネパール	北朝鮮	アルバニア	トンガ	アンティグア・バーブーダ(*2)	ブラジル
ウガンダ	ハイチ	キルギス	アルメニア	ナミビア	ウルグアイ	ベネズエラ
エチオピア	バヌアツ	ケニア	イラク	ニウエ	オマーン(*2)	ベラルーシ
エリトリア	バングラデシュ	コートジボワール	イラン	ニカラグア	カザフスタン	ベリーズ
ガンビア	東ティモール	ジンバブエ	インド	パラグアイ	ガボン	ボツワナ
カンボジア	ブータン	タジキスタン	インドネシア	パレスチナ自治区	キューバ	マイヨット
ギニア	ブルキナファソ	ナイジェリア	ウクライナ	フィリピン	クック諸島	マレーシア
ギニアビサウ	ブルンジ	パキスタン	エクアドル	ペルー	グレナダ	メキシコ
キリバス	ベナン	パプアニューギニア	エジプト	ボスニア・ヘルツェゴビナ	クロアチア	モーリシャス
コモロ	マダガスカル	ベトナム	エルサルバドル	ボリビア	コスタリカ	モンテネグロ
コンゴ民主共和国	マラウイ		カーボヴェルデ	ホンジュラス	ジャマイカ	モントセラット
サモア	マリ		ガイアナ	マーシャル	スリナム	リビア
サントメ・プリンシペ	ミャンマー		カメルーン	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	セーシェル	レバノン
ザンビア	モーリタニア		グアテマラ	ミクロネシア	セルビア	南アフリカ共和国
シエラレオネ	モザンビーク		グルジア	モルドバ	セント・ヘレナ	
ジブチ	モルディブ		コソボ(*4)	モロッコ	セントクリストファー・ネーヴィス	
スーダン	ラオス		コロンビア	モンゴル	セントビンセント	
赤道ギニア	リベリア		コンゴ共和国	ヨルダン	セントルシア	
セネガル	ルワンダ		シリア	ワリス・フツナ	チリ	
ソマリア	レソト		スリランカ		ドミニカ	
ソロモン			スワジランド		トリニダード・トバゴ(*3)	
タンザニア			タイ		トルコ	
チャド			中国		ナウル	
中央アフリカ			チュニジア		パナマ	
ツバル			トケラウ諸島		パラオ	

出典：DAC資料
＊1　GNI値は2007年の数値。
＊2　アンティグア・バーブーダおよびオマーンは2007年に高所得国の基準を超えた。DACリスト改訂のルールに従い、2010年まで高所得国の基準を超えていれば2011年のDACリスト改訂の際に、卒業する予定。
＊3　バルバドスおよびトリニダード・トバゴは2006年、2007年に高所得国の基準を超えた。DACリスト改訂のルールに従い、2010年まで高所得国の基準を超えていれば、2011年のDACリスト改訂の際に、卒業する予定。
＊4　コソボのステータスに対してOECDは何ら法的な立場を示唆するものではない。

第4節 非DAC諸国・地域の政府開発援助実績

図表Ⅳ-39 非DAC諸国・地域の政府開発援助実績

（支出純額ベース、単位:百万ドル）

暦年 / 供与国・地域名	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
OECD加盟非DAC諸国					
チェコ	108	135	161	179	249
ハンガリー	70	100	149	103	107
アイスランド	21	27	41	48	48
韓国	423	752	455	696	802
ポーランド	118	205	297	363	372
スロバキア	28	56	55	67	92
トルコ	339	601	714	602	780
アラブ諸国					
クウェート	161	218	158	110	283
サウジアラビア	1,734	1,005	2,095	2,079	5,564
アラブ首長国連邦	181	141	219	429	88
その他援助国・地域					
台湾	421	483	513	514	435
イスラエル[a]	84	95	90	111	138
タイ	—	—	74	67	178
その他	22	86	121	188	343
合計	3,712	3,905	5,142	5,558	9,481
うち、二国間					
OECD加盟非DAC諸国					
チェコ	63	64	78	81	117
ハンガリー	35	40	84	33	15
アイスランド	16	20	28	37	36
韓国	331	463	376	491	539
ポーランド	25	48	119	156	84
スロバキア	11	31	25	28	41
トルコ	292	532	643	545	736
アラブ諸国					
クウェート	99	218	157	109	282
サウジアラビア	1,691	883	2,050	2,054	5,544
アラブ首長国連邦	181	141	219	429	88
その他援助国・地域					
台湾	410	465	494	495	407
イスラエル[a]	75	80	75	96	119
タイ	—	—	65	61	166
その他	2	23	43	89	123
合計	3,232	3,008	4,454	4,703	8,298

出典:2010年DAC議長報告

＊1　OECD非加盟のいくつかの主要な新興援助国の援助については、情報が公表されていないことから、当該援助額は含まれていない。

＊2　韓国は2010年1月1日から正式にDAC加盟。

＊3　イスラエル[a]:開発途上国からイスラエルに来た人々（多くは、内戦あるいは政情不安の経験を有する）、あるいは人道的・政治的理由により故国を離れて来た人々のための最初の年の生計を支えるために支出された金額を含む:2004年47.9百万ドル、2005年49.2百万ドル、2006年45.5百万ドル、2007年42.9百万ドル、2008年43.6百万ドル。

略語一覧

(注)本白書に掲載されていない略語も含む。

A

ACEF Asian Clean Energy Fund
アジアクリーンエネルギー基金

ACFA Accelerated Co-Financing scheme with Asian Development Bank
アジア開発銀行との円借款協調融資促進枠組

ADB Asian Development Bank
アジア開発銀行

ADF Asian Development Fund
アジア開発基金

AfDB African Development Bank
アフリカ開発銀行

AfDF African Development Fund
アフリカ開発基金

AfT Aid for Trade
貿易のための援助

AHLC Ad Hoc Liaison Committee
パレスチナ支援調整委員会

AMIS African Union Mission in Sudan
スーダン・ダルフールにおける停戦監視団

ANDS Afghanistan National Development Strategy
アフガニスタン国家開発戦略

APEC Asia-Pacific Economic Cooperation
アジア太平洋経済協力

ART Antiretroviral Therapy
抗レトロウィルス治療

ASEAN Association of Southeast Asian Nations
東南アジア諸国連合

ASEM Asia-Europe Meeting
アジア欧州会合

AU African Union
アフリカ連合

B

BEGIN Basic Education for Growth Initiative
成長のための基礎教育イニシアティブ

BHN Basic Human Needs
基礎生活分野

BOP Base Of the economic Pyramid
開発途上国・地域の低所得階層

C

CARD Coalition for African Rice Development
アフリカ稲作振興のための共同体

CARICOM Caribbean Community
カリブ共同体

CDM Clean Development Mechanism
クリーン開発メカニズム

CDP UN Committee for Development Policy
国連開発政策委員会

CGIAR Consultative Group on International Agricultural Research
国際農業研究協議グループ

CIF Climate Investment Fund
気候投資基金

CMI Chiang Mai Initiative
チェンマイ・イニシアティブ

CPA Comprehensive Peace Agreement
包括的和平合意(スーダン)

CSR Corporate Social Responsibility
企業の社会的責任

D

DDR Disarmament, Demobilization and Reintegration
元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰

DFID Department for International Development
国際開発省(英国)

DIAG Disbandment of Illegal Armed Groups
非合法武装集団の解体

DOTS Directly Observed Treatment with Short-course Chemotherapy
直接服薬指導による短期化学療法

DPA Darfur Peace Agreement
ダルフール和平合意

DPL Development Policy Loan
開発政策借款

E

E/N Exchange of Notes
交換公文

EBRD European Bank for Reconstruction and Development
欧州復興開発銀行

EcoISD Environmental Conservation Initiative for Sustainable Development
持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ

EEZ Exclusive Economic Zone
排他的経済水域

EFA Education for All
万人のための教育

EPA Economic Partnership Agreement
経済連携協定

ERIA Economic Research Institute for ASEAN and East Asia
東アジア・ASEAN経済研究センター

ESDA Enhanced Sustainable Development for Asia
アジアの持続的成長のための日本の貢献策

EU European Union
欧州連合

F

FAO Food and Agriculture Organization
国連食糧農業機関

FASID Foundation for Advanced Studies on International Development
国際開発高等教育機構

FTI Fast Track Initiative
ファスト・トラック・イニシアティブ

G

GAD Gender and Development
ジェンダーと開発

GDP Gross Domestic Product
国内総生産

GEF Global Environment Facility
地球環境ファシリティ

GNI Gross National Income
国民総所得

GRIPS National Graduate Institute for Policy Studies
政策研究大学院大学

GSP Generalized System of Preferences
一般特恵関税制度

H

HDI Health and Development Initiative
保健と開発に関するイニシアティブ

HIPCs Heavily Indebted Poor Countries
重債務貧困国

HPC Hiroshima Peacebuilders Center
広島平和構築人材育成センター

I

IAEA International Atomic Energy Agency
国際原子力機関

IBRD International Bank for Reconstruction and Development
国際復興開発銀行(世界銀行)

ICC International Criminal Court
国際刑事裁判所

ICFF Investment Climate Facilitation Fund
投資環境整備基金

ICRC International Committee of the Red Cross
赤十字国際委員会

ICT Information and Communication Technology
情報通信技術

IDA International Development Association
国際開発協会

IDB Inter-American Development Bank
米州開発銀行

IDEAS Institute of Developing Economies Advanced School
アジア経済研究所開発スクール

IDE-JETRO Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization
日本貿易振興機構－アジア経済研究所

IDP Internally Displaced Persons
国内避難民

IEA International Energy Agency
国際エネルギー機関

IFAD International Fund for Agricultural Development
国際農業開発基金

IFC International Finance Corporation
国際金融公社

IFFIm International Finance Facility for Immunization
予防接種のための国際金融ファシリティ

ILO International Labour Organization
国際労働機関

IMF International Monetary Fund
国際通貨基金

IOM International Organization for Migration
国際移住機関

IPCC Intergovernmental Panel on Climate Change
気候変動に関する政府間パネル

ITTO International Tropical Timber Organization
国際熱帯木材機関

J

JAIF Japan-ASEAN Integration Fund
日・ASEAN統合基金

JANIC Japan NGO Center for International Cooperation
国際協力NGOセンター

JBIC Japan Bank for International Cooperation
国際協力銀行

JICA Japan International Cooperation Agency
国際協力機構

JOCV Japan Overseas Cooperation Volunteers
青年海外協力隊

JPF Japan Platform
ジャパン・プラットフォーム

L

LDCs Least Developed Countries
後発開発途上国

M

MDGs Millennium Development Goals
ミレニアム開発目標

MDRI Multilateral Debt Relief Initiative
マルチ債務救済イニシアティブ

MEF Major Economies Forum
主要経済国フォーラム

MERCOSUR Mercado Común del Sur
南米南部共同市場

MIF Multilateral Investment Fund
多国間投資基金

MIGA Multilateral Investment Guarantee Agency
多数国間投資保証機関

N

NATO North Atlantic Treaty Organization
北大西洋条約機構

NEPAD New Partnership for Africa's Development
アフリカ開発のための新パートナーシップ

NERICA New Rice for Africa
ネリカ稲(ネリカ米)

NEXI Nippon Export and Investment Insurance
日本貿易保険

NGO Non-Governmental Organization
非政府組織

O

ODA Official Development Assistance
政府開発援助

OECD Organisation for Economic Co-operation and Development
経済協力開発機構

OECD-DAC Organisation for Economic Co-operation and Development-Development Assistance Committee
経済協力開発機構　開発援助委員会

OIE World Organisation for Animal Health
国際獣疫事務局

OOF Other Official Flows
ODA以外の公的資金

P

PA Palestinian Self-Government Authority
パレスチナ自治政府

PALM Pacific Islands Leaders Meeting
太平洋・島サミット

PDD Partnership for Democratic Development
民主的発展のためのパートナーシップ

PIF Pacific Islands Forum
太平洋諸島フォーラム

PKO Peacekeeping Operations
国連平和維持活動

PPP Public-Private Partnership
官民パートナーシップ

PRSP Poverty Reduction Strategy Paper
貧困削減戦略文書

PRT Provincial Reconstruction Team
地方復興チーム

S

SADC Southern African Development Community
南部アフリカ開発共同体

SICA Sistema de la Integración Centroamericana
中米統合機構

SPREP South Pacific Regional Environmental Programme
南太平洋地域環境計画

STEP Special Terms for Economic Partnership
円借款における本邦技術活用条件

T

TICAD Tokyo International Conference on African Development
アフリカ開発会議

U

UN United Nations
国際連合

UN/ISDR United Nations International Strategy for Disaster Reduction
国連国際防災戦略

UNCED United Nations Conference on Environment and Development
国連環境開発会議(地球サミット)

UNDCP United Nations International Drug Control Programme
国連薬物統制計画

UNDP United Nations Development Programme
国連開発計画

UNEP United Nations Environment Programme
国連環境計画

UNESCO United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization
国連教育科学文化機関

UNFCCC United Nations Framework Convention on Climate Change
気候変動枠組条約

UNFPA United Nations Population Fund
国連人口基金

UNHCR United Nations High Commissioner for Refugees
国連難民高等弁務官事務所

UNICEF United Nations Children's Fund
国連児童基金

UNIDO United Nations Industrial Development Organization
国連工業開発機関

UNODC United Nations Office on Drugs and Crime
国連薬物犯罪事務所

UNRWA United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East
国連パレスチナ難民救済事業機関

USAID United States Agency for International Development
米国国際開発庁

USP University of the South Pacific
南太平洋大学

V

VCT Voluntary Counseling and Testing
自発的エイズ検査

W

WASABI Water and Sanitation Broad Partnership Initiative
水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ

WFP World Food Programme
国連世界食糧計画

WHO World Health Organization
世界保健機関

WID Women in Development
開発と女性

WSSD World Summit on Sustainable Development
持続可能な開発に関する世界首脳会議

WTO World Trade Organization
世界貿易機関

用語集

アンタイド／タイド援助	アンタイド援助とは、物資およびサービスの調達先が国際競争入札により決まる援助のことをいう。タイド援助は、これらの調達先が、援助供与国に限定されるなどの条件が付くものを指し、日本語では「ひもつき」援助と訳されることがある。2001年に経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）で後発開発途上国（LDCs）向け援助のアンタイド化勧告が採択され（技術協力と食糧援助を除く、有償資金協力と無償資金協力が対象）、DAC加盟国に適用されている。2008年に同勧告の対象国がLDCs以外の重債務貧困国（HIPCs）にも拡大された。同勧告は、アンタイドの政府開発援助（ODA）を「ほぼすべての被援助国およびOECD諸国からの自由かつ十分な調達が可能な融資または補助金のことを指す」と定義している。また、OECDの輸出信用アレンジメントにおいては中進国向けのタイドも原則禁止されている。
援助協調	援助の効果を増大させるために、複数の援助国・機関（ドナー）が情報共有を行い、援助の戦略策定やプロジェクト計画・実施・モニタリング・評価などにおいて協力を行うこと。旧来の援助協調は、案件ごとのドナー同士の連携・調整に重点が置かれていたが、近年は、被援助国の開発政策に沿って、ドナーが共通の戦略や手続で支援を行う包括的な援助協調が、サブ・サハラ・アフリカを中心に、世界各国で進められるようになっている。
海外経済協力会議	日本の海外経済協力（ODA、ODA以外の公的資金（OOF）および民間資金の活用を含む）に関する重要事項を機動的かつ実質的に審議し、戦略的な海外経済協力の効率的な実施を図るため、内閣に設置された会議。内閣総理大臣（議長）、内閣官房長官、外務大臣、財務大臣および経済産業大臣を構成員とする。
技術協力	開発途上国の人々に対する技術の普及、またはその水準の向上を目的として技術の提供を無償で行う経済協力の一形態。
研修員受入事業	開発途上国において指導的役割を担うことが期待されている行政官や技術者などを日本あるいは第三国に招へいし、専門知識・技術の移転を図る研修事業。
第三国研修	研修員受入事業のうち、日本が開発途上国に移転した技術を、その国を通じて周辺国などに移転・普及させるための研修事業。
技術協力プロジェクト	一定の目標達成のため、必要とされる援助手法（専門家派遣、機材供与、研修員受入など）を柔軟に組み合わせて効果的な技術移転を実施する事業。
技術協力専門家派遣	日本から開発途上国へ専門家を派遣し、相手国の実情に即した知識や技術の移転を図る事業。
青年海外協力隊（JOCV：Japan Overseas Cooperation Volunteers）	開発途上国の要請に基づき、日本国内で募集・選考・訓練を行い、技術・技能を有する20歳から39歳までの日本の青年男女を、原則として2年間開発途上国に派遣する事業。
シニア海外ボランティア（SV：Senior Volunteers）	開発途上国の要請に基づき、日本国内で募集・選考・訓練を行い、豊かな職業・社会経験を持つ日本のシニア層（40～69歳）を1年ないし2年間開発途上国に派遣する事業。
基礎生活分野（BHN：Basic Human Needs）	食糧、住居、衣服など、人間としての基本的な生活を営む上で必要最低限の物資、保健、教育など。
キャパシティ・ディベロップメント（能力開発）	開発途上国自身が主体となって、自国が抱える課題に対処する能力を向上させる過程のこと。また、その過程を他者が支援すること。従来の人材育成の概念から発展し、個人の能力のみならず、組織、制度・政策、社会システムなどを含む多様なレベルの能力が総体として向上していく過程を指している。
国別援助計画	ODAの戦略性・効率性・透明性向上に向けた取組の一環として、被援助国の開発ニーズ（政治・経済・社会情勢）を踏まえ、当該国の開発計画や開発上の課題などを総合的に勘案して策定する日本の援助計画。5年間程度をめどに改定。

グラント・エレメント	援助条件の緩やかさを示す指標。借款の利率、返済期間、返済据置期間を反映しパーセントで表示される。DAC統計では、商業条件(金利10%と仮定した場合)の借款を参照条件としており、利率10%の借款はグラント・エレメント=0%、贈与はグラント・エレメント=100%となる。数字が高いほど緩和された条件が高いとされる。
現地ODAタスクフォース	2003年度から、開発途上国における日本の援助を効果的・効率的に実施するため、大使館を中心に、JICAなどの援助実施機関の現地事務所を主要な構成メンバーとして立ち上げられたタスクフォース。開発途上国の開発政策と援助政策の調和を図り、相手国政府との政策協議など、他ドナーとの援助協調、要望調査を通じた案件形成、実施監理などを実施している。
経済協力開発機構 開発援助委員会 (OECD-DAC:Organisation for Economic Co-operation and Development-Development Assistance Committee)	OECDにおいて、開発援助に関する事柄を取り扱う委員会。OECD加盟34か国のうち、23か国および欧州連合(EU)からなる。
交換公文 (E/N:Exchange of Notes)	日本政府と被援助国政府との間の合意事項を記した法的文書。日本では閣議決定が必要。有償資金協力(円借款)および無償資金協力などを供与する際に必要とされる。
国際協力機構 (JICA:Japan International Cooperation Agency)	国際協力事業団を前身とし、2003年10月1日に発足した独立行政法人。日本のODAの主な実施機関。2008年10月、これまで実施してきた技術協力に加え、国際協力銀行(当時)が担当してきた有償資金協力(円借款)が統合され、外務省が実施してきた無償資金協力業務の一部も移管された。これによって、3つの援助手法を一元的に実施する総合的な援助実施機関となった。
国際協力銀行 (JBIC:Japan Bank for International Cooperation)	2008年9月末まで、一般の金融機関と競合しないことを旨としつつ、日本の輸出入等の促進や国際金融秩序の安定への寄与、開発途上地域の経済社会開発などへの寄与を目的として、国際金融等業務および海外経済協力業務(円借款等)を実施してきた機関。2008年10月以降、国際金融等業務は、株式会社日本政策金融公庫に統合され、海外経済協力業務は、国際協力機構に統合された。なお、国際的信用の維持などの観点から、日本政策金融公庫では、「国際協力銀行」(JBIC)の名称が使用されている。
後発開発途上国 (LDCs:Least Developed Countries)	国連開発政策委員会(CDP:United Nations Committee for Development Policy)が認定した基準に基づき、国連経済社会理事会の審議を経て、国連総会の決議により認定された開発途上国の中でも特に開発の遅れた国々のことを指す。
債務救済	開発途上国の国際収支が悪化し、既存債務の支払いが困難になった場合、支払期限が到来したか、または将来到来する債務の支払いを猶予し、一定期間にわたる分割返済を認めたり(債務繰延:リスケジュール)、これを免除(債務免除または債務削減)すること。
サブ・サハラ・アフリカ	北アフリカ(モロッコ、アルジェリア、チュニジア、リビア、エジプト)を除く、サハラ砂漠以南のアフリカ。
政府開発援助 (ODA:Official Development Assistance)	⑴ ODAとは、一人当たりのGNIをもとにDACが作成する援助受取国のリストに掲載された開発途上国への贈与および貸付のうち次の3つの条件を満たすものを指す。 ①公的機関によって供与されるものであること。 ②開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的としていること。 ③ 有償資金協力については、その供与条件が緩和された条件のもの(グラント・エレメント(上記を参照)が25%以上)であること。 ⑵ ODAは、無償資金協力、技術協力、有償資金協力、および国際機関への出資・拠出からなる。
政府開発援助以外の公的資金 (OOF:Other Official Flows)	開発を主たる目的とはしない、グラント・エレメントが25%未満などの理由でODAとして適格ではない、開発途上国への公的部門による資金の流れなどを指す。輸出信用、直接投資、国際機関に対する融資などがこれに当たる。
政府開発援助大綱 (ODA大綱)	政府開発援助政策の根幹をなすものとして、政府開発援助の理念(目的、方針、重点)や原則などを定めたもの。1992年9月に策定されたものを、2003年8月に閣議決定により改定。

政府開発援助に関する中期政策(ODA中期政策)	ODA大綱に基づき、援助の指針を示したもの。旧ODA大綱下で1999年8月に策定された中期政策を抜本的に見直し、2005年2月に新ODA中期政策を策定した。ODA大綱のうち、考え方や取組などを内外に対してより具体的に示すべき事項を中心に記述している。ODA大綱の基本方針の一つである「人間の安全保障の視点」、4つの重点課題(「貧困削減」・「持続的成長」・「地球的規模課題への取組」・「平和構築」)、「効率的・効果的な援助の実施に向けた方策」の各項目を取り上げている。
卒業	DACが作成する援助受取国のリストから外れること。原則として世界銀行の融資基準で3年間高所得国(high income countries)に分類された国はリストから除外、すなわち「卒業」(graduate)することになる。リストは3年ごとに見直される。
南南協力	ある分野において開発の進んだ開発途上国が、別の開発途上国における同分野の開発を支援すること。
人間開発指数	国連開発計画(UNDP)により、各国の開発水準を人間開発の多様な側面に注目して測定することを目的につくられた指標。出生時平均余命、就学平均年数などをもとに算出される。
平和の定着	地域紛争の恒久的な解決のために、紛争が完全に終結する前から支援を行い、地域の安定および平和の萌芽を定着させること、具体的には①和平プロセスの促進、②国内の安定・治安の確保、③人道・復旧支援の実現を3つの柱としている。
無償資金協力	政府の決定に基づき、開発途上国が経済・社会開発などに寄与することを目的として、資機材および役務を調達するために必要な資金を、返済の義務を課さずに供与する経済協力の一形態。
一般プロジェクト無償	開発途上国が基礎生活分野、インフラ分野などで実施する施設整備、資機材の購入などに対する無償資金協力。
ノン・プロジェクト無償	貧困削減などの経済社会改革を実施している開発途上国による、国外からの資機材などの購入に対する無償資金協力。
紛争予防・平和構築無償	平和の定着、紛争の再発防止、さらには安定的な復興開発を図り、平和構築に貢献することを目的とする無償資金協力。多様化する平和構築事業に関する二国間および多国間援助を継続的かつ機動的に行うために、小型武器廃棄支援などのプログラム型事業に供与する。二国間および国際機関を通じた支援のいずれかの形態により実施。
草の根・人間の安全保障無償	開発途上国において地方自治体、NGOなどが実施する人間の安全保障の理念を踏まえた小規模な草の根レベルの事業に対する無償資金協力。
日本NGO連携無償	日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済・社会開発プロジェクト、緊急人道支援プロジェクトなどに対する無償資金協力。
人材育成支援無償	開発途上国の若手行政官などの育成支援に対する無償資金協力。
テロ対策等治安無償	開発途上国の経済社会開発に必要であり、また、日本の平和と繁栄にも直結するテロ・海賊対策など治安対策を強化するための無償資金協力。
防災・災害復興支援無償	自然災害に脆弱な開発途上国の防災対策や災害後の復興支援のための施設整備・修復に対する無償資金協力。
コミュニティ開発支援無償	貧困などに直面する開発途上国のコミュニティの総合的能力開発の支援を目的とする無償資金協力。
貧困削減戦略支援無償	貧困削減に取り組む開発途上国に対して財政支援を行う無償資金協力。
環境・気候変動対策無償	気候変動問題への取組を強化するため、開発途上国の温暖化対策などに関する政策・計画の策定や、政策・計画の実施のためのプロジェクトに対する無償資金協力。
水産無償	開発途上国の水産関連分野の経済・社会開発プロジェクトに対する無償資金協力。
一般文化無償	開発途上国における文化・高等教育振興、文化遺産保全などを目的として機材調達や施設整備などを支援するための無償資金協力。政府機関などを対象としている。

草の根文化無償	開発途上国における文化・高等教育振興、文化遺産保全などを目的として機材調達や施設整備などを支援するための無償資金協力。NGOや地方公共団体などを対象としている。
緊急無償	海外における自然災害および紛争の被災者や難民・避難民などの救援のために人道的観点から緊急に供与する無償資金協力。
食糧援助(KR)	食糧援助規約に基づき、食糧不足に直面している開発途上国に対し、穀物(コメ、小麦、トウモロコシなど)などを購入するために供与する無償資金協力。
貧困農民支援(2KR)	開発途上国の食糧自給のための自助努力を支援するため、農業機械、肥料などを購入するために供与する無償資金協力。
ミレニアム開発目標(MDGs:Millennium Development Goals)	国際社会が直面している困難に対して、国際社会全体が2015年までの達成を目指す8つの目標。目標には、極度の貧困と飢餓の撲滅、初等教育の完全普及、乳幼児死亡率の削減、妊産婦の健康改善、環境の持続可能性確保などがあり、その下には、具体的目標を設定したターゲットや指標などがある。毎年、国連はそれぞれの指標の進捗状況を報告書としてまとめ公表している。
有償資金協力	政府間の国際約束に基づき、低金利で返済期間の長い緩やかな条件で、開発途上国に対して開発資金を貸し付ける形態の援助。開発途上国に対する援助では、贈与に加え、借款を供与し、返済義務を課すことによって、その国の自助努力を一層促すことができる。日本は、供与相手国の所得水準など様々な要素を考慮して借款条件を決定している。

索引

あ

アジア欧州会合(ASEM) …… 66, 162
アジア開発基金(ADF) …… 134, 160
アジア開発銀行(ADB)
…… 81, 85, 103, 115,134, 160, 161
アジアクリーンエネルギー基金(ACEF) …… 81
アジア太平洋地域MDGsレビュー特別閣僚会合
…… 6, 7, 161
アジアの持続的成長のための日本の貢献策(ESDA)
…… 81, 115
アフガニスタン支援 …… 35, 46, 66, 67, 72, 75, 94
アフリカ稲作振興のための共同体(CARD) …… 59
アフリカ開発会議(TICAD)
…… 14, 15, 16, 54, 59, 90, 161
アフリカ開発基金(AfDF) …… 134, 160
アフリカ開発銀行(AfDB) …… 16, 134, 160
アフリカ連合(AU) …… 7, 161

い

一村一品キャンペーン …… 58
一般財政支援……148
一般特恵関税制度(GSP) …… 57, 183

え

円借款に関する本邦技術活用条件(STEP) …… 34
援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム……115
援助審査(ピア・レビュー) …… 23, 27, 161
エンブレイス(EMBRACE) …… 9, 10, 182

お

欧州復興開発銀行(EBRD) …… 38, 39, 134, 158, 190
オーナーシップ …… 13, 14, 59, 90, 114, 164, 171
温室効果ガス …… 61, 62, 82, 134, 175

か

海外経済協力会議……111
海外投融資…… 33, 35, 135
開発イニシアティブ …… 46, 57, 58, 182, 183
開発協力…… 13, 20, 21, 27,
28, 30, 31, 32, 33, 35, 64, 98, 111, 113, 118, 177
開発スクール(IDEAS) ……119
顔の見える援助 …… 34, 113, 118
革新的資金調達……8, 20, 22, 36, 162
カリブ共同体(CARICOM) …… 98
環境社会配慮ガイドライン …… 109, 121
菅コミットメント …… 8
官民連携…… 28, 34, 71, 81, 98, 114
官民連携推進等のための円借款の迅速化 ……114

き

気候投資基金(CIF) ……134
気候変動対策プログラム・ローン ……62, 156
気候変動枠組条約…… 61, 161, 182
基礎生活分野(BHN)…… 76, 82, 129, 148
緊急財政支援円借款……62, 156
緊急無償…… 59, 66, 85, 90, 99, 129, 149, 161

く

草の根技術協力…… 28, 65, 113, 114, 130
草の根・人間の安全保障無償
……114, 115, 122, 129, 155
グッド・ガバナンス ≫ （良い統治）
国別援助計画…… 23, 25, 26, 33, 45, 46, 76, 112, 113, 131, 166, 169, 178, 179, 180
クラスター弾に関する条約 …… 78
グローバル教育コンクール ……119
グローバルフェスタJAPAN ……120

け

経済協力開発機構開発援助委員会(OECD-DAC)
…… 23, 38, 39, 41, 42, 109, 118, 161
経済協力調整員…… 26, 112
経済産業人材育成支援事業……131
経済社会基盤… 56, 60, 70, 163, 164, 165, 173, 174
経済連携協定(EPA) …… 20, 57, 81
研究協力推進事業…… 57, 132
研修員受入事業……130
現職教員特別参加制度…… 49
現地ODAタスクフォース …… 26, 46, 112, 131, 178

こ

後発開発途上国(LDCs)
…… 57, 80, 90, 94, 137, 138, 166, 189, 193
国際移住機関(IOM)…… 72
国際海事機関(IMO)…… 73
国際開発協会(IDA) …… 134, 160
国際開発高等教育機構(FASID) ……118
国際開発省(英国) (DFID) …… 85, 115
国際開発(IDS)プログラム ……118
国際協力企画立案本部…… 23, 111
国際協力機構(JICA)…… 18, 21, 22, 23, 25, 26, 27, 28, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 46, 49, 53, 54, 60, 63, 65, 68, 81,105, 109, 111, 112, 113, 114, 115, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 125, 130, 131, 135, 161, 166, 177, 178
国際協力局(外務省) …… 23, 33, 111
国際協力銀行(JBIC)……33, 35, 69, 81, 111, 166
国際協力重点方針…… 45, 46, 111
国際協力人材センター ……118
国際協力について語ろう ……119
国際協力の日……120
国際緊急援助隊…70, 71, 85, 98, 130, 149, 150, 161
国際原子力機関(IAEA) ……133
国際獣疫事務局(OIE) …… 66, 68, 135
国際通貨基金(IMF) ……76, 135, 160, 183
国際農業開発基金(IFAD) …… 59, 161
国際農業研究協議グループ(CGIAR) …… 59, 134, 135
国際復興開発銀行(IBRD) …… 134, 160
国際保健政策2011-2015 …… 6, 9, 182
国際労働機関(ILO) ……75, 135
国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI) …… 60, 72
国連開発計画(UNDP)
…… 31, 47, 133, 152, 153, 155, 160
国連環境計画(UNEP) …… 133, 135
国連気候変動首脳会合…… 61
国連教育科学文化機関(UNESCO) …… 48, 133, 159
国連工業開発機関(UNIDO) ……133, 135, 159
国連合同エイズ計画(UNAIDS) ……135
国連国際防災戦略(UN/ISDR) …… 71
国連児童基金(UNICEF)
…… 2, 51, 54, 66, 103, 133, 159
国連食糧農業機関(FAO)
…… 59, 68, 75, 133, 135, 153, 159, 161, 162
国連人口基金(UNFPA) …… 2, 13, 51, 133, 159
国連世界食糧計画(WFP)
… 59, 68, 133, 135, 151, 152, 153, 154, 159, 160
国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)
……93, 122, 133, 159
国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)
……133, 152, 159
国連平和維持活動(PKO)…… 20, 133
国連防災世界会議…… 70, 71, 183
国連ミレニアム・サミット…… 3, 171
国連薬物犯罪事務所(UNODC) …… 72, 73
コミュニティ開発支援無償……129

さ

三大感染症…… 6, 9, 36, 66, 134, 182

し

ジェンダーと開発(GAD)イニシアティブ …… 47, 182
事業展開計画…… 23, 25, 45, 47, 112
市場経済化…… 82, 88, 106, 165, 174
自助努力支援…… 45, 164
持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ(EcoISD)
…… 175, 182
シニア海外ボランティア…… 84, 118, 130
自発的カウンセリングと検査(VCT)……171
社会インフラ …… 56, 76, 94, 148, 174, 189
ジャパン・プラットフォーム(JPF) ……113
重債務貧困国(HIPCs) …… 132, 183
省エネ …… 54, 81, 82, 115, 131, 132, 156, 175
情報通信技術(ICT) ……56, 103, 105, 155, 165, 174
食料安全保障…… 59, 68, 111, 131, 135, 161, 162
食糧援助(KR)
…… 68, 129, 148, 151, 152, 153, 154, 155, 189
新型インフルエンザ(H1N1)…… 9, 66, 149, 150, 161
人材育成支援…… 15, 95, 129, 131, 175

す

水産無償……129
スクール・フォー・オール(School for All)…… 6, 8, 11, 12
ストップ結核世界計画2006 ～ 2015年 …… 66

せ

政策研究大学院大学(GRIPS) ……118
成長加速化のための官民パートナーシップ …… 28, 114
成長のための基礎教育イニシアティブ(BEGIN)… 10, 48
青年海外協力隊(JOCV) …… 48,
49, 53, 65, 66, 101, 105, 108, 116, 118, 119, 130
政府開発援助以外の公的資金(OOF)
…… 20, 35, 57, 136, 174
政府開発援助関係省庁連絡協議会…… 111, 166
政府開発援助大綱(ODA大綱)
……26, 44, 45, 46, 47, 48, 77,
94, 109, 111, 113, 163, 168, 169, 171, 177, 179
政府開発援助に関する中期政策(ODA中期政策)
……26, 45, 46, 47, 113, 169
生物多様性条約……62, 63, 64, 86, 162, 182
世界エイズ・結核・マラリア対策基金(GFATM)
…… 9, 15, 51, 66, 67, 134, 162, 182
世界銀行防災グローバル・ファシリティ…… 71, 161
世界貿易機関(WTO) ……57, 183
世界保健機関(WHO) … 54, 66, 103, 135, 149, 160
世界水フォーラム ……54, 182
赤十字国際委員会(ICRC) ……134

た

太平洋環境共同体……102
太平洋諸島フォーラム(PIF) …… 102, 161
第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)
…… 14, 15, 16, 54, 59, 90

ち

チェンマイ・イニシアティブ …… 81
地球環境ファシリティ(GEF) ……134
中米統合機構(SICA) …… 98

て

テロ対策等治安無償 ……72, 129
テロの脅威に対処するための新戦略 ……75, 76, 85, 95

と

投資環境整備基金(ICFF)…… 81
東南アジア漁業開発センター(SEAFDEC)……135
東南アジア諸国連合(ASEAN)…… 49, 66,
73, 80, 81, 83, 110, 131, 133, 135, 139, 162, 165
ドーハ・ラウンド交渉(ドーハ開発アジェンダ) …… 57
鳥インフルエンザ …… 66

な

なんとかしなきゃ! プロジェクト …… 31
南南協力…… 23, 98, 164, 171

に

日本NGO連携無償 …… 28, 113, 114, 129, 155
日本センター …… 88
日本の教育協力政策2011-2015 …… 6, 10, 182
日本貿易振興機構(JETRO)…… 119, 132
日本貿易保険(NEXI) …… 35, 69
日本・メコン地域諸国首脳会議 …… 80, 81
人間の安全保障……6, 7, 8, 9, 10, 11, 14, 21, 29, 45, 61, 62, 75, 94, 102, 114, 115, 122, 129, 133, 155, 161, 164, 169, 170, 171, 181, 182, 183
人間の安全保障基金……75, 133

ね

ネリカ稲(ネリカ米) (NERICA)…… 59, 68, 172

の

ノン・プロジェクト無償
…… 129, 151, 152, 153, 154, 155

は

パリクラブ …… 76
犯罪防止刑事司法基金(CPCJF)…… 72
万人のための教育(EFA) …… 10, 48, 161, 182

ひ

兵庫行動枠組2005－2015 …… 70, 71
開かれた国益の増進 …… 18, 20
貧困削減戦略文書(PRSP) …… 26, 85, 112, 183

ふ

ファスト・トラック・イニシアティブ(FTI) ……11, 12, 48
プログラム・アプローチ …… 24, 25
文化無償……101, 129, 155
分野別開発政策…… 45, 46, 182

へ

米州開発銀行(IDB) ……134
平和構築委員会…… 74
平和構築人材育成事業……75, 162
平和と繁栄の回廊 …… 77
平和の構築
…… 44, 45, 74, 77, 94, 165, 169, 170,176, 177
平和の定着…… 14, 74, 85, 90, 98, 106, 165, 166

ほ

貿易のための援助(AfT) ……57, 183
防災協力イニシアティブ ……70, 172, 175, 183
防災・災害復興支援無償 ……129
法制度整備支援…… 60, 111, 130
「保健と開発」に関するイニシアティブ(HDI)…… 9, 51
母子保健
… 6, 7, 9, 13, 15, 51, 85, 93, 134, 151, 153, 182

ま

マルチ・バイ連携…… 28

み

見える化 …… 22, 24, 27, 30, 32, 120
水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ(WASABI)…… 54, 182
水の防衛隊(W-SAT) …… 54
「緑あふれるメコン(グリーン・メコン)に向けた10年」
イニシアティブ …… 80
南太平洋大学(USP) ……103, 105, 155
南太平洋地域環境計画(SPREP) ……103

ミレニアム開発目標(MDGs)
…… 2, 3, 4, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 13, 14, 15, 16, 21, 29, 34, 36, 49, 50, 51, 55, 59, 60, 68, 85, 90, 115, 161, 169, 171, 179, 182

む

無償資金協力実施適正会議……121
ムスコカ・イニシアティブ …… 7, 51
無税無枠措置…… 57

も

元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰(DDR)
…… 74, 165

ゆ

有償資金協力…… 24, 33, 84, 97, 111, 121, 122, 125, 126, 135, 156, 171, 181

よ

良い統治(グッド・ガバナンス) … 3, 14, 45, 60, 82, 164
横浜行動計画…… 14, 15

り

リプロダクティブ・ヘルス …… 4, 51, 133, 172
留学生受入…… 48, 131

れ

レアメタル …… 88, 98, 131

A

ACEF ≫ (アジアクリーンエネルギー基金)
ACFA ≫ (ADBとの円借款協調融資促進枠組)
ADB ≫ (アジア開発銀行)
ADF ≫ (アジア開発基金)
AfDB ≫ (アフリカ開発銀行)
AfDF ≫ (アフリカ開発基金)
AfT ≫ (貿易のための援助)
ASEAN ≫ (東南アジア諸国連合)
ASEM ≫ (アジア欧州会合)
AU ≫ (アフリカ連合)

B

BEGIN ≫ (成長のための基礎教育イニシアティブ)
BHN ≫ (基礎生活分野)
BOPビジネス…… 28, 33, 34, 35, 114

C

CARD ≫ (アフリカ稲作振興のための共同体)
CARICOM ≫ (カリブ共同体)
CGIAR ≫ (国際農業研究協議グループ)
CIF ≫ (気候投資基金)
COP10 ≫ (生物多様性条約第10回締約国会議)
COP15 ≫ (気候変動枠組条約第15回締約国会議)
CPCJF ≫ (犯罪防止刑事司法基金)

D

DDR ≫ (元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰)
DFID ≫ (国際開発省(英国))

E

EBRD ≫ (欧州復興開発銀行)
EcoISD ≫ (持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ)
EFA ≫ (万人のための教育)
EMBRACE ≫ (エンブレイス)

EPA ≫ （経済連携協定）
ESDA ≫ （アジアの持続的成長のための日本の貢献策）

F

FAO ≫ （国連食糧農業機関）
FASID ≫ （国際開発高等教育機構）
FTI ≫ （ファスト・トラック・イニシアティブ）

G

G8開発大臣会合 ……161
G8九州・沖縄サミット …… 51
G8北海道洞爺湖サミット …… 51, 54, 61
G8ムスコカ・サミット …… 6, 7, 16, 51, 90, 161
G8ラクイラ・サミット …… 59
GAD ≫ （ジェンダーと開発）
GEF ≫ （地球環境ファシリティ）
GFATM ≫ （世界エイズ・結核・マラリア対策基金）
Global Plan to Stop TB 2006 ～ 2015 ≫
（ストップ結核世界計画2006 ～ 2015年）
GRIPS ≫ （政策研究大学院大学）
GSP ≫ （一般特恵関税制度）

H

HDI ≫ （「保健と開発」に関するイニシアティブ）
HIPCs ≫ （重債務貧困国）

I

IAEA ≫ （国際原子力機関）
IBRD ≫ （国際復興開発銀行）
ICFF ≫ （投資環境整備基金）
ICRC ≫ （赤十字国際委員会）
ICT ≫ （情報通信技術）
IDA ≫ （国際開発協会）
IDB ≫ （米州開発銀行）
IDEAS ≫ （開発スクール）
IFAD ≫ （国際農業開発基金）
ILO ≫ （国際労働機関）
IMF ≫ （国際通貨基金）
IMO ≫ （国際海事機関）
IOM ≫ （国際移住機関）

J

JBIC ≫ （国際協力銀行）
JETRO ≫ （日本貿易振興機構）
JICA ≫ （国際協力機構）
JOCV ≫ （青年海外協力隊）
JPF ≫ （ジャパン・プラットフォーム）

K

KR ≫ （食糧援助）

L

LDCs ≫ （後発開発途上国）

M

MDGs ≫ （ミレニアム開発目標）
MDGs国連首脳会合
…… 6, 7, 8, 9, 10, 15, 29, 162, 182

N

NERICA ≫ （ネリカ稲、ネリカ米）
NEXI ≫ （日本貿易保険）
NGOアドバイザリー・グループ…… 28

O

ODAのあり方に関する検討…… 18, 19, 20, 21,
22, 23, 26, 27, 30, 33, 34, 45, 46, 111, 120, 161
OECD-DAC ≫ （経済協力開発機構開発援助委員会）

OECD外国公務員贈賄防止条約 ……122
OIE ≫ （国際獣疫事務局）
OOF ≫ （政府開発援助以外の公的資金）

P

PDCAサイクル …… 27, 33, 120
PIF ≫ （太平洋諸島フォーラム）
PKO ≫ （国連平和維持活動）
PRSP ≫ （貧困削減戦略文書）

R

REDD+パートナーシップ …… 61

S

SEAFDEC ≫ （東南アジア漁業開発センター）
SICA ≫ （中米統合機構）
SPREP ≫ （南太平洋地域環境計画）
STEP ≫ （円借款に関する本邦技術活用条件）

T

TICAD ≫ （アフリカ開発会議）
TICAD IV ≫ （第4回アフリカ開発会議）

U

UN/ISDR ≫ （国連国際防災戦略）
UNAFEI ≫ （国連アジア極東犯罪防止研修所）
UNAIDS ≫ （国連合同エイズ計画）
UNDP ≫ （国連開発計画）
UNEP ≫ （国連環境計画）
UNESCO ≫ （国連教育科学文化機関）
UNFPA ≫ （国連人口基金）
UNHCR ≫ （国連難民高等弁務官事務所）
UNICEF ≫ （国連児童基金）
UNIDO ≫ （国連工業開発機関）
UNODC ≫ （国連薬物犯罪事務所）
UNRWA ≫ （国連パレスチナ難民救済事業機関）
USP ≫ （南太平洋大学）

V

VCT ≫ （自発的カウンセリングと検査）

W

W-SAT ≫ （水の防衛隊）
WASABI ≫ （水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ）
WFP ≫ （国連世界食糧計画）
WHO ≫ （世界保健機関）
WTO ≫ （世界貿易機関）

国際協力に関する情報は外務省ホームページからご覧になれます。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html

携帯版ホームページはこちら。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/m

政府開発援助に関する情報をメールマガジンで配信しています。
バックナンバーをご覧になりたい方、配信をご希望の方はこちら。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/mail/index.html

2010年版政府開発援助（ODA）白書　日本の国際協力

平成23年4月15日発行

編　集　外　務　省
〒100-8919
東京都千代田区霞が関2-2-1
電　話（03）3580-3311（代表）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/

©2011 Printed in Japan

2010年版　政府開発援助（ODA）白書

日本の国際協力